

平成18年第2回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成18年6月5日

平成18年6月5日広陵町議会

第2回定例会会議録（初日）

平成18年6月5日広陵町議会第2回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成18年広陵町議会第2回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:06開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 4号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
4 報告第 5号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
5 報告第 6号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
6 報告第 7号	広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
7 報告第 8号	平成17年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告について
8 報告第 9号	平成17年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
9 報告第10号	平成17年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
10 報告第11号	平成17年度広陵町一般会計継続費繰越計算書
11 報告第12号	平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
12 報告第13号	平成18年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について

- 1 3 議案第 2 8 号 広陵町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 1 4 議案第 2 9 号 公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 1 5 議案第 3 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 1 6 議案第 3 1 号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
- 1 7 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度広陵町一般会計補正予算（第 1 号）

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から 1 9 日までの 1 5 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさように決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から 1 9 日までの 1 5 日間と決定いたしました。

なお、報告第 4 号から第 1 3 号までにつきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

議 長 次に日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

1 5 番 笹 井 君

1 6 番 竹 村 君

に指名いたします。

議 長 次に報告案件に入りますが、議案の朗読につきましては省略をいたします。

議 長 次に日程 3 番、報告第 4 号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは、報告第 4 号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましてご説明を申し上げたいと思います。議案書の 3 ページからでございます。

本改正分につきましては、1 6 ページにわたり、かなりのボリュームになっておりますので、別添資料で主な改正項目を要約をしておりますので、この資料に沿って概略をご説明申

申し上げますので、ご了承をいただきたいと思います。

ご承知のとおり、国の三位一体施策による税源移譲が図られようとする中で、個人住民税におきましても所得税とともに大きく制度改正がなされ、平成18年4月1日から施行される条文もあることから、今回やむを得ず専決処分とさせていただきましたので、ご了承をお願い申し上げます。

まず、税源移譲の基本となります税率であります。資料の6ページの税額速算表をごらんいただきたいと思います。

これまで、所得税の税率は10%から4段階、住民税の税率は5%から3段階になっておりましたが、改正後の所得税は5%から6段階に、住民税におきましては一律10%となり、内訳として町民税が6%、県民税は4%になり、単純に国庫補助負担金改革におけます影響額を比較いたしますと、県は1,000億円の減少、そして市町村は1,000億円の多く税源移譲されることになってございます。

なお、今回の改正につきましては、平成18年中の所得に対する平成19年の課税分からとなり、基本的には所得税、住民税を合わせて個人納税者の負担増を伴わないよう調整が図られているものでございます。

1ページに戻っていただきまして、分離及び譲渡所得に係る税率の課税についてでありますけれども、第53条の4、退職所得に係る所得割につきましては、平成19年1月1日以降の支払いに係るものについて、これまでの退職所得に係る特別徴収税額表を廃止し、改正後の税率によることとされました。

また、譲渡所得に係る税率につきましては、県分と市町村分との配分に変更はあったものの、個人納税者の負担増はないものでございます。一例を申し上げますと、長期譲渡所得に係る税率におきましては、これまで県分1.6%と市町村分3.4%、合わせて5%でございましたが、改正後は県で2%、市町村分で3%となり、合わせて5%の税率に変わりはございません。その他の税率変更項目についても、県分と市町村分合わせた率の変更はございません。

次に2ページに移らせていただきます。

第34条の5、調整控除の創設でございます。今回、税源移譲による改正につきましては、納税者の負担増を伴わないよう調整が図られることになっていることから、恐れ入りますが7ページの試算表をごらんいただきたいと思います。

主な改正項目の7ページでございます。この表は、世帯類型別に個人住民税調整控除額を

記した表でございます。一例を申し上げますと、独身の上段2行目、給与収入200万円の方の場合、これまでの所得税につきましては、表中ほど右で、所得税が6万4,000円、そして住民税が3万4,500円、合計9万8,500円となっておりました。移譲後につきましては、所得税3万2,000円、住民税6万9,000円で、合計10万1,000円となり、増額になるということでございます。その増額分を調整控除額2,500円を差し引くことによって、移譲前、移譲後の税額を一律にしようとするものでございます。各世帯類型別にごらんいただきますと、右の調整控除額の額につきましては、2,500円から1万6,500円の範囲において調整控除が必要となる所得階層となっております。

次に3ページに戻っていただきたいと思っております。

附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、所得税率の改正による税源移譲によりまして、所得税の住宅ローン減税による負担軽減額が減少するものを対象として、減少した金額を翌年度分の個人住民税から減額をされるものでございます。なお、この減額されました住民税につきましては、全額国費で補てんされることになってございます。

続きまして、附則第7条でございますが、個人の町民税の配当控除についても、県、市町村分の税率の変更はあるものの、合わせた税率においては変更がございません。

次に附則第21条、定率による税額控除の廃止でございます。定率減税におきましては、改正前の税率構造を前提として景気対策として措置されてきたことから、この廃止による税負担増は、今回の税源移譲等を考慮されているものではございません。影響額につきましては、平成18年度減税率7.5%において約8,000万円の増収、平成19年度の制度廃止によりまして8,000万円の増収が見込まれることとなります。

次に第34条の2でございます。地震保険料控除の創設でございます。近年の地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、平成20年度課税から掛金2分の1、最高2万5,000円まで所得控除として控除されることになりました。なお、18年12月31日までに締結した長期保険契約につきましては、従前のおり適用されることになっております。

次に均等割及び所得割の非課税基準についてでございます。

生活保護基準額を勘案いたしまして、平成18年度から引き下げられました。第24条、均等割における控除対象配偶者、または扶養親族の有する場合のみの加算額を17万6,000円から16万8,000円に、附則第5条、所得割においても、その加算額を35万円

から32万円に引き下げられました。

次に4ページでございますが、第34条の7、平成19年度より配当割株式等譲渡所得割に係る還付が発生した場合の充当規定の整備が図られ、町民税、県民税間の充当を可能とされることとなります。この体制においても、納税者の負担の増減はございません。

次に第95条、附則第16条の2、たばこ消費税であります。

現下の極めて厳しい財政事情にかんがみ、平成18年7月1日以後に売り渡した市町村たばこ税は、当分の間、製造たばこ1,000本当たり3,298円、旧3級品の製造たばこ1,000本当たり1,564円となります。この改正による影響額でございますが、約1,100万円の増収を見込んでおります。

次に固定資産税の改正趣旨について説明を申し上げます。

宅地の税負担につきましては、これまで課税の公平観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられてきたところでございますが、平成18年度の評価替を見ると、依然ばらつきが残っている状況にあることから、平成18年度から平成20年度までの税負担の調整措置については、負担水準が高い土地につきましてはこれまでの制度を継続する一方、負担水準が低い土地につきましては制度を簡素なものとしながら、負担水準の均衡化を促進する措置が講じられたものでございます。

まず、附則第12条でございます。住宅用地以外の宅地や工場、店舗等、いわゆる商業地等の宅地につきましては、イの負担水準が70%を超える場合は、当該評価額の70%を課税標準額としております。ロの負担水準が60%以上70%以下は、前年度の課税標準額を据え置くこととしています。ハの負担水準が60%未満のものについては、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額としています。この場合、60%を上回れば60%相当額となります。この条文改正により、本町のイに該当する土地につきましては37%、ロに該当する土地につきましては62%、ハに該当する土地は1%となっております。

次に同条の住宅用地につきましては、イの負担水準が80%以上のものは前年度の課税標準額を据え置くこととしています。また、ロの負担水準が80%未満のものについては、前年度課税標準額に、今年度、本来の課税標準額の5%を加えた額としています。この場合、80%を上回れば80%相当額となります。この条文改正により、本町のイに該当する土地につきましては93%、ロに該当する土地につきましては7%となっております。

次に5ページ、附則第10条の2、固定資産における耐震改修促進税制の創設でございま

す。昭和57年1月1日以前からある住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう、1戸当たり工事費30万円以上の一定の改修工事を施した場合に、その旨を記載した証明書を添付し、改修完了後3カ月以内に町に申告した者に限り、平成18年1月1日から平成21年12月31日までの改修は3年分、平成22年1月1日から平成24年12月31日までの改修は2年分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの改修は1年分について、1戸当たり120平米分の固定資産税が2分の1に減額されることとなります。

最後に、今回の調整措置により、附則第13条の3、価格が著しく下落したときに対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の各条文による特例措置は廃止されたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 大変たくさんの項目についての改正だったわけですがけれども、まずこの改正が広陵町の方にどういう形で伝えられて、それから改正に伴う実務についてかなりたくさんの負担があると思うんですけれども、そのあたりの日程的な点でどうなのかということですね。最近、国の方のいろいろな制度改正が急にやってきて、本当に職員さんの方は大変な思いをあちこちでされているわけですがけれども、そういう点において今回の本当に広範囲にわたる大きな税改正だったんですけれども、これに伴う職員さんの負担等についてどのような状況なのかについて、まず1点教えていただきたいなというふうに思います。

それから、順を追って質問をしたいと思いますが、今回は町民税、県民税の方が一律の率になったということで、その分は所得税の方に転嫁されていくので、全体として負担の増減はないということなんですけれども、しかし税法上の考え方といたしましては、やはり所得のランクによって市町村民税も今までは負担比率が段階によって変わっていたのが、今回、一律になるということは、税の考え方としては、やはり所得に応じた、能力に応じた税の配分をすべきでないかという点から考えますと、ちょっと外れているなということになるわけですがけれども、このような考え方についてはどのように考えておられるのかということについて、まず一つお聞かせいただきたいと思います。

それから、二つ目なんですけど、第53条の4で、退職所得に係る特別徴収税額表を廃止

したことによる影響額はどのように見込まれるのか。退職所得といたしましたら、サラリーマンがとりわけ多いわけですが、そういう部分についての影響額についてどのように見込んでおられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、定率減税の控除の廃止ということは、本当に先ほどの説明でも、2分の1で8,000万円ですから、全部で1億6,000万円の影響があるということになりますから、本当に大きな住民負担になるというふうに思うんですけれども、これについて、やはり住民の景気がよくなっていると言われてはいますが、大変、大企業の一部だけで、それも本当に労働者の方に反映されているかという、そういうこともなかなかできていない状況の中で、この約束違反の定率減税の控除の廃止について、町民に対する影響はどのようになると考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、地震保険料控除の創設なんですけれども、新たに創設されたということはいいいとは思いますが、そしたら地震保険に入っておられると、これは火災保険とセットでないといけないと思いますが、入っておられるという対象は何パーセントぐらいと見込んでおられるのか、そして影響額についてどのように試算されているのかということもお聞きしておきたいと思います。

それから、たばこ税の増税の目的はどこにあったのかと。とりあえず財源を確保するということなのかどうかという点も確認しておきたいと思います。

それから、土地に係る固定資産税の税負担の調整措置なんですけれども、これについて、先ほどパーセンテージを報告していただいたわけなんですけれども、これは4年ぐらい前になるんでしょうか、負担水準70%に、評価額の70%にしていくと。それも12年かけて段階的に調整するんだということで、大変な大幅な固定資産税の負担増が行われてきたわけですが、ところが、今回これを見ますと、その負担増にとどまらず、70%を超える評価額に対して課税をしていくということになるわけです。さらに、特に住宅用地に係る改正点なんですけど、口の部分で言えば、80%も70%目標達成していたとしても、80%以下の部分については、これは当該年度の評価額に5%足しなさいということですから、どんどん地価が下落しながらも、固定資産税が値上げ、負担増になっていくという状況が見えてくるわけなんですけれども、これについてはどのような実態になると把握されているのか、そしてその影響についてどのように考えておられるのかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

固定資産税の耐震改修促進税の創設についてですけれども、これは昭和57年1月1日以

前から建っているという建物ですけれども、これを控除を受けようとするれば、やはりまず最初に耐震の測定をしなきゃいけないと思うんですが、それで国からの補助金、また県、町の補助金も出るわけなんですけれども、それについての手続を踏まえて改修をするということなんですけれども、これ耐震基準を純粹に考えれば、昭和57年以前でなければいけないという、その物差しの置き方がわからないわけですが、新しい、最近のはとりわけ耐震の強化ということについては、各メーカーが本当に競い合って対応しているので大丈夫だろうと思うんですけれども、この昭和57年という設定についてはどのように考えたらいいか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、ちょっと外れるんですけれども、この耐震調査のときにはアスベスト調査もしてほしいということで、検討するという回答もいただいていたんですが、前の3月、その前ぐらいだったでしょうか。アスベストの調査については、耐震調査とあわせて、広陵町として取り組んでいただけるのかどうかという点もこの場で確認をさせていただきたいと思います。

あと、ここに出てないんですが、自動車税の制限税率、これは軽自動車じゃないからかな。まあいいです、それは。

以上です。

議 長 答弁願います。 総務部長！

総務部長 たくさんのご質問をいただきましたですけれども、順を追って答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、改正による事務量、そして職員の体制でございますけれども、今回の改正につきましても、所得税法の改正等々によりまして、国の方から準則が流れてきております。今回の改正につきましても、18年4月1日改正のもの、そして19年1月1日改正のもの、そして20年改正のものと、いろんな形で、この改正につきましても2条立てで専決処分をお願いをしたところでございます。準則に従って今回すべてを改正をすることが最も合理的、そしてまた時間的にも軽減が図れるのではないかというふうな観点で、担当課としても今回の準則を参考に、税条例のすべての条文について専決処分をお願いをしたところでございます。これに係る大きなウエートはなかったというふうに認識をしております。

それから、住民税、いわゆる地方税の一律10%でございますが、こうした税の改正につきましても、三位一体の改革によりまして、いわゆる財源移譲というところからこうした税率がなされたところでございます。全国には地方合わせてかなりの団体がございますけれども、それぞれ財政事情、そしてまた規模等が変わってまいります。地方にできることは地方にと

いうふうな改革の中で、いわゆる過疎地におきましても財源が確保できるようなシステムに改正がなされたというふうな認識をしております。当然、都会的な町につきましては、今回の税源移譲でかなりの減収になることも予測されますけれども、地域のおくれのあるところは独自の力を出せるというふうな観点で税率が定められておるといふふうに認識しております。

それから、退職金の税率でございますけれども、これまた10%、今までの特別徴収税額表から脱し、今回、退職手当につきましても一律の10%の税額に置きかえられたというものでございます。それから（「退職所得による影響額」の声あり）影響額につきましては、少し試算を、現在、資料を持っておりませんので、少し時間をいただきたいというふうに思っています。

定率減税につきましては、18年度で8,000万円、いわゆる19年度で8,000万円の増収見込みとなるわけでございますが、これらは今回の税源移譲とは関係なく、いわゆる景気対策費用に伴い、当分間の税金の軽減措置だということでございます。近年の景気の緩やかな改善が見られた折に、こうした特別の間において定率減税を実施してきた、そういった内容を廃止された状況になりました。これは増税というふうな認識じゃなくて、これまた約束違反というような形じゃなくて、本来、約束をお守りしたというふうな定率減税の廃止というふうな受け取っております。

地震保険におけます対象でございますけれども、大きくは影響額は試算をしておらないわけですが、所得控除でございますので、1万円の最高限度額が2万5,000円まで引き上げられたということで、1万5,000円の引き上げ控除があるわけでございますので、税金にして1,500円程度の影響かなというふうに思っております。現在、損害保険料の対象となる納税義務者は拾っておりませんけれども、恐らく世帯主1戸当たり、当然、家屋というものの保険は入っておられるというふうに思っております。全世帯が火災保険、地震保険に入っておられるというふうなこともないかなとは思いますが、総じて1万世帯でございます。

それから、たばこ税でございますが、これはやはり財源確保というふうな観点で、当面の間、たばこ税につきましては税率の引き上げがされたというものでございます。影響額につきましては、本町の場合1,100万円と、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、固定資産の調整負担でございますが、水準負担でございますが、宅地につきましては下落になっておることも事実でございます。今回の改正によりまして、実質は70%、

80%というふうな評価の掛け率になってございますけれども、土地につきましては、結果的には影響額で1,430万円の減収となります。こうした状況の中で、改正が行われたとしても、土地につきましては3年に一度の評価替、こういったことにつきましては減収の要因というふうにも考えられておるわけでございます。景気浮揚に伴って土地の価格も上がることを期待するものでもございます。

それから、昭和57年1月1日以前の建物につきましてはの改修でございますが、新建築基準法に伴う以前の建物につきましては、今回、耐震補強といった形で補助制度、あるいはまた税額控除というものが創設されたところでございます。新しい建築基準法のもとでは、こうした強度が図られた建物の内容となっておりますので、その以前に建てられた建物につき、早く改修工事をすれば長い期間、遅れば短い期間ということで、安全性を追求をした、そうした創設にもなっております。老朽化した家屋につきましては、補強工事を促進するという意味におきましても税金の控除がなされる、そしてまた本町における耐震補強の補助制度も活用していただき、そうした安全な快適な生活ができる住宅に改造をしていただこうと、こういう促進の意味もございます。

以上、私の方からの答弁にかえさせていただきます。

アスベスト調査の確認等につきまして、吉村部長、済みません。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 アスベスト調査について、耐震調査とあわせてという話が、さきの議会においてなされました。その後、環境省等いろいろと調査をされる中で、いわゆるアスベストの検査の実態が、なかなか機械の読み取りとか、検査する資格の人員の絶対的な不足ということで、現場で大変苦慮されておると。今現在、環境省の方で、マニュアルをちゃんと整備をして同じ調査をしたときに、より精度の高い調査結果を求められるために、その辺の整備をされております。その状況をもう少し見守ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議 長 ほかに質疑は。 12番議員！

12番議員 余りかみ合った答弁になっていなくて、ちょっと残念に思うわけですが。

やはり今の時代、本当に地方がはっきりと住民の立場で物を言うということが、本当に大切だというふうに思います。

余談にはなりますが、この前、2日の日に、合併の、議長とか町長さんとか出席された説明会に行きましたけれども、最後に総務部長さんの方から、本当に知事会から国に頼んでも

なかなか難しくなってきた。また、それで町長さん、市長さんやら議長さんとか東京に集まってもらってお願いしても、なかなか厳しくなってきた。もう地元の国会議員の先生にも頼んでくださいよと、そこが大きなかぎになってきますよというような、そんな話が飛び出すような、本当に地方にとっては厳しい、ますます厳しい状況に置かれてきているというふうに私も実感をしたところでございます。

ですから、例えばこのような実務の問題、本当に大変な作業量を伴うと思うんですが、そういうこと一つについても、率直にやはり国の方に言っていくべきではないか。本当に最近の制度改正のやり方を見ていると、福祉の問題につきましても、こういう税の問題につきましても、余りにも短期に頻繁に連発し過ぎるというふうに思えてなりませんので、私はそういう点についても、一番苦労されている職員さん、はっきりと物を言っていただきたいという願いを込めて質問をいたしたわけでございますから、今後そのようなことも頭に置きながら頑張っていたきたいなというふうに思います。

それから、私は、地方税の方の町民税とか県民税の一律のパーセンテージというところが気になるのは、今回は所得税と相殺という形で負担増にはならないわけですがけれども、将来やはり地方財政が大変だから地方の方で財源確保せよというような形で地方税の税率をアップされると、低所得の方々が本当に生活が大変になってしまうということを危惧せざるを得ないというふうに思うんです。ですから、本来、所得にスライドさせて能力に応じた税の徴収をすべきところを、地方税が一律になったということについては、今回、影響がないものの、危惧をせざるを得ないという点を指摘をしておきたいというふうに思います。

それと、これに対して、財源確保の中で減収になるところもあるということですが、広陵町にとったらどのような状況になるのか。減収になるのか増収になるのか、そういう点も数字の方お持ちだと思いますので、明らかにしておいていただきたいと思います。

退職所得のところはまだ出てないようですので飛ばしますが、また試算をしておいていただきたいし、総務委員会に報告できればしていただきたいなというふうに思います。

それから、定率減税の廃止なんですけど、これは創設するとき恒久減税だということを国会の中で約束しながら、今回、恒久減税でないという形で廃止をしていくということについては、やはり私は与党の公約違反だということを指摘せざるを得ません。そういう面を言いまして、これが金額的にも一番大きな問題だと思うんですね、金額で。ですから、やはり今ますます住民負担が多くなってきている中で、一層、住民の手にする、本当に実質の手取り所得を大きく減らすものだというので、大変、景気の問題にも影響を与える大きな問題

だと思っんです。そういう点は重々理解されていると思っんですけれども、あとの問題もいろいろとありますが、やはりトータルとして大変大きな住民にしわ寄せが来ると、今回の税改正が。改善されたところは微々たるところで改善されていますけれども、そういう内容のものだと思います。こういう住民に今回の税改正が与える影響について、これは町長の方でどのように考えてどのように対応していただけるのか、その点をまとめてご答弁お願いをしたいと思っんです。

それから、地震保険控除の創設については、大体、火災保険とか入っておられる方の4割を切っているんじゃないかと、地震保険の場合、言われていますので、大変、中途半端な状況ではないかと思っんです。それで、あとの減税の方と連動するわけですが、固定資産の耐震促進税率の創設されたことは結構なんですけど、昭和57年1月1日以降でも、やはり耐震性で強度がないと、弱いという、そういう建物については、やはり控除して震災に備えていくという姿勢が必要だというふうに思っわけですが、どちらをとっても、大変、震災対策としてはちょっと矛盾しているというか、脆弱なような気がしますけど、この点についてどのようにお考えいただいているのかということもお聞きしたいと思っんです。

それから、均等割、所得割の非課税につきましても、これも税負担になってくるわけですね。これのちょっと影響額について先ほどお聞きしなかったんですけど、わかっていたらお聞きしておきたいと思っんです。これは全世帯についての大きな影響で、額も結構大きな影響になるのではないかと危惧するところですので、お願いしたいと思っんです。

それから、たばこ税の目的は財源の確保ということをおっしゃったわけですが、国会の議論の中でも、やはり財源の確保ということが明確になっているんですけど、与党の公明党の方が、子供の何資金でしたか、児童手当拡充の財源としてこのたばこ税の増税をしろということで、国会の中でもそれはおかしいと、このたばこ税を特定財源化すべきでないという、こういう議論も大いに交わされたそうなんですけど、やはり押し切られたという形で、問題を残した増税になっているわけなんです。

たばこ税を増税するというならば、本来の目的からすれば、やはり喫煙被害を食いとめるための対策の一環として、総合的な対策の一環としてなされるべきはずですが、今回はそのような特定財源化を目指したような形でのたばこ税の増税については大きな問題を抱えているということ、これも指摘せざるを得ない状況でございます。

それから、住宅用地に係る固定資産税の調整措置なんですけど、土地の下落がやはり大変大きい中で、何とか固定資産税の税収に歯どめをかけようというような形でされていながら、

まだ実際はそれに追いつかずに減税になるということなんですけれども、本来的に言えば、やっぱり固定資産税7割、言うたら評価額の負担水準7割に上げてとか、そういうような状態自体が、本当に、私、いろいろな国の状況も詳しくないわけなんですけれども、土地に固定資産税をかけるというところもそれほどないというようなことも聞いているわけですが、固定資産税のあり方、本当に大きな問題がありますが、そういうこと抜きにしても、やはり口の部分の当該年度の評価額に住宅用の特例率を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とするということは、増税ということは否定できないという状況なんですけれども、そのところは正確に見ていただいて、影響額も試算すべきではないかと。金額は少ないですけど、7%ですから対象者が少ないと思いますが、しかしやはり何かれと大変な増税の中で、固定資産税も大きな重荷になっている中で、この点もきちっと認識をしていただく必要があるし、増税という認識ですね、そういう点についても再度この点どのように考えておられるのかということもお聞きしたいと思います。

以上です。

議長 答弁願います。 総務部長！

総務部長 大変な、いわゆる住民負担を伴うような改正ではないかというふうな考え方もあろうかと思えます。当然、三位一体改革による地方財政に与える影響、こういったものも十分認識した中で財政運営をやっていかなければいけない、そしてまた法を守っていかなければいけないという任務になるわけでございます。当然、税制が改正されましたら、その税制に準拠して改正をせざるを得ないというふうな条文もございまして、何としましては、一部は住民の皆さん方に負担を申しつけるというふうなことも考えられるわけでございますが、どうも真の地方分権の実現に向けてのアピール、こういったことにつきましては、この5月30日にも奈良県の自治体代表者会議、知事を初め、議長様を初め、そして町村会長様を初めとする、こうした真の地方分権を現実に向けて共同的にアピールをしていただいております。

国、地方とも、長期債務残高が累高しておりまして、国、地方を通じた行政サービスの見直し、こういったものも行いながら受益と負担の均衡を図る、こういうことが極めて重要であるというふうなことをしながら、地方財政の自立を高めていこうという思いでこの実現のアピールもしていただいております。行政サービスの大半を地方が担っておるというふうな状況の中で、地方が既に国を上回るペースで歳出削減努力をしているというふうなことについても、強く国の方へこうした団体から言っていただいております。三位一体

に係る共同アピールにつきましては、そうした政治的運動もなされているようでございます。我々としては、この法を守り、そして税金を少しでも公平に課税するべく、法を守った中でこういう措置を今回お願いをしておるわけでございます。具体的には法に係るご質問もあったわけですけれども、こうした税の準則に伴う改正点については、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、均等割、所得割に非課税基準となるべく18年度からの影響額、これにつきましても若干の減額でございまして、これに伴う課税に値する世帯が何世帯が発生するかというふうな状況につきましても、精査をさせていただきたいというふうに思っております。若干でございすけれども、該当する方がおられるという状況ではあるわけでございますが。

それから、今回の税率の改正等々によります影響額でございまして。広陵町に今回の税改正に伴いましてどれだけの影響があるのかというふうなことにつきましても、かいつまんで申し上げたいと思います。

まずもって、定率減税の控除前の税額でございすけれども、今回の税源移譲によりまして18年度と19年度の収入に影響を与えてまいります。18年度の住民税額が18億円等に試算しております。税改正後は19億5,000万円、いわゆる1億3,900万円程度の税金が増収になるという見込みでございす。それから、この制度改正によりまして、分離所得につきましては約500万円の税額が減少になるという状況でございす。そういったことから比較いたしますと、1億3,400万円程度の増収が図られるのではないかなという思いでございす。

そして、この改正につきましては、控除もしないという改正がございす。税額控除につきましては、いわゆる税率が減少したことによりまして、控除を50万円しない、50万円の影響額がプラスとなってあらわれてまいります。それから、定率減税をしないということですので、8,000万円の増収を値することになります。それから、配当割、譲渡割控除については、20万円をしないということプラス要因になります。それから、18年度で既に改正が済んでおるわけですけれども、65歳以上の特例控除、いわゆる3分の2減額という形のものでございすけれども、3分の2の減額を3分の1の減額、そして減額をしないというふうな特例でございすけれども、これをしないことによつて60万円の減額ができず、収入の増という現象になってあらわれます。

そういったことから、先ほどの1億3,500万円に加えまして約8,100万円程度の増収があるわけでございす。したがいまして、影響額ということになりますと、2億1,

500万円程度になるかというふうに思います。そして、調整控除というのがございましたように、その調整控除は、現在、試算をいたしておる段階で2,000万円程度というふうに推測していますので、2億1,000万円から2,000万円程度差し引きまして1億9,000万円程度の増収が図られるのではないかなど。18年度の状況を見てまいりまして19年度を見ますと、1億8,000万円程度の増収が図られるのではないかなど、こういうふうに思っております。これが税源移譲という形で入ってまいりますけれども、8,000万円は税源移譲では論外だというふうになってございます。定率減税については、過去の景気浮揚対策としての約束事というふうな状況で、今回、廃止されたというのは先ほど申し上げたとおりでございます。税源移譲に伴います増収は1億3,000万円前後というふうに認識をしております。

それから、固定資産税でございますが、固定資産税の場合も、先ほど申し上げましたように、課税標準額と評価額の違いを負担水準というふうな方法で引き上げて、最終的には増税につながるのではないかなどというふうなご意見もあるわけでございますけれども、十分その辺についても認識はしております。ただ、課税標準額イコールやはり評価額であらなければいけないなというふうな総まとめの話から、そういう負担水準が設けられておるというふうに認識しております。結果的には、今年度、先ほど申しましたように1,430万円の減額、家屋については、参考で申し上げますならば8,060万円の減額になってございますので、固定資産は償却でかなり少し130万円の増収はあるものの、固定資産全体では今年度9,300万円余りの減収になってございますので、そのことについてもご承知おきをいただきたいというふうに思うものでございます。

それから、耐震の問題でございますけれども、やはり耐震補強というものは、制度改正前の建物をやはり重きに置いて、まずその建物を税額控除、あるいは改修工事をやはり積極的に促進していこうという思いでございますので、同時に新しい建物まで改修工事というふうなことについても少しお待ちをいただかないかというふうなことになると思いますので、ひとつその辺もご了解をいただきたいというふうに思います。

総じて答弁とさせていただきます。

議 長 町長！

町 長 ただいま、松野議員さんの質問でございますが、このたびの改正に対して町長はどう評価するかというご質問だったと思います。

地方分権という名のもとに、地方自治体に自主自立をせよと問われているわけございま

して、それがための所要の財源を国より税源移譲を受けたものでございます。各税目について大幅な見直しをなされたところで、民税、固定資産税、たばこ税等に及んだところでございます。私どもは一定の評価をしております。しかし、この後、地方交付税について国は改正の姿勢を見せておるわけでございまして、交付税は地方固有の財源であると。数値を引き下げについては、まさにこれ以上に下回る結果になるわけでございまして、関係団体が力を合わせて反対運動を展開しているところでございます。近く、国に対しましても、各自治体が決起の集いをやっていこうという連絡を受けている、そんな状況でございます。

議長 引き続き質疑を受けたいと思います。

ちょっと議長からお願いしたいと思います。報告案件まだまだありますし、質疑がかなり時間かかると思いますので、さきの質問者と同じ質問が、ベテラン議員の寺前議員さんならできると思いますので、できるだけ重ならないような質問をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくご協力の方お願いいたします。

6番議員！

6番議員 これは、現在、議会の活性化の問題で議論をしている中に、専決処分の問題が含まれているわけですね。これは、先ほど国の問題として、非常に、本当に厳しい職員の労働時間を割くような状況で、改正に次ぐ改正など、大変なご苦労が前提にあるということも十分理解するわけですが、今、審議をしている中でもわかっているように、これだけ重要な問題がなぜ専決処分で済まされるのかと、こういう問題がまず大前提として認識されるべきだというように思います。そして、議長もこの問題について、先ほどの私への質問の内容を含めて、専決処分のあり方についてきちんと認識を持った対応をしてほしいというように思うわけです。

この点について、まず本来、国の制度改革がおくれて、職員に厳し仕事量を与えていくということがあるわけですが、その問題以前の問題として、この専決処分についての考え方、あるいはまた今回の専決処分に至った流れについて具体的に説明をしていただきたいというように思います。

そして、このような問題、非常に厳しい状況がある中で、この税法改正の問題については、先ほど総務部長から財源の状況についての報告があったわけですが、私は税の改正条項の内訳の問題とともに、広陵町に与える財源の影響度が具体的にどうなのかという点についても議会に提出していただいて、この審議がスムーズにいくような方法をとるべきであったというように思うわけでありまして、先ほどからの質問及び説明等についても、非常に細部

にわたる内容であって、本会議で議論するにはたえられない問題も含まれているわけです。そういうような状況の前提に立った、この本会議での質疑というようにならざるを得ないというように思います。

そういう点で再度お聞きしていくわけですが、第1点目は、専決処分に至った理由、議会への説明事項について、本来きちんと審議機関としての役割を果たさせる、そういう考え方を持って理事者等が考えているのかどうか。このことについて、まず第1点、質問をおきたいと思います。

それから、第2点の問題として、財源の問題について、先ほど個々の問題についての報告とともに、トータルとして1億9,000万円程度の増収が図られるということの説明があったわけですが、この中には定率減税分8,000万円が含まれているということの話だと思います。そういう点で言えば、約1億円強の増収でしかすぎないということになるわけで、この内容では、本来、国が三位一体改革と称して、補助金の削減や、またその他一般財源化に伴う状況を踏まえた場合、本来の、先ほど町長は、この税源移譲については一定の評価を与えているということですが、トータルとして地方交付税の改革の問題も生まれてきていると、こういう状況からいって、本来、税が保障されてこそ地方分権が進められるという考えに立って、非常に不十分なもんだというように考えるわけですが、この点についても具体的な財源状況を踏まえて、報告、あるいはまた考え方を述べていただきたいというように思います。

それから、先ほどの住民税の一律課税、6%という課税になったところですが、この問題で、所得の増減が生まれるところについては経過措置をとったということですが、これの条文はどこにあるのか。そして、それはいつまでのものになっているのか。先ほど、松野議員が心配されたように、これが経過措置が外されると、低所得者にとっては大変な負担が伴うということになるわけですから、こういう点での今後の流れについてどのような認識をされているのか、条文規定も含めて教えておいていただきたいというように思います。

それから、退職者のところの部分について、今まで退職者は、勤めた年数に応じて控除額があったというように思うんですが、これは先ほどの説明で、一律になったという意味は、そういう特例控除がなくなったという意味なのか（「従来と同じです」の声あり）従来と同じと。わかりました、その辺ではわかりました。ちょっと気になったところです。

それから、定率減税の問題についてですが、先ほどから国の説明のとおりの答弁をされていますけれども、そうすればあの当時、高額所得者の減税についても経済的影響の与

える問題も含まれていたわけなんです。そういう点で、広陵町での高額所得者の税率の変遷、どのようになったのか。現在は、地方、国を合わせて50%になっているわけですが、これについては、当初は80%の高率課税があったわけですから、その辺の高額所得者の減税の変遷の流れと広陵町財源に与える問題について説明を加えておいていただきたいというように思います。そういう中で、本来、定率減税という問題は恒久的減税という形で処理され、その当時は明らかに恒久的ということはあったんですが、説明は恒久減税の扱いになったものであります。そういう点でも、この内容について再度お答え願いたいと思います。

それから、生活保護に関連して、住民税の控除が引かれているわけですが、この点について、生活保護の状況の部分との関連は、具体的にどのような内容で控除額が引き上げられるのかという点について、もう少しの説明をいただきたいというように思います。

そういうトータルの問題として、再度、税の問題について、現在のこの税源移譲については、地方分権の流れの中から、いわゆる当初2年前は地方交付税が3億幾ら引かれ、少なくなった。その場合に担保する特例がつくられたわけですが、その後それもなくなり、地方財源に与える影響が非常に大きくなっているわけですが、そういうような流れの中で、先ほどから言っている税源移譲についての問題は、5月ですか、既に1回、決起集会が九段会館で開かれているわけですが、そのときは町長等、参加されていないわけですが、地方を取り巻く状況が非常に厳しいという流れの中で、本来、議会及びまた広陵町民とあわせて、この難問を突破するために、国のやり方、政府与党に対する憤りの問題というのはもっと明確に表明すべきだというように考えるわけですが、その点についても伺いしておきたいと思います。

それから、さっきの財源の内訳の問題で、いわゆる地方税の移管の問題の中で、1,000億円の内訳については、これはいわゆる下賤な言葉を使えば、得をする自治体、そして損をする自治体があるわけですが、広陵町の従来の税の流れからいって、広陵町はどのような状況になるのか。これは、18年度の税の問題については述べられたわけですが、ところが現実問題としては、税源移譲に伴う補助金やその他の削減の差し引きとなると大変な状況になっていると認識せざるを得ないわけで、そういう点で広陵町の財源については、本当に国のこの税制改正に伴ってどのような状況が生まれているのか。これはトータルとしてお答えを願いたいというように思います。その上に立って一定の評価を町長はなさっているということですが、本来そうであるのかないのかという問題は、原点に戻った取り組みの問題にかかわるわけですので、再度、詳しい数値を認識、示していただいた上で

ご答弁をお願いしたいというように思います。

議長 総務部長！

総務部長 まず、専決処分でございます。

当然、準則に応じてこうした事務手続をとったわけでございます。3月の定例議会終了後、準則が回り、そして18年度を含む19年度、20年度といった準則までも流れてきたわけでございます。ボリュームが大変な量でございます。各条文を見ていただきましても、条文の列挙だけで16ページにわたっておるわけでございます。こうしたことを一度に改正をする必要が、やはり事務の流れがスムーズになるのではないかと。そして税法の決められた数字でございますので、こうしたものを準拠してまいる場合に、どうしても4月1日までに臨時議会を招集するということが、やはり議員の皆さん方につきましてもというふうな思いもありまして、こうした税改正につきましても、毎年4月1日付でその専決をお許しをいただいております。

当然、こうした本会議場によって、その質疑の対応をさせていただくわけでございます。資料の不足、そして答弁の不足につきましても、後刻そうした内容についてもはっきりとご説明を申し上げ、今回の専決処分をお許しいただきたいなというふうに思っております。

それから、今回の改正によりまして1億9,000万円の増収。これを、定率減税を差引きまして1億1,000万円の増収ということで認識していただいております。当然、税源移譲というものは、こうした額において目で見えるわけでございますけれども、果たしてこの額が広陵町にとって本来の増収であるかというふうなことについても試算をしてまいる必要があるというふうに認識しております。

といいますのは、地方交付税と税金はリンクしておりますので、税金が上がれば交付税が下がるというふうな状況でございます。こうしたところを政府においてアピールを強くしていただいておりますところもあるわけです。町長初めこうした団体が、地方交付税の減収にならない、こうしたところの基準財政需要額につきましても、増額になるような手だてをしなれば、地方交付税が減りますと、税収がふえても何もなりませんので、その辺のことも十分踏まえた中でアピールを強力にいただいております。当然、国庫補助金が削減になったというふうなことにつきましても、交付税の投資的事業の項目の需要額をふやしていただかないと交付税がふえませんので、こういったところのリンクもやはり慎重に精査していかなければいけないというふうには認識しております。

それから、一律6%でございます。町民税6%、県民税4%に改正がなされ、合計10%になったわけですが、この内容につきましては、主な改正項目の1ページに、これまでの現行につきましては、3%、8%、10%、こうした形で3段階を一律6%というふうな改正がなされたわけでございます。3%を6%にいたすということから、8%が6%に下がるわけですが、高額所得者が、いわゆる税率が下がったというふうに見受けることはできるんですけども、8%の税率をそのまま課税するんじゃなくて、累進控除というふうな形もございますので、基本的には3%を原点とする状況が、改正案につきましても影響はするわけでございます。

こういう形で一律にするという状況になった経過につきましても、先ほど申し上げましたように、地方が特色ある税源を確保するために、全国のレベルでどの市町村に対して影響するかというふうなことも試算をされたように思うわけでございます。

そしてまた、総論的に申されましたですかね。定率減税の恒久的減税というふうなことにしましては、先ほど答弁させていただきましたとおりに、当分の間という認識をしておりますし、景気浮揚対策だという認識をしております、今回の税率を削除、あるいは廃止、こういったことを段階的に廃止されたのではないかなというふうに承知しております。当然ながら、所得者に対する、こうした今までの控除していただいていた額が控除していただかないということで、本来の税金に戻るということで、住民の皆さん方の負担は当然出てくるわけですが、こうした状況においてやはりご負担をいただく必要になるというふうな状況になったわけでございます。

それから、全体的に広陵町を総じて、そしたら（「高額所得者の税率の変遷」の声あり）高額所得者は、申しわけないです。高額所得者につきましては、税率が8%、10%のところから6%になるという影響、そういったことだというふうに思いますけれども、少し資料がそろえておりません。申しわけないんですけども、後刻、精査して資料を整えたいというふうに思います。

それから、今回の税制改正によりまして、果たして広陵町にとって国の三位一体、税源移譲はどのようなふうな結果に終わるのかというふうな状況についてでございます。税源が移譲になってきますのは、やはり19年度からでございます。それまでは税源移譲にかかわる所得譲与税というものが市町村に配分されております。したがって、今年度の予算も見てもわかりますように、所得譲与税につきましては、推測ですけども、2億円ぐらいは広陵町に譲与されるのではないかなというふうに思っております。

それが三位一体改革等によりまして税源移譲をされたときに、広陵町が果たして税収がどれだけ確保できたというふうなことにつきましては、先ほど申しましたように、1億9,000万円のうち8,000万円が定率減税による分でございますので、税源移譲と考えられる額が1億1,000万円。そうしたら、2億円いただいておいて税収を取ることになって、1億1,000万円、差し引き9,000万円が広陵町にとって減少するのではないかというふうな見方を私どもはしておるわけです。こういう減少につきましては、やはりそれぞれの団体において、この改革が損得で申しますといかがかなというふうには思うんですけれども、やはり田舎と申しますか、過疎地と申しますか、そうした財源にやはり苦しいところを税源移譲によって財政を手助けするというふうな、全体的な考え方もあったかというふうに思っております。

したがって、都市化になるほど、この税源移譲に当たる減収は大きいのでございます。広陵町につきましても、そうするならばやはり都市化ではないだろうか。そして、税源移譲されて、その税源が全く確保できないということになりますれば、やはり都市化、そして高水準の町ではないかなというふうな事態に、状況としては判断できるというふうに思っております。当然、阪神沿線でも、近畿の地域におきましても、都市化するほど税源が確保できないというふうな状況になったというふうにも聞いておる市町村もあります。都市化するほど、この税源移譲については減収にならざるを得ないような三位一体改革ではなかったかな。そのかわりに、こうしたアピール、均衡ある地方財政を健全運営できるようにアピール、これについては、当然、地方六団体の力によりまして、政府に対しても地方交付税の確保、地方債に対する確保、そういったものについても当然アピールを積極的にしていただいくという段取りでございます。

どうぞよろしくご理解いただきますようお願いをいたします。

議長 引き続き質疑を受けます。 6番議員！

6番議員 私は町長にお伺いしたいわけですが、今、総務部長は、いわゆる18年度予算と比べて9,000万円の、単純な見方ですれば減収になるということが説明されているわけですが、いわゆる税源移譲の根本問題について、18年度においても財源の補てんをされている部分というのは、その議論のときにも不十分だということが議論されていたわけですが、そういう点からいって今回の税源移譲の問題というのは、本来の地方分権の考え方から言っても、政府が地方をいじめるだけの押しつけを強引に進めていると言わざるを得ないというふうな見方もできるわけですが、私だってそう思っていますけれど

ども、どのような考えでおられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、専決処分の問題についても町長からお聞きしたいわけですが、議会の活性化委員会などでは、行政と議会との真剣な議論ができるための手だての問題について議論を開始したところであります。行政委員会に参加している議員が今後も参加するかどうかということも含めた議論になっているわけですが、そういう観点からいっても、本来、理事者側は、専決処分という問題に対する真摯な考え方を持って議会に提案をしなければならない問題ではないのかと、なかったのではないかと。税制改正については、例年4月1日からということで、専決処分が慣例化していたわけですが、このような考え方では、議会と理事者が本来の役割を果たしていくということにはほど遠い環境になるということにならざるを得ないわけです。

それとまた、審議内容のための資料づくりについても、この問題についても相当大的な議論になっているわけですが、全国的にはですよ。こういう点からいっても、今回の税制改正の議論のあり方について、やはり不十分だと言わざるを得ないわけですが、そういう点についての認識、町長はどのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

生活保護の問題、その他、答弁なかった問題については、後日、考えと数字をあらわしていただきたい。

高額所得者の状況についても、税率の流れについての資料も提出しておいていただきたいというように思います。

以上です。

議 長 答弁願います。 町長！

町 長 今、寺前議員から、税制の移譲について一定の評価を私はしていると申し上げました。まさに、民税、固定資産税、たばこ税等については、収入の増。減のところもありますが、おおむね評価をしているところでございます。

ただ、これから改正をされる地方交付税について、ともに考えればどんな結果になるかどうかは、いまだわからないのでありまして、基本的には大都市優遇の税源移譲という思いをしているところでございます。

今、考えられています新型交付税、こういうことにありましては、人口と面積を基本に交付税のあり方を簡素化すると、国はこういうように言っているわけですが、削りやすい方策を考えていると、我々はそういうように評価をしているわけですが、また、問題なのは、国会議員さんは地方のことをわかってないのではないかと、そのように理解し

にくい、そんな状況の人が多いのではないかと。また、国の交付税の率を下げることによって、国の方の財政再建に対して一生懸命努力されておる、地方切り捨てをしておると、そういう言い方の主張が非常に多くなっているわけでございます。地方六団体は意見書の提出もさせていただいた。総務省が一生懸命、地方のことを考えていただいているわけでございますが、むしろ財務省の考えが強いようでございます。各都道府県にあっては、市町村は選出の国会議員にしっかりとその窮状を訴えよと、国会議員に知ってもらおうと、そういう運動を、今、展開されているわけでございまして、私どもは国会議員さんにお会いすれば、市町村の事情をしっかりと訴えをしているところでございます。

また、専決処分については、内容的には、国の税制改正がされるのが、もう議会を開くいとまのないせっぱ詰まった時期に来ておるわけで、既に4月1日から実施をせよということでございまして、やむを得ない事情でございます。専決処分をしました。そして、今回、報告をいたしているのでありまして、今議会に専決処分であってもしっかりとご議論をいただければ、正しい町政のあり方というものをご検討いただくのではないかと思います。必ずしも、そのようには報告はしておりますが、皆さんのご意見を尊重するこの議会であるのではないのでしょうか。

以上のとおりでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。 8番議員！

8番議員 ほとんど質問していただいておりますねんけれども、喫煙者として一言ご質問をお願いしたいと思います。

今回もたばこの税金が1割上がると。そして、広陵町の場合の、喫煙者に対する広陵町の態度が非常に冷たいんじゃないかと、そのように感じるわけでございます。例えば、どこへ行ったっても外で吸わないかん、庁舎内で吸えない。あるいは、公民館へ行ったかて公民館の外で。今ならよろしいけど、冬のさなか公民館の外にたばこの灰皿が置いてあると。税金だけは取ってると、十分。これに対しては共産党さんでも反対していただけない、値上げについては。こういうことで、町長、ひとつ喫煙者に対する、やはりもらうもんはもらうわけでしょう。そやけども、中で吸うなど、外で吸えと。こういうのは、ひとつやはり喫煙してもほかの人に迷惑がかからないような施設を、やはり公共の建物の中でお願いできないかどうか。ちょっとこの辺、町長どういいうぐあいにお考えかということをおひとつご答弁お願いしたいと。

もう1点は、やはりいよいよ財源移譲、これはこれから始まるんだらうと、今、初めだと

思うんですね。それとやっぱり町税能力、これがやはりかなり問われてくる時代が来たと、私はそう思うわけなんです。広陵町の場合でも、今、非常に力を入れてやっていただいております。大変結構なことだと思うんです。ただ、町だけでやっては限界があるんじゃないかと、幾らやったかて限界があるんじゃないかと私は感じております。やはり、こういう滞納整理機構を県でやっぱりつくって、法的な処置はやはりそういう機構でやっていただくというようなことの運動を、やはり理事者側もやっていくべきじゃないかと。今、県はどこまで進んでいるのか知りませんよ。そやけど、やはりそちらへ渡しますというだけで、整理機構に渡すというだけで、私はそれなりの効果があると思うんですよ。この辺について、ひとつ2点だけ町長からの答弁でお願いしたいと思います。

議 長 ご答弁をお願いします。 町長！

町 長 たばこについて、喫煙者の山本議員が熱っぽく語っていただきました。町としては、ことしは1億5,200万円の予算を計上しているわけで、今回の改正でたばこが値上げされまして、1,100万円ないし1,200万円がふえてくるわけでございます。町としては1億6,300万円という大きな税源をいただくわけでございます。販売してくださっているたばこ組合の皆さんには、毎年、総会とか研修会があるわけで、私も呼ばれるわけでございます。しっかりお売りをいただいている、また売ってくださいと感謝を申し上げ、また励ましているところでございまして、決して多く売るなどは言っておりません。また、売っていただいている皆さんにも、毎年、感謝状をお渡しして、お売りされている皆さんには、そうして表彰させていただいているところでございます。

ただ、この喫煙者に対して町としてはどうしているかということでございますが、しっかり納めていただいているということの広報をさせていただいている程度でございまして、喫煙ルーム等につきましては、甚だ施設の外に出ていただくという非常に厳しい措置をとっているのは、申しわけないことだと思っています。一生懸命、近隣市町村にない、また他府県にも、皆さんの動きをしっかりと観察をしながら、この町も協力者に対してこたえる姿勢もあらわしていきたいと思っています。（「健康はどうなるの、健康問題」の声あり）健康もそうですが、どういう形で感謝の表現をするかということで、そのことを考えてまいりたいと思っています。（「まだ滞納関係が」の声あり）

議 長 助役！

助 役 議会の方から、以前にも県に対して意見書を提出していただいております。過日もこの税制改正、三位一体改革によります税源移譲について、町の町税体制を充実するよう

にという、県からも指導がございました。今後、収納対策についても、十分、内部検討を進めなければならないというふうに思っております。

ご提案の件につきましては、十分、調査をさせていただいて、検討をさせていただくべき事項というふうに考えておりますので、今後ご相談申し上げていきたいというふうに思います。

議 長 8 番議員！

8 番議員 たばこの件につきましては、町長ひとつ、たばこを吸うてる者も町民ですので、やっぱり人に優しい政策をひとつよろしくお願いいたしておきます。そういうことで、ひとつよろしく。本当に冬のさなかに、外でおまえら勝手に吸えと言うのはあんまりじゃないかと。私は、前も庁舎のところにあったんです。それがなくなって、庁舎の外に灰皿を置かれてると。やはり、来客の中にもそういう方もおられるし、たばこを吸わない者だけが偉いんじゃないんです。吸うてる者は100%の納税をやって吸っておりますので、ひとつこの辺、町長、考えを少し改めてよろしく願いしておきます。

延滞につきましては、今、延滞納の関係をやっていただいている部署の部長にお聞きしたいんですけど、今いろいろ議論してたら、やはりその部署としてはそういう回収機構があったらなど、いいのになというような考えはないですか。その点だけ、1点お願いいたします。

議 長 収納対策本部長！

収納対策本部長 現在、整理回収機構としまして、茨城、三重、それと和歌山、香川という形で、かなり県が力を入れまして、市町村の滞納の整理をしております。

奈良県下におきましても、今、48条というような形で、県民税の徴収は県が責任を持つというような形で市町村から事案を出させております。しかし、先議会の本町の議会の議決、また並びに町村会からも、県に向けて整理回収機構をつくってほしいという要望の動きがあるようでございます。我々としましても、市町村でやはり顔を差すような事案等々、ある部分はやはり県サイドがかなり力を一にしてやっていただければ、かなりの効果があるだろうという思いは、担当者としては十分認識している次第でございます。

以上でございます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 ちょっと簡単に。

今、山本議員が言われましたたばこ税については、本当に感謝しているわけでありまして、国の方でも、やはりたばこ1本を値上げすることによって、政権与党の公明党としましても、

児童手当の拡充のためにこうした財源を使っていただいとご理解いただいと、この中にたばこを吸うてる方、本当に感謝したいと思っておりますので、大変、税を払っていただきながら肩身の狭い思いをしながら吸っておられる方に、私自身、心より感謝申し上げたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

松野議員の方にも、このたばこ税については、特定財源やからといって児童手当に使うのはおかしいのではないかとというような、さっきありましたけれども、やはりこうした高齢化、少子化時代を迎えると、こうした児童手当の拡充こそがやはりすばらしい政策ではないかと。また、外国におきましても、やはりもっともっと幅を広く、この児童手当についてやられているところもあるわけです。我々党としまして、今、ことしから6年生まで拡充させていただきましたが、最終的には義務教育、そして高校というところまで拡充したいと思っております。その財源についてはいろいろ考え方がありましてございまして、今回につきましては、たばこを吸うてる方、大変、肩身の狭い、私自身もしているわけですが、ご協力いただきたいと思っております。

それから、固定資産税における耐震改修促進税制の創設でありまして、この昭和57年1月以前、私の家も当然該当するわけでありまして、この軽減分はもちろん国の方からもらえるとは思っていますが、それを確認したいということ。

それから、促進するためにはどのような方法をとってやられるのか。また、広陵町におければ、特に旧村、我が村を見ますと、ほとんどに値するほど昭和57年以前の家ではないかと思っておりますし、やはり私の家を見ますと、固定資産税なんて、家屋に対する固定資産税みたいなのはほとんど払ってないのではないかと。いわゆる、裏を返せば何の値打ちもないということなんですけれども、やはりそれを2分の1を軽減すると、大体どのぐらいを、最高3年間ですけれども見ておられるのか、数字がわかれば教えていただきたいと思っております。

それから、定率減税の税額控除の廃止に伴ってなったわけでありましてけれども、やはり国の方では、定率減税の廃止によってこの財源をどのように使おうとしているのか。いわゆる、その当時は、廃止する前には、やはり年金の基礎控除のための税金に使おうじゃないかとか、等々、云々の話はあったわけですが、それについて国の方からどのような指導、どのような通達が、この定率減税による税制控除の廃止によってなっているのか教えていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 固定資産税における耐震改修促進税制ですが、対象となる家屋に対する税額の2分の1。この減税に対するはね返りですが、当然、税収の減少ということで、交付税にリンクしてまいります。3年間、2年間、1年間という周知の方法でございますけれども、果たしてその期間で即座に改修工事をなされるかという個々の温度差もあるというふうには思うんですが、とりわけこの創設につきましての周知につきましては、ホームページ、そして広報、そしてまた区長・自治会長会、こういったところでこうした耐震補強をした場合の固定資産税の減税についてPRしてまいりたい。そしてまた耐震補強に対する委託、こういったことについても個人に係る委託についての補助制度、こういったこともリンクして周知をしてまいりたいというふうに思っております。

試算は、ちょっと今のところ、3年、2年、1年間の対象となる試算を想定しておりませんので、後刻また想定数値として試算してみたいなというふうに思っております。

それから、定率減税の廃止でございますけれども、これらは一定期間の間において、その制度を存続しようというふうな内容の中で、景気浮揚対策として制度が設けられたという認識はしております、当然その財源については、当初、議員おっしゃいましたように、年金の基礎控除、そういったことに対しての手だてだというふうな思いもあるんですけれども、ちょっとはっきりと今回の廃止による税源を果たしてどう使途していくのかというふうなところについての資料は持ち合わせておらないので、また研究をしてご報告をさせていただきたいなというふうに思っております。総じて、地方へ入ってまいりますと、減税分の税収は、当然、特定財源ではございませんので、町の一般財源としてもう使途してしまうというふうな状況になるかなというふうにも思っております。

よろしくお願いを申し上げます。

議 長 よろしいか。

(なしの声あり)

議 長 ほかに質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

先ほども、トータルとしてやはり大幅な住民負担になるということが、数字の上でも明らかになったと思います。数字が錯綜していてわかりにくい部分もあるわけですが、1億9,500万円のトータルの増税ということになれば、大体、大ざっぱに、平均1世帯当

たり2万円の増税ということになります。今、この税条例以外の部分で、介護保険も大幅な値上げをいたしましたし、それに連動してまた後からも出てきますが、国保税の増税等、重なってまいりまして、本当に今、町民の暮らしがますます大変になってきているというのが実態です。そういう実態を恐らくご存じだろうと思いますが、それを知りながら、やはり国のこのようなやり方を評価をするというのは、私は町民を守る立場の広陵町としては、本当に大きな誤りだと言わざるを得ないと思います。

地方の財源を確保していくことについて、本当に四苦八苦して、町長初め職員の皆さん、一生懸命頑張っていたいただいていることは重々によくわかっているところでございますが、やはりこのような国のあり方、交付税の削減については、町長も、全国の知事会、そして市町村会、また議長会、6団体合わせて、確保のために決起集会を開いて今後も頑張るということでもございましたが、それはただ単なる町の税収を確保するだけという立場ではなく、住民の立場を守るという、もっと幅広い一番の責任の土台に立って頑張っていたいただきたい、このように思うわけです。そういう点では、本当にこの地方分権と言われながら、先ほど寺前議員も指摘しましたが、逆に地方の地域の特性を生かした活力あるまちづくりの要件がどんどん狭められて、大変閉塞感のある状況に追い詰められているということに、今の改正はほかならないわけですから、その基本的な立場に、町長初め町職員さん、立ち返っていただきまして、町民とともにこのような国の税制の改悪に対して反対をしていただきたいと思います。

そういう点を反対の要件として、反対の討論を終わります。

議 長 8番議員！

8番議員 国の方で税法が改正されて、それに伴う条例の変更でございます。これを反対であると。国会でやっていただいたら、反対で通らなかって税法が改正されなかったら、この改正も必要ない。町でこれを改正しないで、どういう案が共産党さんにあるのか。その辺のことを示して反対をお願いしたい。やむを得ない、国法である税法の改正に伴う条例の改正でございます。私は、これに反対することが、するんならするだけの責任を持って対案を出して反対していただいたらと思います。

以上でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 本来、議会が示すものについて、議会の態度という問題にはいろいろあります。この問題については、国の法律に基づく改正ということで、やむを得ない部分というのは重々あることについては理解をしております。それに対する、先ほど松野議員の指摘した、町長

のこの改正に対する考え方、取り組み等の問題について明確にしているところであります。これは、予算、その他についても最も大事な部分だというように思います。そういう意味で反対をしているわけで、こういう問題についての中身をそっくりそのまま国の示したものだから賛成するという意味では、議会が、議員が町民に責任を負うという立場が欠落してしまっていて、何でも国、県の言いなりのまますればいいんだということにならざるを得ません。

もう一つ、この問題については、一たん改正に対して反対をしたとしても、これは専決処分をされている中では反対の効力がないということもあります。また、当然3月末日までに条例を提案していただいて、議会が反対をした場合については、当然その後の問題については専決処分という問題も働いてくるわけですがけれども、再度、理事者がその説明を議会にして、賛成のための努力をしていただく。それは、町民に対する決意表明と、国からのやむを得ない自治体の問題についての指摘があつてなされると。こういうのは、ルールに従って、当然、議会が反対をしたとしても、住民に影響のない流れがつくられているわけですから、その心配は山本議員にもなさらぬ方がいいということでもあります。

そういう点で、議員の考えを明確にするということが、この条例や国に対する考え方をもって住民の立場に立つということにつながっていくわけですから、国の言われたことを賛成して、それに対する反対意見、どうしたらいいのかという考えを示さないで反対は無責任だとおっしゃっていましたが、今、反対をした場合の議決の流れについて説明をいたしましたので、重々理解していただきたいと思います。

そして、この問題については、もし山本議員も反対する意向があるとするれば、私たちは直ちにこの問題については意見書を作成して、広陵町議会のあり方として明示させていくということについても、そこまで述べた形で山本議員が賛成する場合の立場を明確にする方が、議案を深める立場につながっていくのではないかと。国の言いなりになって、広陵町議会が対応はあり得ないという立場は間違っているということを、再度、指摘しておきたいと思えます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。

本案に対して反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

報告第4号を原案どおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。よって報告第4号は原案どおり承認されました。

暫時休憩します。

(A.M. 11:58 休憩)

(P.M. 1:04 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

議 長 次に日程4番、報告第5号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分^{（一）}の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の19ページからでございます。広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決をさせていただいた内容をご説明申し上げます。

まず、新旧対照表の方、61ページになります。ごらんをいただきたいと存じます。

まず、改正の1点目でございますけれども、条例の第2条3項におきまして、従来、介護納付金課税額の限度額が8万円であったものを9万円に上げるという内容でございます。同じく、12条第1項におきまして、8万円から9万円に限度額を上げるという内容の改正が1点でございます。

それと、附則でございますけれども、めくっていただいて62ページ、63ページ、その中で3項、4項、5項、6項ということで、追加で定められた内容でございます。これは、公的年金の控除額140万円から120万円に引き下げられたことに伴います激変を緩和するために、18年度と19年度で3分の1、3分の2という緩和措置を設けるための条項の整備でございます。18年度におきましては13万円の控除を行う、そして19年度については7万円の控除を行うということの改正の意味でございます。以下、従来の3項が7項、いわゆる4項ずつ後ろへ送られております。

そして、68、69ページのところで、15項、16項が追加されております。これにつきましては、租税条約の締結の関係で、投資組合のいわゆる居住国における課税の特例を定めたものでございます。広陵町では該当事案はないものと思われま^{（二）}すけれども、税法の改正を受けて、附則の中でこれを掲げておるものでございます。

それと、今回のこの改正による影響についてでございますけれども、介護納付金の課税限度額を超えておられる世帯というのは、現時点で38世帯という数字をつかんでおります。

1万円限度額が上がって、すべて反映されたとしても、影響額としては38万円ぐら^{（三）}いかなと予想をしております。

それと、激変緩和に伴う、18年度、19年度の緩和策によります影響額ですけれども、18年度におきまして、65歳で、年金受給者でなおかつ120万円の適用、いわゆる20万円下げられることによる影響の出る方を1,151人と、今現時点で見込んでおります。影響額としましては、18年度で約500万円、そして19年度になりますと約930万円、そして20年度から、いわゆる緩和措置が外れた段階で約1,400万円余りというように影響を試算しております。

以上、簡単でございますけれども、説明といたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

6番議員 これ、8万円から9万円に引き上げられた、該当する方というのはどれぐらいの人数。（「38世帯」の声あり）38世帯、さっき言うた。

それと、激変緩和措置で、65歳、年金120万円の適用の方が1,151人ということでしたが、これは当初、資料をいただいた分で激変緩和措置の人数を報告いただいたと思うんですけれども、それに基づいているんですか。それとも、その後、資料請求していたんですけれども、その後の町の実態反映は済んでいるのかどうか、その点、18年、19年度あわせてお伺いしておきたいというように思うんです。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 過去に資料等で求められまして、そのときに私が説明いたしました人数は、1,154人ということでお答えをしておりました。ただいま申し上げました1,151人というのは5月30日現在の数字でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。12番議員！

12番議員 激変緩和措置ということで経過措置が行われたわけでなんですけれども、そもそもやはり控除がなくなったというところに端を発しているわけで、当然これは想定されていたことが後追いで経過措置をつけられたということだと思っておりますけれども、この経過措置は、介護保険のときに激変緩和措置で非常にきめ細かく、段階的に上がっていくという形にされましたけれども、それとは全く関係のない部分での措置だと思いますが、それをまず確認しておきたいと思ひます。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 この国保税の関係で緩和措置と申しますのは、いわゆる従来140万円までの

やつが120万円になったと。この20万円に対して広陵町での課税でございますので、影響額は単純にいきますと、所得割で6.2%に割り戻していきますと1万2,400円というものなんですけれども、この1万2,400円を18年度、19年度において段階的に適用していこうと。18年度につきましては、該当者については4,340円の負担増が生じると。そして19年度におきましては、お1人当たり8,060円の影響額が出ると。そして、20年度以降につきましては1万2,400円の負担増となるということでございますので、その点よろしくお願いいたします。

議 長 続いて質疑を受けます。 12番議員！

12番議員 また、介護保険の課税限度額について、8万円から9万円に引き上げれるということなんですけれども、こういう介護保険の限度額については、自治体によってもさまざまに。例えば、国保の限度額でも自治体によってさまざまなんです。ですから、国が変えたからといって直ちに変えなきゃいけないということはないわけで、それほど介護保険会計に対する影響力も、今のところ最高38万円ということですから、国の言いなりになって変えることは必要ないと思うんですけれども、その点についてなぜ、今回、直ちに値上げ、限度額を変えられたのかということが一つ。定率減税の何。（「定率減税の影響」の声あり）

それと、ここの中では年金所得が中心になるので、どこまで影響があるのかわかりませんが、定率減税の影響というのはどの程度のものと把握されているのかということも聞いておきたいと思います。それと、定率減税、余りちょっと影響がないと思いますが、ちょっとその点の確認をしたいと思います。

それと、やはり広陵町で介護保険税も大変大幅に値上げをして、先ほどの報告案件の中でも、町県民税はいいですけど、いろいろな形での増税が、減税の部分ありますが、トータルとして定率減税が一番大きいわけなんですけれども、増税がなされたという状況の中で、これは経過措置をとられることについては大いに賛成するところではありますけれども、そういうことを見越した中での町民に与える影響という部分についてはどのように把握し、考えておられるのかということ、町長の方、答弁をお願いします。

議 長 ご答弁をお願いします。 住民生活部長！

住民生活部長 まず、いわゆる8万円から9万円、それほど差がないという中での、町として独自で判断しないのかという意味でのご質疑でございました。

担当といたしまして、国保における介護納付金の状況を考えてみますと、15年度、16年度、さらには17年度、いずれも介護納付金が、いわゆる税負担が少ないということでの

累積的な赤字の要因になってきた経過がございます。たとえば申しますと、15年度におきましては約860万円の持ち出し、そして16年度におきましては2,100万円の持ち出し、そして17年度におきましては3,280万円ほどの、いわゆる負担持ち出し分があるという状況の中で、介護納付金の限度額8万円の実態を見たときに、担税力のある状態が十分に認識できると思いますので、国が示します限度額9万円を適用することは広陵町として当然であるという認識をしているものでございます。

それと、ちょっと定率減税のことをお尋ねいただいたんですけれども、ちょっとどういうことか。（「定率減税納付金が……」の声あり）はい。それは、先ほど総務部長がお答えされたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、町民への影響につきましては町長からということでございましたので、町長にお願ひをいたします。

議 長 助役！

助 役 町民への影響ということで、国民健康保険税の税そのものが、所得がなくても均等割、平等割ということでご負担をいただくというシステムになってございますので、低所得者に負担感が増すのは当然のことだと思います。その中で、減免制度等いろいろ軽減措置も制度として取り入れられておりますので、それなりの仕組みが備わっているというふうに判断いたしております。現在、国民健康保険税、後ほどの議案で赤字決算をしたわけですが、ただいま部長が申し上げましたように、介護納付金分については、もう少し税を負担いただかないと不足しているという状況でございますので、この積み上げが赤字につながっているということも分析できると思ひます。今後、税負担の適正化、もちろん滞納も相当額を抱えてございますので、収納対策についても力を入れなければならないということと、あわせまして今後ご相談申し上げてまいりたいというふうに思ひます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。（「税金がどう経過措置の中で軽減されているのか」の声あり） 住民生活部長！

住民生活部長 説明がちょっと至らなかったのかもわかりませんが、もう一度申し上げます。

140万円の控除があった方が120万円に下がるということで、この下がった部分について、本来ですと1万2,400円の増額になるわけですね、負担をしていただくことになるわけです。それを3年間に分けて軽減をしていくということでございますので、20年度には1万2,400円の負担増になっていくということでご理解（「だから、もう既に決まっている。増税決まっていることに対する経過措置という意味」の声あり）はい。（「増

税の案件じゃなくて、それでいいんですよ」の声あり) はい。増税は増税なんですけども、一挙にせずに、18年度、19年度と、3分の1ずつの負担増にしてもらいますと。(「増税の分は含んでないということ」の声あり) はい、そらそうです。(「私が把握しているのと何かちょっとおかしいけど」の声あり) よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。 12番議員!

12番議員 意見をつけて賛成といたします。

既に増税になった部分での段階的な経過措置ということについては、当然しなければならぬわけですが、根本的にはさきに決まっている増税部分について大きな問題があったというふうに思いますが、その経過措置についてはした方がいいことは明らかでありますので、賛成をするわけですけれども、介護保険の方につきましては赤字ということでされていますが、今年度、大変大きな値上げをした上で、さらに限度額を引き上げていくということについては、到底、町民の納得を得られないというふうに思います。トータルとして、差し引きとしては町民に対してのメリットの方が大きいので、その介護保険の限度額引き上げは問題があるということを指摘して賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

報告第5号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第5号は承認されました。

議 長 次に日程5番、報告第6号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長!

総務部長 報告第6号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましてご説明を申し上げたいと思います。議案書の26ページをごらんいただきたいと思います。

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令が、平成18年3月27日に公布され、4月1日から施行されることになったため、本条例においても補償基礎額及び介護補償額の改定を行う必要となったものであり、専決処分とさせていただきます。どうぞご了承をお願いを申し上げます。

改正の内容でございますが、第5条第2項第2号は、民間協力者の補償基礎額について、8,800円から1万4,200円の範囲内に、また第3項中の扶養親族加算につきましては、これは団員及び民間協力者の配偶者において450円から433円に引き下げられました。

次に、第9条の2項関係でございますが、特別の障害によって介護を要する状態となった場合の補償額にありましては、常時介護につきましては、月額10万4,970円を10万4,590円に、そしてまた随時の介護につきましては、月額5万2,490円から5万2,300円に引き下げられました。それから、親族による場合につきましても、常時介護について、月額5万6,950円を5万6,710円に、そして親族における随時介護についても、2万8,480円から2万8,360円に引き下げられました。そして、団員の補償基礎額についても、別表の1で掲げるとおりに引き下げられておるものでございます。この引き下げにつきましては、その幅は0.3%から2.2%の引き下げとなったものでございます。新旧対照表には、73ページにその額が比較をさせていただいておりますので、参考にあらんいただきたいというふうに思います。

なお、この条例につきましては、平成18年4月1日から施行されており、平成18年3月分以前の補償年金は、なお従前の例によることになってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

12番議員 よくわからないのでお聞きしますが、この補償条例は、金額については従前から国の示す金額と同じだったのかどうかということと、この減額について、広陵町の消防団の了解といたしますか、同意を得られているのかどうかということについてお聞きしておきたいと思います。

議長 総務部長！

総務部長 この補償額につきましては、消防団員等公務災害補償共済基金でもって、その事務を掲げられておるわけでございます。そして、今回の政令につきましても、その政令に従って共済基金の方がその事務を扱っていただいております。こうした改正につき

ましては、すべて政令の示された額でもって通常お願いをしておるものでございます。若干の引き下げではございますが、当然、近年、人件費等々の引き下げの内容も考慮された中で、こうした補償額につきましても若干の引き下げが行われたというふうに認識をしておるわけでございます。

団員の方につきましては、通常、こうした場合については、改正があったというふうな資料をお渡しをすることにしておりますが、総じてご意見がなかったというふうな状況であります。そして、この公務災害、近年そうした実例が出ておらない関係もございまして、やむを得ないというふうな状況で了承を賜っているという状況でございます。とりたてて報告で審議をして承認を得たということはやっておらないわけでございますが、資料を提出させていただこうと、こういう思いでおるわけでございます。

どうぞよろしくご了解をいただきたいと思えます。

議 長 続きまして質疑を受けます。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、これにて討論を打ち切り採決をします。

報告第6号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第6号は承認されました。

議 長 それでは、次に日程6番、報告第7号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 報告の第7号でございます。

広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。議案書の29ページをごらんいただきたいと思えます。そしてまた、新旧対照表の74ページをごらんいただきたいと思えます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成18年3月27日に公布され、4月1日から施行されるに至ったため、やむを得ず専決処分とさせていただきましたので、ご了承をお願いを

申し上げます。

今回の改正の内容でございますが、新旧対照表のいわゆる太線で囲んでおります分団長から部長及び班長のランク、そして勤続年数で10年以上25年未満、この九つのエリアがそれぞれ政令では一律2,000円、本町では北口城郡内の申し合わせによりまして政令の1.5倍ということになってございますので、この九つのエリアの退職報償金につきまして、今回、一律に3,000円の増額と相成ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 この改正なんですけれども、これは政令の1.5倍ということでされているわけなんですけれども、先ほどは災害の補償金ですね、公務災害補償金は全体が下がっているの値下げしたと言いながら、一方でどんどん、この退職報償金については上げてきている経過があると思うんですけれども、5年前の数字と現在これ改正後の数字と見たら、どの程度の金額の開きがあるのか。すべて言うたら大変ですから、三つ、四つ例示して教えていただきたいと思います。

それと、この点についても、どういう方向性で見通しを。消防団の、本当に必要で、もう大変ご苦労いただいて大変感謝しているわけなんですけれども、今後どのような方向性を目指しておられるのか。その方向性よっての判断だと思いますので、そこも明らかにしていただきたいと思います。

議長 総務部長！

総務部長 公務災害の補償の基本額について引き下げ、こちらの方の退職金で引き上げというふうな状況になっておるわけでございます。当然、政令に従っての改正をやったためにこういう現象が起こっておるわけでございます。やはり、団員そのものの、いわゆる通過していただく時点、退職というふうなことにしましては、どなた様もそうした経過が待ち受けておるという状況の中で、今回、退職手当の報償金について手厚い増額になったものというふうに予測しております。もちろん、有事の際のそうした補償につきましても増額にこしたことはございませんけれども、そういう内容の中で基礎額が減額され、報償金において増額されたという政令の定めに従って改正をさせていただいたという状況でございます。

5年前と申されますと、少し、今、資料を持ち合わせておらないんですけれども、常々1.

5倍ということで、はね上がってきておることも事実ではございますけれども、総じてやはり中間職の団員の方につきましては、やはり相当の手厚い手だてというふうなことについても考慮されておるんじゃないかなというふうに思います。昨今、非常に地元で、団員の数も少し定員を割っておる分団もございますけれども、そうしたことで団員の確保、そういったものについても手厚い優遇措置というふうな形で、団員の方の退職報償金につきましても考慮されておるのではないかなというふうにも感じております。

5年前の比較に際してどの程度のウエートがあるかということにつきましては、少し資料を提示させていただくか、あるいはまた後刻その内容について報告させていただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。（「今後の消防団の方向性」の声あり）今後の消防団の方向性。 総務部長！

総務部長 最も消防団というのは重要な機関でもございますし、方向性につきましては、政令の定めに従った基礎額掛ける1.5倍、北口の申し合わせによってこの存続をしてまいりたいというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 13番議員！

13番議員 少しだけちょっとお聞きしたいです。

今のこの値上げ、中間職の役員さんの方の九つの枠、これは国から九つの枠というので来ています。それと、北口1.5倍という、これは見直す気があるのかないのか。この2点お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 こうした状況につきましては、慣例的に国の政令で示す額について北口の申し合わせで1.5倍というふうに取り決めはしていただいておりますけれども、今後の見直しにつきましては、またトップの考え方等につきましては、役員会等でどういう状況にあるか近隣市町村と相談をさせていただき、そして方向性を見出したいなというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 13番議員！

13番議員 前にもちょっとお話をお聞きしましたけれども、香芝市あたりでは、もう郡から市になったときに、それから退職金は上げてないというお話も聞いたことがあります。私もこ

の中の枠に入りまして、今、分団長で20から25年、この一番高いとこの角にいます。ただ、近隣と比べた場合に、やはり少しうちの北口というのは優遇されてきてるなど。葛城市も、昨年度に離れられて、2年前かな、離れられて、今どのような方針をとっておられるのか。その辺も調べて、北口の中でも一遍話し合っただけならばなど。

ただ、さっき松野議員も言われましたように、退職金はもう割といい金額に上がってると思うんですね。ただ、さっきの災害補償という、こういうのは僕も余り下げたほしくないなど。これは意見ですねんけども。その辺を十分に踏まえて、これからもずっと1.5でいくのか、もう据え置きにしたら、自分も言いにくいことなんですけれども、町の今のいろんな財政なんかと比べたら、やはりそういうようなことも検討していただきたいなと思います。

もう答弁よろしいです。

議 長 答弁よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、これにて討論は打ち切り採決いたします。

報告第7号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第7号は承認されました。

議 長 次に日程7番、報告第8号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長!

総務部長 報告の第8号でございます。平成17年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告についてご説明を申し上げたいと思います。

各種の交付金、いわゆる歳入でございますが、それらの決算見込みにおけます歳入、そして町債、そういった確定等に基づき、例年これらが確定する時点で予算を調整する必要となりますので、やむを得ず専決処分ということにさせていただきましたので、ご了承をお願いをいたしたいと思います。総じて決算見込みに沿った補正予算というふうな最終段階でございます。

まず、歳入でございますけれども、37ページの方から歳入の各項目を記載しておるわけ
でございます。町民税を初め、固定資産税、町たばこ税、利子割交付金、それぞれ所要の決
算見込みに値する補正額を提示をさせていただいております。

そして、38ページには配当割交付金、そして株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付
金、自動車取得税交付金、これらはそれぞれ確定によります補正による調整額ということで
ございます。

それから、39ページに至りましては、同じく地方特例交付金、地方交付税でございます。
これら交付金関係につきましては所要の額を計上させていただきました。そして、国庫補助
金でございますが、古寺中線の整備事業の補助金、これら17年度前倒し補助金として事業
費を計上しております。そして、予算調整の基金繰入金でございますが、起債等の確定によ
りまして財政調整基金繰入金を2,700万円戻したいと、このように思っておるわけでご
ざいます。

それで、町債になるわけでございますが、40ページでございます。

それぞれ所要の歳出から説明を申し上げたいと思っておりますが、道路橋りょう債において6,
120万円、以下消防施設債の増額、小学校債の減額、社会教育債の減額、社会体育債の減
額、社会福祉債の減額、石綿対策事業債の増額。これにつきましては、石綿対策事業債は、
いわゆる補助金の代替起債でございましたので、枠は補正はとっておるわけでございますが、
補助金の確定によりましてこの起債は発行しないという状況でございます。

歳出に移らせていただきたいと思います。41ページでございます。

道路橋りょう費でございますけれども、古寺中線の道路整備工事、これにつきましては、
林口橋と小橋の事業費確定によりまして、17年度につきましては、起債との枠もございま
して減額とさせていただいております。なお、翌年18年度の執行額につきましても計上を
させていただいておりますので、ご了承をいただきたいというふうに思います。

それから、交通安全施設費については、起債の財源振替となっております。

そして、消防施設費につきましては、防火水槽の財源振替でございます。

それから、小学校の学校管理費でございますが、当初は起債を発行し、そして購入をせし
めようという思いで地方債を発行予定をしておりましたが、耐用年数の関係で、起債の発行
を断念せざるを得ないという状況になりましたので、全額一般財源で財源振替をさせていた
だいたものでございます。

それから、公債費の元金でございますが、図書館の借りかえをいたしまして、償還残額が

4億7,390万円でございます。建設をせしめた利率の起債2.45%と3.416%で借り受けをしておりました起債を、このたび1.373の利率に低く借りかえを行ったものでございます。10年償還据え置きがございませんので、今年度で元金を必要といたします。2,746万1,000円でございますが、補正をさせていただいたものでございます。

以上、一般会計補正予算についてご説明を終わりたいと思います。よろしくご承認をお願い申し上げます。

議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

12番議員 41ページの交通安全施設費の230万円の財源振替なんですけど、私もパソコン、何でもともと起債ということになってたのかなと不思議に思って、今の説明を聞いて納得したわけですけども。

同じく、この交通安全施設についてもそういう観点からなのか。交通安全施設は、長もちするものとか、いろいろあるわけなんですけれども、その辺の考え方を1点聞かせていただきたいと思います。

それから、また今後、やはりそういう耐用年数の短い、特にパソコンなんかは次々変わって行って、本当に5年ごととか、そういう周期になってきている状況なんですけど、そのほかの分野においても、最初の財源の立て方については留意していただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

議長 総務部長！

総務部長 交通安全施設の財源振替につきましては、これは地方債を増額したという財源振替でございますので、調整分の起債がついたということで増額をさせていただいた財源振替でございます。

それから、パソコンの形態のような購入の場合の起債発行でございます。当然、リース購入をした場合に、リース金利というものもございまして、長期債に切りかえて長期債金利という、そういった金利のさやもございまして、十分そういった内容については、調査、精査して、そしてどちらが有利かと。買ってしまった方が有利だというふうな状況の折には、あえて地方債、リース契約をする必要はないと、こういうふうな思いでおりますので、その時点の金利の動向にあわせて対応してまいりたいと、かように思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

議長 質疑を受けます。 8番議員！

8番議員 ちょっとわかりにくいので聞きたいんですけども、39ページのこの町道古寺中線整備事業補助金で5,280万円、国庫補助金として入ってきてると。これ、もう工事自身は終わっているんですか。その17年度の前倒しで、金だけ受けるということなのかどうか。

それと、パソコンの分とかで、これかなり大きな財源振替をされてるわけなんですけど、パソコンの耐用年数が短いから起債が許可ならなかったのか。それなら、もう予算立てるときにそのぐらいのことちゃんとしとかなないと、これ金たまたまあったからよかったけども、金なくて、簡単にこれ一般財源に振りかえてるわけでしょう、こない大きな金をね。これ、予算立てるときにもっときっちりやっとかないかんと違うかなと、そういうぐあいに思うわけなんです。今回、言うたように、補助金があるか来ないかわからない。だから、起債でやっていこうと。それで、補助金があれば起債をやめて補助金でしょうと。これはわかるんです。だけど、今の教育費のような形であれば、当然、初めにそのぐらいのこと研究してやっとならなければいけないとおかしいんじゃないかと思うんですけど。

その2点だけお願いします。

議長 答弁願います。 都市整備部長！

都市整備部長 町道の古寺中線の整備事業の分でございますが、この分につきましては、事業は続いてやるわけなんですけども、継続でやるわけなんですけども、次年度の分の補助金を前倒しでやるという話があったので、前倒しで補助金をいただいているという内容でございます。

議長 総務部長！

総務部長 当初予算の地方債の見方がどうも怪しいのではないかというふうなご指摘でございます。そういう初歩的な判断ミスというふうな状況にもなろうかと思えます。ただ、5年の耐用年数が4年の耐用年数でしかだめだというふうな県の見解もございまして、若干、当初予算は起債に頼った予算措置をしておいたということでございます。たまたま7,500万円の一般財源がこの年度末において財源振替を生じる財源があったというふうな状況で、財源振替の措置をさせていただいたわけでございます。当然、当初からそういったことについても確実に見込みを立て、そして計上したいというふうに思っております。

よろしくご理解いただきたいと思います。

議長 8番議員！

8番議員 道路の5, 200何万円、それはそしたら繰越明許か何かしてるんかいな。それとも、その辺がちょっとこの予算書見てわからへん。（「事業をしたんかどうかやね」の声あり）事業はしてないということやから、先にもってもろたということやわな。繰越明許のとこ見たって、それらしき感じがちょっとわからへんねけどやな、ちょっとその辺あわせてお願いしたいということと、それから今おっしゃった、もう一つは、こういう起債がだめになったというのは、いつごろの時点でだめになったというのがわかったんか。その時点で即、補正を上げていただかないと、簡単に後から、もう最終、こんなんはっきり言うて、この場合でしたら、これ単なる決算に基づく予算の変更というようなことじゃないですよ。非常に重要なことなんですよ、財源という問題になりましたらね。

だから、これはもうパソコンいつ買われたんか知らんけども、買う時点でそしたらもうわかってたはずだと思うんですよ。その時点で、もうその財源を変更しないと、もしこれ、今、金あるからええけど、なかったらこれどないに処理しようと思ってたんかというようなことに。ほかのもん削ってでも、そのままいてたら、ほかのもん削ってでもやはりそれに充てないかんということになるでしょう。今やったら、もうどうしようもない形のときにやると。たまたま金があったからできたというだけでは非常に困ると。この辺ちょっとははっきりしといてほしいんです。

議 長 総務部長！

総務部長 当然、こうした時点で補正をいたしたいと、かように思っております。今回につきましては専決というふうな状況の中で、大変大きな額を財源振替したということでご指摘があるようでございます。当然その時点で補正に上程したいというふうに思います。今後の財政運営につきまして改善をしてみたいと、かように思います。

よろしくご理解いただきたいと思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 この議案書の48ページの表の下から2行目の中で、これは8, 330万円の中にこの額が組み込まれております。内容そのものは、先ほど申しましたように、工事はまだやっておりませんが、いわゆる国の枠の中で補助金が余りましたので、次年度の分を補助金だけ先にもらわないかとか、あげるといふ話がありましたので、補助金だけ先に確保しているという内容でございます。

以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 この国庫補助金の性格について、交付金という性格のものでございまして、その分かれ方ということになりますと、既収入特定財源、通常は国庫補助金は既収入特定財源、いわゆる先にお金をいただいた特定財源でございますけれども、交付金という形のものにつきましては一般財源化してまいりますので、既に特定財源として交付金が入っておるわけですが、次年度の事業に対する財源充当は、一般財源化に模様がえをしてしまうというふうな計上の仕方になるわけでございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。交付金という一般財源化の事業費に変わってしまうということなんで。

議長 ほかに質疑ございせんか。 6番議員！

6番議員 37ページですけれども、歳入の町民税のところ、あるいはまた固定資産税のところ増収の部分になっているんですけれども、これは中身はどのような調定をした結果の中身なのか、その点の当初との違いがあれば教えていただきたい。当初のいわゆる想定範囲のものであれば、それでその点を説明しておいていただきたいというように思ひます。

今回の町税の中でも、配当割交付金や株式等譲渡所得交付金が当初よりふえているという点については、最近の状況が反映されているという点では理解できるんですけれども、そういうところの部分の個人住民税、そういう意味合いで比較検討していただいた中身を教へておいていただきたいと思ひます。

それから、特交について減額になっているわけなんですけれども、これは当初見ていた分の見解の違いが生じてきたということなのか、どのような内容でこの分が減額になっているのかについて教へておいていただきたいと思ひます。

それから、先ほどから、古寺中線の補助金、既収交付金の支出の仕方の問題なんですけれども、これは明許繰越をしているからこういう補助金が出るという仕組みなのか、事業を行ってなかつても、交付金が余っているんで17年度中に次年度の分をやると、交付するという事になっているわけなんですけれども、これはこういう国の補助金の支出の例というのはあるのかどうか、その点ちょっと教へておいていただきたいというように思ひます。

それから、42ページの公債費のところですが、これは繰り上げ償還に当たらないで、利率の変更に伴うその差額を返還してるといふだけなのか。だから、そういう利率の変更というの、これはどういう根拠に基づいて利率の変更が可能になったのか。図書館の建設費、利息は2.45とか3.146というように、従来から見れば非常に低い金額なんですけれども、それが1.373というふうなものに引き下げられて、その利率の、今後、返還する

間の金額の差なのか。ちょっとその点よくわからないので、もう1回この制度上の借りかえの利率引き下げがどういう場合に該当して、どういうこれが金額の返済になっているのかを説明しておいていただきたいというように思います。

議 長 総務部長！

総務部長 まず、個人分の増収の見込み額3,000万円でございます。当初見込み、そして決算見込みというふうな状況の中で、現年度課税において3,000万円の増収を図れる状況であるというもので補正をさせていただきました。総じて所得更正、そういった関係によるものだというふうに理解（「所得更正」の声あり）所得更正、更正について理解しておるわけでございます。

それから、少し固定資産につきましても1,000万円、約1%ですかね、15億8,100万円に対する1,000万円程度、これにつきましても最終決算見込みにつきましても増収が図れるという確定要素に基づく補正をさせていただいたものでございます。総じて大きい増額はなかったというふうにも理解しております。

それから、特別交付税でございます。特別交付税につきましても563万9,000円、若干減額を余儀なくされたというふうな情勢でございます。第1次のいわゆる予定交付、そして確定交付、調整額、そういったものにつきまして変動を生じて、最終的には確定と予算との差において563万9,000円が調整、減額されたという結果によるものでございます。

それから、補助金でございますけれども、国の交付金事業の仕組みというふうな制度の中で、これら国庫補助金で計上しておるわけですが、交付金事業、いわゆる一般財源化になってしまう補助金でございます。前年度交付という制度の仕組みの中で、その制度を利用した予算措置というふうに理解をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、図書館の借りかえにつきましてですが、縁故債の要素から、常々10億円を超える起債につきましても利率の軽減交渉をしまいたとところでございます。ちょうど、当初17億円ほど借り受けた起債でございますが、今なお4億7,300万円起債償還残金があります。そうしたいわゆる3分の2の返済を終え、あと3分の1の残金に対しまして何とかこの金利を安くできないものですかというふうな交渉によりまして、今年度債の1.373%に借りかえたという状況でございます。あくまでも、現在の起債償還残額に対して、今後の利率を1.373%に引き下げて借り受けたものでございます。差額と申しますと4億7,390万円に対する、いわゆる2.45%と1.373%の今後の10年償還の利子が

軽減されるというふうな状況ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長 6番議員！

6番議員 だから、個人分について更正決定による増額ということですので、その更正がどういような更正内容なのかという問題なんですね。だから、そのところ、一つは税務署の査定によって税金が増額になった場合、あるいはいろいろあると思うんですけども、だからそういう3,000万円というのは、非常にその更正によるということになったときには大きいわけですから、件数と、それからその中身ですね。だから、そういう中身について、これは収税課の方ではわかる可能性もあると思いますんで、そういうような問題として教えておいていただきたいというふうに思うんです。

固定資産税については、当初の数値の違いなのか、これちょっと1,000万円という数字というのはどういう内容かというのは、15億9,000万円のうちの1,000万円というのは大きい小さいかというのはよくわかりませんが、当初の違いということであればそれで結構ですけども、個人分にしては、当然、更正決定の中でこの間流れてくる問題ですから、その中身については教えておいていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの古寺中線、これは従来からでもある制度なのか、新たな制度として交付金の前倒し支給というのが生じているのかという点、あわせて教えておいていただきたいと思うんです。その通達文書等あれば、後日、示していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの公債費の問題については、だから一つはこの元金の償還という2,746万1,000円、これはだからざっくり言って、今回の利息の軽減の反映とは全く関係のないものということになるのか。さすれば、当初に組んでいた元金利子の償還について、これが漏れていて、漏れていてといったらおかしいですけども、交渉のさなかであったので、当初の分、図書館の起債分については当初予算には組まれていなかった、そして決着がついたので今回この償還の分を専決で入れてきたのか。その辺のものが無いと。だから、先ほどの利息の軽減が今後の分だということであれば関係ないわけですから、来年度から利息の軽減で安くなるわけですから、だからこの2,746万1,000円というのはどういう性格の金額なのか、ちょっと不明ですんで教えておいていただきたいというふうに思います。

それと、こういう交渉というのは、その他についても10億円を超える自治体についての縁故債の軽減交渉というのは、これは大枠として奈良県の南都銀行、その他の銀行が、縁故債の分についてはそのような基準を決めて交渉しているのか、それとも対自治体の独自の交

渉の基準として繰り込まれているのか、その点の具体的な流れを教えてくださいたいというように思うんです。

議 長 総務部長！

総務部長 個人の現年度課税分につきましては、大きい更正が2件というふうに理解しております。5年間のいわゆる過年度更正があった、そういう大きい2件の増収を、今回、補正をして反映させたというふうな状況でございます。詳細な資料については、現在持ち合わせておらないのが実態でございますので、少し顧みたいというふうにも思っておりますけれども、総じてそうした所得更正による分だというふうにご了承いただきたいというふうに思います。

固定資産税につきましても、詳細な資料につきましては、後刻、確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、交付金事業の仕組みでございますけれども、国庫補助制度の国の見直し等々によりまして、こうした新たな制度でもって交付なされるという制度の発生した年度につきましては、少し（「新たな制度ということ」の声あり）はい、新たな制度でも（「新たなやったら、それを」の声あり）はい、制度のでき上がった年度につきましては、少し調べてみたいというふうに思います。以前も交付金事業で事業を展開した笠ハリ線というふうな事業もあったわけでございますが、その辺につきましては確認をとりまして、制度の仕組みがわかるような、そういった資料も準備をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、地方債ですけれども、借りかえた場合に、通常、据え置きというふうな形で、据置期間中は元金が発生しないわけでございますけれども、継続的に据え置きなしの償還というふうなことで、当該年度から元金が発生をする、その元金を補正させていただいたというものでございます。（「当初上げてなかったん、これは」の声あり）当初は上がっておりません。（「そういうこと、それやったらわかる」の声あり）当初は上がっておりません、はい。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、採決いたします。

報告第8号を承認することについて異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第8号は承認されました。

議長 それでは、次に日程8番、報告第9号、平成17年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 水道局長！

水道局長 報告第9号、平成17年度広陵町水道事業会計補正予算の専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書の45ページをごらんいただきたいと思います。

専決で補正させていただきましたのは、営業外費用で98万7,000円を補正させていただいたものです。

次のページの素案の実施計画書をごらんいただきたいと思います。今回の補正は、平成17年度の決算により、消費税及び地方消費税の納付額が確定したことにより、予算額に不足が生じたことによるものです。その理由につきましては、当初予算では1,250万円程度の黒字予算となっておりますが、決算の結果、約6,000万円程度の黒字となったことにより、当初の予定額より仮払い消費税が少なくなったことによるものです。

よろしくご理解賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。議案の説明とさせていただきます。

議長 それでは、本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 資金計画の方で少しお聞きしておきたいと思うんですけども、46ページなんですけども、営業収益の方が、補正後の予定額という部分で見れば9,200万円の減額になっているわけですね。それと、その一方で、過年度の未収金という部分では大変な増額になっているわけです。それぞれの要因について教えていただきたいと思います。

それから、過年度未収金の中で、個人と法人と分けたらどういうふうな内訳になっているのかということもお聞きしておきたいと思います。

下の方の資本的収支の方で言いますと、建設改良費の方が1億2,400万円ほどのマイナスということですので、これは当初の事業計画との関係で、どういう形での減額になっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、済みません、前後しますが、収益的収支関係の資金のところ、営業費用のところも大きく減額になっているんですが、いろいろご努力いただいた結果かなというふうにも思いますが、主なところの増減についてご説明をお願いします。

議長 水道局長！

水道局長 まず、営業収益9,200万円ほど減額になっておるということですが、一応、水道につきましては、予算をやるときに、過去の1人当たりの実績から人口増等を勘案して水量を出しているところなんですけども、現実には広陵町の場合、人口がふえながら、ほとんど水量が伸びてない。そういう関係で、一応、営業収益、特に給水収益の方で、当初予算に比べての収入不足が生じております。ちなみに、営業収益では、当初予算に比べまして1,800万円ほど、一応、収益が減っているということになっております。

それから、営業費用、これ5,000万円ほどあるわけなんですけども、これにつきましては、当然、予算上は水をつくるための費用、結局、修繕費とか施設設備等の維持費等につきましては、ある程度十分な予算計上をしているところなんですけども、幸い17年度につきましてはそれほどの修繕等がなかったということで、費用が減ってると。

それから工事、第4条、資本的収支の、特にこの中で建設改良費、これにつきましては、工事が当初の予定ほどできなかったということになっております。

それぐらいですか、まだほかにありましたかな。それぐらいでしたか。（「過年度未収金のことで」の声あり）過年度未収金につきましては、その下の支出の過年度未払金等見ていただきますと、工事等、年度末に集中した関係がありまして、町からの受託の分の工事代金の未収分と工事の業者に払う分が年度内に処理できなかったということです。

議 長 ほかに質疑。 12番議員！

12番議員 営業収益につきましては、水道料金を値上げすれば、水道の使用量を皆さんが控えたり、そういう部分でこういうような状況があったのかなというふうにも思うんですけども、そういう点で9,221万6,000円の補正後の予定額の部分のマイナスが大きいので、この辺の見通しについては、やはり当初からもう少ししっかり見ておく必要があったのではなかろうかというふうに思うんですけども。

再度その点と、それから営業費用についての支出は、さほどの修繕がなかったということで大変よかったなというふうに思いますが、資本的収支の方の建設改良費で言えば、予定どおり事業が進まなかったということであれば、その事業の進捗状況がなぜおくれたのかということと、やはり平成17年度にどうしてもしなきゃいけないということでの事業計画だったろうと思いますが、そのおくれることによる影響はどういう状況になるのかということもお聞きしておきたいと思っております。

議 長 水道局長！

水道局長 給水収益につきましては、広陵町だけじゃなく、全国的に以前は右肩上がりという

ことで、年々水量がふえてたんですけども、最近はどこも右肩下がりということで、これ下がりどめがなかなかないと、年々減っていったという。これがどこに原因するかということですけども、一つは人口が高齢化してきてる、それから子供が減ってきている、それからそういう器具等が節水型の器具になってきた、そこらが大きな原因だろうということで、はっきりこれだということはちょっと私どもの方でもつかみかねてる状態ですけども、現実に毎年、確実に1人当たりの使用水量が減ってきてると。広陵町の場合は、幸い人口はそこそこ伸びてますので、まだ急激な水量の減少には至ってないんですけども、近いうちに人口の伸びがとまった時点では、水量も伸びるというよりも減っていくのではないかなと思っております。

それから、工事のおくれということですけども、一応、4条、資本投資ということで、現在の管の破損等については、当然、対応はすべてしておりますけども、将来的に、一応、老朽管を計画的に入れかえていこうとかいう計画を持っているわけですけども、それがたまたまちょっと、17年度につきましては年度末に受託工事等が集中しまして、水道単独の工事がちょっとできるだけの余裕がなかったということで、水道自身としては、住民に対しての水を供給するという部分については何ら問題はないんですけども、計画的年次計画で改修をしていかなければ、ある時期にまとまった工事になってくるということで。そういうことで、これについてはこちらの方も、一応、工事の配分、特に受託工事等は補助金絡みがありますので、どうしても年度の中盤から後半に集中しますので、水道につきましてはできるだけそれまでに一応やっていくように、今後やっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかに質疑。 6番議員！

6番議員 ちょっと簡単でいいんですけども、営業収益と営業費用との関係で、県水のことが全然出てないので。営業収益の部分の減収というのが反映していくのは、当然、県水の供給は減ってるということがあはずなんですけれども、契約水量について買わなきゃならないということであればその問題点が出てくるので、その説明がないので、営業費用の部分の大きな中心部分は県水の影響ではないのかというように思うわけです。それでなければ、契約水量との関係で問題も大きくなるというように思いますんで、それだけちょっと、再度、質問だけしておきたいと思うんです。

議 長 水道局長！

水道局長 県水につきましては、従来から自己水3割、県水7割という方針できておりますの

で、一応こちらの方で、年間の使用水量の見込みに対して7割部分ということで申し込みをしております。ところが、先ほども言いましたように、水量自身落ちてきておりますので、現実には決算の時点では県水が73%台ということで、若干、当初の計画より3%ほど県水が多い状態になっております。

県水につきましては、特に夏場の渇水につきましては、年間の申し込み水量の12分の14が一月間の取水量の最大ということになりますので、渇水が起これば、当然、最大から10%とか5%の給水制限がかかります。ですので、余り少ない水量でいっていきますと、この夏場がそれだけの給水制限をかけられますとしのぎ切れませんので、どうしてもある程度、余裕の持った量を、これはうちだけじゃなしに、受水市町村すべてなんですけども、どうしてもやっぱり申し込むという傾向になっております。

ここらが、大滝ダムができて渇水という事態が起こらない状態になったときには、多分この受水事業体においても、少ない水量を申し込んでおいて、結局、使ったら使った分、要った分の差額は金を払えばいいというような状態になると思いますので、7対3というその率は、そういう事態になれば当然守っていけると。ただ、現在の時点では、ここで少なくしておくで夏場の渇水がしのげないということで、どうしてもやや多目になるということでご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第9号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第9号は承認されました。

議 長 次に日程9番、報告第10号、平成17年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 報告の第10号、平成17年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明を申し上げます。ページ、48ページでございます。

今回、報告をさせていただきます10件の事業につきましては、すべて本議会で議決を要して、明許繰越の補正議決をいただいた事業でございます。年度末に精算をいたしまして、平成18年度で繰り越して事業をせしめる内容というものになってございます。

まず、書庫でございますけれども、当然1月25日に出火いたしました書庫なんですけれども、いまだ何をしておるかというふうな状況の中でおしかりもあつたわけですが、先日、入札を終了いたしましたして、現在、工事に取りかかっているところでございます。

それから、アスベスト対策事業につきましては、国の補正予算というふうな形で、緊急対策事業として補正をお願いをいたし、そして翌年度へ繰り越す事業となっております。金額については、限度額を金額の欄に、そして翌年度繰越金につきましてはその隣の欄に掲げておりますが、翌年度繰越金の右側には財源の内訳も表示しておるわけでございます。それぞれ、アスベストにつきましては国庫支出金と地方債を借り受ける状況となっております。

それから、農業費の団体営水環境整備事業でございますが、古寺の環濠地区でございます。いずれも新清掃施設の関連事業として、新清掃施設が継続事業でございますので、それに関連する事業の明許繰越となったものでございます。金額につきましては440万円、全額地方債で充当をいたしたいと予定しております。

団体営の基盤整備事業、促進事業でございます。これは古寺遺跡の頭首工でございますして、2,691万円、うち国庫支出金が1,345万1,000円、残り一般財源2分の1でございます。

それから、道路橋りょう費に至りましては、林口橋と小橋ですが、古寺中線整備事業でございます。1億600万5,000円を繰り越すわけでございますが、既収入の特定財源につきましては、事務費の補助金でございます5,000円だけを既収入特定財源で次年度へ送るという状況でございます。残りは地方債でございます。

それから、百済赤部線の道路整備事業、これにつきましては古寺橋でございますが、1億2,342万円。地方債と一般財源で財源充当をしております。

それから、市街化区域内の細街路整備事業でございますが1,799万3,000円。これにつきましては笠地区の細街路でございます。

それから、交通安全施設等百済赤部線の整備事業でございますが、いわゆる歩道整備でございます。3,417万円、地方債と一般財源を充当しております。

それから、変電所から北への進入路、古寺中線の整備事業でございます。先ほどもお話がありましたように、この事業1億5,020万円、全額繰越事業でございます。地方債と交

付金事業の交付金を充てたいと考えております。

それから、消防費につきましては、広瀬地区の防火水槽でございます。もう既に完成はしておりますけれども、年度末において繰越事業となっておりますのでございます。

以上、報告をさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 簡単にちょっと質問したいんですが、繰越明許がいろいろ出てるわけですが、とりわけ新清掃施設関連に対する事業ですが、これは計画との整合性で言えば、新清掃センターの竣工にあわせて順調に進んでいると見ていいのかどうかということを確認しておきたいと思います。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

新清掃センターそのものは、今、五十七、八%ぐらいの出来高だと思います。予定どおり順調に進んでおります。今回、関係する道路ですとか橋梁の部分についての繰り越しのお願いでございますが、その分につきましては、道路につきましては、いまだに、いわゆる用地の部分で二、三名の方がご同意いただけていないという場所がございます。橋梁の部分については、ほどなく完成をする見込みになっております。ただ、その用地の部分は、常々心がけていっておりますが、いまだに二、三名の方がご理解いただけないということで、また集中して解決に当たりたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 用地買収の件ですが、やはり町と、それから地主の間の隔たりというのは非常に大きいということから問題があるんだろうと思うんですが、その問題にめげず、町は日にちをあけずに、やはり定期的、あるいは急遽など、誠意を持って交渉に当たることが必要ではないのかと。相手の出方に振り回されるのではなく、町自身が誠意を持った交渉を続けていく必要があるのではないのかというような思いを持っているわけなんですけれども、そういう点で今後の決意について聞かせておいていただきたいというふうに思うんです。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 相手にも相手なりの、いろいろ3人おれば3人とも事情がございます。我々もその人の事情に合わしたり、また、時には強引に言ったり、なだめたりすかしたり、いろん

な手法でやっております。また、議員の方も、そういう関連で何かございましたら、またお手伝いの方をよろしく願いしておきます。また、私どもも今の現状に甘んじず、積極的に解決にいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第10号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第10号は承認されました。

議 長 次に日程10番、報告第11号、平成17年度広陵町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 報告の第11号でございます。平成17年度広陵町一般会計継続費繰越計算書の報告説明等させていただきます。

新清掃施設につきましては、継続費のご承認を賜っておるところでございます。平成17年度決算期を迎え、その支出済額、支出見込額として計上をし、残額を18年度の予算と合わせて執行をさせていただく旨のご承認をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

衛生費、清掃費のごみ燃料炭化施設建設工事でございます。大変、数字が小さくて見づらうございますけれども、34億4,330万5,000円の継続費の総額でございます。17年度の予算につきましては、予算の額、そして16年度からの繰越額を含めまして、17年度は27億3,000万円で事業をやってまいりました。その中で、17年度の執行額につきましては14億2,797万8,500円となったものでございます。残額は13億285万9,500円という形で、18年度へ繰り越しをさせていただきました。

一方、リサイクル施設建設工事につきましては、総額は9億1,230万1,000円の設定でございます。17年度の予算は7億1,307万6,000円でございます。4億1,868万9,000円の執行をし、残額2億9,438万7,000円を平成18年度

の予算として執行をさせていただくものでございます。財源内訳に至りましては、国庫支出金と地方債、その他一般財源、繰越金といった形で財源の充当をしておるわけでございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第11号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第11号は承認されました。

暫時休憩いたします。

(P.M. 2:37 休憩)

(P.M. 2:54 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程11番、報告第12号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の50ページをお願いいたします。平成18年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)専決処分の報告についてご説明をさせていただきます。

健康保険特別会計は、ご承知のように医療費などの費用を国保税、そして国庫支出金、支払基金からの交付金、県支出金、そして町の一般会計の方からの繰入金で運営をしているものでございます。当初予算におきましては、概算計上に基づき編成をさせていただきましたが、5月31日の出納閉鎖日におきまして平成17年度特別会計に財源不足が生じたため、18年度特別会計からその不足分を充当させていただくという内容の補正予算でございます。52ページからその内容を示しております。

恐れ入ります、55ページをごらん願いたいと思います。前年度の財源不足が、お示ししておりますとおり4,307万円という赤字になったわけでございます。これに対しまして、56ページに所定の税目から補正をお願いするという内容でございます。

まず、一般被保険者に係る分といたしまして、医療給付費分の現年課税分として1,02

0万円、介護納付金現年課税分として2,780万1,000円、そして退職被保険者に係る介護納付金現年課税分506万9,000円を財源不足に充てるため、補正をお願いするという内容でございます。

どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 赤字の充用ということなんですけれども、財源の部分で国民健康保険税の収入の方から、さらに4,300万円の増収を実際に見込むことができるのかどうか。その辺の見通しを聞きたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 18年度の当初予算におきまして、一般被保険者の医療現年課税分、あるいは介護現年課税分で相当な財源収入を多目に見ていると言ったら語弊がありますけれども、若干、費用額に対して財源調整をさせていただいている現状でございます。その額についてでございますけれども、約6,800万円程度の財源調整をさせていただいております。今回の赤字補てんのための補正と合わせますと、18年度末におきましては1億1,000万円余りの財源の上乗せと申しますか、そういうことをやっている状況の中で、18年度の本特別会計におきましても1億1,000万円程度の赤字になるおそれがあるという予測をしている現状でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 さらに、平成18年度も1億1,000万円の赤字になるんじゃないかという危惧を抱いていらっしゃるわけですね。大幅な値上げになるわけですけど、さらに1億1,000万円の赤字という部分についてどのような状況なのかわからないんですが。その点と、それと財源としたら、税収だけじゃなくて、国庫補助金とかそのほか入ってくるわけですけども、その分は当初に計上することは手続的に難しいのかどうか、その点、全体としての手だてが見えないのでお願いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、18年度における医療費、あるいは療養費等の積算を過去の傾向からやっております。そうした中で、今ご指摘のような、いわゆる国庫支出金であるとか、あるいは支払基金等の交付金を見れないのかというところでございますけれども、いろいろ考え方はあろうかと思っておりますけれども、やはり制度に見合った財源収入ということで、税において

それを見込ませていただいているというのが広陵町のやり方でございます。

今後のいわゆる18年度における見通しというところで、過去の傾向からすると、先ほど申しましたような最終トータルの歳入不足が生じるだろうということでございますけれども、我々といたしましても、できるだけ広陵町の国民健康保険の方々が元気にお過ごしをいただけるような、国保事業だけでなしに、町政全般でいつも町長が言うております「人にやさしく、人がやさしい」ということの事業展開の中で、健康なまちづくりを全般的に進めていければというように思っております。その結果として医療費が低く済めば、見通しとは別の方向である程度の事業展開をできるのではないかなというようにところもございまして、よろしくお願いをしたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 ちょっとわからないんですけども、全国的には国保会計は破綻状態だというように言われている中で、今回、歳入に4,370万円を見込まれたわけなんですけども、6,800万円の財源調整が実際に必要だということなんですけども、この4,370万円の実像というのはどれぐらいを見ておられるのか。その点の姿というのは認識をしておきたいというように思うんですけども。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 先ほどの介護納付金の議論の中でもご説明いたしましたけれども、介護納付金に見合うだけの、いわゆる該当介護納付金の収入が現在の税率では確保できないというのが大きい財源不足の原因かなというように思っております。17年度だけですけれども、約3,200万円の介護納付金の減があると。これは、やはり税率の平成12年度からの改正はございませんので、需要の割に負担が少ないというのが大きな要因かなと思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第12号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第12号は承認されました。

議 長 次に日程 1 2 番、報告第 1 3 号、平成 1 8 年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の 5 8 ページからでございます。

平成 1 8 年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

ご承知のように、老人保健特別会計は、その費用を支払基金、あるいは国費、県費及び町費で負担する仕組みとなっております。それぞれの負担額は、当初予算におきまして概算で計上し、予算編成させていただいているところでございます。決算時、5 月 3 1 日の出納閉鎖日におきまして、平成 1 7 年度の当特別会計に財源不足が生じたため、平成 1 8 年度特別会計からその不足分を充当させていただき、あわせて返還を生じた部分について補正をさせていただくという内容の専決でございます。

議案書の 6 0 ページから、その内容についてお示しをしておりますが、6 5 ページをお開き願いたいと思います。

前年度への繰上充用金といたしまして 1, 4 0 6 万 4, 0 0 0 円をお願いするものでございます。あわせまして、償還金ということで、支払基金交付金の返還金、そして国庫の返還金合わせまして 1, 1 6 5 万 7, 0 0 0 円を返還のため補正を願うものでございます。専決をさせていただきましたのは 5 月 3 1 日ということでございます。

どうぞよろしくご審議のほど、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

報告第 1 3 号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第 1 3 号は承認されました。

議 長 それでは、次に日程 1 3 番、議案第 2 8 号、広陵町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第28号、広陵町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。議案書の67ページをごらんいただきたいと思います。

平成15年6月の地方自治法の改正により、これまで管理委託制度で出資法人等が管理してきた施設は、平成18年9月2日以降、指定管理者制度のもとにおいて出資法人以外の、いわゆる民間事業者を含む、広陵町が指定する者による管理の代行制度へ転換することが可能とされることになりました。広陵町には、現在、公共の利益のために多数の住民に対し均等に役務を提供することを目的とする、いわゆる公の施設が114カ所存在しており、本条例におきましては、これらの施設の中で、今後、公的主体以外の民間業者においても十分な行政サービスを提供し得る能力が認められ、活用することが有効であると考えられる場合にあって、指定管理者指定の手續等に関し必要な事項を定めるものでございます。

内容につきまして、趣旨はただいま申し上げましたが、第2条に指定管理者の公募について規定を定めております。3条には、指定管理者の指定の申請を定めております。4条では、指定管理者の選定について設けております。第5条では、候補法人等の選定の特例について定めを設けております。それから、第6条では、指定管理者の指定方法について設けております。それから、第7条でございますが、協定を締結しなければならないという条文を設けております。

それから、事業報告書の提出でございますが、指定管理者は事業報告の提出を行うことを義務づけられております。それから、町長は、業務報告の聴取等を実施について調査し、必要な指示をすることができるということを9条で設けております。

それから、違反することの前提となるわけですが、指定の取り消し等につきましては、従わないときには取り消し等の条文も設けております。

それから、義務づけの規定でございますが、指定管理者の指定の期間が満了したときには、原状回復義務が第11条で設けております。

それから、損害賠償義務については第12条、そして秘密保持義務については第13条、そして個人情報の取り扱い義務については第14条、そして指定管理者の指定等の告示については第15条、そして教育委員会の公の施設への適用でございますが、これは町長とあるのは、教育施設につきましては教育委員会と読みかえ規定を設けております。

この条文に関し必要な事項は、この条例で定められるほかは規則で定めることになってご

ございます。施行期日は公布の日からとなっております。

以上、まことに簡単でございますが、説明にかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 それでは、次に日程 14 番、議案第 29 号、公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第 29 号でございます。公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

さきの議案第 28 号に関連いたしまして、広陵町で公の施設となるべく施設の中で、今回、関係条例の整備を行うものでございます。新旧対照表の 75 ページに、今回、関係条例の整備に関する条例の一覧を掲げておるわけでございますが、22 における公の施設について、この管理者制度に伴う導入をせしめた場合の適用条文を挿入させていただいております。

まず、第 1 条の広陵町の自動車駐車場条例から第 22 条の広陵町都市公園条例までの施設について、一括して整備条例として掲げておるわけでございます。71 ページから、その条例について一部改正を一括して改正分を掲載しておるわけですが、広陵町のまず自動車駐車場条例の一部改正につきましても、以下の条例につきましても、町長は必要があると認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、いわゆる指定管理者に行わせることができるという条文を各条例の一部改正に挿入したものでございます。

そしてまた、それぞれの条例そのものの内容の中で、管理を行わせる業務の範囲を定めておりますが、各条例の管理を行わせる業務の内容もあわせて改正をさせていただいております。駐車場で申すならば、72 ページの左のページに掲げておりますが、駐車場の使用許可に関する業務、駐車場の施設及び整備の維持管理に関する業務等々掲げております。それぞれの各施設の条例の中で、こうした管理の業務についてもそれぞれの内容をうたっておるものでございます。一つずつの内容については、後刻、確認をいただくことといたしまして、本説明を終わらせていただきたいというふうに思います。

どうぞよろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長 それでは、次に日程 15 番、議案第 30 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第30号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

86ページに内容を掲げておりますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつきましては、国の人事院規則の改正により、本町におきましても改正をいたすものでございます。

内容的には、これまでの休息時間の廃止に伴い、1日の勤務時間が8時間ちょうどに設定するものであります。これにより、勤務時間につきましては、午前中8時30分から12時までの3時間30分、午後1時から5時30分までの4時間30分、合わせて8時間とするものでございます。そして、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に適用されておりました早出、遅出勤務を、学童保育の託児されている小学校の子を迎えに行く場合にも適用するように改正をさせていただくもので、施行期日につきましては平成18年7月1日から施行させていただく予定になってございます。

以上、よろしくご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程16番、議案第31号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案書の88ページにその内容を掲げさせていただいております。

それでは、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

ごみ処理につきましては、議会におきましても多大のご協力をいただき、まことにありがとうございます。清掃センター焼却炉停止後も、特に問題もなく安定操業をさせていただいているところでございます。後、新施設の稼働ができるまでの間、さらなる努力をしてみたいと考えております。

さて、こうした状況の中で、周辺市町村におきましても、ごみの有料化という取り組みが徐々に進展しているところでございます。全国的な数値につきましても、前年、環境省のア

ンケートの結果を見ますと、約4割の市、そして2割の市が現在も検討中であるという状況で、有料化に取り組む市がふえているところでございます。

広陵町にとりましても、清掃センターの移転、そして新施設の建設という大きな事業ということで、広陵町住民の方々も、他の町の住民よりも、ごみの減量、分別については、深く考え、そしてご協力をいただいているという状況がございまして。そういう状況の中で、一つはごみの減量とさらなる分別の徹底、そしてもう一つはごみを多く出すものと減量に努めていただく人の負担の公平化を目指すということで、指定ごみ袋での有料化を行うための体制でございまして。

新旧対照表の114ページ、一番最後のページでございまして、ごらんをいただきたいと存じます。本条例中の11条に、1項として新たに項目をふやさせていただきました。11条のタイトルでございましてけれども、今までは容器の設置という項目でございましたけれども、指定袋を入れさせていただいたという内容でございまして。そして、第1項を追加挿入させていただいている内容でございまして。それと、2項、3項につきましては、従来は袋という表現のところを指定ごみ袋等という表現に改めさせていただいた内容でございまして。

115ページの別表をごらんいただきたいと存じます。ごらんいただきますと、指定ごみ袋制による有料化ということで、新たな欄を設けさせていただきました。指定ごみ袋、容量45リットル、手数料として1枚当たり45円、以下30リットル30円、20リットル20円という内容でございまして。有料化をするごみの種類でございましてけれども、可燃ごみ、そして不燃ごみ、そしてその他プラスチックごみの3種類を予定しているところでございまして。

この有料化にあわせまして、一般家庭から臨時に搬入されますものにつきましても、指定ごみ袋によりがたい場合は、10キログラム当たり50円の手数料をちょうだいすると。そしてまた、事業系一般廃棄物につきましては、これまでの2段階制を改め、周辺市町村同様、最初の10キログラムから、10キログラム当たり150円という手数料に改めさせていただき、こういう趣旨の改正でございまして。

どうぞよろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いし、説明といたします。

議 長 それでは、終わりに日程17番、議案第32号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第32号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、2億3,980万円を追加し、105億7,980万円といたすものでございます。

恐れ入ります、A3、2枚ものの資料をごらんいただきたいと思います。内容につきましては、まちづくり交付金事業の補正、その額の明細を記載しております。上段には、基幹事業と提案事業名、下段には事業内容ということで枠組みをしておりますが、赤書きが当初でございます。今回、補正をいたしました額が黒字で、括弧内100万円単位で表示しております。大きくは、中ほどの百済寺公園の補償費でございます。用地4,500平米に対する建物移転補償1件を含めまして2億1,441万円の補正をお願いいたすものでございます。測量試験費は1,029万円でございます。以下、それぞれ朱書き、そして黒字の事業について補正を行い、そして予算措置をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、議案書の95ページの歳出になってございます。今回、総務費の企画費、そして衛生費の塵芥処理費、土木費の都市計画総務費、公園管理費で計上をしておりましたものを、一括、まちづくり交付金事業費として再計上をさせていただいております。増減につきましては、すべてまちづくり交付金事業の方へ移行、予算措置をさせていただいたものでございます。事業の内容につきましては、先ほど申しました工事概要のとおりでございます。

そして、公民館費、96ページでございますが、公民館費において、集会所の改築工事につきまして、工事から補助金の方へ科目がえをしたという状況で、増減の補正をさせていただいております。

94ページには、その財源でございますが、土木費の国庫補助金、まちづくりの交付金事業として1億6,987万5,000円。残る一般財源繰入金でございますが、財政調整基金、ふるさと基金を繰入金として計上をしております。残るまちづくり交付金事業債5,310万円でございます。集会所の整備事業債は、補助金に執行がえをした関係で減額せざるを得ない状況となったわけでございます。

以上、よろしくご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げ、説明にかえさせていただきます。

議長 これにて議案の説明は終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため、6月6日から8日までの3日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって6月6日から8日までの3日間を休会といたします。

なお、本日は行われなかった議案に対する質疑につきましては、9日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 3:29散会)

平成18年第2回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成18年6月9日

平成18年6月9日広陵町議会

第2回定例会会議録（2日目）

平成18年6月9日広陵町議会第2回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1 議案第28号	広陵町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について
2 議案第29号	公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
3 議案第30号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
4 議案第31号	広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
5 議案第32号	平成18年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
6 一 般 質 問	

議 長 まず日程1番、議案第28号、広陵町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員!

6番議員 まず、指定管理者の問題の一つは、広陵町でこの制度の適用を行うのかどうか。これは、今年中に決めなきゃならない問題になっているわけですがけれども、そういう点で該当するようなもの、22カ所の公の施設を挙げられたわけですがけれども、現実に該当できるような施設があると考えてるのかどうかというのが大きな問題だというように思います。そういう点をまず第一にお伺いしたいと思います。

それから、指定管理者制度の問題で、奈良県では野迫川村が公募の結果したけれども撤退したと。あるいはまた、群馬県でのところでも公募で募集したけれども撤退したと、こうい

う問題が起こっているわけですが、このような問題に対する認識をどのように持っておられるのかということが2番目の問題であります。

それから、公の施設、どっちにしても地方自治体が責任を取らなければならない。こういうようになっているわけですが、その点では、この指定管理者制度の問題点が各方面で指摘されているわけですね。一つはやはり何と言っても、自治体の責任を放棄することになりかねないという問題があります。こういうような問題に付随して、該当しているところのいわゆる公益法人、あるいは公共的法人等に今まで委託していたものが、具体的にその分との競争が始まるというように言われているわけですが、そこにおられる方々の身分の保証と、さまざまな問題が起こっているわけですが、これでは自治体が責任を取ること結局はならないのではないかと。まして、現実にはサービスの低下が顕著に起こる場合が多々出ています。こういうようなところを踏まえて、私は指定管理者制度の問題というのは小泉内閣の目玉の一つということで打ち上げられたわけですが、人口3万人のような小さな自治体で果たして機能するのかどうかという根本問題があるわけですので、そういう点に対する考え方等をお伺いをしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 今回の指定管理者制度の手続の条例を提案させていただきました。そしていわゆる私どもの公の施設を、そうした指定管理者に移行すべき施設が即座にあるのかどうか、そしてまたそうした考え方についてご質問をいただいておりますが、まず県内の指定管理者の導入状況につきましても、70施設余り現在までに導入をされた経過の中で、本町におきましてもそうした検討を加えていかなければいけないという状況の中でございます。

当面、公の施設で今まで一部委託しております町の機関、あるいはまた一般民間の公募の機関による応募、こういったことも考えられるわけですが、基本方針としていわゆる町の施設の中でも比較的移行しやすいのではないかなという施設を取り立てて研究を進めていく、そういう施設について先行してまいりたいなど。そして、研究をする施設の名称といたしましては、現在7施設を考えております。いわゆる広陵町の総合福祉会館、そして公立民営の保育園2カ所、そしてグリーンドーム、そしてふるさと会館グリーンパレス、そして働く婦人の家、そして勤労者総合福祉センター、これらの公の施設については、今後サービス公社、あるいはまた社会福祉協議会、広陵福祉会といった指定管理者について、まづもって研究をしてまいりたいというふうに考えております。

当然、公募による指定管理者の条文にはなっておりますが、公募によらず指定管理者を

指定する施設ということにつきましても、おのおのその施設が指定管理者で、随時そういう予定される指定管理者、町の機関の方で指定する方が有利であるというふうな考え方に沿って、それぞれの理由ごとにその施設については検討を加えていきたいというふうに考えております。

自治体の責任の放棄というふうな状況も言っていておりますけれども、こうした状況で公募による、あくまでも国の一環とする施策の中で、一番の目玉はやはり軽減措置、経費軽減というふうな観点での制度だというふうに認識しておるわけです。どれだけの民間公募によって委託することが、経費が軽減されるかどうか。こういったことについても十分研究をしなければいけないということでございます。取り立てて条例の制定をいただいた後、早急にそうした研究をしなければいけない7施設、そしてまた22の施設で今回改正をお願いしている施設がございます。こういった施設につきましても随時そうした経費の試算、これらをしていかなければいけないなというふうに思っております。

すべてが公募によって民間委託するという施設でも、早急にはそういう移行は難しいのではないかなというふうにも考えております。町のそうした関係管理団体に委託することができるかどうかというふうな点についての研究から進めてまいりたいというふうに思っております。もちろん民間に登用することによっての経費については、軽減になった場合についてはそうした指定をしていく、これは一つの一策だというふうに考えております。

責任の放棄につきましては、それぞれの民間業者の厳しいチェック機能、課せられた義務、こういったものを徹底的にチェックをして、自治体の責任の放棄につながらないというふうな方法を模索していかなければいけないというふうに考えるものでございます。

よろしく申し上げます。

議長 引き続き、6番議員！

6番議員 今、七つの施設というようにおっしゃったんですけれども、グリーンパレス、また勤労者総合福祉会館等については現在サービス公社が管理している状況ですね、その他。結局、指定管理者制度になったから、要は公募によらない方法としてサービス公社等に、結局は指定管理者制度として委託するというような形をとるとのことなのか、それとも指定管理者制度の趣旨を徹底させて、公募によるというふうな考え方で持っておられるのかどうか。こういうところは既に管理者制度の実施がことし4月1日から始まっているところもたくさんあるわけなんですから、そういうようなところの問題として認識されているのかどうか。要は、いわゆるどちらかしかないという結論を押しつけられているわけですから、その点に

対する考え方というものが明確になければならないというように思うんですね。やむを得ず、現状追認のためにサービス公社に管理するという事態を考えておられるのか、あるいは公設民営となっている保育所についても、現在の補助金、交付金制度の中での問題の一環として、完全な民営化をするというような方向で検討されているのかどうか、さまざまな問題が出てくるわけですが、その点について実際に、指定管理者制度という制度は、やらなければならない、いい制度というように考えて出発されているのか、5万人未満の人口のところで、そのような指定管理者制度というのがふさわしいものなのかどうか。これは根本的にふさわしくないと言わざるを得ないわけなんですけれども、その点について理事者はどのように考えているのかということが挙げられます。

というのも、一つは公の施設を使って民間委託をするということは、そこで民間が利益を生むということをつくるわけなんです。だから要は、民間に利益を得させるための施設管理責任をすべて委託する。今までのような管理の委託ではなく、いわゆる行政処分も含めた委託をすべて行うということが果たして適当なのかという根本問題があるわけですから、そういうところについてどのように考えておられるのか。これは町長にお聞きせざるを得ないというように思いますので、指定管理者制度についての根本的な問題、それから法律上課せられている課題と二つに分けて考えをお聞きしたいというように思います。

それから、例えばやむを得ないために指定管理者制度を行うんだということで、グリーンパレスやサン・ワークの状況は、サービス公社に結局はゆだねるということになったとしても、この状況が本当に法の趣旨から言って正しいものなのかどうか。正しいというのはおかしいですけれども、その最初に言った指定管理者制度という問題に対する考え方が、5万人以下の町村では適切かどうかという根本問題になってくるわけですから、そういう点についても考えをお聞きしておきたいというように思うんです。

それと、七つのところを挙げられている問題で、そしたら例えば今は現状について、それぞれのところの委託を行っているところが多いわけなんですけれども、母子寮については、これは現在は職員が派遣されているというように思うんですけれども、こういうところについても、どういう形で行うのか、公募で行うのかどうかという問題になってくるわけなんです。例えば福祉会、先ほど挙げられた福祉会、社協、そしてサービス公社。あるいは場合によってはその他のところもあるわけですが、こういうところについては指定管理者制度が、小泉内閣が意図した民間の力をかりて運営を行うということとはほど遠い内容だというふうに思うわけなんですけれども、そういう点でのその他の施設に対して公募によるか

よらないかというのは根本的な問題にかかわってくるわけなんですけれども、どのように考えているのか。これはもう既に広陵町の3万4,000余りの人口から言うと、目に見えている状況ではないかと思うわけですが、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

議 長 答弁願います。 町長！

町 長 寺前議員のご質問にお答えをいたします。

私は常に、前進するためには積極的に行政を取り組んでいるところでございまして、常に改革を考えているものでございます。現状に満足しないという健全な欲求不満型の人間でございまして、そんなことを自負しているものでございます。

指定管理者制度をすぐにやるためにこの制度といいますか、条例を改正を、また制定をしているものではありません。自治法の改正に基づきまして、新たにやることができる、指定管理者制度を採用することができるという一項でございまして、今、町内の施設につきましては全部委託、または一部委託とかいろんな方式で管理経営に当たっていただいているところでございます。この方式が、指定管理者制度に切りかえることがいいのかどうか、効率があるかどうか、これからが検討することございまして、効果があると思えば、議会とよく相談をしながら進めていきたいと思っているものでございます。

差し当たり、今、総務部長が申し上げました、いろんな分野では検討しているという状況でございしますので、その成案がまとまり次第、その都度協議をさせていただきます。

議 長 寺前君、答弁漏れはありますか。

6番議員 答弁漏れです。

議 長 何ですか。

6番議員 根本的な町長の考え方、人口3万4,000余りの町で指定管理者制度というのが生きるのかどうかという問題。

議 長 町長！

町 長 この制度は、人口にかかわらず私は検討すべきことはあると思います。多いからこれでいいかどうか。新庄と言いますか、今、葛城市であります、当時新庄は健康のスポーツセンターのようなものをつくりました。後ほど指定管理者制度に切りかえておるわけですが、ここでも、きのうも市長とお会いしましたが、大きな効果があったと喜んでおられました。我々は詳しく内容は聞いておりませんが、効果があるという場合もあるわけございまして、野迫川村は新聞紙上では撤退をされた。わずか1,000人にも満たない人口のところございまして、それ一例で撤退をしておるということもあるわけございまし

て、必ずしも、ケース・バイ・ケースでございますので、よく検討をしながら進めていきたいと。

これは、やるかやらないかは、その検討結果に基づいてご相談を申し上げて、実行を移すものでございますので、いいかどうかの判断につきましては、これはやっぱり国が自治法の改正でそのようになっておるんですから、国の決まりではいい、よく考えて進めよということでございますので、我々もよく検討をして進めてまいりたいと思っています。

議 長 ほかに質疑。 1 番議員！

1 番議員 今、寺前議員が基本的なことを縷々質問されましたので、重複するところもあると思いますが、今、町長はこの指定管理者制度に切りかえられるかどうか、条例は出したけれども今後の課題であるとおっしゃいました。今、葛城市の話、スポーツセンターの話出ました。ああいう施設は、本当にどこでやっても、やはり指定管理者制度にのっとっている制度でいいのかなと思いますが、今ここで、広陵町で出された 2 2 件については、なかなか難しい点があるのかなと私は思っているところです。

一つは、この指定管理者制度を導入する行政側のメリットは、一つはやはり経費の削減ができること。それから二つは民間のノウハウを取り入れた住民サービスの向上、この 2 点に集約されるわけでありまして、ですからこの経費削減、民間のノウハウを取り入れた住民サービスの向上だが、この数値を示せるかどうか。どれだけ経費の削減になるか。先ほどの質問の中にも経費削減についてはまだまだわからないという答えもあったわけですが、やはりそういうところもきちとせんと、やはりどうなのかという判断は難しいので。

それから、民間のノウハウを取り入れたと。今考えておられるのがサービス公社、福祉協議会、こういうところを入れて住民サービスの向上と。今どう変わるのか、その辺も明確にしないとだめではないのかと。

それからもう一つは、町民側から見ると、この指定管理者制度に移行されて何がメリットがあるのか。まず 1 点、その辺をひとつお答えいただきたいと思います。

それから、今回の条例は指定管理者制度に移行する手続準備であるが、町側はどんな企業を想定しているかという質問では、今、シルバー人材センターであるとか社会福祉協議会等々名前が出ましたけれども、ほかに本当の民間企業と言われるところを想定しているのかというところもあれば教えてもらいたいと。

それから、そのほかの施設。この 2 2、今出ましたけれども、指定管理者制度を導入しないのか、それともほかに考えている方法はあるのか、これが三つ目です。

それから四つ目は、税金でつくった公共施設の管理を民間業者にゆだねるには、やはり詳細なルールが必要だと。これをどうするか。例えば施設を管理する。今、葛城市の話が出ましたけれども、やはりスポーツセンターについての器具等々の事故、修理、補償等々についてはきちっとはするわけですが、そういう場合は広陵町の場合はどうするか。どのような決まりをつくろうとしておられるのか。

それから五つ目ですが、やはりこうした我々の、町民の税金でつくったこの施設を、今では公務労働と民間企業に代行させる制度であるわけであります。行政には公共の福祉を実現する目的があるわけですが、企業は利益追求、事業目的が異なるが、その点は大丈夫なのかどうか。

この五つを含めて答弁をお願いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 終局の目的であります、経費削減と民間のノウハウを取り入れる、こういった状況についての実績がまずもって必要なわけでございます。当然、私どもの、今、関係する、そうした機関には、先ほど申しましたようなサービス公社、そしてまた福祉会、そしてシルバー人材センターというふうな団体もございます。当面、そうした団体の能力、これもかなり影響するというふうにも思われます。果たして広陵町がそうしたサービス公社、シルバー人材センターに委託できるかどうかというふうなチェック機能も必要なわけでございますし、現在は職員もいわゆるその施設にはおるわけでございます。民間委託ということになれば、職員の配属につきましても本庁の方での、いわゆる異動というふうな状況にもなりますし、現在は9月1日以降もきちっとした切りかえが行うことができませんので、直営というふうな考え方でその日を迎えるわけでございます。

そして、町民側のメリットはどういうふうなところに考えられるかというふうなご質問もありますけれども、まずもってサービスのいわゆる接客、そしてまた、そうした徹底した対応、これらについてはやはり民間のそうした技術、ノルマ、こういったところにつきましてもはかなり厳しく、しかも住民様についてのサービスの徹底というようなことも考えられますので、やはり公共団体がするよりもサービスの徹底が図っていただけるんじゃないかなというふうな思いもございます。

そして、今それぞれの研究すべき施設につきましても、使用料を徴収させていただいておるわけでございます。こうした使用料につきましても、民間委託というふうな観点で使用料を徴収させることができるか、そういった点につきましても整理をしなければいけないと思

いますし、当然、使用料も民間業者に徴収させることができるというふうな条文も掲げておるわけでございます。

それから、最終的には企業の追求するものというふうにおっしゃっていただきましたですけども、やはり利潤を得るとというのが企業だというふうにも認識しております。当然、民間で公募した際に、その民間企業が採算に合う施設かどうかというふうな点についても精査をすることは十分考えられます。使用料のある施設につきましては、その使用料との差額というものも経費として委託請求、こういった交渉になると思います。そしてまた、使用料の伴わない施設を民間に委託しようとした場合も、町の委託費と、町の算出経費と民間の見積もり経費の比較において、どれだけ民間の方が安いかと。しかもそれで民間が利潤を追求していることができるかというふうなことにつきましても、やはり行政にとっても経費の削減、民間にとっても利潤の追求、これらをやはり、相乗効果を期待しながらこの切りかえはやっていかなければいけないというふうに認識をしております。とりたててまだまだ研究すべき点が多々ございますので、とりわけこの条例整備によって今後可能な、考えられる施設から研究をしてまいりたいなというふうに思っておるものでございます。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 よろしいですか。

1 番議員 はい、結構。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

松野議員は総務委員会の所属ですので、細かくのときは委員会でお願ひしたいと思っておりますので、その点ご認識のほどよろしくお願ひします。 1 2 番議員！

1 2 番議員 もちろん総務委員会でも質問、細かくしますが、本当にこれは重大な、大きな問題ですので、本会議の方でもきちっと一定の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず一つ目なんですけど、町長は以前に、私が今後広陵町は指定管理者制度の導入をするのかどうかとお聞きしたときに、平岡町長は、それは考えていないということをはっきりご答弁いただきました。

それから3月議会だったと思ひますが、隣の八代議員も指定管理者制度について質問をされましたけれども、そのときにもしない方向での答弁をされておりました。にもかかわらず、今回事前に議会に何の説明もなしに、このように町長のたび重なる答弁とは逆の、指定管理者制度の条例を提案してこられた。この経緯と町長の、こんなにも大きく動揺された、その動きについてですね、心の。どういうことがあったのか、詳細に納得できるようにまずお聞

きをしたいと思います。

それから、今回、先ほどからいろいろ部長答弁等も聞いておりますと、また町長の答弁も聞いておりますと、指定管理者制度、条例はつくってもどうなるかほとんど姿が見えていないのに、条例だけ先につくっておこうという、これは条例を提案する理事者の側として余りにも無責任と言わざるを得ません。条例を提案する際には、この条例を実行するためにどういうメリットが町にあって、住民にあって、どういうデメリットがあって、金額的には幾らぐらいのプラスになるとか、マイナスになるとか、また、あるいは住民の皆さんに対するサービスもどうなるのか、具体的な数字とか見通しを持って条例の提案をされるのが当然の責任ですけれども、今聞いていましたら、これから研究すると、大変あいまいで、漠然で、プラスになるのかマイナスになるのかすらわからない。こういう状態でこの条例案を提案されることについて、私は議会を余りにもばかにしたやり方であり、到底納得できない、このように思いますが、この点についてどう考えておられるのかということもお聞きしておきたいと思えます。

それから、そういういろいろなことがあるわけですがけれども、今回のこの指定管理者制度について、広陵町の方でどうしても指定管理者制度をしないと国とか県からのペナルティが具体的にあったからこうしたのかどうかですね。もしそういうペナルティがあるとされているのであれば、その具体的なペナルティの内容を明らかにしていただきたいと思えます。

そして、私はこれ期限としてはどちらかに判断すべき時期であるというふうに認識しているんです。ですから、町長が以前に考えておられたような、直営でいくという選択肢もあるわけなんですから、そういう選択肢をされても経過の中で当たり前だと思うんですが、そういう部分のペナルティと、それからなぜ直営でしないのかという部分、最初の質問とも重なる点あるわけですがけれども、それについても明確にご答弁をお願いしたいと思います。

以上、最初の質問、お願いします。

議 長 ご答弁願います。 町長！

町 長 今、松野議員の質問にお答えをしますが、きょうまでの経過についてはご指摘のとおりでございます。私は現在の公共施設については、職員が一生懸命対応をしているわけですから、民間にお任せをするという心意気はないということをご過去申し上げてきたとおりでございます。しかし、国の方では自治法の改正がございまして、きょうはこの議会がタイムリミットでございまして、条例の制定をなささいということになっているわけで、全国の市町村がこのように条例制定化を推し進められているものでございまして、今日まではその

ようにはしてこなかったということでもございますので、どうぞご理解をいただきたいと思
います。

やるかやらないかは、これからは私ども検討して、皆様と相談をしてその白黒をきっちり
とおつけをすると。そして民間委託すべきものは民間委託、しかし指定管理者制度というの
もありますし、単なる委託もありますし、現在やっている方向がいいのであればそれでいい
わけでございます。ただ、国の言っているのは、経費を減らすだけではないわけございま
して、民間の力はどうかということを言われているわけです。特に、人材であります。職員
はただ異動でそちらへ行っておる。責任感は果たしてあるのかどうか。プロフェッショナル
の民間では、やっぱり与えられた仕事をきっちりなさるわけです。そうした便利、使いやす
い、また職員の姿勢、指導力はどうかと、こういうことが今問われているわけで、民間と比
べればどうかということでございます。人的なサービスが欠けているのではないかと国は指
摘をしているわけございまして、親方日の丸の公務員制度を改めようと、そういう思いが
あるのでございます。

また、経営ノウハウにつきましても、ただ本庁で中央管理をしているよりも、現場第一主
義で経営ノウハウ、原価主義、こうしたことも考えてはどうかということ問われているも
のでございまして、我々はそうした状況を検討し、皆さんと一緒に考えていくものでござい
まして、あくまでもやるための条例を制定をしているというものではありませんので、タイ
ムリミットである条例制定をしなさいという自治法改正にのっとり、させていただいておる。

また、条例制定するものの、何もやらないということではないわけでございますので、そ
の正否についても検討を加えているということでございます。

私は現在のやっていただいている管理方式が一番適任と。しかしこのままではだめですよ
と担当者に、所属長に申し上げているものでございまして、この際、より精度のよい住民サ
ービスを進めていくためにはいろいろと検討を重ねていこうと、そういうものでございまし
て、態度を変えたとか、思いが違うとか、そういうものでは決してございません。

議 長 答弁漏れありますか。

12番議員 ペナルティということがあったのかということと、条例の提案の仕方が大変、本
末転倒だと思うんです。その点について答弁をいただきたい。

議 長 町長！

町 長 ペナルティにつきましては、ありません。しかし、今、国の制度の改正に伴って、
何の動きもしないということは、広陵町民から非難を受けると、そういう状況もございませ

それから条例制定のやり方等につきましては、正当なルールに基づきまして提案をさせていただきます。

議長 12番議員！

12番議員 今、町長の答弁をお聞きしまして、ペナルティもないということですから、それは広陵町が、今は委託方式になっている部分については直営に戻すということも判断を迫られるということもあるとは思いますが、やはり広陵町にとって、広陵町民にとってプラスかマイナスかという物差しを真っ先にしないで、町民にも議会にも相談をしないで、一方的に進めていく準備をされることについては、やはり国のいいなりのやり方であるということをおっしゃるを得ません。今、地方分権の時代にあつて、ますます国の方は地方自治体に厳しい押しつけをしている一方の中で、こういう中で、今、地方は大きな反発を持っているわけですが、率直にこういう問題につきましても、これはなじまない、町長の最初の考えを貫いていただくのが広陵町長としての一番大事な役目ではないかというふうに思います。

このやるための条例ではなくて、だからカモフラージュというか、とりあえず国の方の非難をかわすために条例化したのかなということも考えざるを得ないわけですが、そうしますと先ほどの社協に委託している部分だとか、そういうのは必然的にまた変えていかなきゃいけないような、そういう状況にも追い込まれてくるわけですから、大変重大な問題です。これは公共の事業としての責任を、先ほど寺前議員、山田議員が指摘していますように、放棄することにつながっていく危険性が多分に含まれているわけですね。

先ほど一番の国の方の目的は、経費を減らすということよりも、民活によって、民間の人材のプロとしての活用が住民サービスを向上させるという内容の答弁でしたけれども、そして、なぜ、今、広陵町の職員の皆さんができないのかと。窓口で愛想よくしたらいいのかと、私はそれだけが仕事じゃないと。中身の問題が一番大事だと思いますけれども、民間でいったらそういう窓口での対応がきめ細かく、にこやかにしてもらえるようになるからと、そういうことを期待されるのであれば、これは私、今の職員さん、優秀な広陵町の職員さんですから、制度を変えなくても今すぐにでもそういう方向につくっていくことができるはずです。そういうことを町長も確信していらっしゃるんじゃないでしょうか。

ですから、人材の問題で言えば、指導力の問題にしても全く、民間を入れたからプラスになるというふうには考えられないですね。逆に、このような安い委託料で進めていくと、そうすると人件費を削減せざるを得ないわけですが、民間が利益を出そうとすれば、そうする

と、パートとか専門性のない方がそこに張りつくということになって、逆に住民サービスが低下する懸念の方が大きいんです。ですからそういう点で、民間のやり方を学ぶべきところは公務員の立場で学んで、住民に奉仕をするという、公務員としての責任を、それを学びながらも全うされるということが一番正しい、公務員としての、行政としての仕事ではないでしょうか。そういう点について、再度町長にどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ルールについて、正当なルールにのっとってやってるから問題ないということですが、でもこれは3年以上前から国の方も言っていたことで、町長はやらなくてもいいということで、やらないつもりで来られたからという部分もあると思うんですけども、でも時間がないからといって、こういう具体的な見通しがないままにこうやって条例を提案されることについては、やっぱりこれはルール違反ということは再度指摘をせざるを得ないわけなんですけれども、再度その点についてもご答弁をお願いしたいと思います。

あと1点ですけれども、こういうふうに移行していくと、町の今の職員さん、先ほども答弁の中にもありましたが、社協とかそれからサービス公社とか、町の職員さんが派遣されているわけですが、どんどん職場がなくなっていくということになると、相当やっぱり職員さんの身分についても重大な問題になってくるんですが、その点についてはどのようにお考えなのかということをお聞きしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

役所のいろんな公の施設につきましては、最小の経費で最大の効果を上げるということが大目標でございまして、住民サービスを向上し、そして経費が割安であれば町民の皆さんがご賛同いただくのは当たり前でございまして、これが一番よい方法でございまして、よい方法については、1回決めたことはずっとそのまま続けるのではありません。日々改革なんですね。日々いいこと、いい方向に向かって考えてくれているわけでもございまして、そのことをよくご理解をいただきたいと思います。

今回は、条例改正をしなければいけない最後の日程でございまして、ルール違反等につきましては、もう一度助役が詳しくご説明を申し上げますが、自治法上からやむを得ない、こういう制度をも採用することができるという一項を加えてあるだけでありまして、そのことについては条例を上げたからすぐやるんだということではないわけです。いつでも研究はしている、重ねているということでもございまして、公の施設を指定管理者制度にする場合は、

その事案ごとに議会とよく相談をすると。する場合は相談をすると、こう申し上げているわけでございますので、いきなりやるという考えではないということを、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

また、職場がなくなるということで、随分私どもの職員の行く末を案じていただいていることには、本当に敬意を表するところでございます。しかし、私たちは公務員として安心してこの職場で従事しているものではありません。日々やっぱり命がけで仕事をしていただいていると思えます。自分の職場をやっぱり命がけで守っていくということも大事でございます、その力をどうぞ仕事に生かしていただこうと。そういう思いでいろいろ検討を重ねているところでございます、職員の首切りを進めているものではありません。民間にすべてを任していこうと、そういう思いではないわけでございます、住民の皆さんの期待に添えるように頑張っている所存でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議 長 助役！

助 役 この公の施設の設置、管理につきましては、従来から地方自治法では直営でやるか、あるいは公共的団体に委託することができるという規定があったわけでございます。それを受けまして、町はサービス公社を設立をいたしまして、施設の管理委託もしているわけでございますが、地方自治法が平成15年に改正をされまして、指定管理者制度は必ず導入しなければならないと。指定管理者制度でやらなければならないという意味ではございませんで、直営ですか、指定管理者制度でやるか、いずれかの判断をなさということでございます。今回条例を提案させていただきましたのも、タイムリミットで、本年の9月2日以降につきましては、今まで委託していたものは委託できなくなるということでございまして、今までと同じ委託方式をとりますと、地方自治法違反ということになりますので、今回この条例を提案をさせていただいて、最終的にその期限までにどうするか判断を加えなければならないということでございます。

ペナルティはもちろんないわけでございますが、法律を守るというのは行政の使命でございますので、地方自治法改正に合わせて、今回、条例の制定をさせていただき、所要の改正、次の議案でも出てまいります、それぞれの改正をさせていただいたということでございます。

指定管理者制度を導入するかどうかにつきましては、議会の議決も必要でございますので、今後、資料等提示をさせていただいて、十分ご相談を申し上げ、協議をしてまいりたいというふうに思えます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第29号、公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 9番議員！

9番議員 それではちょっと具体的な条例の中が出てきましたので、私ちょっと質問したいと思います。

今回の指定管理者制度、これでございます。29号、ここに具体的な内容が出ております。この中でちょっと質問したいと思います。

この中で見ますと、例えば駐車場の管理、あるいはテニスコートの管理や、要するにお掃除とか、あるいは次のページの与楽寺収納庫設置あるいはこの管理、石塚古墳の設置管理、これお掃除したりですね。あとよく出てくるのが霊園。広陵町の霊園、このお掃除やとか管理、このようなことは果たして広陵町の公務員が、こんな仕事がふさわしいのかどうかというのも一つ考えられるんですよ、私の考えは。

本庁の公務員はそれぞれ皆、専門職の誇りを持ってやってもらう方が一番ベターなんですわ。私いつも言うこと、自分のチラシにも書くんですけど、資格取れというのは、公務員はこんなお掃除、墓石の別に掃除をしたら悪いというんじゃないですよ。果たしてそういうものが高い人件費を払う公務員の仕事になっているのかと。駐車場のお掃除したり、管理したりするのは本来の公務員の仕事になるんかどうか。あるいは別にそんなことしてたらあかんと言うてんじゃないんですよ。本庁の職員の方、皆それぞれ専門職なんですわ。私、日ごろ福祉の仕事、福祉の活動をしてますと、本庁の職員の中でもそういう資格を持ってない人が非常に多いということは物すごく感じるんですよ。本来業務の公務員の仕事は、本来の専門職ですから、専門職に当たって、職務を全うするというのが第一と思います。

町長にお聞きしたいんですが、こんなに、例えば今言うた、私がちょっとこの中を見て言

ただけですよ。今言うたような公園の管理とかお掃除とか、霊園でもちゃんと職員いてやっていますね、管理やっていますね、霊園の管理とかですね。果たしてこういうのはいつまでもいつまでも本庁の公務員としてふさわしい仕事かどうかと。あるいはやっぱりそれが、適する人がした方がいいんじゃないかと。本庁の公務員がすると非常に人件費が高い。時給当たりが、私の一般質問、後から出してあるんですけど、非常に人件費が高い、こういうふうなことなんですわ。そのようなことも含めて、あるべき姿は本当にこの、本庁の貴重な職員をそういうことに張りつけて仕事果たしてすることがいいのか悪いかということも考えられると思います。

町長、こういうような、それぞれ強弱ありますよ、仕事の中に。こういうふうにすぐできるような仕事、あるいはもっとう、貴重な本庁の4級職員、5級職員、6級職員が果たしてこういうような仕事をするのがふさわしいかどうか。その人の誉れ高き職務の内容に合っているかどうかということも考えて、この辺はどのように考えたらいいのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

私は、指定管理者制度、一概に悪と言ってるんじゃない考えなんです。それを、公務員でいってると、外の人仕事ぶりと、中の仕事が物すごい勉強しにくいんですわ。この中だけでどうしても日々、周りは全部公務員ですからね。公務員の仕事同士流れます。私のような民間出身だと、非常に私ら歯がゆいところもあるんですが、その辺のことも踏まえて、町長、この条例の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。（「掃除はシルバーがしてんねんで」の声あり）

議 長 ご答弁願います。 町長！

町 長 今、坂口議員からおっしゃいましたが、役所の公務員と言いながらも、一般行政職と単純労務職、いろいろプロフェッショナルがおるわけですが、今問われていますのは、それぞれの職場で与えられた給与と仕事の内容は一致してるかどうか。経費を過大にかかっているのではないかと。またその過大な経費が住民サービスにプラスになっているかどうか。こういうところが、今、問われているわけですが、これらについては、民間にできるものは民間、民間の専門性豊かなプロフェッショナルに任せた方が得ではないかと。そしてサービスの向上があるのではないかと、こういうようなことを言われているわけですが、まさにこれだけ多くの対象施設があるわけですが、今この機会に条例制定を、自治法の改正でさせていただく機会に、私ども職員が再検討、再確認をして、自分の与えられた職場を認識をしていただこうと。そして新たな出発をしようというものでご

ざいまして、坂口議員は後ほど一般質問では、高い給料の者に単純な労務職をさすというのはどうかというようなことのご質問もあるようでございますが、まさにその点が問われているわけでございます。我々も管理者、また直接従事している職員そのものの自覚認識をしっかりと植えつけてまいりたいと思っておりますのでございます。

今回の法の改正は、全国の自治体に大きな影響を与えていると。この際、考える機会を与えてもらっているというプラス思考で考えてまいりたいと思っております。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。 6 番議員！

6 番議員 今の質問、何か公務員が直接掃除をしているような言い方で、実体はシルバーがやっているわけで。

議 長 6 番議員、他の質問者のことはなしでやってください、みずからの。

6 番議員 いや、そういう意味のわからない話だったので、理解ができなかったわけなんです。

私は先ほどから、町長の答弁を聞いていると、この議案は否決するのが一番町長にとってプラスになるのかなというような気もしているわけなんです。そしてちょっと、さらに具体的にお聞きしますけれども、一つはやはりこの問題の内容は、もちろん地方自治法の改正ですけれども、結局は行政改革推進に関する中間報告の提言の中に、経営的な観点も検討すべきであり、地方自治法の改正による指定管理者制度も積極的に取り入れ、効率的な住民サービスの向上を望むと、こういうものがあるんですね。私は、この推進委員のメンバーが一生懸命やっておられるということはお聞きしております。しかし、残念ながらこういうところの問題についても、結局は政府、中央が言っている内容についてのコメントをしているということの危惧を持つわけなんです。なぜかということ、結局この行政改革推進委員の方々が、多くの住民を交えて広陵町の行政改革をどうするのかということになっていない弱点が、私は随所にあらわれていると言わざるを得ないと思うんです。もちろん、推進委員の方々が真剣に議論をされているということに対しては敬意を表するわけですけれども、やはり推進委員の方々が住民の、多くの方の意見を聞くという立場を離れて、個々の問題について広陵町を論じるという幅を持っていただけないかならない、そういう欠点がこういうところにも出ているのではないかなという気がしてなりません。

まず、この問題についてお聞きしますけれども、先ほど 22 の業種が挙げられました。そうすれば、先ほど松野議員もおっしゃっていたわけですけれども、例えばこの中の一つ、全部が一番いいんですけれども、この中の一つで、働く婦人の家、あるいは総合福祉会館。総

合福社会館というよりも、働く婦人の家やグリーンドームですね。それから勤労者総合福社会館などあるわけですが、これらを指定管理者として民間委託にする場合、どのような現状、これ決算等を行っているわけですから、メリットが出てくるのかという点については少なくとも想定されているのではないのかというように思うんですね。七つ挙げられたところの部分について、その七つ全部がやるわけではない、あるいはまた条例制定して、これを直ちにやるわけではない、研究するんだというようにおっしゃっていますけれども、少なくともこの条例を提案されるに当たっては、七つの公の施設については民間委託した場合のよし悪しについて検討されておらないということはある得ないと思うんです。そういう点から言って、この七つについての収支から民間委託にした場合のメリットが、どんなメリットが出てくるのかという点について、お答え願わなければこの条例の審議を行ったということにならないというように思います。

それから、そのような収支の概念を念頭に報告していただいて、さすれば先ほどの条例改正の中で、いわゆる基本は指定管理者を指定する場合には公募によって行くと、こうなってるんですね。例外は、第5条ですね。本庁が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるという条文があるんですけれども、次の各号に該当するときというのがあるんです。

一つは公募において第3条の規定による申請がなかったとき。第2は、前条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な団体がなかったとき。第3は、町長が公の施設の適切な管理を確保するため、特に必要と認めるとき。こういう三つに当てはまった場合だけ公募を例外とすると、こういうようになってるんですけれども、現実問題としてこの問題を考える場合に、先ほど言った七つの施設についての収支決算、どのように考えておられるのかということの検討を加えた上で、例えば勤労者総合福社会館、これは今、サービス公社に委託しているわけなんですけれども、公募によってこの部分になった、公募した場合に、各種このことを専門にしている民間の業者がおられます。こういうところは応募する可能性が非常に強いわけですが、こういうときにどのような考えを持って公募されるのか。あるいは、第5条との関係で、どのように考えておられるのかと。当然、条例制定に当たって考えておかなければならない問題ですので、その点についての考え、一例を挙げた勤労者総合福社会館の一例で結構ですから、手続上どういう形での内容に伴って、そしてもし民間が勝った場合、サービス公社の職員が撤退するという事態を想定せざるを得ない一面もあるわけですから、その場合、現在のサービス公社の職員は、いわゆる仕事がなくなった

ということで、どういう処理が出てくるのかと。こういう点について条例制定に当たって具体的な内容ですので、お聞きしていかなければならないというように思いますので、お答えを願いたいというように思います。

議 長 総務部長！

総務部長 いずれの施設におきましても、この条文に一部改正をさせていただきました。当然、本条との、手続条例との関連におきまして、そうした民間委託にできるであろうという施設を列挙したというふうな状況でございます。

それから、すぐさま委託すればというところのメリットを試算しているのではないかと、うふうにおっしゃっておるわけでございます。条例としては期限がございますので上程をさせていただいたというふうな状況でございます。当然、メリットということにつきましても今後精査してまいりたいというふうに思うんですけれども、まずメリットを試算するその基本となるべき施設のいわゆる整備、これも十分必要ではないかなというふうに思います。

サン・ワークにつきましても、これまでは近隣市町村の総合勤労福祉施設というふうな、いわゆる目的を持っておったわけですが、今回、町の独立施設、そしてまた福祉施設としての料金改定までもリニューアルの検討を加えておるところでございます。そうした施設の内容を確定をいたしまして、どう経費の算出をしていくかというふうな状況にもなるかと思えます。当然、使用料におきましても、改定をいたすべく検討を持っておるわけでございます。

ふるさと会館にしても、築後18年を経過しておるわけでございますけれども、今回、働く婦人の家、このものの機能につきましての、いわゆる効力、こういったものにつきましても十分検討した上で改修計画もしていかなければいけないというふうな思いに立っておるわけでございます。

グリーンパレスの改修につきましても、一部そうした、最終的にはこの施設をどう運営していくかというふうな点についてこの条例を制定させていただいた後、研究にやはりそうした経費の試算もしていかなければいけないというふうに思っております。

したがいまして、その研究結果が出た折に、それぞれの所属しております職員につきましては、本庁のいわゆる事務量、あるいはまた定数、そういったことについての検討も加えていく必要が出てくるのではないかなというふうにも思っております。

とりたててそういったことで条例を制定させていただき、早急にそれらの課題点について検討を加えてまいりたいと、このように思っております。（「答弁がまず利益としてどうい

うように考えているのか、利益はどうなのかということ。もう一つは、条例に従って公募する場合と、それから条例の場合の考え方はどのように展開していくのか」の声あり)

議 長 町長！

町 長 寺前議員はなぜ反対されているのかわかりません。小泉総理の官から民へということに反対なのか、また町の指定管理者をすることによって職員を、職場を探すことが、これがだめなのか、メリットがないとかいろいろなことを反対理由に挙げられておるわけです。そうではないわけで、施設を委託をする。しかし施設を建設したその趣旨といいますか、公の精神を売るものではないわけでごさいます、考えはしっかりと役所で持つておるわけで、管理は民間にさせることができるという、今回、条例をお出しをしているものでございます。

私はこの際、申し上げておきますが、現在は公募する考えは持つておりません。このことを言うておきます。このことを申し上げておきます。

従前方式に知恵を出していただこうと。そして今まで繰り返しいろんな失敗をした、いろいろな課題解決をしてきた、こんなことを繰り返しながら再挑戦をする、粘り強い職員を育てていこうと、そういう思いでございますので、しっかりとご認識を新たにさせていただきたいと思ひます。するがための条例改正ではないと、そういう思いでお願いをしたいと思ひます。

議 長 ほかに。 6番議員！

6番議員 今、町長が公募するつもりがないということをおっしゃったので、その意味がわかります。ただ、条例は特例を設けているわけで、その点での整合性は今後残るだろうというように思ふんですね。

もう一つ気になる点は、こういうところの問題を議論していく中では、サービスの向上という問題に関しての、その一つは利用料の問題が挙げられるわけなんですね。この利用料の問題というのは、例えば民間委託した場合については、現状から言うと広陵町や少ない人口、あるいはまた利用者の少ないところでは、利用料を上げなければ本来具体的な執行ができない。財源を生み出すということでは民間委託はできないというのが、その行き先にある結論なんですね。だからそういうようなところの問題というのが、この指定管理者制度の問題の中に、民間委託という場合に、民間の活力という中に大きな矛盾が含まれ、全国的にもそういう傾向が出てきていると、こういうことがあるわけなので、私たちは少なくとも指定管理者制度のこの問題についての責任、公の施設、あるいは公権力の責任の放棄ということが大きな問題になっているから、この条例についても町長の思いとは別に小泉内閣のこの指定管理者制度の思惑については、非常に国民や町民との矛盾を深める制度だというように

考えているわけなんです。そういう点で私は、町長が現状についての認識が一致するのであれば、この指定管理者制度の問題というのは、今、活力を持ってやっていけるという点で言えば、何もこの条例を頼らなくても活力を持ってやっていくということがあるんだろうと思うので、そういう点について再度、条例に頼らないで活力ある広陵町の行政を行っていくという点については、表明していただく必要があるのではないかとこのように思うんです。

議 長 助役！

助 役 先ほどもこの条例は地方自治法の改正に伴って提案をしなければならないということは説明をさせていただいて、そのことはご理解いただいていると思います。あえてご質問いただいているのではないかなというふうに思います。

町長も公募しないと申し上げました。例えば公募するとしましても、利用料を引き上げるということを前提で公募するわけではありませんし、またいろんな指定管理者制度を導入している他団体の例を見ますと、幾ら損失補てんをするから来てくれませんかという方法もございまして、いろんなケース、この公共施設、公の施設の設置目的をいかに達成できるかというところで議論すべきものでございまして、一つ一つ詳細に検討をするということが前提にありますので、この条例を提案したから指定管理者制度を即座に導入するという意味でないということは十分ご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 1 番議員！

1 番議員 町長、今の答弁ですけど、気になるところありますので、ちょっとお答えしたいんですけどね。

今、指定管理者制度をするがための条例ではないと今おっしゃいましたね。そうではないのではないかと。今、助役が言ったように、自治法の改正があつて、これをこの今回提案しなくてはいけないから載せたんだと。けれども、それで後は、これをするかしないかは今後の検討課題であるというのが正解な回答ではないのかなと思っておりますけれども、今、町長が、寺前議員の答弁の中に、するがための条例じゃないと。じゃあ何なんだと。それだったら初めから出さなくてもいいじゃないかというのに、もとへ戻るわけですから、そうじゃないと思うでしょう。そうじゃないと。するための条例だけれども、この地域の環境ですが、どうなのか。町全体を見たときに、本当にこれができるのかできないか。また、今、公募はしないと。町長の頭の中はシルバー人材、そして社会福祉協議会等々に任せたいというのが中にあるわけですけど、その辺をもう一度考えを整理整頓として、私に教えていただければと思います。

議 長 町長！

町 長 山田議員おっしゃるとおりでございます、これは、自治法の改正でなければいけない。各町村はこの指定管理者制度を考えなさいと、検討しなさいという事項でございます。

ただ、今すぐやるのかと言われれば、前から申し上げておりますように、現在の委託制度そのものがやはりしっかり頑張っている。しかしその状況をもう一度再確認していただく絶好のチャンスと、こうとらえているわけございまして、当面は公募をする方式では取らないということを申し上げておるわけで、しかしこの条例そのものは前向きに考える条例でございますので、今、山田議員の趣旨と全く私、心は同じでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

議 長 質疑が出尽くしたようでございますので、松野議員、先ほどと同じことになってますのでね。（「違いますよ」の声あり）いやいや、今のあれもそうやないかい。そやからね、所属委員会でございますから、28号と（「同じじゃないと意味」の声あり）だから、28号と。（「……判断してください」の声あり）よし、それやったら私が判断したらとめますよ。（「きちんとした判断して」の声あり）12番議員、判断させてもらいます。

12番議員 まず一つは、具体的に言いますと、きょうの奈良新聞に広陵町の図書館が貸し出しが500万冊突破したという記事が出ていまして、人口当たりの図書貸し出し数では全国トップレベルとして知られる広陵町立図書館ということで、大変名誉な紹介の記事が出ているわけです。ところが、きのうの毎日新聞の記事では、全国的にも、ここにも広陵町条例、今出ているわけなんですけれども、図書館も民営化していく、こういう状況が出てきているわけです。それについて毎日新聞の記者は、この図書館について大変大きな問題があるということ、とりあえず図書館について、今回、具体的にご紹介をさせていただいておきたいと思うんです。

図書館は、本当にだれにでも無料で情報と知識を提供してきた図書館の役割があるわけですが、ここに経営と競争の原理を持ち込んで、どんな構造改革になるというのか、私には利用者を軽視して公共経費を削減するという本質しか見えてこない、このように記者が書いていまして、具体的な問題を指摘をしているわけです。例えば静岡市立中央図書館の場合は、諮問機関の図書館協議会に民営化について会議を開いて諮問を求めましたけれども、この委員たちは民営化施行凍結の答申を出すと決議をいたしました。また、民営化された図書館、北九州市では5館が民間委託され、年間5,900万円の経費が浮きました。しかし、

利用者からは、以前あった初版本が廃棄されたとか、地域関連の専門書が減ったという声が相次いで、本来の図書館の専門的なサービスが削減されていってしまったというような状況が生じています。

また、2004年に全国初の民営化図書館となった、山梨県山中湖村の山中湖情報創造館では、NPO職員7人の平均年収はたったの180万円なんです。館長は無給、こういう状態の中で、生活費が足りないでファミリーレストランでアルバイトする職員もいると、こういうような状況なんです。

こういう中で、指定管理者となった企業でさえ今の制度には疑問を持つと。図書館流通センターの会長は、図書館法に無料貸し出しの原則があるため、創意工夫の範囲は限られ、入館者がふえれば赤字になる、全くうまみのない事業だということを指摘しています。こういうようなところでまで指定管理者制度を無理にこり押しをして押しつけていこう、こういう考え方については、広陵町の住民にとって全くプラスにならない、マイナスにしかならないということをきちっと見ていっていただきたいんですが、今回22もの施設がありますから、それぞれに役割が大きく違うわけですから、それぞれの施設の利用者、そして専門家を含んだ、適切かどうかの、導入の検討に際してはそういう審議会を設置すべきだということを提案するわけですが、その点について、それぞれの施設についての導入を検討する際には審議会を設けていただけるのかどうかということをもまず一つお聞きしたいと思います。

あと一つだけですが、先ほどこれは法律によって、自治法の改正によってしなければならないんだと。条例化しなければならないという答弁が続いているわけですが、これは委託という部分の問題であって、これを直営方式で検討すれば、別に条例化しなくてもいいわけですね。私は、今サービス公社とか社会福祉協議会とか、働いている職員さんは基本的には広陵町の職員さんの給与に準ずる形での雇用形態となっておりますから、このまま直営に移行したとしても経費的にはほとんど変わらない状態をつくることできるというふうになると思うんです。ですから、とにかくやらなければいけないではなくて、直営した場合にはどうなるのかという試算こそ最優先にすべきだったというふうに思います。この点について、この総務委員会までに、この直営の場合のどうなるのかということを出しただけかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 今、図書館を例に質問をいただいたわけですが、今、直営については経費は決算書のとおりでございます。対応して万が一これを指定管理者制度で公募してどうなる

かということにつきましては、今後十分精査をして、検討しなければならないと。町長は公募はしないと申し上げておりますが、基本的には図書館については直営で進めるという姿勢を示していただいたものというふうに判断いたしているわけですが、ただ八代議員も以前に図書館についても指定管理者制度を導入しているところがあるというようなこともご提案いただいております。この条例はすべて地方自治法の改正に合わせて判断をしないと、しなければならないというふうに行政に課されているものでございますので、条例を一律改正をさせていただいたものでございます。

図書が減るとかどうとかいうことにつきましては、この73ページの議案の第4条に管理の基準というのがございまして、どういう基準を持って管理をするかというのはこちらが条件をはめるわけでございますので、勝手に好きに図書の冊数を減らしなさいということにはならないということをご理解いただきたいと思っております。

議 長 それでは質疑が出尽くしたようで、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第30号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 この件、私、10何年前に聞いて、今回初めて条例となってきたんですが、いわゆる公務員、勤務時間、朝8時半から12時、13時から17時半、1日8時間、週40時間。公務員は、週40時間勤務になっていると、私、最初民間から来たときですよ。週40時間労働、1日8時間労働ということになってたはずですが、本庁の勤務時間がそうでなかった、短かったということも前もここで聞いたことあるんですわ。そのままやむやとなっていて、今回初めて条例となってきたんですが、これでいわゆる本来の職員さんの勤務時間は、理想とするような条例に直ったのかどうかということの、今までの時間から見ると、時間が何か、終わり時間が17時半、今までは17時15分、このようなことでしたよね。今回17時半ということできっちりしたいと。当然こうなると、残業の時間が短くカウントされて、いろんな問題も出てくるんですよ。話もなってくるんですわ。あるいは、普通やったら5時15

分やったら、その後はちょっと15分休憩して、残業始まるのが5時半からが残業というカウントやとか、今のこういうところまで響くんじゃないかなと、私、民間行っててそういうこともちょっとやってたので危惧してるんですが、今回これで、そういうようなことで実態とこの条例とが合って、合うたという考えでいいかということなんですわ。その辺どうなんでしょうかね。

いわゆる8時間労働というのは決まってるんですよ、公務員。週40時間と。これはもう昔から決まってるんですわ。それで、今回そういう勤務時間帯も5時半まで、延長という形なんでしょう、これ。これ5時半ということやから、5時半までに行ったら職員さんみんないてるということになるんでしょうね。いや、私が聞いているんやけどね。それで、そういう判断でいいかという。いやいや、もう5時15分になったら帰ったらええねんと。後は何や休息时间やとかいうことにはならないんでしょうね。ちゃんと5時半まで全員が勤務されると、こういう考えでいいんでしょうか。どうでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 今回の改正によりまして、勤務時間が8時間、改正前も8時間勤務は変わりはありません。ただ改正前に5時15分に終わっておりましたのは、いわゆる4時間に15分の休息时间を取りなさいというふうな定めがございました。しかし、休息時間は廃止されたので、連続4時間勤務を要することになります。だから、15分を休息时间として繰り上げて勤務を終了しておったわけですけれども、これは5時半までの本来も勤務であったという状況でございます。ただ、休息時間が廃止されたことに伴って、8時30分から12時まで3時間30分ちょうどの働きと、1時から5時半までの4時間30分ちょうどの働きでございますので、8時間勤務ということで、今回は改正をお願いをしたものでございます。

(「はい、わかりました」の声あり)

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。 3番議員！

3番議員 基本的なことをお聞きいたします。

この12時から1時までの休憩時間になると思うんですけれども、この間の仕事はどうされるでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 12時から1時までといたしますのは、1時間の休憩時間ということになりますので、拘束はされておるものの、勤務はする必要がないという時間帯でございます。したがって、昼食をとらせていただいております。その昼食後につきましては、いわゆる職場を

離れることなく、やはりその午後からの勤務につかなければいけないということで、休憩をとっていただくと、常にこういう状況でございます。ただ、やむを得ない昼食時間を、近くに外出するというふうなことも考えられますけれども、この辺につきましては、柔軟に対応しておるといふような状況でございます。

ただ、窓口につきましては、昼食時間を交代いたしまして、連続お客様の対応に当たっておるといふ状況でございますので、12時、1時も窓口につきましてはあいておるわけでございます。違う職員に交代して昼食をとっておるといふ状況でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 私、前からちょっと気になってたんですけれども、住民課とか、すぐ玄関入られて、職員の方が昼食をとられてるというのが、住民の方からすぐ見えるんですね。食べておられる職員の方も気を遣われて食べておられる、せつかくの自分の休憩時間ですのにな。住民の方から言わせたら、やっぱりそこで、職場で食べてるということにすごく違和感があると思うんです。思い切って、私、以前の職場でしたら地下に食堂があったという関係もありますので、当番が1人とか決めまして、職場によって状況は、2人でもいいと思うんですけれども、とにかく当番の人が早くご飯を食べて、その人が専門的に勤務していただくと。後の方、職員の方は、完全に休憩、忙しくなったら手伝わないといけないという場合もあると思うんですけれども、そういう職員の方への配慮というのにも必要じゃないかなと。せめて、昼ご飯ぐらいゆっくり食べられる場所というのを、喫煙場所も設けてはるところもありますし、お昼の場所を設けてあったら、お金のかからない、ちょっと知恵を使って、そういう配慮も職員の方にしていただけたらいいんじゃないかなって。もうほんまに駐車料金も取られたりとか、すごくマイナスのんばかりじゃなくて、本当にそういう、職員の方に対する配慮というのも考えていただけたら、また住民感情からもやはりその方がスマートじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 答弁は。答弁もらうの。 助役！

助 役 ただいまご質問いただいた点は、以前から職員の間でもいろいろ意見がございまして、食堂を設置してほしいという声もあったわけですが、なかなかその実現を見ていないということでございます。来庁していただくお客様から見ましても、職員が食事をしているときに用事を言いにくいということがございますし、職員も食事をしづらいということとは確かにあるかと思えます。いろいろな方法を検討、何回も繰り返しながら今のままで推

移いたしておりますので、本日いただきましたご意見をまた内部で検討させていただきたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑はございませんか。 6 番議員！

6 番議員 育児の早出、遅出の点で、働きやすい職場をつくっていくということで、公務員のところから率先してこのような状況をつくり出していくのが必要だというふうに思うんですけども、広陵町の場合、このような状況に該当する方がどれぐらいおられるのか、またその場合の活用の状況はどうかという点もお聞きしておきたいと思うんですけども。

議長 総務部長！

総務部長 今回、小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法、いわゆる学童の出迎えのための職員につきましては、その就業時間の遅出早出の対象とするというふうに改正をさせていただいたものでございます。現在までに、遅出早出のそういった申請は職員の方から出ておらないわけですが、対象という職員はいてるんじゃないかなというふうには思います。対象となる職員がどれだけいるということは把握させていただいておりませんが、申請がないという状況の中で対応をしております。もしそうした申請が出た場合につきましては、いわゆるその所属、職場によりまして、勤務時間が変則勤務の職場もあるわけでございますので、そういったところの勤務条件に合わせた整備をしなければいけないというふうには考えておるものでございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。 12 番議員！

12 番議員 私も補強の意味でちょっと意見を述べておきたい。意見というか質問と言いますか。先ほど山村議員がおっしゃったこと、私も本当にそのとおりに思って、質問する予定しておりました。ほかの議員の皆さんも、恐らくこのことは心にとめておられるというふうに思いますので、ぜひ早急に検討を加えていただきたい。

一つ提案は、私が考えていましたのは、例えばその大会議室、3階のですね。12時から1時まではまずほとんど使われていないのではないかとこのように思いますので、その時間だけ開放するとか、そのような知恵を絞っていただいて、ぜひ早急に解決をお願いしたいと思います。

以上。答弁いいです。

議長 そりゃ答弁なしやで、これはな。（「補強する意味で言ってます」の声あり）提案やからな、こんなんほんまは質疑に入れへんで、これは。

はい、結構です。ほかに質疑ございませんか。そんなんもう答弁にならへん。ほかに質疑

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番に入りますが、途中で休憩になる可能性があるわけですので、途中で質疑を休憩しますから、その点ご了承のほどお願いをいたしておきます。

それでは次に日程4番、議案第31号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 3番議員！

3番議員 済みません。また基本的なことをお聞きさせていただきます。

このごみ問題特別委員会の資料で見させていただいたら、他の市町村でごみの有料化をされているところは、可燃不燃ぐらいなんですけれども、どうして広陵町だけその他プラも有料にされたのかということ。またごみの有料化による効果ですね、ごみの減量とか経費についてのどれだけの効果があるのか。住民への徹底方法ですね、スーパーの袋でもいいと。透明、半透明の袋というように切りかえられても、まだ黒い袋っていう、出されてるところもまだあるという状態の中で、こうした指定袋に切りかえられて、どこまで徹底されるのかということがすごく心配です。指定袋でないごみを出された場合はどうされるのか。このごみの有料化に対しても、やっぱり要望的には住民の皆様の、やっぱり地区別の説明会をとっていただきたいというお声を聞いておりますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 3点お尋ねをいただいたように認識します。まず一つ目、他の市町村と違って、その他プラをなぜ入れたかということのお尋ねがございました。

担当といたしまして、大分議論もいたしました。広陵町は、平成6年からプラスチックごみということで、分別収集をしていただいております。それが定着をしております。今年度4月から容器包装プラスチックとその他プラという分別をしていただくようお願いをして

おります。現在既に進んでおります。容器包装プラにつきましては、リサイクル協会を通じまして、資源化に活用できるごみということでとらえております。ただ、その他プラにつきましては、やはり分別をしていただいて、町の方で処理をするということになりますので、混入を避けるためにも有料することの方が効果が大きいという認識をして、その他プラも有料化の対象といたしました。ただ、トン数的には、それほどのトン数はないだろうというように思っております。細かい数字につきましては、また委員会でご報告をしたいと思います。

それと、効果についてどの程度の見込みを持っているかということのお尋ねをいただきました。

まず広陵町の今置かれております状況、そして住民の方々の対応、相当ごみの減量、分別には十分とは言いませんけれども、我々が想像している以上に認識を深めていただき、協力をいただいているという現状を理解をしております。この有料化をすることによって、さらにもっと減量しよう、もっと分別しようという意識を持っていただく方がふえるというように期待をしております。その効果が、まず目に見えない効果であろうかと思えます。

それと、有料化に伴う金銭的な効果につきましては、ごみ問題特別委員会でもご報告いたしました。アバウトな数字で恐縮でございますけれども、一般家庭系ごみで約二千二、三百万円ぐらいの手数料収入が見込めると。これはごみ袋を製作したりする費用、あるいは販売手数料等々を差し引いた残りでございます。また許可業者、あるいは一般家庭のいわゆる突然の持ち込みごみ、これらによる効果も合わせまして、400万円程度見込めるかなと。いずれも17年度のごみ量をベースに試算した内容でございます。有料化による効果というのは、そういう意味で有料化をやっていることに対して誇りと喜びを持っていただくことの効果の方が大きいと僕は思っております。そういうぐあいなまちづくりにつなげていただければありがたいなと。周辺の町もすべて有料化の方向に進んでいっておられますので、広陵町も同じ地域ということ、そして全国的にも有料化の方向に進んでいるという状況の中で、ごみをより深く考える町、広陵というようなことをこれからもお願いをしてみたいと思えます。

それと、三つ目のいわゆる今後のPRの問題でございますけれども、これは7月あるいは8月からでも各地域に出向いてご説明、お願いをしてみたいと計画をしております。もちろん広報、あるいは回覧等で周知徹底を図ってまいりたいと思っております。また、一般家庭だけでなく、各事業所にもそういうお願いをしていく必要があるという認識をしておりますので、そちらの方の準備もしているところでございます。どうぞよろしくお願いいた

します。

一つ忘れまして、申しわけございません。

やはり徹底をしていくということで、予定をしております11月1日以降は、指定袋で出していただけではない場合は、シールを張るなり何なりの対応をしながら徹底をしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長 3番議員！

3番議員 ちょっと気になるのが業者なんですけれどもね、持ち込まれるときに今の状態というのは、すごく何もかもまぜて持ち込まれている状態じゃないかなと。一般家庭にはすごく細かく分別を徹底されてるんですけれども、業者の方にどこまで指導徹底していただけるかなって。分けることに、そうやってまた人件費がかかるようでは、やっぱり幾ら料金を上げたからと言っても、マイナスになってしまうということがちょっと心配されるので、その辺のこと。

袋の素材ですけれども、この条例が通ったときから発注するということをお聞きしたんですけれども、その袋の素材についてどう考えておられるのか。大和高田でももう有料化になりましたけれども、非常にもう、すぐ破れてしまうというお声を聞きました。ある自治体ではもうカラス対策にされてる、黄色い袋とかそういう、また環境に優しい袋を指定袋に採用されているところもありますけれども、広陵町はいかがでしょう。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご心配をいただいております、いわゆる許可業者の方の持ち込みごみの分別状況、現場におきましてもその辺のところ、現実問題として一般家庭とはレベルが違うという認識をしております。そのためにも、先ほど申しましたように、許可業者にそういうことを指導するとともに、排出をされておる町内の事業所に、我々としては指導をさせていただきたいという認識をしております。そのための準備をしているということでございます。よろしく願いをいたします。

それと袋の素材について、例を挙げてご質問をいただきました。

その辺のところ十分、材質について、やはり破れない。それと不燃ごみなんかは割とどがったものとか、そういったものもございますので、厚みを考えると、そういったところに対応してまいりたいと思います。

それと、黄色い色で、いわゆるカラス対策に取り組んでおられる自治体も確かにございます。その効果についても、いろいろとご指導をいただいております。当初は効果あるのかな

ということのお答えがあったんですけれども、日数がたつとそれほど変わらない。ただ、いわゆる同じ黄色でも、若干何か特許の関係もありまして、その辺のところでは費用が物すごく高くつくということもございますので、よろしくお願いを、理解をしていただきたい。やはり、カラス対策で一番効果があるのは、いろいろやっておられる自治体でございます。ネットによる対策、あるいはそのネットを、色を考えると、そういったことも我々としては情報として集めておりますので、今後いろいろと検討すべきところは検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 よろしいですか。ほかに質疑。 11番議員！

11番議員 今、業者の件です。取り扱い手数料を一般住民に比べて約3倍ほどの料金を徴収すると。そのかわり、今、山村議員質問されたように、分類言うんですか。いろんなごみが混入状態に入ってくると。これは指導すると。これは当然のことなんですけれども、指導して効果があるかどうかは、これはまた別の問題でして、それによって持ち込まれた新しい清掃センターで、3倍持った以上の費用がかかるのであれば、3倍にこだわる必要はないし、4倍、5倍でもしょうがないと。やはり、広陵町の住民で100億円からの金、工場本体でも40数億円の金をかけてやるわけですから、もちろん業者の方も、もちろん住民税等々負担しておられますので、それはそれで余分にとる必要はないんですけれども、やっぱりこの有料化は、応益負担という観点があれば、やっぱり応益負担という考えも考えられて、当面これは3倍、これはほかの行政との兼ね合いでそうされたと思いますけども、やはり後々指導された結果どうなったか、後追い調査のことも十分考えてやって、もしそれが、4倍が妥当であればまた値上げということも視野に入れておられたらどうかと。

それともう一つ、これは業者の問題もあるし、一般家庭もありますけれども、有料化されます。それ以前でも町内に不法投棄のごみが相当発生しておりますが、これはもう当然減るということは考えられないですね。当然ふえるという前提で、町内のごみ、不法投棄のごみについてどう対処されるか。もし余分にかかる費用であれば、これは今、3,000万円弱の増収、資金があっても当然そこから費用がようけ要るわけですから、その辺の費用計算も一つ考えて、また実質的にごみをどうして除去するかという方法も、シルバーさんをお願いするとか、いろんな方法あると思いますけれども、十分その辺も考えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 八代議員の方から2点、いわゆる業者への指導、そして実態についてのお尋ね

といいますか、ご提案のようにも受けとめる部分がございます。

新しい施設におきましては、ダンピングボックスというのを、この間、現地ご見学いただいた方もございます。その場所に許可業者のごみを展開をして、必ずそこで点検をするという体制を取ってまいりたいと。今現在も突発的に展開検査をしております、現場では。業者によりましては、缶瓶等は別建てで、可燃ごみだけをちゃんと持ち込んでという状況もございます。ただ、一般家庭の量と異なりますので、その辺のところの展開については、今後新しい施設では十分対応していけるのではないかなど。今からもう許可業者にはそういう指導を、現場の方でもらっているところでございます。

それともう一つ、いわゆる不法投棄、減りはせんやろうというお話、全く我々としてはそれを一番やはり頭に置いておく必要があると思っております。やはり、不法投棄されているような場所というのは、人通りがない、あるいは草が生い茂ってる、車の通行量が少ない、そういったところに集中をするようでございます。やはり河川の堤防であれば、その河川の堤防のいわゆる除草ですね。草刈り作業とか定期的なことを考えていく必要があるだろうし、あるいはやはりお隣の町でも取り組んでおられるような監視カメラの設置とか、場所によってはそういうことも考えていく必要があるだろうと。いわゆる収入面での財源につきましては、もちろん一般財源に入るわけですがけれども、財政当局とも十分協議をしながら、減量、分別のPR、あるいはそういった環境の保全、そういった分野に今後は力を入れていく原資にでもできたらなという議論を今しているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 12番議員！

12番議員 まず一つは、この有料化の目的なんですけれども、担当者の方では繰り返し減量効果をねらっているということと、経費削減もおっしゃっていただいておりますが、しかしもう当然ご存じのようにこれは6月5日の奈良新聞ですけども、五條市のごみ処理の有料化についての状況が出ています。この五條市につきましては、県内では一番最初に有料化を導入されたそうなんですけれども、その有料化導入直後はごみの減量傾向が見られたけれども、その後は増加傾向にあるということで、これは有料化が減量効果を期待することは難しいというのは全国的にもたくさんところで実証済みです。本当に減量化しようと思えば、やはり住民の意識を変えていくということしかないわけです。そういう点では広陵町は、ごみ問題に対する関心が大変、経緯もあって強いという中で、10%を超える減量化、もう既に実施していただいているわけですから、そういう点ではこの、率直に減量化のためだというよ

うな言い方はやめていただきたい。この点は、ごみ問題特別委員会のときには町長は減量化にはつながらないと思うということもはっきりおっしゃって、経費節減だということをおっしゃったんですが、その点のごみ有料化の目的、住民だましのような内容についてはやめていただきたいというふうに思います。

そしてそういうことを考えていくと、今このごみの有料化によって得られた金額は、不法投棄にお金がたくさん要るんじゃないとか、またその減量化のためのPRをするのに使いたいということで、今ご説明あったわけなんですけれども、そういうところに使うのであれば、この財政が厳しいから経費削減するという目的からも外れるわけで、結局、有料化をする目的がないというふうに言わざるを得ないのですが、その点についてどうでしょうか。

私は経費節減と言え、やっぱり実際にここのごみ問題特別委員会に出てきた資料の中では、1キロのごみ処理をするのに幾らかかるからということで説明されていましたが、そういうことかなというふうにも思ったんですが、そうでもないなということもあります。ただ、このごみ有料化については、やはり経費が少し、町の方がたかだか3,000万円増収になるからといって安易にすべきでないということは、従来経過の中からも、住民も反対も多い、職員さんの方も反対が多かったという経過の中からも、当然賛成することはできないわけですが。とにかく今、説明いただいたごみ有料化の目的には根拠がないということ、一つ指摘せざるを得ないのですが、この点について再度ご説明をいただきたいとします。

それから、雑プラの件なんですけれども、これについては実際に減量することは無理です。というのは、物を買うときに包装してないものを選択する余地がスーパーにありません。ですから、物を買えば必ずそういうのを要らないと、利用者は思ってしようとしてもできないから、だからこの雑プラだけは、毎年毎年量がふえてきてるんです。だからこれは、やはり自治体の責任としても、県・国に対して企業のそういう廃棄物を出す、こういう企業責任という部分をもっと取ってもらわなければ、この企業が出すそういう廃棄物を、自治体が処理するのに大変たくさんのお金を強いられると。支出を強いられると、こういう状況になっているわけですから、この点はぜひ、大変財政が厳しい中でございますから、国・県の方に対してきちっと強く意見を出していただきたいと思いますが、その点の考え方はどうか、お聞きしたいと思います。

それから雑プラの話で言いますと、ごみ問題特別委員会のときにも指摘しましたけれども、この新しい清掃センターのときにはRDFと一緒にするという、そういうごみ減量化推進委

員さんの中の会議での職員さんの発言があって、ごみ問題特別委員会ではあれは間違いだったということで謝っていただきましたが、その上でさらに施設の方に見学、この前行きましただけに、企業の、メーカーの方からは雑プラもRDFにしますって簡単に言われまして、私はやっぱりそういうことなのかというふうに思わざるを得ないわけですね。この点についてはいろいろな考えがあろうかとは思いますが、やはり住民の皆さんに一貫して生ごみだけでRDFをつくるということを、最初からずっとそう説明して、了解を得て来られたという経緯の中で、これは一生懸命、だからみんな今努力している中で、住民を大きく裏切るものです。ですから、この点についてなぜこういうことを、発言がぼんぼん出てくるのか。私はとても理解できませんので、その点についてどのようにお考えいただいてどういう議論になっているのかということを含め、正直に率直にお話をさせていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、ごみ有料化になって、大変問題なのは低所得の方ですね。だって1年間に普通の平均世帯で3,000幾らでしたか、負担増になるということでした。税金の方も大変負担増、控除が抜けて負担増になったり、いろいろな公的料金が負担増になっている中で、さらにごみの有料化による負担増というのは、本当に毎日のことですし、絶えがたいものがあります。少なくとも低所得の方に対しての手だては、どうしても必要だと思うんです。そういう点についてはどのようにお考えいただいているのかということについてもお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つ、ごみ袋をどういうところに置くのかですね。販売店の指定の仕方についてと、そしたらその販売店もただで置くわけではないでしょうから、手数料をそこに上乗せするということになると思うんですが、具体的にその辺のところはどういう数字を弾き出しておられるのか、どのように考えておられるのかということも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

以上、お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず順を追ってお答えしてまいりたいと思います。

有料化の目的はどこにあるのかということで、松野議員は目的はないのではないかとというようなご指摘でございます。

私ちょっと説明の中でも言葉が足らなかったわけでございますけれども、もう一つの目的としては負担の公平ということ。これは平成16年、17年におきまして、職員が各地域に

出向きました。その中でのご意見の中にそういうものがあると。それと、減量はこのぞめない
というようなお考えでございますけれども、一部の方のご意見ではあるのかもわかりませ
んけれども、我々担当として受けとめておりますのは、値上げ、あるいは有料化、そういった
ことに対してはどなたも積極的な賛成は余らないと。ただ、ごみを分別もせず、あるいは減
量もせずに、何の意識もなしにお出しをされてる方と、一生懸命減量、分別、買い物袋を持
参して行って対応しておられる人から見たら、やっぱり公平化を図ってほしいというのも本
音でございます。

今回、お願いをしております、いわゆる手数料につきましては、そういったことも含めま
して考えた結果、ごみ1キロ当たり5円と。処理費用のトータルからすると約9分の1程度
の負担を住民の方をお願いをするという内容でございますので、どうぞその辺だけよろしく
お願いをしたいと思います。

それと企業による、いわゆる製造者責任と言うんですか、生産者の責任についてお触れを
いただきました。

もちろん、町長あるいは我々担当も、事あるごとに国・県に対しましてそういったいわゆ
るごみのもとになるような過剰包装、あるいは分別のしやすい製品の開発、そういったこと
について近年特に地方から要望をさせていただいております。何も広陵だけではなしに、全
国的な機運としてそういう要望が出てきております。

それと、その他プラスチックについての、前回、栗本の現場担当者が、言葉を、そういう
ことを申されましたけれども、我々としては住民の方とお約束したことは絶対守るとい
うことでございますので、やみくもにわからんようにとか、そんなことは絶対いたしませんので、
地域との約束は守るということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、低所得者への負担増ということ、触れていただいております。それについても十
分検討してまいりたいと思っております。

もう1点、販売店の配置についてのお尋ねでございます。

これは公募をしてまいりたいというのが大前提でございます。ただ、現在広陵町の元気な
商品券を取り扱っていただいております一般販売店が、お願いする一つの基本になるのかなとい
う認識を持っております。また自治会、あるいは自治会の中の団体による取り扱いも可能な
ような制度を構築してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。手
数料については、自治体によって差がございます。大体5%あるいは7%といったところが主
のようでございますので、今、現時点では結論は出しておりませんが、5%で試算を

しております。

以上、よろしくお願いをいたします。

議 長 答弁漏れございませんね。それでは失礼ですねんけど、質疑の途中ですが、これにて暫時休憩をいたしたいと思います。松野議員は2回目の質問から始めさせていただくようになりますので、よろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

(P.M. 0:04 休憩)

(P.M. 1:04 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

質疑を受けます。 12番議員！

12番議員 では2回目の質問をさせてもらいます。

まず一つですね、有料化の目的ということで、負担の公平性ということなんですけれども、負担の公平という部分については、何の意識もなく出される人と、頑張っている人との公平性という説明でしたけど、今でも何にも意識もなく出される人と頑張ってる人は、両方とも無料だから公平なんです。だから、有料化したから公平になる、一律の同じ金額にするんだから、負担、頑張ってる人はただにして、頑張っていない人を有料化するんやったら、それは公平性ということを意図されてることも理解できるんですが、今の状況であれば、今でも公平ですからそんなことで理由に、これもならないなというふうに思うんですけども。

それで、これ、かなり広陵町は住民の皆さんが減量化に向けて頑張って協力していただいているということは、前の答弁の方でも評価をされていたわけですけど、山村議員の質問ですかね。そうやって頑張ってる人をやっぱり、またさらに一層励ましていくという策を取らなければいけないのに、それに、前もごみ問題特別委員会でも言いましたが、逆なですのようなやり方が有料化だというふうに言わざるを得ません。それで、今頑張ってる人が、これからどういう減量を具体的に、さらに取り組んだら、さらに減量できるのかという具体的なところを知恵を出し合って、またお知らせしていくということ。そしてまた、今、頑張っていない方に、やはり根気強く何回も、理解を得られるような取り組みをしていくということ。この二つが減量化に一番大きな力を発揮するということは明らかだと思うんですが、どのようにお考えいただくのか、それについてもお聞かせください。

それで、二つ目が、企業の責任という点では過剰包装について企業責任要望しているということですので、引き続き頑張っていたきたいなというふうに思います。

また、その他プラの問題、処理の問題なんですけど、私はこの時期に至って、もう操業が近くなってきている、そういう見えてきた状況のときに至って、繰り返し雑プラをRDF化するという声が、職員さんから出てくる、それからメーカーからも出てくるというところに、それはやっぱり何らかの原因があると。そういう認識で職員さんも企業もいるんだということが確認できたということになるので、今、部長が絶対に約束は守るとおっしゃっていただきましたけれども、私はその点がどうしても、今の矛盾の中では素直にわかりましたとは言えません。それを具体的には今後そういう信頼を得るために、どういうふうな対応をしていただけるのか。ときどきやっぱりオープンしてからも抜き打ち的な調査とか、住民の方が来られて見せてくださいと言われれば、そういう実際のされているところを見せていただけるのか。事後のことも含めて確認しておかないと難しいと思います。

それから、低所得者の負担増の場合は検討するということですので、具体的に検討するとすればどのようにお考えいただいているのかなというところは、あれば聞かせていただきたいというふうに思います。

また、業者展開の問題は、私もごみ問題特別委員会の方で指摘してきてる問題の中で、必ず展開検査をするということなんですが、そのときにその従業員、企業の、業者の方の従業員も必ず、やっぱりきちっと責任持って自分たちで展開して分別してもらおうという形にしないと、大変人手不足になるというふうに思いますので、その辺の事業者自身の展開作業ということをきちっと指導されるのかどうかということもお聞きしておきたいと思います。

以上、お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 有料化の目的について、松野議員のご理解というかご認識をお聞かせいただきました。今でも公平であるというご発言をお聞きしたわけですが、今は公平ではないという考え方をしておられる方もあるのが現実でございます。

それと、一言有料化ということをおっしゃっても、自治体によって分別の仕方も違います。収集の仕方も違います。広陵町は昭和36年ぐらいからごみの収集をやってきていただいております。今日までいろんな改善を、歴代の担当者、理事者がいろんなことを考えながら現在の方法に至っていると。

先ほどもお答えした中に、容器包装プラスチックの取り扱いについてことしの4月から取り組みをさせていただいております。いずれにしましても、住民の方々には長い年月の中で相当ご努力を重ねてきていただいております。そういう意味において、広陵町の状況は、我々

担当から見せていただきますと、大変進んでいるのではないかなという思いがあります。もっと進んでいるところも全国にはあろうかと思えます。やはり有料化による収入を当て込むということではなしに、有料化することによって減量しよう、あるいは分別をしようという意欲を持っていただける方が1割でも2割でもふえれば、その分処理費が大きく変わります。これについては試算をすると、先ほどの金額よりもずっと大きな額になるわけです。そういったことを、いわゆる環境の保全、あるいは公衆衛生のさらなる向上という大目標のために、今回、有料化をお願いをするという内容ですので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

その他プラにつきまして、再度約束を守るということを先ほどお答えいたしました。職員の中からそういう声が出たということをごさいますけれども、一つの話として地元の公害監視委員会のメンバーの中の方からも、経費の節減とそして安全性、それらを考えたらなという発言があったことも事実でございます。検討したらどうやという発言があったということは事実でございますけれども、町としては地元とのお約束を守るということで今後もそういう取り組みを続けてまいりたいと考えております。

それと現場を、住民の方が見たいというときに見せられるかということをごさいますけれども、もちろんでございます。町の施設でございますので、町民の方から要望があれば当然対応できる範囲で対応させていただくと。ただ、作業の危険性等がある場所には、やはり事前にお申し込みをいただくということも大事かなと思っております。

低所得者に対する対応について、具体的に何か考えているかということをごさいますけれども、これから検討してまいりたいと思っているところでございますので、よろしくお願ひします。

それと、許可業者のいわゆる展開検査についてもお触れをいただいております。許可業者は収集と運搬を廃掃法において許可されたものであって、業者の理念として分別を、広陵町の分別に合わせていくという姿勢で、今現在取り組んでいただくようお願いをしているところです。先ほども重ねることになるわけですが、事業者、いわゆる排出事業者に対して協力、あるいは指導をさせていただくというのが、やはり基本になるのかなという考えを持っております。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひをいたします。

議 長 答弁漏れありませんね。ほかに質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 廃棄物の処理の条例ということで、これについてお聞きしたいんですが、今、ごみ

袋の値段ばかり出てるんですが、ことしの18年度の予算書を見ても、ごみを処理するだけで約7億近い税金を使っているところであります。これは収集したり持って帰らせたり、職員も公務員を張りつけて、年間、毎年毎年7億円近い金をごみ処理に使っていると、このような現状であります。今、19年度からは新しい施設が動く、ということなんですが、この辺の住民にも、実際ごみするのただじゃないんやという意識、年間こんな莫大な金要ると、こういうふうな費用も、要するにいろんなPR、広報なんですけどね。これやらんと何でそんな高い袋使うんやという、それだけの話になると、私もそのおそれはあるんですよ。だけど現実、実態として予算書見ても、ことしでもう既に7億円近い予算を組んで、それが消えていくと、こういうことですね。広陵町は年間16億円から17億円しか町民税が入らない市町村なんですわ。毎年毎年7億円も金使うてごみ処理しているというこの現実。もう一つこの、それをどのようなPRの方法を考えているかが一つ。

もう一つ、来年から新しい新型炉が動きます。これについても大分研究もされてきていると思うんですが、年間大体どのぐらいの処理費用が予測されるのかということですね。この辺についても、我々は税金を集め、議会で決算して税金を使っていくと、両方の面があるんですけどね。この使っていくのについてもやっぱり非常に高い金使っていきますのでね。その辺についてもウオッチしていきたいと思いますので。住民にはいずれも両面をお知らせした方がいいですよ。決してただじゃないということが、何でも物すごい費用、税金かかってます。私もそういう目で見ますので、その辺のPR対策と、もう一つ新型炉の大体どのぐらいの予想をね、年間処理に要するのかという、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 坂口議員の方から、7億円近い予算が今年度においても見込まれており、ごみ処理にかかる費用の状況について、住民に理解あるいは説明をするべきではないかというご指摘かと思えます。これにつきましては、新しい施設ができる広陵町でございます。いろんな説明会の席上、あるいは広報等、そのあたりのところを十分PRをして、ご認識をいただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、いわゆる新施設の処理費用について、どれぐらいの見込みをしておるかということでございます。周辺の市町村では、焼却施設がほとんどでございます。焼却、これまで現清掃センターでは焼却をさせていただいておりました。焼却と比較をいたしますと、キログラム当たり4円ないし5円ぐらいの費用増、費用が高つくのではないかなと。議員の皆様ご承知のように、リサイクルを進めれば進めるほど費用がかさむというのが、今現在の我が国

の環境行政の実態でございます。これらのところを、先ほどの議員の質問にもありましたように、リサイクルをして、その経費をできるだけ抑えられる方法について、国や県、そういったところに今後要望を強く求めていきたいと考えているところですので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。 6番議員！

6番議員 まず最初に、平成13年10月に、広陵町ごみ減量等推進審議会の諮問事項として出されたという、もともとの原点があったと思います。そういう中にも、事業者のごみに対する指導の徹底ということも言われていたわけなんですけれども、先ほどから出ている議論の延長として、事業者に対するごみの問題意識と、あるいは減量化に対する協力、分別等に対して、過去何回努力をしてきたのか。どのような指導をしてきたのかということについて、まずお答え願いたいと思います。

それから、先ほどからその他プラの問題が出ています。このその他ごみの中で、唯一ごみがふえて、唯一ではないですけれどもごみがふえている数字がそちらからいただいた資料でも明らかであります。そういうような状況については、この内容を個人の努力によって変えることのできないごみということですね。そういう問題にまで排出者責任という理由で負担をさせていくということは、先ほどから出ている公平という観点からでもおかしいということが上げられております。その点について、先ほどからの議論の延長線上でお答えを願いたいというように思います。

まず私は、この問題について13年のごみ推進特別委員会等で議論をされた内容について、振り返った形で議論がなされているとは思えないわけです。というのも、結局今回もこの問題は、推進に関する中間提言で、手数料の見直しの一環として上げられている。そしてごみの有料化について、ごみ処理のために公平な負担を期することにあるという形でなされているわけですね。これは13年の手数料の問題についての認識を持った前提だというように思うんですけれども、私は先ほどから、あるいは山村議員を含めて、対住民との関係の問題がどうだったのかということで、こういう内容については各地で、これとは別に説明会を開かれました。有料化についての案としての中身もあったわけなんですけれども、私が出席したところでも、その問題についてはあいまいなままで過ごされてきたわけです。決して住民が合意をする、あるいはその方向性があったというような動きはなかった。こういう形からいっても、私は今回の見直しについては住民のアンケート、あるいはまた住民の声を生に聞く方法

をとる。こういう方法をなぜとれなかったのか、なぜとらなかったのかという点について、非常に行政としての責任の取り方、あり方、考え方について欠如した問題が出ている。

特に広陵町では、12年に1,200人の方からアンケートをとって、そのときには指定袋の有料化についてどう思われますかという点では、賛成、すべて有料にしてもよいというのが7人ですね。これ7%という意味かな、ちょっと。それから年間無料配布し、追加分について有料にする、36、年間何枚か無料配布し、追加分は有料、残れば町が買い上げる、16、反対、すべて無料にしてほしい、11、というような内容になっていたわけなんです。こういうことを推進化委員会等でも議論がなかったという形で、今回提案をされたわけですけれども、この広陵町の手続上の問題としては、非常に住民の意見を聞いているとは言えない。1,200人の方からアンケートをとり、そしてこういう結果を持ち、それを変えていくというような根拠は全く示されていないということが上げられます。この間、住民説明会の中でそのことが明確に出ていたということには言えないということから、私はいくつかの問題についてはまず住民の意識向上を図っていくという粘り強い過程がなければならないと思うわけですけれども、その点についての、この有料化に至った経過と、住民の生の声を聞いたその結果との落差が大きいわけですが、その点についてどのように考えるかということとを再度お伺いしたいと思います。

それから、私は先ほどから公平な負担、あるいは一部のいわゆるごみ処理の費用が高くついているから、住民から負担してもらいたいということの意見が、あるいはまた声が聞こえるわけですけれども、さすれば自治体の責任、仕事というのは一体どういうものなのか。これは廃棄物処理法で第6条の2、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上必要が生じないように収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。法律で地方自治体の仕事として位置づけられた問題であります。これは当然、税金で賄うということでもあります。これは、行政のイロハを知っている方から言えば、本来自治体の仕事として位置づけられている問題に対して、税以外から負担を受けるという場合については、慎重にあらなきゃならない。こういう点は、行政の財政、あるいは財政法上から言って、イロハだということは認識されていると思うんです。自治体の固有の業務です。そういうところから新たに負担をするということは、税の二重取りということになるというのは、行政法その他法律を少しでもかじったものであれば、認識の上に立っているのが当たり前です。部長級の方々は、そのことは認識されていると思うんです。

そういう点に立って、なお税の二重取りを行うというときに、私は先ほどから出ている公

平の問題からいって、果たして公平なのかどうかということが再度問われる。例えば、具体的に所得が高い人と少ない人などの負担能力を無視して、どこが公平なんですか。負担という問題については、流れからいっても公平にするという点で、税の問題においてもその点の猶予、その点の考えというのは貫かれているんですね、不十分であったとしても。そういう点で、今回の問題に対して、先ほども低所得者に対しては検討するというようにおっしゃっていますけれども、この議論する前提として、私は少なくとも条例を提案されているわけですから、そのときにはその問題についての意識を明確にさせていくということが必要だったというように思うんです。

それから、先ほど出ていた公平の問題に関しても大きな問題があります。

例えば、これは先ほど言ったその他プラの問題でもそうですけれども、その方個人で解決できない。もう一つは、例えば乳幼児を抱えている家庭、これは紙おむつが今や当然のようになってるんですね。こういうものもすべて負担として出ていく。あるいはまた高齢者介護の家庭、その他もろもろですね、避けることのできないごみの問題に対する考え方も公平かどうかの一つの基準でなければならないというように思うんです。それは当然、全国的にも一切、あるいはまた乳幼児を抱えている家庭については、その紙袋の実態調査と合わせて無料の袋を配布しているところも最近ふえてきています。こういうようなところの問題に対して、公平という観点、考えを全面に打ち出しているならば、あえてこの問題についても条例化するという段には、具体的に検討課題として乗せておかなければならない問題ではないのか。これは、税が二重取りだという問題と合わせて、公平だということを盛んに言うておられます。資料でも、ごみ処理費用の負担の公平化ということで挙げられておりますし、先ほども言った行革推進の中間報告にも公平という問題が挙げられてました。こういう点については、やはり論理的な考え、論理的な条例の施行という、純粹に法理論からいっても、このところの問題というのはやはり避けるということは、これは行政の仕事を全く果たせない、果たし得ない課題、問題ではないのかと。そしてそれを住民に負担をさせていくということになっているわけですから、この点については真剣に議論をする中での公平感の問題ということに合わせて解決しなければならない問題だというように思うんです。

そういう点で、先ほど言った負担の問題について、公平化の問題についての先ほどの低所得者、あるいはまた乳幼児、あるいは介護等々、生活保護の問題もきちっとあります。これについては、低所得者どこで区切るのかという問題の議論以前の問題として、どのような対応をするのかというのは決めていかなければならないというように考えるわけですね

ども、そういう点について第3点を聞きたいと思います。

それから、減量化の問題ですけれども、減量化という点では再三議論もされて、松野議員も指摘しているし、町長もある場所でもそういう効果があるかどうかという疑問を、意見を持っておられたわけですけれども、こういう点の問題で、もしこれが達成し得ないということになってくるのであれば、大問題だというように思うんですね。唯一この問題で税の二重取りの回避される問題ということから言えば、そういうところの問題として出てくるわけなんですけれども、そういうような部分について、過去の歴史、流れは、結局は金さえ払えば何ぼ出してもいいというところに結論が出てくる。これは3年、4年たってもとに戻ってきている各種の状況は、住民が結局は分別に対する意識が、金さえ払えば解決するんだと、こういう悪い、悪貨は良貨を駆逐するじゃないですけれども、悪い結果を生む流れをつくってしまっているんです。むしろ、住民の協力、根本的に得なければならぬということであれば、ごみの減量化に対して今まで町が努力して、あるいは推進委員の方々が一生懸命に、いろいろ人が変わって努力してきた、そういう減量化に対する認識をもっと強めるということこそが根本的な問題だというように思うんです。

そういう点では、今、町が提案された有料化については、ぜひわきに置いた形での認識を持っていただきたい。だから、有料化の問題に対する前提で行政が取り組まなければならない問題は、有料化はわき役だと、こういう認識を持って減量化の問題に取り組むという決意があるのかなのか。とすれば、有料化というのはわき役の部分だという認識を行政がきちっと持つとなれば、先ほどから言っている困難家庭やその他減量化するための手だての問題というのは別の姿があらわれてくるわけですから、そういう点で、この有料化、万能ではないという認識は持っておられると思いますので、あくまでも減量するためには有料化の効果というのは限定的だと。そういう点からいって、具体的に減量化するために有料化の問題をわきに置いた形で取り組まなければならないという点での取り組み方について、再度今までの経過も踏まえてご答弁願いたいというように思います。（「簡単に言うたら三つか四つの質問やないか、何ぼしゃべっとんねん」の声あり）

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 寺前議員のお考えをお聞かせいただいたように感じる部分もございます。

もちろん、有料化という条例案を議会に上程させていただくに当たり、町長以下、我々職員、このことについて相当議論を重ねてまいりました。1年2年のことではございません。おっしゃるように、金さえ払えば幾ら出してもいいじゃないかという人、確かに、少数だろ

うと思います、私は。そういう人もそれはゼロにはならないです。しかし、いえ私は広陵町の各地区の取り組み、いろんなリサイクルステーションでの立哨、あるいは今回他の町へごみをお願いするに当たり、透明袋お願いしますという回覧、あるいは区長、自治会長を通じましてお願いをしていただきました。その答えがことしの1月に見事にお出しをいただいたのが広陵町の皆さんでございます。有料化ということはだれも、何て言うんですか、料金が上がるわけですから、嫌なことだと受けとめられる向きもございます。しかし、ごみ減量推進委員さんの会議、あるいは区長、自治会長会の会議、あらゆる機会におきまして住民の皆様の声聞く中で、やはり広陵町の今の状況を見たときに、周辺が有料化を進めておられる状況を踏まえて、有料化はやむを得ないのではないかというようなご意見の方が多くのように私は受けとめております。

それと、最も基本的なことで、税の二重取りではないかというご指摘がございます。私は決してそうではないと思っております。廃掃法の中にはし尿も含まれていることを考えても、下水道料金、あるいはし尿くみ取り料金、これらをちょうだいをしております。負担をしていただいております。一般家庭ごみにつきましても、議員ご指摘のとおり、広陵町の固有の事務でございます。自治事務でございます。ですから、今回条例で料金の設定をお願いしているものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、その他プラ、あるいは紙おむつの例をお出しいただきまして、そういう配慮をすべきだというご指摘がございました。それらにつきましてはご意見として承ります。今後の検討課題にしたいと考えております。

それと、冒頭に申しておられました、事業者に対する減量分別、町としてどういう取り組みをしたんだというご指摘でございます。これは過去におきましても、商工会等を通じまして、各事業者の方に新しい施設建設に向けての途上でございます。減量、分別、お願いをしてまいっております。今後はさらにそれを深めて、各事業所に出向ければ出向いてでもお願いをしてまいりたいと考えているところですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それと、住民アンケートの結果についてもご指摘をいただきました。たしか私が記憶しますに、住民アンケートは平成11年当時ではなかったかと思ひます。当時、奈良県下におきましても有料化をやっておられる自治体は少なかったわけですね。現在、奈良県下だけでなしに、全国で見ましても約6割近い団体が有料化を取り組んでおると。当町も含めてという、いわゆる検討中、あるいは条例提案しているものも含めると約6割。ただし大都市ではなかなかこれは進んでいないというのが定説でございます。しかし聞き及びます中で、奈良県下

の最大の市でございます奈良市さんも検討を始めておられるという情報もございます。奈良県下もやはり有料化に向かって進んでおるといように我々は認識をしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

議 長 ほかに質疑。 6 番議員！

6 番議員 まず、固有の事務だという点では当たり前の話なんで、それを条例でとっていいということにはならないわけですね。現実問題として、そのような場合について、例えば固有の事務についてどんな場合でもいいという形になるのかどうか。これは、伸ばしていけば法規違反という問題もぶち当たるんですね。だからこそ受益者負担という問題についての議論については、ここの場でも何度かしているわけですがけれども、受益者理論の延長線上ではないんです、これはね。だから要は本来、固有事務については税で行うというのは当たり前のことなわけです。そしてそれをあえてしているという点で、この部分について配慮が必要ではないのかということ言ってるんですね。だからその配慮というのは公平性の問題とおっしゃったわけですが、公平になっていない部分、今後の検討課題だとおっしゃいますけれども、私ははっきりと公平になっていないという問題は、その方の努力によって解決できない問題については、その障害については当初から除外するというのは当たり前ではないのかと。だからその他プラについて、これはどうやっても買い物の中からついてくるものだと。そして乳幼児の子供さんを持っている家庭については、紙おむつについては当然なんだと。生活保護については当然この問題についての費用というのは新たに加わったものですから、これは実際に国の基準外のものなんです。

こういうような問題についての公平さというのをうたい文句にするのであれば、この問題については今後の課題だと言う、あるいは検討課題だと言うのではなくて、この矛盾については認識を持っているのかどうかだけについては、きちっとやっぱりこの条例を推し進める中であっては、答えるべき性格の問題だということのように思うんです。これは行政の責任だということのように思うわけですが、その点での認識というのがあるのかなのか、これは町長にもお聞きしておきたいということのように思います。

こういうような問題というのは、やっぱり長年行政に携わって来られたわけですから、過去のいわゆる固有事務について、その他から税を取る、これは税の一種ですから、税を取るということに対しての、その不自然さというのは認識されていると思いますので、そのことについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほどから出ている問題で、私はやっぱり自治会長会、あるいはまた推進委員会の方、ことしになって了解を得たということをおっしゃっているわけですが、行政の流れ、手段、って1, 200人の方からアンケートをされて、その意見を、12年ですね。12年の5月の答申で出ていますから、その前後、11年、12年、そういう流れの中で検討を加えて、これがネックになってきたということも事実なわけです。町は有料化することには絶えずこの問題がネックになっていた。こういうような問題をクリアするのに、私は少なくとも現在の分権思想、あるいはまた地方分権の流れの中で、住民意識を尊重するという、そういういわゆる行政の根本的な流れからいっても、私は少なくともアンケートやその他審議会等を、もう一度この問題を正式に正面から据えて、住民の意見を聞くと。こういう作業がやっぱり私必要やと思うんです。必要であったというように思うんです。にかかわらず、この2月に区長会の同意、推進委員会の同意を得たかというのをにしきの御旗にされているわけですが、住民からのアンケートを行ってきた流れからいっても、私はそういう過程の中で、万が一有料化になったとしても、その過程で住民がこの問題に対する審議をする、あるいは議論をするという流れの中で、減量化という問題が結びつくんだということ認識すべきだと。こういうような手法は、私はやっぱり少なくとも地方分権、あるいは自治が重視されている中では、ぜひ実行しなければならない、行政の大きな課題だと思うんです。

こういう点について、再度、もう一度町長からお聞きします。アンケートをとったにかかわらず、この流れを無視して自治会長会、あるいは推進委員会で同意を得たということでこの結論を出されたわけですが、行政の手法としては、住民自治の考えを進めるという考え方をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長 寺前議員、集約して質問してください。同じことを繰り返さないでください。町長、答弁。明確な答弁をしてやってください。町長！

町長 お答えを申し上げたいと思います。

私、手元にいろんな資料を持ってるわけですが、ごみ問題に詳しい奥谷和夫という人が、既に共産党の広報紙で書かれております。私、取りそろえておるわけですが、この人は有料化の法的問題点を言われておるわけでございます。廃棄物処理法第6条2の6には、当該市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより手数料を徴収できるという文言があったわけですが、これが地方分権一括法の制定で削除された。それからその後は自由になっているわけですね。しかしこの問題が、彼は問題だと言っ

ているわけでごさいます、さらにまた有料化は減量化にはつながらないと。にもかかわらず有料化を機会としてごみ問題への住民の関心の高まりで減量化につながっているというように奥谷さんは評価をされているわけでごさいます、循環型社会の形成に対して、この人はそういう意味では評価をしていると思いますね。

私は（「前提、その前提を今……」の声あり）いやいや、ほんで、一部では流れは言ってるわけですね。

むしろ、先ほどご質問いただきました、金さえ払えばという悪い流れ、また税の二重取りだとやかましく言われて、町民の皆さん、それを知られたら果たして、何やと、町は何をしているのかという悪宣伝につながって、むしろ減量化に協力しない人が起こるのではないかと、そんなようにも思います。どうぞ、有料化は減量化ではないというのは確かですが、一連の、皆さん理解していただければ、減量化につながっていくわけでごさいます、町民の皆さんはやはり安心・安全、そして快適なまちづくりのためには、費用の要らないようなサービスを多く求められるのが、これはもう一般常識でごさいます、ごみを無料にする、また玄関口まで取りに今行っているわけでごさいますが、これを継続して続けるということは、町の自治体にとってはこれ以上極めて難しい。少々の費用負担をお願いしようと。全国に先駆けてこの広陵町はやっているのではないわけでごさいます、県下の市町村はどんどん有料化に向けて、また環境省もそのように進められている折でもごさいます。負担の公平を考えれば、多く出す人は多く負担をしていただこうと。少ない人には協力している、そういう意味でご理解をいただきとうございます。（「……いかんよ、負担の公平の問題」の声あり）

何をおっしゃってるかわかりませんが、アンケートのご理解をちゃんと、町民の意見を聞かせていただいて進めているものでごさいます。

町で住んでいる以上は、町の皆さんとしっかり守っていかうと。皆さんでお育てをいただかなければ、面々が費用負担嫌やと。こんなことを言えば町は成り立ちませんので、我々しっかりとご理解いただくようにPRを続けていきたいと思ひます。もちろん、この町にお住まいしている人は、町のルールに従っていただくと、これがやっぱり基本でごさいます。

議 長 ほかに質疑。 8 番議員！

8 番議員 先ほどの部長の答弁に、低所得者に対する配慮というか、検討するということがごさいましたが、日本の税は、税自身が公平性を欠いている面が多々ごさいます。ですから、低所得者といえども乗用車にも乗り、携帯電話も持ち、そしていろんなそういうぜいたくを

しながら所得が低所得者であると。だから低所得者で縛りますと、非常にその辺の不公平が生じます。ですからその検討をされるときには、生活困窮者に限り検討をお願いしたい。この辺について1点答弁をお願いしたいと。誤解のないようにしといてくださいよ。でらい財産を持っていても、その年の所得がゼロであれば低所得者になりますからね。そういうことでしょう。だからその辺の誤解をないようにお願いしたい。

それともう1点、ちょっと私どうなのかわからへんねんけど、トレイありますね。あれ発泡スチロールですか。あれは雑プラちゆうんですか。その他プラになるわけですか。（「違う違う、リサイクルプラ」の声あり）あれはリサイクルプラになるわけ。あれは広陵町の場合はどういう、今、処理をされてるのか。ちょっと前によそに行ったらあれを溶かして、何かこんな、インゴットと言うんですか、あんなんにして、そしてされてたんですけれども、広陵町はそういう予定は、あの中には含まれていなかったように思いますねんけども、その後どういような処理をされているのかちょっとわかりませんので、お願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 山本議員からのご指摘、2点ございます。

低所得者と私申しておりますのは、議員おっしゃる、まさに生活困窮者ということでの認識でございますので、よろしく願いをいたします。

また、トレイの取り扱いについて、現時点では分別をさせていただいております。これは容器包装プラスチックということでお出しをいただいております。新しい施設にそれのいわゆる減溶機と申しまして、熱で固めて、インゴットと言っていいんですかね、する機械も入れておりますので、それらはリサイクルの方へ回っていくというようになります。現時点では、リサイクルの方へはまだ回ってないんですけれども、新しい施設でそういう対応を考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 13番議員！

13番議員 聞き逃したかもわかりませんので、再度質問させていただきます。

議案の方の89ページの別表の方ですねんけども、一般廃棄物のいろんなこの手数料等を書いているやつですけれども、改正案と現行記載した分の件ですなねんけども、事業系のごみ、以前は300キロを超える場合は150円、今回これはなくなっているということで説明あったと思うんですけれども、ちょっと聞き逃しまして、この辺はどういような事業系があって、件数等どれぐらいあったのか。また何でこれをなくされたのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 従前の事業系のごみの取り扱いと、今回の改正の違いでございますけれども、従前はいわゆる許可業者による搬入につきましては、300キロまでは100円と。そして300キロを超える部分については150円という取り決めにさせていただいておりました。その300キロまでの部分の10キログラム当たり100円というのを削除いたしまして、最初の10キログラムから150円という取り扱いをさせていただくものです。事業系の一般廃棄物についてはそういうことで対応を、今までと変わります。その影響額をちょっと試算をいたしました。約320万円ぐらいの影響が、ふえるということですね。あるのかなという認識をしております。それと、家庭ごみが従来100キロまでは無料、そして100キロを超える部分については50円というように変わるということでの影響額につきましては、100万円前後かなというように認識をしているところでございます。件数につきましては、ちょっと細かい資料を持っておりませんので、委員会でまたご報告をしたいと思いません。

議 長 13番議員！

13番議員 300キロね、今ちょっと聞いている質問が、答えの方、答弁違うと思いますねんけども、僕が聞いているのは、今、部長が言われてましたのは300キロまで、これを100円を150円に上げた。それと家庭から臨時的に持って行ったときに、これを今まで金額なかったのを値段をつけた。50円かな。これは、各家庭が袋でお金を払って出すというので、値上げはもう当たり前だと、そのように思っております。

ただ、僕ちょっと今聞いているのは、300キロ超のやつのことですんねんけど、今回なくなっていると。今まで以前にはあったのに、今回なくなっていると。これはだから、以前にその300キロ超の事業系というのはどんなような事業系があったのかと、もう1点はそれでどれぐらいの金額的なことがあったのか。ちょっとわからへんねんけども、これは、事業系というのは町内の業者だけのことですか。まあ言うたらそういう一般廃棄物を集めている方も来られるんですか。その辺は300キロ超えるんじゃないのかなと。その辺の中で、何でその辺をなくされたのかなという、1点質問。その辺だけまた答弁していただきたいと思いません。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 私ちょっと説明不足でございました。

事業系の一般廃棄物ということで、許可業者によって持ち込まれるものと、みずから持ち

込みをされるものと二通りございます。許可業者によって持ち込まれる部分については、従来300キロまでと300キロを超える部分と、これは1回に搬入されている重さで、いわゆる清掃施設の入り口でスケールを、いわゆる計量をさせていただきます。それで何キロのゴミが場内に入ったということでの料金を、手数料をお支払いをいただいていたものです。町内の一般の、一般というか事業所の持ち込みをいただいている方についても、これと同じ対応でやってまいっておりました、事業系につきましては。

ちょっと手元に資料出ましたので。事業系ごみの、いわゆる受け入れた数量でございます。17年度の実績でいきまして、件数にいたしますと4,900件余り。月平均400件余りということでご理解をいただいたらいいかと思えます。それによります搬入の重量でございますけれども、300キロまでの部分という部分では500トン。そして、300キロを超える部分としての重量は158トンということ、合わせまして約660トンほどの事業系ごみとしての収納をいたしております。この部分について、今回の改正によりまして約250万円程度の収入増につながると。すなわち負担増につながっていくということでございます。

家庭系につきましては、持ち込みということで、件数は398件、重量にいたしまして、31トンということで、こちらの影響額そのものは料金、これにつきましては100キロまでは無料ということでの内容でございましたけれども、10キロからもう料金をちょうだいするということで、その影響額は150万円ほど出てくると。許可業者につきましては、ほとんどが300キロを超える搬入であるということから2段階の料金設定をしておりましたが、今回、他の市町村と同じように、いわゆる最初の10キロから統一価格という改正を合わせてお願いしているもので、その影響額は約100万円ぐらいかという認識をしているところでございます。

議長 よろしいですか。（「要は300キロ以上やめたのは、住民とあわせたということですね」「はい」「それだけ。でもその、まあ言うたら、ほっといたら大量にあるん違いますの」の声あり）

ちょっと行き違いやな。 助役！

助役 以前にこの300キロまでと、300キロを超えるこの料金設定をさせていただいたとき、私、担当部長をさせていただいておりました。なぜその刻みを入れたのかと申しますと、300キロまでの少量の持ち込みというのは、町内の事業者直接に持ち込まれる場合が多いということで、若干安目に設定をさせていただいて、許可業者についてはたくさん持

ってくるという想定で、300キロ超える分についてはキロ15円という設定をさせていただいたんですが、許可業者の中には300キロまでにして、小出しで持ってくるということで、そういう弊害も出たわけでございます。いずれこの改正をしなければならないということで、もう底から1キロ15円の計算をしたいということで、今回もうすべて従量制で料金を設定させていただいたということでございます。

結果としては、底の部分が値上がりということになりますが、増収につながるということでございますが、ご理解いただきたいと思っております。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程5番、議案第32号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員!

6番議員 まちづくり交付金の一括計上をまとめたということだったんですけれども、ちょっとよくわからないんですが、歳入で補助金が1億6,987万5,000円新たに補正額が計上されて、その中の問題で、ここでわかるのは公園管理費ですね。これは4,200万円がいわゆる百済寺公園の分として一括のところに移ったということなんですけれども、物件移転費が6,795万円、これは新たについたものというように思うわけです。ただ用地取得費が1億7,530万円になっているんですけれども、これの差額についての明細は、どのようなものなのか。ほかから引っ張ってくる場合については減額処置をされているわけでしょうけれども、これには載ってないので、その内訳についてお伺いしておきたいというふうに思うんです。

それから、コミュニティバスの導入調査費委託料は、これ200万円当初つけておられて、100万円減額になっているということなんですけれども、これは当初の目的の200万円というのが必要なくなったという意味なのか、その点の減額理由についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、集会所の問題、補助金の問題ですけれども、これは非常に難しい問題を含んで

いるわけなんですけれども、地元の業者で建築するというのは、これはもう当然なことですけれども、その場合の発注の問題に対する町の関与の仕方の問題ですね。これは大野で以前公民館を建てたときに、やはりいろいろな問題が生じていたわけです。それもこれと同じ補助金として支給し、大字が工事を発注したと。その後は、その点でのいろいろ不十分な点を考えて、町がやるということで経過をしてきたんですけれども、その点でやはりこの大字に渡すという点での、当初の目的については地元の業者がいるという点で仕事をつくりたいということは、地元の方々の当然の意識だというように思うんですけれども、その点での今までの教訓から、教訓を生かしたこの発注のあり方、町がどのような関与をし、どういう形で透明な入札を行っていくのかという点について、考え方を聞いておきたいというように思うんです。

議 長 助役！

助 役 財政的な件につきましては、総務部長がお答え申し上げます。

集会所の件につきましては、今回、組みかえをさせていただきましたが、この前、議会全員協議会でもご報告申し上げて基本的にご了解いただいている事項でございますが、今申されましたことにつきましては、補助金を出しましても地元任せというわけではございません。補助金の申請で出されます設計図書をこちらが、技師がもう一度設計し直して、町の費用で計算をして適性かどうか、そこまでチェックをさせていただいております。その限度内で、地元が裁量で業者と調整される分については、いいとは思いますが、やはり適性な補助ということで、チェックは十分させていただきますし、事前の協議並びに完成後の検査も職員が出向いて、すべてさせていただいております。その点、ご承知おきいただきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 コミュニティバスの導入等の調査委託料は、当初より100万円をそのまま移行させていただいております。200万円ではなかったです。100万円でございます。100万円を移行したものでございます。

それから、まちづくりの方に、すべて移行した予算内容については、工事概要、平成18年工事概要、A3版でお示しをさせていただいております。この項目の事業費の赤字が当初、そして最終的に事業費の確定の額については黒字で表示しております。

なお、公園管理費の4、200万円、委託料、公有財産購入費、すべてこれら集約して今回、最終の事業費として計上させていただいております。事業費の概要の内訳というふうになって

おるものでございます。百済寺公園につきましての用地は2億1,441万円、測量試験費は1,029万円、これが最終的な補正後の額でございます。

よろしく願いをいたしたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 今回の補正、コミュニティバス導入計画とか、公共交通システム導入とか、こういうことが見られるんですが、いわゆる80条、今79条、運営協議会、その方は何か具体的には進んできてるんですかね。どうなんですか。今79条になったんやけど。わかりますか、運営協議会。交通システムの運営協議会。わかれへん。広陵町だけまだやとか聞いてんやけど。県に聞いたらよそはあるんやと。（「運営協議会……」の声あり）うん。あの上牧、河合、いわゆる斑鳩、平群、あそこの運営協議会はもうできてる。今、三郷町が事務局になって、広陵の場合は運営協議会は。まだ聞いたことない。まだでっか。いや、県はもう。

（「もうちょっと具体的に言わんかいな」の声あり）いわゆるコミュニティバスとかね、公共交通システムとか、いわゆる有償運送とか、その一体の計画するのは運営協議会、私、前の議会のときに言ったと思うんですわ。地域における、例えばタクシー会社とか運営交通協会とか、専門家とか合わせた運営協議会つくりなさいと、これは県から指導出てるんですよ。ほんで既に西和の7町は三郷町に事務局、今、平群に行ってるんですが、そういう協議会ができております。高田とか周りは準備とかできてる、こうなってるんやけど、広陵町の場合は、私3年か4年前に聞いてんやけど、まあまあ勉強しますわということになってたんやけど、それはどうなんでしょうかね。

この公共交通システムをするということは、その運営協議会で十分検討して、そういういろんな交通の困難者とか、そういう人らの意見も聞いてやりなさいということになってんやけど。まだなんですかね。これ、要するにこれの中には、まだそういうことは考えておらないということですか。公共交通、今こう見たらね、こう書いてあるから聞いてるんですよ。公共交通運行システム導入調査委託料って、こんなこと書いてあるからね。これはそれに値するのかどうかということ、これ100万円ってとってあるけど、どうなんですかね。

議 長 総務部長！

総務部長 今回こうした事業の中身につきましては、公共交通問題に際して、都市再生整備計画の中で本年度まちづくり交付金を受けて、いわゆる公共交通運行システム導入調査を実施しようという名称をつけておるわけでございます。それで、まずもってこうした交通運行システムについて地域のニーズを調査する、あるいはまたアンケート調査する。そして団体施

設等のヒアリングを調査していく。こういう調査費用の100万円を計上させていただいたところがございます。単独での協議会というふうな設置はいまだ見ておらないわけです。そして、県の機関のそうした協議会には、年間2回の会議がございまして、奈良県の、いわゆる奈良交通を初めとする公共交通機関のいわゆる幹部の出席によりまして、県の方でその会議がございました。そういったシステムになっています。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 11番議員！

11番議員 先ほどの寺前議員の質問に関係することです。公民館費用の工事請負費を2,400万円を、補助金に振りかえてますね、2,400万円。先ほど助役は、建物の工事内容、設計すべて検討するとおっしゃった。それだったらなぜ入札にかけないんですか。入札にかけたら95%で落ちたとしても120万円違う、90%なら240万円違うんじゃないですか。これだったら100%渡し切りと私は思いますね。世の中は最近、随契から入札、入札の中でも指名入札から一般入札と、どんどん公共工事はそういう風潮になっておるわけです。しかしこれでは、随契にしたのと実質変わらないんじゃないですか。私はそう思いますが、その点、さっきの助役としての答弁をお願いします。

議 長 助役！

助 役 基本は確かにおっしゃるとおりだと思います。数字を精査すると申し上げましたのも、そのことも踏まえまして適性価格補助金を確定をいたしたいというふうに思っておりますので、地元と調整をする際にも町がはじいた金額と、町が通常入札によって落札する金額をもって判断をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 11番議員！

11番議員 今の答弁、なかなか納得しにくいですね。町が予定した金額は、それが正しいのであれば、今ほかの工事でも町がそれぞれ予定金額を算出してはりますわな。それはどういう意味があるわけですか。これはやはり随契に、例えば大きな工事は別としまして、1,000万円、2,000万円、3,000万円、この手の工事は全部このような契約方式に持ってくるという形に、私は感じ得ないんですね。やっぱりこれは逆行してると思いますよ。もう一遍改めて正確に、そして今後同じような工事は全部この方式にするのかどうかも改めてお聞きしたい。

議 長 助役！

助 役 この新清掃施設関連の地元の補助事業ということで、今日まで地元と公民館の改修について補助をしまいったわけでございます。今回、補正をさせていただいております分

は、広瀬の林口の分と、百済の今市の分でございます。既にもう事業が終わっておりますのは、広瀬の杉ノ木と広瀬の広瀬地区、これも公民館の改修は補助事業で完了いたしております。確かに八代議員おっしゃるとおりの方法で、当初は予算を組ませていただいて、町直営でさせていただこうというふうに考えておりました。ところが、今まで調整をしておりましたが、地元とは、以前の進めてきておりました方式と同じというふうに地元も考えておられまして、地元におられる業者を使われるということで、地元と調整を、地元業者と調整をされております。その業者さんを指名して、ほかの業者さんも加えて競走入札をすればいいんですが、地元がおっしゃる業者さんは町の指名選定業者、いわゆる要綱から行くと適用できないということになりまして、入札執行の中にその業者さんを入れることができないという事情がございましたので、今回補正をさせていただいて、補助金という形で地元、予算の執行については適正にやっていただくということが前提でございますが、組みかえをさせていただいたという事情でございます。

議 長 八代議員は総務委員会ですので、納得のいかにところがあればまた委員会で、きちっとした形で。（「今度これを前提とするのかどうか」の声あり） 助役！

助 役 小規模な修理については、通常補助要綱で地元で補助金として流させていただいております。大規模に建設をするということが出てまいりますと、やはり適正な入札執行という方法でいきたいというふうに思いますが、この新清掃施設の環境整備事業に関しては、地元との調整という特殊な事情がございますので、その都度またご相談申し上げたいというふうに思います。事業は、もう残っておりますのはあと、広瀬の田中地区の集会所と百済地区の垣内の部分については残ってございますが、新築の場合は基本的に町が、直接入札で執行すべきだろうというふうに思います。一部分の修繕については、補助金という形で地元でやっていただきたいというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。（「最後最後、議長」の声あり） いやいや、もう2回言わはった。（「3回目」の声あり） いやいや、2回、2回。（「3回目は質問じゃないんです。答えが、私のね、誤解に基づくもんがありますので」の声あり） いや、2回しやはったからね。あと総務委員会で、ここの納得のいかに不備なところがあれば、総務委員ですからまたやってください。（「僕は誤解が残っておられるから言ったんです」の声あり） いやいや、ほんでまた。わかりました。もう発言は2回しはったから、質問2回しやはって、議案質疑2回というのはルールですから。（「……町整備に関しては、十分理解はしとるんです。古寺の公民館すべて理解はしとるんですよ。だから、この件の工事に関しましては、十分理

解しておるし、その点には何らやぶさかには言うてないわけですよ。十分理解して、だから古寺公民館の事件でも議会は紛糾しましたけども、私は最初から徹頭徹尾賛成しとるんです。だけど、工事の運営につきましてはね、これは今後の工事の一般的な方法について聞いてるわけですよ。だから、それを清掃センターの関連事業やから理解せいと言うのはちょっとおかしいん違う。そこら辺がちょっと助役、誤解してはるから言うてるわけです」の声あり) ほんでね、そういうことについて、その件についても総務委員会できちっと答弁をまた受けてください。それでいきます。

ほかに質疑。 1 番議員！

1 番議員 総務委員の皆さんはゆっくり時間ございますので、松野議員においても八代議員においても、十分時間をとっていただいて、やっていただければ結構かなと思っています。

初めにちょっと基本的なこと。ことしのこのまちづくり交付金事業は、この当初予算で4,500万円でしたね。そのうちの交付金が1,732万5,000円。それから地方債が1,930万円。そして一般財源が837万5,000円。これで4,500万円と。これで当初予算でこのように組まれて、私もこのここで質問したことあるんです。この5カ年計画で約9億円の予算を考えてると。そのうちの4,500万円か、たったと。本当は2億8,800万円ぐらいが当初予算ですね、3月に組むべきやったものが、たった4,500万円かと。おかしいかな、計画よりも大分当初予算には削られてるねんなどいうことをこの場所で質問したことがあるわけです。助役は首を振って、いやそんなことないねんと。そんなことないから今回この補正予算、2億8,000万円、初めの当初の計画どおり2億8,800万円ぐらいの、ここに補正予算に上がってきているわけですが、1点。この初めの4,500万円のまちづくり交付金があったと思いますが、この数字ゼロですけれども、どこへどう消えたのか。基本的にちょっとわからないところ、載せ方が何か変わったとか変わらんとかよく言われましたのでね。その辺が、今言うように、僕の質問わかっていただけますか。

初めに当初予算4,500万円でしたね。それから国庫、国からもらうのが1,732万5,000円でした。それから地方債は1,930万円組まれました。そして一般財源は837万5,000円、これを組まれたということですが、この数字は、このごちゃごちゃに何かいろいろ変えられたとかいう説明もあったんですが、私の理解ではちょっとできないので、ちょっともう一度説明をお願いしたいと思います。

それから95ページ。公有財産購入費、1億7,530万円、用地取得費。これは、最終が5,100平米で、今これは何平米ぐらいの土地を持って、何人ぐらいの方々がひっかか

るのか。それから22番の補償費ですね。6,795万円。これは計画どおりいただきました、この1件であります。やはりこの建物移転補償に6,795万円がかかると。大変大きな数字だと思えますが、これはいろんなところで調べた結果だと思えますが、こんだけかかるかなと思っているのが、ちょっと説明をお願いしたいと思えます。

それからもう一つ。先それをお願いします。

議 長 助役！

助 役 当初予算に4,500万円を組ませていただいて、今回2億8,300万円ということで、かなり予算としては膨らんだ状態になってございます。ただ、当初予算には一般会計に4,500万円を組ませていただきまして、百済寺公園の用地取得費につきましては、土地開発公社の予算で計上させていただいております。と申しますのも、このまちづくり交付金の申請はさせていただいているわけですが、その部分の、百済寺公園の予算のみ土地開発公社の予算で組ませていただいておりましたので、実質土地開発公社の方からこちらの一般会計に組みかえをさせていただいたということでございます。用地費につきましては、この一覧表にございますように、古寺の広場と百済寺公園の2カ所でございます。そこにも、資料にも面積を詳細に書かせていただいておりますので、その面積でご承知おきいただきたいと思えます。

それから補償費につきましても、古寺の広場と百済寺公園の2カ所でございます。いずれも今回、古寺の広場につきましてはもう当初から組ませていただいておりました。百済寺公園については、現況測量費のみ組ませていただいていたと。赤字が当初でございまして、黒字が最終補正額でございますので、それで確認をいただけたらと思えます。

それでよろしいですか。

議 長 1番議員！

1番議員 予算の組み方についてですが、やはりこうしたまちづくりの交付金事業、やはり町長にとっても大きな、施政方針の中でも訴えるべき施策だと思っております。やはりこの交付金事業というのは、地域の創意工夫でオーダーメイド型の計画を作成することができる。これが大きなまちづくり交付金事業の、大きな目玉商品なんです。それが新しい清掃センター関連において、やはり本当にこれがオーダーメイド型の基幹事業として取り組まれているかなと。私から見るとですよ。そちら側から見るとそうやと言われるわけですが、ここでいつも、何回かこの中で言わせていただいているのが、この間も助役の答弁の中には、この百済寺公園については、計画決定をしたからやむを得なくこれを進めないかんのやという答弁

があった。だからこのまちづくり交付金事業を使って、この事業を進めたいと。どうぞよろしくご理解いただきたいという話がありました。それは私は理解しているつもりです。

しかし、今の百済寺公園の環境を見ると、この間も地域の人に話を聞くと、今こういうまちづくり事業において、この百済寺公園を今の倍ぐらい、5, 100平米ぐらいの大きさにしますねと、そういうところで今、予算この6月議会に出てきますと。どうでしょうねと。まあそれは計画だからやってもろてもいいけれども、じゃあ本来の公園としてあの5, 100平米が、あの地域で要るのかどうかと思うと、その人は住民、地域の人ですがクエスチョンマークかなと。全然ないところであれば、このまちづくり交付金事業を使っていただいて、そして前へ進めていただくのも結構ですが、今、町長の口からいつも金がない、金がないと言いながら、本当にこの計画ができていますけれども、本当にこの順位から見ると、このまちづくり交付金のいわゆる5年間の計画が8億8, 600万円ですね。それで今、18年度要求で大体2億9, 000万円ぐらい。その以降、残った分、約6億円を組むわけですけれどもね。

そうしてみると、この百済寺公園については本当に必要なのか。公園とはつくっただけでいいのか、そして公園の機能を、つくったけれども発揮できるのかどうか。そう思うとなかなか厳しいものがあるのかなと思っています。

このまちづくり交付金は、皆さんの資料によると、やはり新規に整備される清掃施設と、地域資源を活用した環境、健康を通じて多世代の、多くの世代の新旧町民が集う地域づくりの推進を目標に実施するというようになっているわけですけれども、やはり書いていることはそのままいいと思っていますが、やはり現状を見ると、あの百済寺の地域を見ると、本当に多額の金を使って、本当に整備して、そしていいのかどうか。そして、今の現状を見ても、駐車場を見ても、近所の人が自分の私用のようにして駐車場を使われているのが現状ではないかなと思うと、なかなかそうかと。わかったと。僕個人としてもわかったと素直に理解できるのはちょっと難しく思うところもありますので、それをもう一度、計画ができてからやむなしするんじゃないという回答じゃなくして、もう少し説得力のある回答を得られたらいいのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 計画があるから進めるというふうにとっていただいているわけですが、この新清掃施設の地元交渉の中で、百済寺というのは百済地域の宝であるとともに広陵町の宝ということで、これをやはりもっとしっかりと、公園を整備するのではなしに、百済寺を中心

として皆さんが集える施設づくりをやってほしいと。百済には百済寺という誇れるものがあるので、これを全国にPRをしてほしいという願いから、何とかならないかということで、地元の区長さん、役員さんと協議をさせていただいて、やはり百済寺を整備しようというまとまりができたわけでございます。もともと計画がされておって、放置してあったので、たまたまこの交付金で整備しようという発想ではなしに、地元と十分調整をさせていただいた上での整備計画でございます。地元はもっと、いわゆる建築物等も期待もされておりましたし、なかなかそこまではいかないだろうというふうに思いますので、公園として百済寺を取り込んで、地域の方だけでなしに多くの方にご利用いただけるような整備を進めてまいりたいというふうに思います。幸い、まちづくり交付金というものが制度としてでき上がりましたので、ぜひ活用させていただいて、整備をしたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 ほかに質疑。 12番議員！

総務委員会やから簡単にしてや。

12番議員 総務委員会でございますので、ちょっと資料の方ですけれども、集会所の補助金制度が15年度に変わっていたというのはわかったんですが、在来地域の方の制度の方の資料と、総務委員さんもみんなご存じの方がいいと思いますので、集会所の補助金の要綱、資料を総務委員会に出しておいてほしいと思います。

それから、一つはこの集会所、言ったら全町的にかかわる問題なので、こういう大きな問題の要綱とか規則とか変えるときには、やはり議会の方に、全協で説明してほしいんですけども、今後そういう点で要綱変更、主な要綱変更について、ちゃんと議会对応をしていただけるのかどうかということを確認しておきたいと思います。

あと、コミュニティバスも、これは調査の仕方によって全然結果が変わってくるんですね。だから、成功するかしないかは今回の調査にかかわってくる。なので、この委託されているわけですけれども、どのような調査を、どういうところで、どういう人にとか、やっぱり詳細なチェックをかける必要があります。だから、これについてもどのような調査を、どこまでどうやってやるのかということのわかる資料を総務委員会をお願いします。

議長 総務部長！

総務部長 集会所の補助要綱、こういったものにつきましては、大きく変更があった場合についてはご報告申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、今回のコミュニティバスの調査でございますけれども、調査の方法等につきま

しては、現在資料を作成しております。慎重にそうした考え方のもとに、詳細にわたって調査委託をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長 それでは（「資料提出が、コミュニティバスの調査委託内容について……」の声あり）。資料出せるのか。 総務部長！

総務部長 現時点の考えのまとまった資料ぐらいは提出できると。具体的にまだまとまっておりませんので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、質疑が出尽くしたようでございますので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩します。

（P.M. 2：30 休憩）

（P.M. 2：45 再開）

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

今回から、質問者に1回目の質問に対する答弁を渡すことになっておりますので、1回目の質問の答弁は質問者にお渡ししますので、それに準じて2回目の質問をしていただくことをお願いをいたします。

寺前議員、聞いているのか。それでね、ちょっと待ってください。寺前議員、あなたにちょっと言いたいことがあります。というのはね、一般質問の通告書というのは、議長に渡すわけですわ、通告書をね。そこに寺前議員の一般質問の通告書を見ますと、議長の名前がないわけですねん。そやから、これはまだ、私、議長として信任されてないのかなと、こう思っ
てね。これでは一般質問として私が受け取るわけにいかんから、これは今後、いやあえて忘れてはったのか、知ってしはったのか知りませんよ。そやけど信任をしてください。名前も書いて通告しゃんなら、通告書は今度から受けませんからね。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、次に日程6番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言をしていただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回

目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることはできないので、よろしくお願いをいたします。

それではまず、松野君の発言を許します。 12番議員！

12番議員 では1番で質問をさせていただきますので、頑張って質問しますから、答弁の方もよろしくお願いいたします。

では、まず1番目。引き続きアスベスト問題についてでございます。

ようやく沢での住民説明会、3月に開かれまして、集団検診も実施していただけたことは、従前から考えると大きな前進でした。説明会、検診について報告をしていただきたいと思います。

しかし、その以後も引き続き大きな住民の不安、そして不満もございます。それへの対策はどのようにしていただけるのか、お聞きしたいと思います。また、アスベスト問題は全町的な問題ですから、相談窓口と担当者は、住民が役場へ来たときにははっきりとわかるようにしていただきたいと思いますけれども、その点どうなっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

2番目、町長の退職金問題について、共産党は以前より町長の退職金の見直しを指摘してまいりました。小泉総理は、総理より知事の方が退職金が多い、見直すべきだという発言をされました。小泉総理の退職金は666万円というような記事も出ていたように思いますが、それに比べましても広陵町長の退職金は大幅に高額であるわけです。その一方、当町でも行革を推進し、若者も安いパートで雇用するなど、また5年、50人、5億円削減も目玉にして、厳しく人件費削減を町長は実施されていく予定でございます。矛盾は広がっています。平岡町長は、みずからの退職金の大幅カットの英断をしていただきたいと思います。1カ月の上乗せをカットするという内容ではありませんから、大幅だということを認識をした答弁をお願いします。

3番目、まちづくり条例の制定に向けて研究の成果はということですが、4月の全協での町の開発指導要綱の改定について、南4丁目の問題でしたけれども、断念をされたということですが、長期のまちづくりを確立するためには、まちづくりの条例化が必要なことは既に認識され、研究を進められているはずですが、従前も何回も何回も繰り返し取り上げてきた問題で、研究するという答弁をいただいているわけですが、その研究の成果がどうなっているのか、お尋ねします。

4 番目、ポジティブリスト制度の施行についてですが、これは5月29日より残留農薬規制の制度、ポジティブリスト制度が施行されたわけですがけれども、これは本当にいい部分も、もちろん農薬について厳しく取り締まるということで、食材を食べる我々にとってうれしいことでもあります、一方で大変あいまいに、大変きびしくし過ぎているという部分の中で、大変農家の方々も混乱しているということを知るわけですがけれども、これについてどのような影響が広陵町では予想され、それに対してどのような対策を取ろうとされているのかお聞きしたいと思います。

5 番目、火災報知器設置に補助金制度でございますが、新築住宅はことしの6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から一般の住宅用の火災報知器の設置が義務化になったわけです。これは、特にこの火災報知器、これからの課題にもなってくるわけですがけれども、一つとか二つじゃなくて、家によったら五つも六つもつけなきゃいけないような、そういう状況になるわけですがけれども、既に補助金の設置されているところ、とりわけ高齢者のところは従前から、火災報知器の設置について補助金を出しているところが幾つもあるわけですがけれども、広陵町でもこの火災警報器設置に補助金制度を検討していただきたいかがでしょうか。

六つ目、職員倫理条例の制定についてですが、3月議会で答弁は研究するとされました。職場の雰囲気刷新して、再スタートという意味でも、今、職員倫理条例の制定をして、本当に住民の皆さんから信頼される、そして職員間同士でも本当に信頼し合って、また助け合って仕事ができるような、こういう職員倫理条例の制定をお願いしたいのですが、その研究の成果はどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長 ただいまの質問に対し、町長、答弁を願います。 町長！

町長 松野議員のご質問にお答えを申し上げます。まず初めのアスベスト問題でございますが、集団検診はどうだったのか、相談窓口は明確になっているのかという内容でございます。沢地区における住民説明会及び集団検診についてですが、株式会社たつみやによる説明会が、町住民生活部担当者も同席し、3月11日土曜日であります。沢公民館において、住民の方々30人の出席のもと開催されたところ、集団検診の実施、工場周辺環境整備等の意見が出されたようでございます。これらを踏まえ、5月17日水曜日、レントゲン車による集団検診を実施され、沢地区周辺住民の方23人の受診があり、現在レントゲンフィルムの読影を専門医に依頼されているところであります。近日中に受診者の方々に報告されるも

のと考えているところでございます。

住民に対する不安の解消対策については、県環境対策課、健康増進課並びに葛城保健所など関係機関と連絡調整を図り、対応しているところでございます。住民の方々への相談窓口として、昨年8月に生活環境課、現在は住民課に相談窓口を設けて対応しているところでございます。

2番目でございます。町長の退職金についてご質問をいただいています。大幅カットの英断をせよという内容でございますが、小泉総理と比較し、退職金問題のご指摘をいただいておりますが、国の政治家は政治献金を億単位で受領されていることを抜きにして語れません。また、国家公務員の事務総長は9,400万円、その他幹部職員においても6,400万円の退職手当を支給されているようであります。国においてしっかりとご審議を願いたい思いであります。

奈良県の町村と一部の市においては、退職手当組合が組織され、退職手当については加入団体のすべてにおいて組合で定められた支給率で算出されております。私どもに松野議員は目のかたきのように給料、退職金、大幅カットを迫られておるわけでございます。町の品格もあります。行政改革推進の町として、歳入歳出全般について検討をいたしているところでございます。

次、3番でございますが、まちづくり条例の制定に向けて、研究の成果はどうかというようなご質問でございます。ご質問の中で、4月の全協及び町開発指導要綱の改定については断念されましたがと言われましたが、私どもは議会に相談をさせてもらったところでございまして、断念という言葉は間違っていると思います。

答弁でございます。現在、広陵町では市街化調整区域に住宅等の立地を可能にする区域指定策定の作業を進めているところであります。この土地利用の新たな制限緩和は、土地資源の有効活用と既存集落の活性化が目的であり、広陵町のまちづくりの中長期の将来ビジョンを誘導、具体化するものと期待しております。現行の広陵町開発指導要綱につきましても、長らく良好な住環境の形成と、秩序あるまちづくりの実現に寄与してきましたが、今後は保全と活用という本町のまちづくりに適したものとするため、まちづくり条例を含めた開発指導要綱の改正を目的とする特別チームを設置し、対応してまいりたいと考えております。

4番目でございます。ポジティブリスト制度の施行についてでございますが、5月29日より残留農薬規制のポジティブリスト制度が施行された影響と対策を問うということでございます。

答弁としまして、食品衛生法の改正により、すべての農産物の残留農薬の基準が定められ、食品に一定量以上残留農薬がある場合、販売等を原則禁止するポジティブリスト制度が導入されました。現在、農家が散布する農薬は、農薬ラベルの適正作物等に定められた適正な使用方法で行っており、残留農薬が検出されないのが現状であります。ただ、散布時の隣接作物への影響が懸念される場所があります。そのため、隣接農作物に対しての飛散防止、収穫前の作物への配慮等について、農家の代表者会、集落説明会を通して啓蒙している場所があります。対策といたしまして、関係機関のご指導のもと、事あるごとに説明会を行い、散布時の飛散防止方法や農薬の適正使用等、安全・安心な農作物の生産のための意識向上に努めていきたいと思っています。

次、5番目でございます。火災警報器設置に補助金制度をと、6月より一般住宅にも火災警報器の設置が義務化されたが、補助金制度の創設を至急検討すべき、いかがかとお質問でございました。

答弁でございますが、消防法及び香芝広陵消防組合予防条例の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成21年6月1日、これは3年の猶予期間があります。住宅用火災警報器を寝室、階段の上に設置することが義務づけられました。本来、消防法が改正されるに至った経緯については、住宅火災による死者が平成15年に17年ぶりに1,000人を超え、このうち約7割が逃げおくれによるものであり、また過半数を高齢者が占めていることから、今後の高齢化社会を踏まえて、住宅火災による死者、特に就寝時の死者の低減や抑制を図ろうとするものであります。

今回、こうした住宅用火災報知器の義務づけにより、補助制度の創設を検討すべきのご意見でございますが、火災時にはいち早い避難を行い、まず自分の身の安全は自分自身で守っていただくことが大前提であることをご理解いただきたいと思います。もちろん、こうした制度の啓発につきましては、消防署において既に条例改正とともに周知をいただいておりますが、町においても器具については、高精度の割安なモデル商品を選定し、チラシ等を作成し、問い合わせに対応するなど、さらに啓発活動については消防団、女性消防団、自警団、区長会、自治会等関係団体の協力をお願いしてまいりたいと思っております。

6番目でございます。職員の倫理条例の制定でございます。3月議会で研究すると答弁されたが、職場の雰囲気刷新し、再スタートという意味でも職員倫理条例の制定をせよと。研究の成果を問われたところでございます。答弁といたしまして、3月議会におけるご質問に際してもご答弁申し上げておりますとおり、職員倫理条例の制定いかんを問わず、職員と

して、しかも管理職員という立場にある者は、法のもとに地方公務員としての自覚と認識の上に立って、公僕精神を持って、職務に忠実に専念することは当然の義務を負っているものであり、部下を指導する立場の地位であります。今回の事件の一つのつまずきに対し、これを機に部課長会、各課での朝礼や終礼時に、さらには課長補佐研修を通じ、綱紀肅正を図り、職員一人一人が公正な職務の遂行に心がけ、町民の皆さんから疑惑や不信を抱くことのないよう喚起してまいったところでございます。

事務事業の改善策につきましても、監査機能の充実、収納事務システム、業務の複数従事、工事検査体制など確立してまいります。職員倫理条例につきましても、検討中であります。

以上のとおりでございます。

議長 ご苦労さんでした。 松野議員！

12番議員 まず1番目、アスベスト問題についてでございます。

沢の方で開催されたということなんですけれども、その後のレントゲン車による集団検診なんですけど、23人が検診されたという答弁でしたが、この検診の対象者が、その出席した、説明会に出席した30人が対象になって、出席しなかった人は対象になっていないという、こういう状況があったように聞いているんですけれども、これは当然、説明会に行かなかった人も含めて、村全体に働きかけて、こういう状況でしたから検診されたい希望者はいついつにどこでやりますとか、そういうのをするのが当たり前です。こういう点について、本当に大きな、私は基本的な問題があると思います。それが一つ。

それから、遠方に行った人に対する対策が全く欠落してるんですね。例えば広陵町でも、以前住んでいた土地で、病院に行ったらどうも何かアスベストの病気のようなことで言われまして、よくよく思い出してみたら前住んでいた土地でそのアスベストにかかわったことがあったということだったんですね。だから、やはり遠方に行った人に対する対策も必要なんですけれども、それについてはどのような対策を取っていただけるのかということが二つ目。

それから、この結果はいつぐらいにわかって、どのように住民の人に知らされ、またあるいは公表されるのかということも気になるんです。このきのうきょうの新聞によりますと、例えば王寺のニチアスでは110人が検診された中で21人、斑鳩の方では161人中44人が石綿を吸ったことを示す病変があったという、大変高い確率でそういう病変が見ついているわけです。ですから、大変心配なので、そういうところについても個人情報公開することは絶対に、それはしないということをご存じいただいておりますが、そういう方法ではな

くして、そういう実態については公表すべきと思いますが、それについてどのように考えられるのかということ。

それから、あわせて沢だけじゃなくて、風向きを考えると、萱野とか大野の方に対する影響が、ひょっとしたらさらに大きい可能性があるというふうに考えられるわけですが、風向きがありますので。その点ではもう少し広範囲にやるべきではないかと思いますが、それが四つ目。

それから、たつみやさんが創業されて、石綿関係のですね。されて以降の工場近辺の住民の皆さんの亡くなった要因とか、病歴とか、やはりそういうデータをつくる必要があるのではないかと思うのですが、これについてはどのように対応されるのかお聞きしたいと思います。

それからこれはあれですけど、費用負担の方は、検診されたときの、どうされたのか、その点についても説明しておいていただきたいと思います。

それからまた、これは今回検査して大丈夫だったらこれで大丈夫ということには絶対ならない。潜伏期間が大変長いわけですから、ですからこれは継続的に、定期的に検診をするとか、あるいはすることも大変必要なんですけど、今後の問題について、検診とそれからさらに住民の皆さんは、この前の説明会で十分納得したという状況にはないと思います。ですから、重ねて住民説明会も繰り返していただく必要があるのですが、今後の対応についてお聞きしたいと思います。

一応、2回目それをお願いします。

議 長 2回目の答弁、お願いします。 住民生活部長！

住民生活部長 質問にお答えしたいと思います。

今回のレントゲンによります直接撮影と申しますが、実施をされまして、これは株式会社たつみやが費用を負担をして実施をされたものでございます。出席者だけを対象にしたのかということでございますけれども、そうではなしに、積極的に地域で取り組まれた地域と、たつみやさんからの案内文書を待っておられたという方が中にあるというようなことは情報として得ておりますけれども、出席されてなかった方もレントゲン撮影をされたことも事実でございます。また、昔周辺に住んでおられて、現在は他所におられる方に対する対応、あるいはご指摘がございました周辺、大野あるいは萱野の方々に対する説明、こういうことが今後地域の方から要請があるようでございますので、対応されるそうでございます。

それと、潜伏期間が長い病気ということで、これ1回で終わるということは、これは当然

ないわけですし、そのあたりになってまいりますと、やはり県、あるいは町としても何らかの対応を、事業者とともに協議をしていく必要があるなという認識をしております。例えて申しますと、県におきましては近々、40歳未満の方に対する検診の事業を計画をさせていただいております。それに対して参加というかお申し込みをいただく周知徹底を我々としてはしていきたいなど。また、町の健康診査をやっている制度の中に、いわゆるアスベストのための対応を今後、担当課とも協議をしながら取り入れていきたいなというような考え方でおります。

いずれにいたしましても、たつみやさんとしても精いっぱい努力はされているようでございますけれども、住民の方々との間になお認識のずれというものがあることも事実でございます。我々といたしましては、地域の方の意見も聞き、そして事業者であるたつみやさんにも対応可能な範囲で努力をされるように協議をしているのが現在の状況でございます。

それと、死亡原因の把握等々のご質問がございましたけれども、これは過日葛城保健所におきまして、確認をいたしました。葛城保健所として管内の死亡原因で、アスベストによる死亡という把握をしているのはないという回答でございますけれども、すべて把握をできる状況での数値かどうかは、これは過去のことでございますのでわかりません。今後、保健所としてもその辺のところ精査をしていただけるようお願いをしたいと思います。

これはあくまでも個人情報という認識を私しております。全体の受診者の中でどういう結果になったかということがわかり次第、それは公表可能であろうという認識をしております。

それともう一つ加えさせていただきますけれども、たつみやが実施されました今回の健康診断の内容でございますけれども、レントゲンのフィルムを専門のいわゆるアスベストに詳しい呼吸器系の先生に読影をしていただいております。フィルムを読んでもらっているわけですね。その結果、何もないですよという答えになるのか、あるいは我々もよく検診で、要精検とかいう答えが返ってくることもございます。それらの内容によって、その内容については各個人に通知がされるものと認識をしておりますのでよろしく申し上げます。

それと、先生との面談の中でお話の中で、肺全体の状況を専門医師として見るということと、アスベストに限定して見るということではないと。アスベストも当然含めて、それ以外の病気についても異常があれば見ていくということでの健康診査でございますので、その辺だけよろしくご理解をお願いしたいと思います。

議 長 3回目の質問ね。 12番議員！

12番議員 出席されてなかった人も検診を受けられたということですが、このやり方について

ては、例えば説明会のときは回覧を回されたと思うんですけども、この検診はどうですかという、そういう働きかけについては、そういう形式を取られなかったということを知っています、何人かからね。ですから、その辺のところ言えば、やはり常識的には説明会に来なかったからもう仕方がないとか、いいよという対応ではやっぱり誠意が疑われる。そういうことは当然ですので、ですから再度全員の方に回覧して、検診を受けたい方の希望を募るということをつみやの方と一緒にやっていただきたいと思います、その点はどうかということ再度お聞きしたいと思います。

それから大野とか萱野の方は対応するという事なので、できるだけ早い時期にこれは対応をお願いしたいと思います。

それから、1回で終わることは難しいというのは理解していただいていますけれども、対応を協議する必要があるということですが、やはりこういう問題も時間を置いて、時間を置いてやるのではなくて、今の段階で対応できる最大限の努力をして、年に1回とかそういう形をきちっと住民説明会のときに提示することが安心を生み出すものになるわけですから、それは早急に検討して、実施をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

死因の把握は、葛城保健所が把握してないのは当たり前かなと思うんですが、これは大変難しい技術、やり方が難しいというのも承知しております。しかし、アンケート調査等、過去に家族の中でこういうような状況はなかったのかというようなことを調査していただいて、そしてやっていかないと難しいなと思うんですけども、やはりそういう部分でも過去の地域の人たちの病気についても、ああ、やっぱりそうだったのかなという声も幾つか聞くんです。ですから、その点についてもやはりやっていっていただきたいと思います。それについてどうかということです。

あとは、それとやはり大変企業と住民という立場で言えば、小さな村ですし、企業も小さいわけですけども、本当に信頼関係が築けるように町の方もたつみやさんに対してきちっと誠意ある態度を強く求めていっていただきたいと思いますというふうに思いますが、この点についてもお願いします。

議 長 3回目の答弁。 住民生活部長！

住民生活部長 松野議員のご発言、おっしゃる意味はよく理解をしております。ただ、費用のかかることでもございます。たつみやとしては、精いっぱい努力をする中で、住民の側の希望としては全員ということでもございますけれども、この事例の先進地でもございます、尼崎の事例等も以前議会でご報告をしましており、自己負担で市の保健所で対応をされてお

るという実態もございます。王寺のニチアスにつきましては、自社費用で先ほど数字を挙げていただきましたけれども、121人、あるいは斑鳩町で160人という数字でございます。沢地区の住民の方の希望としては、やはり不安があるので不安を解消したいということでございます。我々としてはたつみやさんと何回もお会いをする中で、企業の責任においてしっかりやってくださいということで、いわゆるレントゲン車を借り上げて、集中して人数を固めてやりたいということでございましたので、日程を調整された結果、5月17日に実施ができた。今後希望があれば、それはたつみやさんがご判断をされることだと思います。我々としては、説得あるいは指導はいたしますけれども、強制はなかなか難しい部分がございますので、その辺だけご理解をいただきたいと思っております。

それと、沢だけでなしに、大野、萱野地区への住民説明もしっかりやっていけということでございますので、この辺については既に地区の区長から申し込みがあるということをお聞きをしておりますので、しかるべき対応をされるものと思っております。

それと、死因の把握についてアンケート調査をしてでもということもございますけれども、なかなか原因がアスベストによるという限定は非常に難しいというように聞いております。同じお医者さんであっても、県内には数限られた先生しかその経験が少ないということもございまして、アンケート調査をしてどうのこうのということもご意見としては聞いておきますが、町としてそういう調査を実施する必要は、あるいはするべきだという認識はないというのが現時点での私の考えでございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 アスベストについては、町の方も小さい企業ですから、補助金等やっぱり一定の負担も視野に入れて、とにかく命と健康にかかわる問題ですので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

次は町長の退職金についてですが、別に私、敵視しているつもり全然ないわけですし、町長と言ってますけども、3役という形でご認識いただいたらというふうに思うんですけども。答弁の中で見ますと、町長はどこと比較されてるのかなと思って、大変びっくりしました。もし比較されるとしたら、町の職員さん、それから町内の働いている人々の退職金と比較をすべきです。そんなことを言い出したら、本当に幾らでも言い訳できるわけですけども、そういう点で言えば、大体、1,890万円であれば、大体普通の人、多分広陵町の職員さんもそのくらいじゃないかなと思うんですけど、40年働いていただける退職金はその

程度です。それでもまだいい方で、広陵町全体と見たら、地場産業の靴下産業で働いておられる方なんかは、本当に退職金なんてないというような状況もたくさんあるわけですし、そういう方から見たら法外な退職金と言われて当たり前なんです。ですから、今、大変財政が逼迫しているという中で、この3役の退職金をカットしていけば、本当にごみ袋の有料化なんかしなくてもいいよと、財源だけ考えたら、そういうことにもなってくるわけですね。県の方では知事の退職金の、何か在職続いたとき1カ月上乗せとか、そういうものの1カ月だけカットするということで、これはふざけてるなというふうに私は思いますが、あときょうの新聞で見ましたら、生駒市の山下市長は、退職金を30%カットする、助役、教育長も同様にカットするということなんですね。だからやっぱり私は平岡町長は、そういう国家公務員の一番トップの人の一番高い人と比べて安いよと、広陵町でどんだけ言いわけしても、ますます住民の皆さんの心が離れるだけですから、広陵町の皆さんと比較して理解のできる、そういう対応をしていただきたいんですが、再度お願いいたします。

議 長 町長！

町 長 私は国の最高の公務員と比較しているという、そういう説明はしておりません。今、こんな人が問題だと言ってるんですが。また、私と職員との比較をされているようでございます。また、中小企業の従業員と比較すると、町長の退職金は高いと。町長という職をしっかりとご理解をいただきたいのであります。私は1年じゅうほとんど休みありません、常勤の職員でございまして、恐らく日曜、祝祭日は本当に出る日ばかりでございまして、しかも夜もそうでございます。そして、今こんなおかしいことを申し上げますが、月40万円余りの手取りでございまして、毎月持ち出しばかりでございます。こんな仕事を町長職がさせていいのかどうか。私、会議あるごとに、市町村長さんに聞いてるんですね。どないしておられますかと。これで食べておられる人もおられます。生活しておられる人もおられますが、あんたどないしてますのと。できないですよ、実際は。みんなマイナスなんですね。そんな仕事を一生懸命させている、しかもそれでもまだ給料を減らせと、こんなことをおっしゃるのはどうかと思います。むしろ、待遇に合った仕事をしっかりせよという激励をすべきではないかと思います。

今、世論はいろんなものと比較をして言われております。知事さんの4,000万円についてはどうかという意見もありますが、私ども今、議員さんおっしゃった1,890、違いますよ。1,768万円ですよ。1,890と言われましたが、違いますよ。しっかり調べてやってください。

世論がしっかりとこれから動きはあると思います。我々市町村寄りましても、今こんな動きがあります。生駒市もきょうの新聞には出ていましたが、彼は公約で出てるんですね。私は減らしますということで出ておられますから、公約を実現されたわけでごさいます、そうしたことでございまして、市長さんは二千数百万円ですよ。私もそれも問題ではないかと思いますが、いずれいろんな形でご批判をいただくことと思いますが、我々も1人でも多くの有識者と相談をして、町長の報酬、退職金等についてもご検討いただくことにしたいと思います。

議長 12番議員！3回目の質問ですよ。

12番議員 わかってます。今、いろいろとご答弁いただいて、もちろん町長は大変大事な仕事で、言うたら大変ハードな仕事であるというふうにも思いますけれども、今、本当に困窮者という言葉が山本議員先ほど使われましたから、その言葉を使いますが、生活困窮者が本当に1,000円、2,000円、あるいはまた100円、200円でも増税になったり、ごみの負担が高くなったりしただけでも厳しい状態に陥るということを考えていただきましたならば、もう少し下げてくださいと決断をしていただいても、これは私の個人の意見じゃなくて、かなり多くの住民の皆さんの意見です。御所市の方でも、言うたらその問題が選挙の中で公約といいますか、議員の公約ですけれども下げてくださいという、そういうところに対して大変大きな共感を呼んだという状況もございまして。広陵町についても本当に同じようなことで、先ほど検討するとおっしゃったので、これはぜひ広陵町住民の感情も考慮しながら、ぜひ検討していただくことをお願いしておきたいと思っております。

次にですけれども、まちづくりの問題です。

まちづくりについて、先ほど指導要綱改定、断念していないということでおっしゃったんですけれども、これはどういうことなのか、私は全協の後に、部長の方とか担当者の方に何回か確認していったわけですが、今のところ変えないで、とりあえず様子を見ようという形で、変えないということを聞いたわけですが、これは断念していないと言われると大変重大な問題になりますので、この経緯についてきちっと今後の方向性も含めて確認をしておきたいと思っております。

それから、まちづくりの条例については、特別チームを設置して対応したいということなんです。これ本当に今までになく一歩前進したなというふうに思います。しかし、これ具体的に、大体いつぐらいから発足して、何年ぐらいの研究期間ということをごさいますと、本当にこのまちづくりについては前向きな答弁を繰り返しながら、ずる

ずるずるずる今まできていて、今南4丁目でも北5丁目でもこのまちづくりについての問題を抱えていますし、去年も中2丁目で問題あったりとか、あちこちでこういういろんな問題があったわけですね。そういう点で言えば、まちづくり条例の制定はもう本当に緊急に制定していただかなきゃいけない、重大な課題だと思います。それに際しては、やはり第3次広陵町総合計画がつくられて、もう大分、8年目になるわけですから、大分たっていますけれども、それを踏まえて都市計画マスタープランが策定されました。その上でまた特区というような形で、それぞれの調査研究とか、こういう計画策定について、一定のお金をかけながらかなり目まぐるしく、一貫性のない状況になっているのではないかというふうに思いますから、このまちづくりについての一貫性という観点からは、このような変遷をどのように考えたらいいか。今後どのような方向になっていくのかということもお聞きしたいと思います。

それから、そういう計画を実施していくに当たって、あるいは変更する場合でもですけれども、やはり住民の声をしっかりと受けとめていくということが、まちづくりにはどうしても欠かせない問題なんですけれども、それは総合計画でもマスタープランでも、いつもそれを仰々しくうたっているながら、実際問題としては住民をないがしろにされていると、こういう状況もあるわけなんですけれども、この研究に際して、住民も巻き込んだ形の研究会にさせていただきたいんですけれども、その点はいかがでしょうか。

それから、もう一つなんです、このマスタープランの策定の中で、真美ヶ丘の土地利用の方針について書いているわけなんですけれども、この都市型住宅地区ということで、真美ヶ丘ニュータウンとして計画的に住宅開発された地区においては、戸建て住宅が立ち並ぶゆとりある都市型住宅地区として、今後も良質な住環境の維持、保全を図るとともにということですが、この戸建て住宅地の良好な、前提にした良好な住環境の維持、保全について、やはり住民は一生懸命努力して頑張っていますが、いろいろな問題が起きています。役場の方でもご努力いただくということで頑張っていただいています、こういうところでも明確に規定しているんですから、一層積極的に今の状況でも、町としてはこのまちづくりについて努力をしていただきたいんですが、その点についてもお願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

答弁書にもありますように、現在今、この本会議の最終日におきまして、ご説明させていただく予定ではおりますが、広陵町全域の市街化調整区域の中で、いわゆる都市計画の変更

といいますか、開発の緩和措置をするエリアを広げるという、大きな広陵町にとって変換のときに今来ています。この大変なときに、5年前につくった指導要綱では、少しそれに対応する内容ではなくなってきたというふうに、今、感じています。その中で、いわゆる農地と宅地とというめり張りのついたまちづくりを目指す中で、そのまちづくりに合う指導要綱をつくっていかねばならないというふうに感じております。それに向けて、またその在来の町と、真美ヶ丘の地区とどう調和していくかという問題も起こってきています。

その中で、先ほどのご質問の中にもマスタープランの変更ですとか、一貫性のないというご質問もございましたが、昨年マスタープランをつくった中で、もうことしそういう動きの中で大きな変貌を遂げており、その1年1年がこう、大きく1年で変わってくるというような時代になってきております。その都度、その時代に合った要綱づくりや条例づくりが必要だろうというふうに思っておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

また、そのチームと言いますか、要綱づくりにおきまして、住民の声ということもおっしゃっておられますが、いわゆるこの辺の部分につきましては、開発の部分につきましては、いわゆる個人の利害関係が必ず出てくるという問題でもございますので、役所の中で素案をまとめまして、またそれを住民の代表である議会の議員さんと相談させていただくという形の方がいいのではないかなと、今のところそういうふうに思っております。真美ヶ丘のゆとりのある良好なまちづくりという部分につきましては、今現在ある要綱の中で、その部分につきましては寄与してきたつもりではございますが、引き続きそういうゆとりのある良好なまちづくりという部分では基本を変えてはおりませんので、そういうことが維持できるようなまちづくりの内容にしたいというふうに思っておりますので、今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 南4丁目の全協での説明の後、それについては当面開発指導要綱を変えないということも聞きましたが、これについてどうなのか、具体的に。だからこの開発指導要綱の改正も特別チームをつくって対応したいということなんですけれども、今の段階でどのように考えていらっしゃるのかということと、そのスケジュールをお聞きしたいと思います。

時間が余りないので、とりあえずそれで結構です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 4丁目のことを特にとらえてということでは答弁は差し控えたいと思いますが、

真美ヶ丘全体で、4丁目で起きたようなことが、問題になったようなことが、これからはいろいろ出てくると思います。また、そういう地権者には地権者の理由もあるということも出てきますので、さきに住まわれておられる住民の方と融合してうまく暮らせるというようなことでの内容であれば一番いいのかなというふうに思います。その辺のことも踏まえまして、今回の見直しの内容にしたいというふうに思っております。

議 長 12番議員！

12番議員 次の問題に移ります。

まちづくりは本当に住民が主人公のまちづくり、住んでる人をやっぱり優先すべきでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

次の問題なんですけれども、ポジティブリスト制度の試行についてですが、ラベルの定めた残留農薬はないと、検出されていないということですが、飛散の問題はやはり心配を指摘されてたわけなんですけれども、集落での説明会、どの範囲でされてるのかなと思うんですが、例えば農作物を販売しない方であったとしても、入り組んでいるわけですから、農作物を栽培しているのが。ですから、自家製の農作物を栽培している方についても、同じ内容を周知徹底して協力を求めないと、大変心配だと思うんですが、その点についてはどのような対応をされるのかということの一つです。

それから、広陵町で言えば、稲の収穫前に消毒したのがおナスにかかったらどうなるかとかいろいろな問題が出てくるといっても、ほかの方からお聞きしたこともあるわけなんですけれども、やはり0.01ppmと言ったら大変厳しい数値なんですね。飛散防止のための対策のための推進ということだけでは具体的にわからないわけですが、やはり町の担当の方も農薬についても研究して、その農薬を使っても共用できるような、そういう広く使えるような農薬は何なのかとか、そういうことも研究して農業をやってる方に指導していくということも大変必要だと思うんですが、その点についてもどのようにお考えなのかということもお聞きしておきたいと思います。

また、消毒の機械についても飛散少ないのということで、本当にいろいろとそういうのもメーカーの方の検討をしていただいて、引き続いてそういうことに対していい機種を紹介するという事はやっていっていただきたいと思うんですけれども。

それと地域ごとの安全確保と飛散防止対策が要るんじゃないかと思うんですが、そういう部分についての相談とか、また生産履歴記帳の徹底ということも含めて、かなり緻密に農業、今回の問題については農家の方々あるいは個人で生産の方々も含めて対応していただかな

やいけないと思うんですけども、今後のスケジュールについてと、そういう、今、指摘したような点についてはどのように扱っていただけるのかということをお聞きしたいと思えます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 答えいたします。

今年の5月29日から施行されましたこの制度でございますが、かなり松野議員も厳しい内容だというのはご存じのようでございます。ただ、申すまでもなく環境だとか健康という意味で、こういう制度が設けられたということでございますので、いわゆる農家がされている代表の方がお集まりになる農事実行委員会という組織が広陵町の中に、どこでもあるんですけども、広陵町の中にごございます。その中で、そのお方たちは直接農業をされているというお方ばかりですので、そこでいろいろなお願いなり研究、勉強会をしているわけなんですけれども、いわゆる先ほどいろいろ、地域ぐるみで対策をすとか、農機具の中の使い方ですとか、当然そういうことが常識としてお願いをするわけでございますが、結論じみたことを言いますと、市販されている薬をその薬の用法といいますか、こういう量で使ってくださいという、その内容どおり使っていただければ、そういう残留農薬としての数値が出てきませんので、その用法のルールだけは守ってくださいというお願いをいたしております。

また、そういう中でどういう散布の仕方がいいですねというような注意の仕方等も、このパンフレットを提示させていただいて、啓蒙いたしておりますので、今、松野議員おっしゃられたように、いついつかまでどうだということは今のところ、そこまでは考えてはおりませんが、お互いの注意を喚起していただくということを繰り返し町の方もお願いいたしておりますので、我々はご理解いただいているというふうに思っております。よろしくお願いたします。

議 長 12番議員！

12番議員 これは本当に農家の方を指導する立場で、町自身がもっと研究をして進めていってほしいと思えます。それと、町としましては、やはり一律基準のところが大変厳しい状況になっておりますので、この一律基準はやっぱり科学的根拠がない中でされているので、科学的な評価を行うということで、国の方に基準を改正するということを訴えていってほしいと、これお願いをしておきたいというふうに思えます。

議 長 議員、時間ありませんよ。

12番議員 それから、飛散の問題が一番大変なんですから、そういうことも認識して、飛散

防止のための具体的手だてを、先ほど言いましたことも踏まえて、ぜひ積極的に先頭に立って、農家の方に指導普及をお願いしておきたいと思います。

では、次の問題なのですが、火災報知器の問題で言いますと、これはまだ時間あるわけですが、もう既に高齢者の対策として、やっぱり逃げおくれが多いのは高齢者なんですね。それで導入されたという経緯もありますので、高齢者の住宅に対して、とりわけ独居老人とかいう住宅に対しては、県ごとにと自治体ごとに、この火災報知器に補助をつけている、既に補助をつけている自治体がたくさんあるんです。ですから、とりあえず早急にそういう独居老人に対する補助制度など検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 独居老人でお住まいの方の補助制度でございますけれども、寝室と階段に義務づけられたものでございます。今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 12番議員！

12番議員 その点は積極的な検討を期待しておきます。

最後の倫理条例の制定ですが、検討中ということなのですが、この中で何かネックになっていることがあれば教えていただきたい。

議 長 総務部長！

総務部長 まずもって、町長も答弁で申しましたように、とりわけ行動の起こせる状況を取ろうという思いで、それぞれ喚起をしておるわけでございます。すばらしい条例がありましても守らなければ何なりませんので、とりわけ倫理条例制定の前に、今回の一つの事件を、つまずき等に対して、今後、町民の皆さんにご迷惑のかからないように、とりわけ行動をしているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。引き続き検討をいたします。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3:48 休憩)

(P.M. 3:59 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、山田君の発言を許します。山田君どうぞ。

1番議員 では6月度の一般質問をさせていただきたいと思います。

いよいよきょうから、サッカーの世界カップドイツ大会がきょうから始まるようであります。これからテレビ等でくぎづけになるのかなと思っています。これは本来、青木議長

が言う、青木節だと思いますが、先取りさせていただきたいと思っています。

それから、町内において目を向けると、きょうの新聞等もありましたように、貸し出し冊数が500万冊を突破したと。開館9年目で達成できたと、非常に文化的にある町として誇れるのではないかなと思っています。

これから本題に入りたいと思いますが、一つ目、地域団体商標制度について、いわゆる地域ブランドについてでございます。地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、平成18年4月1日から始まった制度であります。農事組合法人丸広出荷組合が新たな品種の広陵サラダナス、奈良やまと小町を栽培され、広く世に広めたいと頑張っておられるのであります。この商品こそ、広陵町の地域名とナスのやまと小町の商品名を組み合わせた地域ブランドであると思っていますのであります。こうして頑張っておられる生産者の後押しをするためにも、行政がもっと積極的に持っている知識を提供する必要があると思っていますところであり、そして、生産者の声を結集し、成果あるものにするために支援することも必要と思っていますが、町長の考えを聞くわけであり、

二つ目であり、公用車の貸し出しについてであります。

一つ目は、現在社団法人シルバー人材センター、財団法人施設管理サービス公社の車を広陵町車両貸し出し要綱に基づいてやっているようであり、その方法が本当に今の時代に合っているのか、一番ベターなのかお聞きしておきたいと思っています。

二つ目ですが、町の施策を推進するための活動に協力してもらうためにも、防犯パトロール、自主防災活動、子供たちの安全を守るための活動に使ってもらうためにも、町の公用車の貸し出しを幅広くしてはどうかと思っていますのであります。

3番目で、貸し出しの実績はどうであったのか、何か問題点はなかったのか、またこうしてほしいという声はあったのかお尋ねするのであります。

次に、3番ですが、早寝早起き朝ご飯運動宣言の町を提案するのであります。

政府は昨年2005年制定された食育基本法に基づいて、2006年3月に5年間の基本的な方針である食育推進基本計画を策定し、実施しているわけであり、朝食を食べない子供の割合をゼロにする目標や、生活習慣病の予防についての認知している国民の割合を80%以上に高めること、学校給食での地場産品の使用を、全国平均21%から30%にすることなど、また毎年6月を食育月間や、毎月19日の食育の日など基本計画の中にもうたわれているのであります。

文部科学省には、早寝早起き朝ご飯プロジェクトチームが発足し、啓発に乗り出すことになったのであります。文科省によると、午後10時以降にも起きている6歳未満の幼児は29%に上る。小学校、中学校になると、もっと夜型になると。朝ご飯を食べないことがある小学生は15%、中学生は22%になる。早寝早起き朝ご飯は当たり前の習慣だったわけですが、専門家によれば、人間の体内時計は日の出、日の入りの自然のサイクルに合うようにできている。夜型の生活から朝型の生活習慣に戻すことで、自律神経失調症などを克服する健康療法もあるようであります。朝食の効用は、2003年度の国の調査でも明らかになっているのであります。朝ご飯を食べる子供が、食べない子供より学力だけではなく体力でもすぐれているようであります。教育関係者は、朝ご飯の大切さがわからない大人がいることだと。学力、体力、気力の源だということが伝わりにくいとぼやいているようであります。

我が広陵町内の児童・生徒の早寝早起き朝ご飯の実態はどうだろうか。教育委員会において実施調査する計画はあるのか。そこからすべての基本計画は進んでいくと思っておりますが、その実施調査する計画についてお伺いしたいと思っております。

食育推進基本計画で、例えば朝食を食べない子供の割合をゼロにする数値目標はできたが、具体的にだれがそれに向かってやるのかが課題だと私は思っている。行政が朝食を食べない子供をゼロにする事の旗を振ることではなく、家族が、家庭が、保護者がやることだと私は思っている。だから、家庭、保護者に食の重要性を訴えかけることも大切だと感じているのであります。教育委員会の考えを聞くわけであります。

また町として早寝早起き朝ご飯運動宣言の町として方針を立ててはどうかと提案するのであります。皆さんの手元に三つの教育を、運動推進の要点のことも必要だと思いました。この理事者側に配らせていただきまして、議会の皆さんにはないわけであります。印刷が足りなかったわけで、お許しいただきたいと思っております。

食育を町民運動にと。基本方針、一つはご飯を中心とした食生活の改善。二つ、早寝早起き運動の推進。三つ、安全・安心な農産物の供給。四つ、町において生産された農産物の当該地域内における消費、いわゆる地産地消であります。それから五つ目、食育推進の強化。六つ目、米文化の継承であります。この食育推進基本計画に毎年6月は食育月間と定められました。私たちみんなが健康で長寿のまちづくりを目指したいと考えています。そこで、食育に必要な三つの教育、一つはたくましく丈夫になる教育。二つ目、一緒に楽しく食べる教育。三つ目、ふるさとの味を伝える教育。これを重点施策として食育を町民運動にしたいと

私たちは思っておりますが、また町長の考えをお聞きしたいと思っております。

次に、栄養教諭の配置推進について、町教育委員会の考えを聞くわけであります。

昨年、平成17年の4月から栄養教諭制度がスタートしたわけであります。しかし、公立の小学校、中学校の場合は、県費負担教職員となることから、県教委の判断により配置が決まるそうではありますが、奈良県においては平成18年4月1日現在においては、配置状況にはなく、栄養教諭の配置予定は具体的にいつあるかを尋ねるのであります。また、広陵町の公立小・中学校には配置の予定はあるのか尋ねるわけであります。

きょうの新聞に、県内初の栄養教諭が配置されたのを報道されておりました。この奈良女子大附属小学校、国立であります、子供たちは食に関する総合的な指導を行う栄養教諭は好評であったという新聞報道もあったことをつけ加えておきたいと思っております。

それから四つ目でありますが、一戸建て住宅の火災警報器の設置義務化に伴ってについてであります。

一たび起こると悲惨な被害をもたらす火災。住宅から出火した場合などは、火災に気づくのがおくれて亡くなるケースもあるのであります。住宅火災での死者は、昨年は過去最悪、全国で昨年1年間に起きた火災は5万7,487件にも上り、2,197人が亡くなっているようであります。特に、住宅火災での死者が多く、建物火災の約9割、火災全体で考えても6割以上を占めているようであります。また、住宅火災の死者数は3年連続で1,000人を超えており、特に昨年は1,223人とデータが残っているようであります。1979年以降、最悪の状態になっているようであります。

では、香芝広陵消防組合の17年度の消防統計を見ますと、火災発見件数は14件で、昨年に比べて19件減少しているようであります。種類別に見ると、建物火災は12件、香芝市で8件、広陵町で4件、全火災に対する割合は、86%と高い割合を示しているのであります。死者数は、2人であったのであります。

住宅火災では、住民が寝ている間で気づかなかつたり、たとえ気づいたとしても逃げおかれてしまい、煙に巻かれているケースが多いと言われております。実際、火災警報器を設置した場合と、していなかった場合を比較してみると、死者発生件数は約3倍の差が出ているといえます。これは東京消防庁のデータであります。このため、2004年に消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化されることになりました。これまで大規模な共同住宅など、一部の住宅では火災警報器の設置が義務化されてはきましたが、法律の改正によってすべての住宅での設置が義務づけられることになったのであります。

ある地域のアンケート調査によると、設置が義務化されたことを知らない、47.9%、既に設置はしている、9.7%にとどまっている数字であります。これは広陵町においても多分数値、パーセントはほぼ同じ数値を示すであろうと思っています。昨年11月の広報と一緒に香芝、広陵消防組合発行でビラが配布されて、周知徹底は一応はできているようですが、50%ぐらいの人たちは義務化については知らないと思っても間違いのないと思っております。そこでどう周知徹底を図り、安心・安全、我が財産と生命を守るためにどうサポートするかを尋ねるのであります。

次に、在宅のひとり暮らし等の高齢者に対しての給付事業についての考えていることを、何かあれば尋ねるわけであります。

以上、1回目は終わりたいと思います。

議 長 ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1番でございますが、地域団体商標制度、いわゆる地域ブランドでございます。積極的な支援をしてはどうかというご質問でございました。地域団体商標制度につきましては、山田議員のご指摘のとおり、登録制度の緩和により、地域の特性を生かした商品のみ商標登録できることになりました。本町ではサラダナスのやまと小町等、地域の活性化のための地域ブランド化に取り組んでいるところであります。生産組合等が行います規格品の統制、他の地域にない特性を生かした販売等、地域に根差した生産の確立等を図っていきたいと考えています。ナスのやまと小町につきましては、財団法人地域活性化センターからこだわりの食材で募集があつて、平成18年度ウェブサイト特産品倶楽部に登載、応募いたしました。奈良県下で2カ所のみ選考され、平成18年4月1日から全国ネットで情報発信いたしており、全国に誇れる商品としてご案内しているところであります。町としても、やまと小町を広陵町の代表する野菜とし、ブランド化商品としてPRしたり、売り出すノウハウの手助けをしたりと、できる限りの支援を考えています。また、かぐや姫祭り、農業フェスティバルの中で、やまと小町を町内会にPRするため、ナスを利用した料理方法等もイベントを通じて支援してまいりたいと考えております。

次に、公用車の貸し出しでございます。三つございました。

まずイは、シルバー人材センター、施設管理サービス公社の広陵町車両貸し出し要綱に基づいてやっているが、その方法が一番ベターなのかということでございます。順を追って申し上げます。車両の貸し出しについては、広陵町車両貸し出し要綱に基づき、軽四トラック

3台及び普通車トラック1トン、2トン各1台の計5台で運用しているところでありますが、現在のところ季節柄、重複する機会もありますが、調整によりご理解いただきまして、スムーズな運用をしております。そんな中で、一般公用車の貸し出しについては、任意保険の関係で職員以外の運転の場合は、事故があった場合、保険支払いの対象とならないものであり、大字自治会への貸し出しは行っておりません。また現在のところ、借用したいとの要望もありません。現在、公用車2台を青パトとして近畿運輸局奈良運輸支局に申請をしておりますが、この車を運転するには講習を受けなければならないところであります。今後この防犯パトロール公用車、青パトの一般貸し出しについては、任意保険の種別、車両の限定及び運転者の万が一の事故発生時の対応策などを整理し、検討しているところでございます。

次、食育推進基本計画についてでございますが、資料を添えてご質問をいただきました。食育推進基本計画策定については、努力してまいりたいと思っております。詳しいことは教育長が申し上げます。

次に、4番目の戸建て住宅の火災警報器義務化に伴って、在宅のひとり暮らし等の高齢者に対するの給付事業について考えていることは何かというご質問でございます。住宅用火災警報器の設置義務化に関する経過等については、さきの松野議員に答弁したところでありますが、町民への周知につきましては、既に香芝・広陵消防組合で啓発、指導に当たっていただいておりますが、当初平成17年10月の広報紙に折り込みチラシで全戸配布し、本年7月の広報紙に掲載して周知の徹底を図ってまいり一方、消防団、自警団、大字自治会等に協力を求め、PR運動を展開してまいりたいと考えております。また、住宅火災における高齢者の死亡率が高いことから、高齢者世帯に対する火災報知器の設置を重点目標に掲げ、啓発していくとともに、こうした災害弱者に対する補助制度や警報器の貸与制度につきましては、状況を見据え、検討してまいりたいと考えております。

以上のとおりでございます。

議 長 ご苦労さん。 教育長！

教 育 長 山田議員の質問、質問事項3番、早寝早起き朝ご飯運動の推進についてお答えいたします。

私は本年4月に行われました、校長同席の新人教育、教諭紹介式における教育長伝達の中で、本年度は幼稚園、小学校の共通課題として、ネーミングは異なりますが、内容を規則正しい生活、基本的な生活習慣を身につけさせるための必要性を心理学、医学的な見地から保護者の指導を願いたい旨説明いたしました。山田議員が質問されている、早寝早起き、家族

で朝食の励行も目指すものは同じものだと考えています。

本町の児童・生徒の実態調査は、平成12年に全国規模で、日本体育学校健康センターで実施した児童・生徒の食生活の実態調査の中にも同様な内容が含まれていましたが、新しい資料で比較検討することもできるように、学校長、栄養士等の実態調査するように指示いたしました。運動推進の町宣言PRについては、それらの調査を分析し、結果を踏まえて今後の検討課題にしてまいりたいと思っております。

栄養教諭の配置推進については、奈良県は配置に向け検討中です。現在、広陵町に配属されている栄養士は2名で、そのうち1名は資格を取るため、現在県教委による認定講座を受講中であり、もう1名につきましては病氣療養中で、復帰後に講座を引き続き受講する予定で、県が実施されれば対応できるように、今、準備中でございます。

次に、食育推進基本計画についてお答えいたします。

食育基本法の基本理念に生かし、子供たちの将来のためにできることから始めようと、昨年度から地元農家の方々にご協力をいただき、新鮮・安全・安心な農産物を学校給食に取り入れています。ふだんは野菜を好まない子供たちですが、広陵町の地元の土地で、地元の農家の人々がつくってくれたことを先生方から説明されると、喜んで食べてくれるようになったと栄養士さんからも報告を受けています。また、直接地元の野菜を仕入れることにより、少しでも経費を節約し、子供たちの成長や喜ぶ顔を考え、一品でも増すことができるように、現場では地道な努力がなされています。計画作成に当たっては、次のようなことを考慮に入れて作成していきたいと考えています。

まず、食文化の継承のための活動、地産地消の実践、直売所等における地場産農産物の支援、家庭における食育の推進、学校教育を通して食に関する知識の習得等を考えています。

以上でございます。

議長 ご苦労さんです。それでは、山田議員の2回目の質問を受けます。1番、山田議員！

1番議員 ちょっと議長ね、これ私も今もらいましたけど、協議するときみんな、一般質問のときは町長の答弁を、同じものをここでやって、その目を通すというのが約束事だったと思ってるんですけども、今、町長、教育長が読み上げられたものはこの中にはないわけで、箇条書きになっているのを、町長は持っているけど、我々もらうのは、こういうのでよかったのかなと。（「もう一つあるやん」の声あり）どこにあるの。（「まとめたのを、答弁もらってる」の声あり）まとめて置いてもうても、松野議員しかわからんわけや。だけど、

町長が答弁書、教育長が読むのと我々が一緒に読むのを目で追ってやろうということじゃなかったのかなと。いや別にどっちでもええねんで。そうだったのに、あれないもんだから、どうなのかなと疑問を持ってるだけであって、どっちゃでもええねんけども。

議 長 中断してますよ、今。

1 番議員 だからもう、構いませんわ。そんな印刷物がないもんだから、もう結構ですのでね。（「まとめた、箇条書き」の声あり）箇条書きはありますよ。（「箇条書きにした方がわかりやすいと思ひまして」の声あり）

議 長 暫時休憩。ちょっと休憩とって。

（P.M. 4：25 休憩）

（P.M. 4：27 再開）

議 長 休憩を閉じて再開します。

1 番、山田君！

1 番議員 地域団体商標制度について、地域ブランド、町長、今、回答をいただきました。本当にありがとうございます。このやまと小町、広陵サラダナスやまと小町、この人たちは特に広瀬を中心とした若手の人たちが苦勞して、いろんな面で頑張っけて今日までたどりついたので、2回目ね。

答弁があったと、財団法人地域活性化センターからこだわりの食材で募集があつて、この広陵ナス、やまと小町が特産品倶楽部に選考されたと。これは地域にとつても広陵町にとつてもうれしい限りであります。今回、この地域団体商標制度は、地域名プラス商品名を組み合わせた地域ブランドの改正によつて、とりやすくなつたわけで、生産者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、この4月からスタートした本当に新しい制度であり、この認知している人も少ないわけではありますが、こうした場所であつた制度を提案し、そして答えをいただけると。すばらしい、感謝したいとまづ思つております。この商品は、広瀬区の生産者を中心とした広陵サラダナス、やまと小町栽培指針をつくり、この栽培は安心・安全に取り組み、食味、食感にこだわつた品種選定と栽培方法により、こだわり商品の生産を行う栽培だとうたわれ、種々の研究をやられ、認められた商品であります。こうした資料も、この間、丸広のところに行つて、杉本さんという代表者からいただきました。こうしたのも含めて、こうして研究されて、本当に日の当たる場所に出たと。本当にそのときちょうど地域名と商品名を組み合わせたこの地域ブランドが

できると。一つは今、町長の方からありました、特産品の倶楽部に登載名簿されて、そして奈良県下で2カ所のみ選考された一つの商品だと。それはそれとしてすばらしい、それをもう少し行政として後押しをするために、今、回答はいただきましたけれども、いろいろ登録料等々、いろんな、10万円ぐらいかかるのかなとは思いますが、そのもう一度、町長の決意はありましたけれども、その登録を含めて、もう少し踏み込んだ答弁をいただければうれしかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

議 長 町長！

町 長 私もこの組合の総会にも行かせていただきまして、多くの方がこれでしっかり広陵町の農業を頑張っていこうということを決議をされておったところでございます。この団体とさらに協議を重ねまして、何が町に求められているかということも伺いながら、担当者とともに支援を強めていきたいと思っています。

議 長 1番議員！

1番議員 担当者の中尾部長、どうぞよろしくご支援のほど、お願いしたいと思っています。

それから2番目にありますが、公用車の貸し出しについてであります。

これは社団法人、そのシルバー人材センター、財団法人の施設管理サービス公社等々で、その車をお借りして、指導要綱に基づいてやられると。今、1回目でやはり問題点はないのか。というのは、やはりシルバー人材センターにおける、あれはもう民間に移っているのか。その民間ですけれども、仕事は町が出していると。補助金も出していると。本来の民間のところ貸し出しするのが、民間でやっているところのものを、そして町民は使うことについてはいかがかなという、一つの疑問だけなんです。事故さえなければいいとは思いますが、特に軽トラとか貸し出すのは、つゆはりのときに使うようでありますけれども、今私が言いたいのは、やはり町長の施政方針にもありましたように、やはり施策にのっとったパトロールとか、やはり町の施策を推進するための活動に協力してもらうための防犯パトロール、自主防災活動、子供たちの安全を守るための活動に使ってもらうにも、町の公用車の貸し出しを幅広くしてはどうかと、それが趣旨なんですよ。

けども、今の内容ではいろんな保険もあって、事故等が起こった場合にはどうかと思っていますけれども、これは、この広陵町は平成14年からトラックのみを限定されてやられているわけですが、このごろ全国に行くと、やはりこうした行政の、町長、市長の施策を推進するために、また今、現在いろんな町の地域に問題を抱える、安全・安心のまちづくりのために、こうした公用車を広く使ってもらってもいいのではないかという、その行政側の

発信も出ておりますのでね。万が一の事故があったときにだれが責任を取るか等々の問題点はあるかとは思いますが、これを一つ、前向きにとらえて、そして頑張っただけならば幸いかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

答えがあれば聞きますけど、なければ結構ですが、どうでしょう。わかりました。じゃあよろしくお願ひします。

次に、3番目の早寝早起き朝ご飯運動の宣言の町を提案するということでもあります。

早寝早起き朝ご飯運動の推進の町を宣言を、教育長はアンケート結果に基づいてやられるということをお聞かせいただきました。町長の3月の施政方針の中に、新しい取り組みとして小学校5年生を対象にお米、ご飯、食体験事業を実施すると。田植えから稲刈り、施設見学、自分たちでつくったお米でご飯試食会、お米学習会など一環した農業体験を通して、稲作水田への理解を深め、お米、ご飯のよさを学んでもらうと言われている。そして、今、手元に渡しました食育町民運動にと、これを私たち思っているんですけどね。その中の6番目に特に、この米文化の継承、これはまさしく、今、町長が言われている米文化の継承ではないかなと思っているところでありまして、こうした食に必要な三つの教育、たくましく丈夫になる強い教育、そして一緒に楽しく食べる教育、故郷の味を伝える教育と、このように私たちは今後こうした食育推進法にのっとり頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひ、そこで町長も施政方針で言われておりましたのでね。教育委員会は今アンケート調査に基づいてそういう結果が出て、早寝早起き朝ご飯運動をやるかやらないかというのはそこで結果を見てから推進するとおっしゃいましたが、町長、町側として、今、町長は施政方針の中にもうたわれておりますように、この朝ご飯の、食の、米の大切さというものをうたっておられますのでね、その点についてはいかがかな。考えはどうなのかなと思っておりますし、それから、今、私が提案する早寝早起き朝ご飯運動の推進の町と、今、施政方針で言われている、この米づくりの考え方とマッチするのではないかなと思っておりますので、その点の考え方があればお願ひしたいと思ひます。

議 長 町長！

町 長 この山田議員の早寝早起き朝ご飯運動、まさに広陵町の元気な町をつくるということ、また健康ということ、また朝ご飯を食べるということは、地場産品をいただくということでもございますし、家庭の会話ということにもつながってまいります。こうしたことは、私も早起き運動には、一部の団体に参加をしておるところでございます、この趣旨には大いに賛同し、行政にもいろんなところで生かしていきたいと思ひます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 朝に勝つということは、早起きは三文の得だというような言葉もあります。今、全国的に、教育長もご存じのとおり、今さっきも雑談の中に出ましたけど、この蔭山先生のいろんところで本、雑誌等々もあります。それを引用していかにかこの朝に勝つこと、また朝起き、朝ご飯が大切かということをやっと抜粋したいと思います。早寝早起き朝ご飯による徹底した生活習慣の見直しが大きな成果を上げていると。そしてこうして早起きなどの取り組みが進んだのはなぜなのか。それは学校と地域が一丸となれたということ、一つは。それから早寝早起き朝ご飯の実践で子供たちがよい方向に伸びることについては、自信がありましたと。問題は、親御さんたちに納得の上で協力していただけるかどうかという一つの問題であったと。そして実際に実践し始めてみると、子供が元気になっていくことがわかったと。だれの目にも明らかになってきましたと。この簡単なようなことで、学校全体で取り組むのは大変だったと思いますが、どうかと。具体的には家を出る時刻の少なくとも1時間前には起きようというものです。朝6時前に起きる子も少なくありません。保護者にとっては子供を無理に寝かせるよりも、起こす方が優しいのではないかと思います。ですから早起きから始めるのがいいのではないかと。それから、なぜ早起きをするのかと、その目的を理解しているから子供が伸びるとのことだと。早起きして何をするかと言えば、つまり脳や体を動かすのですと。授業が始まるまでに完全に動き始めた脳で学べば、効率よく理解できると。手足も自在に動き、体力も向上する。ごく当たり前のことなんですと。要は相手を信じて人間として立派に成長させてみるという信念をこちらが持てるかどうか。そのために何をお手伝いできるかと真剣に考えて到着したのが、この早寝早起き朝ご飯というわけでありませぬ。

私たちもよく小学校入学式に行くと、大概校長先生は、まず何ぼか小さい子に言うんです。早く寝ましょう、早寝、早起き、それから朝ご飯食べて来ましょう、そして大便をきちっとしてきましょうと、これを必ず言われるんですね。言うてて、言われるんですけども、それが基本ですけども、なかなか私たち入学式とか行っても、大概あくびして、帰って近所のやつがあくび3回しとったな言うて冷やかすわけですけどね。そういうのが実態です。これをきちっとやれば、やはりこの食育推進基本法の中にも、この5年間で朝飯を食べて来ない子供をゼロにするという数値目標ができたわけですから、それをだれがするかということも必要である。私は家庭がすることだと思っておりますが、その旗振りやはり教育委員会と行政がしなくてはならんのかなと思っておりますので、その点含めてひとつ教育長、どのよ

うな、考えがあればご答弁いただきたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 今言われました蔭山さんの、百ます計算で有名な方なんですけれども、私が先ほどの答弁の中で言いましたように、私は4月のときに幼稚園と小学校の低学年、特に家庭教育学級の中でこのことについて話ししてくれとこう言ったわけですけども、なぜ言ったかといいますと、私の、蔭山さんの発想、結果は一緒なんですけれども発想は違いまして、私は親たちになぜと言うときに、例えば医学的な面から、心理学的な面から言えば保護者がついてきてくれるだろうと、そういうことで、特にこの広陵町には大学、また近くにも大学もありますので、そういう、そこに教育学部を持っていますのでね。そういうところと連携して、そういう方々の力をおかりして、そして地域の方々にそのことを理解していただく。そうしたときにひょっとすればそれが、例えば百ます計算ではないですけども、何かのときに子供たちが自信をつけてくれたら、子供たちに早寝早起きができるだろうと。そういうことですから私は今度実施する調査の方も、この間やられておった、この平成12年にやった日本体育学校健康センターのものは、5年生も対象でした。私は、それはするつもりは今のところはないんです。ということは、幼稚園の、高学年って言うていいんですかね。その子らと小学校の低学年に、例えば1週間なり10日なりをやらせていただこうと。その結果を皆さんにお話しさせていただこうかなと、こういうように思っています。

ただ、行き着くところはやっぱり地域の方々、家庭の方々また学校とが連携して、やっぱり子供たちの健康な、心身ともに健康な子供たちの育成というものをねらっていくことについては一緒だと思うわけですけども、ちょっと発想が違ったところから出てきているのではないかなと思いますし、その取り組みについては全く同じところから、同じ道筋で行けるんじゃないかなと、私はそのように思っております。

ただ、もう少し早くしたかったんですけども、先ほどの言いわけじゃないんですけども、栄養士の先生が1人、3月の終わりのときにも、それから今もちょっと入院されておりますので、少し遅くなるんじゃないかなと。ただ、今の時期にこう言われましたので、校長にもこの間お会いして、早くするようにも話もしておりますので、その結果どのようなことになるかは、また皆と相談しながら考えていきたいと、このように思います。

以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 いろいろこの食育については、紙芝居等、またこのカルタもやりながら、この幼稚

園、字は読めないけれども、その姿形で食べるものに興味を持つといういろんな方法を、今全国のあらゆるところでやられているのが現状なんです。私たちも、先日、山村議員と一緒に、教育長にもこの紙芝居、そしてかるたを見せていただきましたけれども、それをまた現場等で使っていただいて、そしてやはり食の大切さというものを徹底していただければ、すばらしい地域社会ができるかなと思っていますので、またアンケート調査、栄養教諭の配置についても、やはりお願いしたいなと思っていますのは現状なんです。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたが、一番初めに松野議員の質問もありまして、先にわかっていたらこんな質問やめたわけですが、一つは観点を変えまして、今回の設置義務によって、やはり今、各地で巧妙な手口を使った悪質な訪問販売等でトラブルが既に発生していると。すべての住宅で火災警報器の設置が義務化され、すぐに設置をしなければならぬと、条例の内容を偽り購入させるとか、消防署員のような服装で訪問し、点検等、そうして販売するなど気をつけてもらいたいと思っておりますし、これも広報等でありましたけれども、設置した火災警報器は業者による点検の必要はないなどとし、住民に悪質な訪問販売業者に注意するよう、それも含めて徹底していただきたいなと思っています。松野議員もありましたように、私たちやはり在宅のひとり暮らし等の高齢者に対しての給付事業、県のいろんな事業もあるわけですから、そういうのを徹底させていただいて、やはりこの火災で亡くなるようなことのないように徹底していただければ幸いかなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。答弁結構です。

議 長 よろしいですか。それではこれにて山田君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の議会はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった一般質問につきましては、12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4:46延会)

平成18年第2回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成18年6月12日

平成18年6月12日広陵町議会

第2回定例会会議録（3日目）

平成18年6月12日広陵町議会第2回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 9日の一般質問に続きまして、これより松浦君の発言を許します。 松浦君！

2番議員 おはようございます。議長のお許しをいただきまして、先輩議員に比べて短いですが、よろしく申し上げます。

新緑も深まり、地球が狭しと個々の木々の葉が争い合うように、縦に横にと息づいています。このような活気ある山々を目にしますと、ほんのひととき、希望と夢が膨らみます。この世の中には、余りにも目に余る人間と言いますか、社会の悪因が目や耳に飛び込んできます。このもとはどこから生まれてくるのでしょうか。テレビ、新聞を我が物顔に陣取っているのは三面記事、国会では教育基本法改正法、社会保険庁の保険税不正免除、村上ファンド、その他もろもろの事故、事件が報道される日ごろ、またインドネシアの地震による不幸な死傷者多数続出のニュースが、悲しい出来事ばかり。最近感じておりますのは、模様がわりいたしましたのは幼児の入園式での父親の参加数の多さです。お父さんの姿が非常にふえ、50%以上にも占めるようになってきています。この傾向のよし悪しは一概に言うことはできませんが、どの人もビデオを手にして我が子のみ姿を撮影しています。後ろの並ぶ人の迷惑もよそにして、その行動。その反面、地域での共同生活では、土曜日、日曜日の休日活動であるにもかかわらず参加拒否、このような生活様式の延長がきょうの社会を映しているのではないのでしょうか。とりとめのない私の私感を述べましたが、地域の方々の声についてお尋ねいたします。

1点目。道路改修の営業停止となってる、またアローパチンコ店の不燃物放置等、ごみの

不法投棄について、住民のやるせない声は幾度も町に届いているのですが、町としての考えは。

二つ目。町民連帯の健康づくり促進のために、ぜひとも必要としている、健康のためにはいいと思います。温水プールの設置は。

この2点につきまして、簡単ですがお尋ねいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま松浦議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

行政における解決処理について、住民から提示されている、現在案じている問題について、道路改修問題でございます。ご質問の道路改修場所ですが、以前、都市整備課と協議いただいていた町道疋相15号線であります。

現場を再度確認しましたが、今回、道路舗装するだけでは、雨水排水ができないことから、排水対策をも考えた中で設計準備をしているところでございます。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

今後はこのようなことがないように、開発指導を徹底してまいります。

2番目の放置された不燃物でございますが、平尾のパチンコ店、現在、閉鎖中でございます。駐車場に放置されているごみ類と思われるが、現在、土地所有者に対し、文書によりごみを撤去するよう連絡をとっております。所有者は岩手県に所在する法人であり、近々内部の改装を行うので、それに合わせて撤去するとの回答を6月1日に得ました。

6月5日から着手をされて、現在、撤去完了いたしました。地域においても種々ご苦勞をいただいたようです。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

また平尾地内の三笠コカ・コーラからの排水による悪臭についての対応ですが、6月5日にバキューム車で水路の清掃を完了されました。今後このようなことのないようにするため、下水道接続の検討を願っているところでございます。今後とも地域の環境保全に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

2番目の町内の温水プール設置の考えについて、ご質問がございました。

ご質問の施設は、近隣の施設を利用させていただいております。広陵町の中では財政的に少々困難ではありますが、新清掃施設の敷地内で、健康づくりやスポーツ向上の一助となるべく、民間の力を利用した施設の誘導を図っていきたく思っています。

以上のとおりでございます。

議 長 それでは、2番議員の2回目の質問を受けます。 2番議員！

2 番議員 今のご回答でありありがとうございます。

道路改修の件につきましては、前回に続き 2 回目の質問になっております。つきましては業者に対し、6 月 7 日にアローの方のパチンコ屋から岩手県に移りまして、6 月 7 日に撤去されてほっとしております。前回の道路改修につきましては、2 回目に質問になっておりますので、処理は前回は何カ月後にそのまま工事を進めていけるだろうという返事をしておりますので、余り長くかかりますと住民の怒りも頂点に達して、行政不信もしかりであると思えます。よろしくをお願いします。

つけ加えまして、コカ・コーラの一件は通告書には挙げておりませんが、今、町長の申しいただきましたように、住民との話し合いの中で 15 軒の地域の関係に、コカ・コーラの部長、総務部長から皆話し合いをいたしまして、あいさつに回ってくれました。ご理解をいただき、住民の理解もいただいたことでよろしくということで、町にも報告いたします。

2 番目の温水プールにつきましては、

議 長 2 番議員、この今最初の第 1 番目の質問に対して、今 2 回目して、その答弁はよろしいのか。

2 番議員 いいですよ。

議 長 そんならもう続いてもう 2 番に入ってください。

2 番議員 二つ目の質問の分ですが、温水プールにつきましては住民の 30 代余りのお子さんの持っておられる婦人層が、本当に健康のために、またよろしく、有料になってもいいと、近くには新庄、高田、またジョイフルにも有効な温水プールがありますが、町の方で焼却センター、浄化センターの方でできればひとつよろしくということでございます。財政も苦しいところでもありますのでという話はしておりますが、これ前々回にも吉岡議員もプールのことについては質問していただいたような感じです。町の方としても、本当に財政が苦しいと思えますが、できるだけ町民の健康のためによろしく願いたいと思います。もう回答は結構でございます。ありがとうございました。

議 長 回答はよろしいね。

それでは以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。 坂口君！

9 番議員 それでは私の一般質問をさせていただきます。

ことしの一番大きな、国会でもいろんな法改正あったんですが、一番大きなのは、私たち直接いろんなことがかかわってくる問題の一つに、自立支援法、こういうものが改正されま

した。ことしの4月からスタートしているところでございます。この自立支援法、我々健常者はなかなか、何の関係あるんやと、こういうことなんですが、なかなかこれを細かくしていくと、私たちの身近なところに、いろんなところが関係していくということがだんだんわかってきたところでございます。自立支援法、精神障害福祉サービスの基盤整備はと、こういうことで今回取り上げてみました。

今まで、私たち通常障害と言うと、いろんな身体障害とか知的障害とか、近くで見聞き、いろんな作業員、私も見聞きするんですが、精神障害、これ今まではいわゆる医療の範疇でして、病院にお任せするというようなことでしたが、今回、自立支援法の大きな改正の中に、この精神障害者も今回、自立支援法の中に含めるということになったところでございます。これは非常に大きな今までの流れ、精神障害者に対する医療福祉関係から考えますと、非常にその福祉という分野の中に、精神障害の方の対策も入り込んできた。ことしの4月というたら、今までの我々の一般概念の考えているところから大きく変わったところがございます。なぜこのようなことになったのかということの大きな基盤、大きなことは、一つは、国は現在いろいろ精神障害立ちおくれしております。この精神障害者を支援法に含め、全国で約7万人ぐらい、精神、長期に入院されている方が本来ならば地域に帰るべき、あるいは帰れる人が現実的に帰れない。ということで長期入院という形の、いわゆる社会的入院という形になっております。この約7万人の方の入院者を地域に帰していこうと、こういうふうな流れになりました。そのために、この精神障害者を今回の支援法の中に含めております。ことし4月からスタートしています。この流れは、はっきり規定ということで定まったところがございます。

ここで一つ困った問題があります。

現在広陵町において、このような施設なり、そのような方が通う場所なりがございません。しかし、当然この国の流れは、既に既成事実として各地域に返しが始まるということになっております。当然、広陵町においても、その対策が求められるということでございます。今年度に障害者福祉基本法というのが、こういうのがあるんですが、そのための委員さんも議員から2人選ばれているところでございますね。今年度中にそういう障害福祉計画を策定すると、このようになっております。

我々は実態として、一体この精神障害をお持ちの方は、この町内にどのくらいおられるのか。それに対してどのような対策をとらないといけないか。今までなかなか議会では取り上げたことはなかったんですが、今回法律改正により、それがほっとかれへんということになって

きました。見込み量などはどうなのかと。あるいはどの程度の把握をしているのかということでございます。この精神障害の把握、難しいというのは、通常障害など手帳を持つとってんですね。身体障害者、知的障害者、皆、手帳があります。この精神障害の人も当然手帳はあるんですが、その手帳の取得、あんまりこの手帳を持ってもメリットが少ないんです。交通費が半額になるわけでもないし、メリットは少ないんですが、現実問題、広陵町で、手帳所有者、これは当然、手帳、障害あるから手帳を持ってるんですが、障害あっても手帳を持っていない、こういう方が多いんですね。しからばそれはどういうふうにして把握するのかというと、医療費で補助制度というのがあるんですわ。医療費で補助、いろんな助成受けて、この数などから、広陵町内において一体どのぐらいの方、私もわからないんですよ。わかってるのは、やっぱり当局わかってますわね、ちゃんと何人。一体どのぐらいの方おられるのかなということで、一つまず広陵町の実態ですね。それからどの程度の基盤整備を考えていたらいいかというふうなことが、基盤整備が必要となるのかということについて聞きたいと思います。いずれにしても初めてのケース、なかなか難しいケースでございますが、まずその辺の基本となるベースはどういうなのかということで、しっかり私たちも頭に入れていきたいと思います。

2番目は介護保険法、これもことしの4月から変わりました。今まで要介護1の方が要支援1や2やと、こう分類すると、要するに軽く分類するという事なんです、この4月、5月、6月で皆分類の作業が進んでおります。この実績はどうなのか。町内の動きはどうなのかということですね。4月から要支援1、2は新設されました。今まで介護、ちょっと重かったりした介護1からどの程度の方が要支援の1とか2とか分けられたのか、国はある程度予想しております。国の予想については、このぐらいの方を要支援1や2に持っていこうと、こういうふうに予定されてますが、本町の実態はどんなものでしょうと。本町の実態は、そこを見てまたそのいろんな方の対策をとっていかなあきませんので、まず実態はどうなのかと。また当然いろんな苦情も寄せられてるのではないのかと、今まで使えたサービスが何かこれって使えなくなっちゃったよと、それはどうしたもんかねというふうなこともあると思います。そのような苦情などはどうでしょうか。使えられたサービスが使えなくなったよと、このようにについてもちょっと問題を掘り下げていきたいと思います。

続いて3番。町内、今、経費節減、経費節約、これが叫ばれております。経費削減、経費節約。本来業務とのバランスの取り方についてもどうなのかということでございます。さきのこの間の本会議でも、私ちょこちょこっと聞いたことがあるんですが、今、新聞、テレビ、

社保庁の件がよく出ておりますね。社保庁の件、数字の実績上げらなあかん、このようになって、一番簡単なのは分母の数字を小さくしてしまうと、そうすると率が一遍に上がってよくなったよと、これも一つのロジックなんですけど、これは本来本末転倒な話でして、本来はちゃんときちんと払ってもらえる人を増やしていかなあかんと、こういうようなところで、どういうわけか、簡単に分母の数は減らせばちゃんと件数上がりますので成績が上がったと、こういうようなことで本末転倒なことが報じられているところでございます。

本町も財政見直し、2年目、財政見直し財政見直しということで入っております。いろんな見直し、節減策出ておりますが、そのようなこともないのか、注意する必要がそろそろ出てきたのではないのでしょうかと言えます。ほかの自治体の例を見ますと、通常本町はいろんなお掃除とか、こんなもん皆外注しているんですが、よその自治体によると、こんな全部職員せいということで、何か管理職以上が町内の掃除をしていると。これは一見発注する金額が減りますから、物すごく経費が節減できたねと、ある点はそうとらえることができるでしょう。しかしよく考えますと、見かけはこれは節約でございます。しかし職員、町職員ですが、これ時給換算すると物すごいですよ。一月で言いましたら、1日8時間、週40時間、月160時間、年間1,980時間、これで割りますと、時給で言うと3,000円ぐらいの税金払ってるんですね、職員に際しては、本町職員、全部そうですよ。1時間たったら3,000円税金払ってると。このような目から見ますと、職員は時給換算すると一番高いと、お掃除の仕事決して軽いと言ってるんじゃないんですが、その時間はもっと本来業務2倍も3倍もしてもらわんと、今いっぱいせなあかんことこんでるんですわ。福祉関係やってるとようわかります。人足らんからよそから人入れて、本来地域包括支援センターっていうのは町が直営せなあかん。直営してるんですよ。その人のメンバーたるや、保健師いる、社会福祉士いる、そんな資格のある人、社会福祉、本町おらないと、こういうことなんでして、そんなにお掃除一生懸命するんやったら、ちょっと一つ勉強してもうて、必要な資格をちょっと取ってもらおうとか、直営と言うてるんやからちゃんと直営しなさいと、私はその思いが、そりゃおらんもんまでそんな無理言うてもしやあないんですが、非常に本末転倒なことが始まると、またこれは面白くない。本来の職員というのは専門職、その能力を生かす、これが本来と思います。

本町は、他町に比べて財政力、上牧、河合、周り高田いろいろございます。決して、そりゃ飛び抜けていいとは言いませんよ。うちは、芦屋みたいに高級住宅地ばかりというんじゃないんですわ、芦屋市はそうなんですよ。すごいですよ。個人の住民にしろ、固定資産でそ

んなんあったんか、物すごい高い、高い。

しかし、大真美ヶ丘ニュータウンを持ってまして、町民税にしろ、固定資産税にしろ、ほかの他町よりは恵まれているということでございます。財政も、真美ヶ丘ニュータウン今ほとんど人入っています。ちょっと心配なのは、高齢化一気にあと3年ほどやったら一気に定年になりますから、これはがくっところ町民税が減るといのはわかってるんですね。固定資産税は一緒ですが、町民税がくっ減る。これがちょっと心配かな。そのかわり、その定年になった人数に見合うぐらいの新しい家がどんどん建ってますので、それが入り込んできているということでございます。

私もこの町に電話するんですわ。ちょっとだれか呼んでよと言うて。それなら今までの女の人はよくなれて、はいどうぞと、時々おっさんが出てきて、いやおっちゃんって役場の職員なんですけどね、今まで女性交換手と思ってたら、時々男の人出てきて、あんだれとか私聞くんですが、いや私総務の職員でんねん言うて、こういうふうなこと、別にそれ悪いと言うてるんじゃないですよ。総務課の職員にはなすべく仕事を一生懸命していただくと、そういう人もこういう考えもちょっとどうでしょうかと。あるいは総務課の職員は、本来電話交換業務がそれは総務課の職員の仕事であると言うんやったら、私どうと言いませんけどね。それはそれでいいんじゃないかと思うんですが、ただ時給換算にすると、非常に、言うたように、2,000円から3,000円と高い職員ですから、一つこの辺もいろいろ検討させてもうて、本来業務のしたらどうでしょうかということでございます。経費節減のかけ声、これは民間企業でもそうです。経費節減言うと、どうしても気分が縮小して、身が小さくなると、縮こまってしまうと、こういうことにもめげなく、本来業務に励んでいただきたいということで、この辺で節減2年目に入っております見直しなども、当然した方がいいのではないのでしょうかということの議論でございます。

以上、3点に絞りました。よろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 坂口議員の質問にお答えを申し上げます。

まず初めの1番でございますが、自立支援法、精神障害福祉サービスの基盤整備はということいろいろご質問をいただきました。本年5月1日現在、障害者自立支援法第58条第1項に基づきます自立支援、医療受給者証所持者は137名、精神障害者保健福祉手帳所持者は37名となっております。

なお、第1回目の障害福祉計画策定委員会を6月中に開催し、本年度中に策定をいたしま

す障害福祉計画における目標値、見込み量等につきましては、今後委員会におきまして全国どこでも必要な訪問系サービスの保障、希望する障害者に日中活動サービスの保障、施設入所、入院から地域生活への移行推進等を盛り込んで策定することになります。策定に当たっては、国が示す指針等に則し、身体障害者、知的障害者、精神障害者の三障害一体の計画策定をしていただく考えでおります。

2番の介護保険でございますが、本町の要介護2に分類された実績はどうかというご質問でございます。

5月末現在の介護認定審査会において、要介護1から新予防給付の適用となる要支援状態区分と審査判定された方は58件であり、内訳として要支援1が2件、要支援2が56件となっており、予防給付への変更率は64%の状況であります。ご指摘の当初の国の予想は、認知症の方等で介護給付が必要となる方等を除き、基本的には要支援の方と要介護1の60%から70%程度の方が要支援1、あるいは要支援2へ移行するとの見解でありましたが、施行2カ月間では国の予想に沿う結果であると認識いたしております。現時点までに、ベッドのレンタルについて若干の相談等がありましたが、地域包括支援センターが利用者への訪問説明等を行い、制度の理解浸透に努めているところであります。

3番でございます。町内経費節減と本来業務とのバランスの取り方について、ご質問をいただきました。

答弁として、地方財政は国の三位一体の改革により交付税が年々減少し、特に平成16年度に大幅な地方交付税の減額が財政運営に大きな打撃を与え、財政状況は深刻な状況となっております。本町におきましても、ご承知のとおり、平成16年度から歳入歳出のバランスを失っており、財政調整基金の取り崩しにより均衡を図ってきたところであり、財政が安定しているというよりも、賢明の行財政改革により健全財政を維持していこうとの認識であります。

広陵町は今、かつてない新清掃施設建設という大事業を実現しようとしています。このことは他の町よりも、一層の財源が必要となることから、職員一丸となって責務の重大性を認識しながら、少数精鋭制を貫いております。人口が増加している中で、将来は広陵町に住みたいとお思いの方が多くおられるので、こうした期待に応えるべく、元気のあるまちづくりを展開する必要があります。それには今後も行政機構の改善、事務事業の評価、職員の意識改革などに取り組み、住民サービスの低下にならないよう頑張っている所存であります。

以上のとおりでございます。

議 長 9 番議員、2 回目の質問。

9 番議員 1 番、精神障害ということで、今、自立支援の受給者証が 1 3 7 名、広陵町で 1 3 7 名の方がおられると。手帳を持っておられる方が 3 7 名おられるということでございます。なかなか議会ではこういうような数字が出ないんですかね、現実問題として広陵町は人口もふえまして、真美ヶ丘もふえましたので、これぐらいの方の障害を持ってる方がおられるということでございます。

今一番問題は、これ 1 0 月から福祉サービスを施行せいと、こういうふうになってる、国はですね。1 0 月からいろんな福祉サービスを受けられると、こういうことになっております。6 月から策定委員会を開催ということでございますが、広陵町内では、まず一つに長期入院、いわゆる入院して広陵町に帰ってこられる方何名ぐらい予測されるのか、あるいは、わからなかったからわからないでいいですよ。広陵町では長期入院、いわゆる精神病院に入院している、今、長期入院されてて、今、地域に返そうということで順次病院がどうですかということで、セレクトしてるんですよ、帰りませんかということになってるんですね。果たして広陵町内に何人ぐらいの方が帰ってくるのか、予測されるのかされないか、してたらどれくらいか。あるいは長期入院してる方が住民票ここに置いて、何人おられるのか。これは数字で出ると思いますわ。そういうのがもし帰ってくるとすれば、広陵の中でどのような基盤整備を築いていったらいいのか。法律で言うこの 1 0 月 1 日から新障害者自立支援法でいろんなサービス、新しい形のサービスが法律で言うと 1 0 月 1 日からスタートすると、こういうことになってるんですね。当然いろんな自立訓練やとか、今言ったように精神の方の就労のいろんなサービスやとか、訓練やとか、生活訓練とか、1 0 月 1 日からスタートするんですが、今、問題になってるのは、一つまず長期入院、それはどのぐらいいてるのか。あるいは帰ってくるとしたらどのようなサービスを準備しておいたらいいのか。あるいは、そんな今から急に 1 0 月はできひんとなったら、どのような対策を考えていかないけんのか。もう話は具体的になってきております。当然社協は精神障害者の人にホームヘルパーの派遣って、少ないですが行ってると思うんですが、このような方ですね。当然法律できたので、皆、勉強もし出して、わしもサービス受けたいと、当然そういうような方が出てこられると思います。今言ってる人数はどれぐらいおられるのか、あるいはどのような基盤を準備しておいたらいいのかというので、ちょっと具体的な案がありましたら教えていただきたいと思えます。

二つ目の質問。

議長 答弁をお願いします。健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございます。

長期入院の精神障害者につきましては、10名程度おられると考えておるわけでございます。それで精神の障害者の方につきましては、国の方では平成24年度までに退院可能な障害者をどう解消していくかというふうなことで、数値目標を設定しなさいというふうなことでございます。議員もおっしゃられておりましたように、本町では基盤となるそういう事業所等はありません。わずかしかないということでございます。介護保険のような事業所がたくさんあるというふうな状況ではない。近隣市町村におきましても非常に少ないというふうなことで、現在、近隣市町村と障害者の対策ということで広域で話し合い、きょうも広域でブロック会議というのが県主催であるわけでございます。そういうふうな形で基盤整備をやっていききたいというふうな計画で今進んでおるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 9番議員！

9番議員 この精神障害、今回初めて私取り上げました。なかなか基盤がそろってないというのが現実であると思います。これから徐々にこの問題について、一緒に町民には間違えないので、この問題についても一つ皆様方の注目を図っていただいて、よりよい基盤を図っていききたいと思いますので、この質問はこの程度でということでしたと思います。

次の2番目でございます。

今回一番心配されていたことは、今まで使ってたサービス、要介護1で使ってた。しかし、今、返事もらいました、大体64%、国の予想は6割から7割の間違うかと、要支援2とか要支援1に行っちゃうと、こういうふうに振り分けられたところでございます。ここにも今ありました、ベッドのレンタルについて相談ありということですね。これ今まで介護1、ベッド使ってたけど、今言うてるように軽くなると、ベッドが法的に言うるとすぐには使えないよと、このような問題。もう一つよう私んとこ言われるんですが、病院に行くのに乗降介で、病院に運んで100円で運んでもうたと、保険は1,000円なんですけどね、100円で病院行けたと。それが要支援になっちゃうと自分でタクシーで行きなさいと。こうなっちゃうと非常に出費が大きくなる。お年寄りというのとはにかく病院に行きたいという願望が物すごい強いし、また必要な方が多いんですが、そのような中から今、国の予想に即して町内大体6割ぐらいが、64%が要支援2になったということでございます。この中で、ここに出ております、ベッドのレンタルについて相談あり。あるいは、私、今ちょっと言いま

したが、病院の送迎も何とかならんかねと、これは私が聞いてるだけです。そういう問題あるとは思ってますよ。後から、乾議員の一般質問の中で出てるんですけど、いわゆる協議会の策定どうやと、これも密接に関係してくるんですわ。

運営協議会というのはご存じのように、値段を半値で、今タクシー実費で行けと言っても非常に大変やと、基本560円、小型やったらね。運営協議会によって今言うてる福祉有償運送やったら半分の250円ぐらいで行こうかと。二百七、八十円ぐらいで行こうかと。非常にそういうふうに期待してる方も多いから、県は早く運営協議会を早よ動かせと、このようなことをおっしゃってるんですわ。その辺の密接なちょっと関係もあるんですが、今この相談、要支援になって相談、あるいは今言った病院のいわゆる輸送弱者というんですか、そんな対策、先ほど言った運営協議会の対策、これを福祉に対する対策ですからね、運営協議会というのは。この辺も総合的にどういうふうに考えて町はとらえていったらいい、もう軽い人は実費で行きなさいというのか、いやいや運営協議会あるからそういう訪問でもちょっとは助かる方法考えていこうとされるのか。

平群町は運営協議会がございます。平群町が事務局をやってて、平群社協が半値で今言うてる軽くなって使えない人が、半値で社教が運んでいると。当然これ許可とらないかん、運営協議会でとるんですよ。そういうこともされております。このような例もあって、現実問題この病院に対する通院体制、介護保険が効かない。しかし病院に対する通院体制、普通のタクシーに乗ってたらお金が高い。月4回行ったら、月2回や1回になると。いつも共産党言ってますけど、非常に困ってるんやという意見が多いという、私も聞くんですよ。

その辺も含めてこの要介護1から支援2になって、何らかの対策は考えられないかということでお聞きしたいと思います。将来施行、こんなんでもいいですよ。今すぐどうというのは大変と思います。この辺に対する何らかの救済政策、対策を考えていきたいと思うんですがいかがでございましょうか。運営協議会、西和7町はみんな持ってるんですわ。西和7町、上牧、河合持っている。ちょっと広陵がないので、その辺どうでしょうかということでございます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、新予防給付に移行された方につきましては、一応制度的には利用されない部分のものがございます。それにつきましては、包括支援センターの保健師が本人さんの方へ赴きまして、ご説明して理解を求めているというふうなことでございます。また地域包括支援センターの協議会がございます。そういうところでいろいろケアマネジャーさん

も参加されますので、いろいろご意見をいただきながら、必要なものについては町として考えていくこともあろうかというふうに思います。

それと福祉有償運送の件についてご質問をされたわけでございます。乾議員もご質問されておるわけでございます。今現在、中和地区で協議会を本年度3月に設立をしております。今現在、本町に1事業者から申し出があるわけございまして、8月にはその協議会の会議をさせていただきたいと、このように思っておるわけでございます。これはあくまでも障害者、または介護認定を受けている方だけが利用できるサービスというふうなことでございますので、すべてということではないということでご理解はいただきたいと、これも一応その申請される事業所の会員というふうな形になっていただければ、そういう割引のサービスが受けられないというふうなこともご理解をいただきたいと、思います。

以上でございます。

議 長 9番議員！

9番議員 これも、一つ今回これで終わりじゃなくて、これからずっと続きますので、いい方向に持っていきたいと思いますので、この問題もこの程度で。まだ3カ月ですからね、なかなかすべての人が割り振ったというわけではないですからね。これすべての、要介護1の人が最終的に割り振るまで、この問題はちょっといろいろいい方向に持っていきたいと思います。この問題はこの程度としたいと思います。

3番目。いわゆる効率とバランスという関係でございます。節減していくというのは大前提、節減するために無理が生じていないかという、このようなポイントから取り立てて、これからちょっと考えていかないけないのではないかと、ということでございます。

なかなか当局の回答は理想的な回答でございまして、最優秀賞の回答でございまして、だれもこういう回答に反論できるという方おらないです。しかし私が思うのは、一つは意識高揚を図りながら、経費削減をしながら、なおかつ今いる職員さんの能力のアップも図らないかと、非常に三重苦のことあるんですが、民間企業もそうなんですよ。経費節減しながら、能力図りながら、中にはリストラもしながらと、そんで企業は回復せなあかんと、こういうふうなことでございます。

しかしこれはなかなかずっと1回や2回で終わるような問題ではなくて、これからは今もうバブルの時期は過ぎましたので、もう半永久的に経費節減、節約、効率、あるいは職員の仕事の体制はどうかということを考えていかないといけないと、こういうことを思いますので。私ちょっと取り上げましたよね、具体的にね、今、交換業務、総務でやってるでしょ

う。あれ現実どうやろうね、私ら本来業務手取られると思うんだけど、そんなおそれないですかね。いや、私心配して言うてるんですよ。そんなんやったら、別に交換やったらパートやったら700何ぼか安いんですから、そんなんで忙しいときだけ任すとか、朝から晩までというパートさんもなかなか見つからないんですわ。電話は多分、朝から10時からその間に多いと思います。電話かかってくるのはね。そういう短期パートとか、そんなもん考えたらいいん違うかなと、私、一瞬思って、実数のチャージの高い人は本来業務にもっと邁進してもらいたいんじゃないかなと思うんですけど、ただ実態知りませんねん。どんな時間帯が忙しいちゅうのは、実態わかりませんので、実態というのはどんなもんなんですかね。忙しい時間帯というものはあるんでしょうかね。その辺ちょっと教えていただけないですか。どうでしょうか。

議 長 答弁願います。 助役！

助 役 職員のいわゆる町費節減ということで、サービスの低下につながっているのではないかと、職員の意識改革、あるいは能力の養成という観点からご質問をいただいているというふうにと受けております。

職員は50人削減ということで、至上命題として削減を進めております。その中には非常に厳しいものもあるというふうにも認識いたしておりますが、やはり町民の皆様から見ますと、職員はまだ働き足りないというふうに見られている部分もございまして、職員の側から見ますと非常に厳しいという意識もございまして、このあたりが相入れない部分があるかというふうに思っております。しかし職員みずから仕事の取り組みのありようについて見直していただくようにも、研修を通じてお願いをしているところでございます。

先ほどご質問いただきました電話交換につきましては、いわゆるサービス低下につながらないようにということで、総務課の職員で交換業務をさせていただいておりますが、なかなかの仕事の合間に交換業務というのもつらいものがございまして、町民の皆さん方から苦情もちょうだいしているわけでございます。最近パートさんをサービス公社の方から入っていただいて、女性で交換業務をさせていただくということにさせていただいたわけでございます。ただ、電話交換業務はやはり町の最先端の窓口でございますので、第一印象でございます。取り次ぎも非常に慎重を期さなければなりませんし、電話のたらい回しが起こることのないようにと、いろいろ苦勞があるわけでございます。今後もそういった観点からしっかり職員とともに交換業務に当たっていただく方の養成に努めながら進めてまいりたいと思っておりますが、ご理解の方よろしくお願いを申し上げます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 それでは期待を込めましてそのようなことで取り組んでいただいて、この問題もなかなかずっと続くと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私、質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

引き続きまして、次に山村さんの発言を許します。

3 番議員 3 番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひまして、ご質問させていただきます。

田植えの季節となり、田んぼでは植えられたばかりの苗が風に揺らいでいます。私も 2 3 年前嫁いで、初めて田植えの経験をしました。なれない私に親戚のおじさんは、大丈夫ちょっとぐらいがんで植えても苗は育つ、米はなるでと温かく励ましてくれました。そのとおり秋にはたわわに稲穂は実り、収穫の喜びを体験しました。草を取り、肥料をやり、水、太陽、そして豊かな土壌で育つお米、愛する郷土広陵町で子供たちが健やかに育つよう、また住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのため、今後も一生懸命働かせていただく決意ですので、よろしくお願ひします。

まず、1 番目の住民基本台帳カードの利活用についてです。

住民基本台帳カードは、住民基本台帳ネットワークを構築することを目的に改正された住民基本台帳法に基づき、住民の請求により、市町村長が交付する本人確認情報が記録されているカードです。このカードがあれば、住民票の写しを住所地以外の自治体でも交付を受けられることや、転入転出手続の簡素化を図ることができます。

住基カードは本人確認を確実にを行うための重要な構成要素であることから、高いセキュリティ機能を持つ IC カードを採用しています。総務省ではこの IC カードである住基カードの導入に当たって、カード内の住基ネットワークで利用する領域から、独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体においてさまざまな住民サービスが可能であるとして、12 の例を挙げております。そのうち七つのサービスを全国の自治体で利用可能な標準的システムとして、財団法人地方自治情報センターにおいて、IC カード標準的システムとして開発し、希望する市町村に対し、原則として無償で提供しています。平成 18 年 3 月末においては、全国で約 91 万枚交付されており、富山県南砺市、交付枚数約 2 万 3,000 枚、人口比約 38%、世帯比約 132%。北海道長沼町、4,100 枚、人口比 32%、世帯比 88%。

宮崎県宮崎市、7万1,000枚、人口比19%、世帯比45%など、住基カードの多目的利用を行っている団体の交付枚数が多く、多目的の内容としては証明書自動交付機が76団体、印鑑登録証が44団体、図書館サービスが26団体、申請書自動作成が18団体、公共施設予約15団体などです。

また今日において、大震災等の災害時の対応が見直されている中、新潟県柏崎市では住基カードを活用して、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行う時代に即したサービスを推進、またさらに健康増進、予防分野、医療、介護分野でのサービスとあわせ、柏崎健康安心サービスとして提供し、元気で安心なまちを目指しております。電子広陵町推進指針の中に、住民基本台帳システムの項で、戸籍の電算課、住民票、窓口証明書の自動交付機の設置など、コンピューターや情報通信技術を生かして、町民の利便性の向上を図るとあります。住基カードの広陵町においての普及率はいかがでしょうか。また利活用についてのお考えをお聞かせください。

2番目の健康なまちづくり計画についてですが、「笑顔で80広陵21」を合い言葉に、健康なまちづくり計画が策定されました。皆でつくろう、元気で優しいまちづくりのスローガンのもと、生き生きと暮らせるまちづくりを総合的に進めるために、住民が主役の地域に根差した健康づくりを町ぐるみで展開するものです。認知症や寝たきりにならないで、自分らしく生きていける健康寿命を、現在の男女の平均寿命80歳に近づけることを目標にしています。基本健康診査受診者について、BMI25以上の方の割合の減少を具体的な目標値として、基準値、平成17年度、男性31.5%、女性22.6%から平成21年度には、男性21.4%、女性13.1%として決定されております。医療制度改革においても、医療費の適正化は治療に重点を置いた医療から、予防重視の医療への転換を図ることで実現していきます。具体的には食事や運動の習慣など、早い段階での生活習慣の改善が、糖尿病や高血圧などの生活習慣病を抑制し、結果的に心血管疾患や、脳血管疾患を減少させ、国民のQOL、生活の質を上げながら、医療費の増大を抑えることができます。最近よく耳にするメタボリック症候群、内臓脂肪型の肥満に高脂血症や高血圧、高血糖などが重なり、ほっておくと生活習慣病に進行する危険性があるもので、厚生労働省の調査では、40歳から74歳に限ると、男性では2人に1人、女性では5人に1人が有病者か予備軍だそうです。計画の中に平成18年度の町の取り組みとして、肥満予防を重点に置いた事業の展開とあります。具体的な取り組みをお聞かせください。

3番目のマタニティマークの活用ですが、妊産婦に優しい環境づくりのため、厚生労働省

はことし3月10日、マタニティマークのデザインを決めました。デザイン決定に当たっては、厚生労働省が公募し、1,600を超える応募作品の中から、恩賜財団母子愛育会埼玉支部のデザインを最優秀作品として選定し、全国统一マークに決定しました。こういうマークです。とてもかわいいマークですけれども。

公明党は昨年3月に発表した緊急提言「チャイルドファースト」社会を目指しての中で妊婦バッチの普及を提言、また松あきら参議院議員が国会質問でだれが見てもわかるよう、全国统一の規格をつくって普及を進めるよう訴えてきました。マタニティマークはこうした公明党の提案が実ったのです。マタニティマークは妊産婦が身につけたり、ポスターなどで提示して妊産婦への配慮を呼びかけるものです。見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期などは、満員電車で押される、近くでたばこを吸われるなど、苦痛を強いられることが多いです。子育ての原点は大切な未来の宝物を授かっている妊婦さんです。地域社会で見守る環境づくりのため、広陵町でも活用してはいかがでしょうか。

4番目の企業の協賛などによる子育て支援についてですが、奈良県は社会全体で子育てを支援しようと、県内の企業などの参加を募って、なら子育て応援団事業を昨年8月全国に先駆けてスタートしました。その柱の一つが「なららちゃんカード」です。県が支援する、なら子育て応援団が子育てを応援する企業や店舗などを応援団員として認定し、認定書やステッカーを交付、市町村は18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯の保護者に対して、なららちゃんカードを交付する。利用者はそれを加盟する店などで提示することによって、商品の割引や、特典などのサービスを受けられる仕組みとなっています。経済的支援と地域における子育て支援の両面から有効な支援策だと思います。広陵町での交付状況はいかがでしょうか。

5番目の小学校での英語教育についてですが、英語は今や国際語。しかし中学・高校で6年間英語を学びながら、日常会話さえままならないのが実情です。文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が3月27日、21世紀を生き抜くには、国際的共通語として不可欠。言語の感覚が高まり、国語力の育成にもよい影響が与えられるなどの観点から、小学5年生からの英語必修化を提言しました。言語教育のスタートは早ければ早いほどよいと言われております。特に発音やヒヤリングにおいては、早期教育の成果が顕著に出てくるようです。子供たちが早くから話せる英語を身につけ、国際社会で十分に活躍していくことができるよう、小学校から英語教育を導入してはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長 それでは、ただいまの質問に対して、町長、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 山村議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず質問1でございますが、住民基本台帳カードの利活用ということでご質問ございました。先進自治体の取り組みをご紹介、そして教えていただいたところでございます。答弁として、住民基本台帳カードの5月末現在の交付枚数は162枚で、普及率は人口比で0.48%となっております。全国的に見ますと交付枚数は約91万枚であり、人口比で0.7%となっております。

続いて、住民基本台帳カードの空き領域を利用したさまざまな独自利用が、条例を制定すれば展開できるようになっております。総務省では、独自利用例として15例示されておりますが、平成18年4月1日現在取り組みされている市町村は102団体となっております。山村議員から新潟県柏崎市の事例についてもご紹介をいただき、ありがとうございます。本町におきましては、現在空き領域を利用した独自利用サービスについて、住民基本台帳の普及啓発に努めながら、住民サービス向上のため、利用できるサービスがあれば検討してまいります。まずサン・ワーク広陵の利用について、町民の方で住民基本台帳カードを提示いただいた場合、ポイント制など何らかの優遇措置をしようとしております。そのための効果的な方法を研究するため、普及セミナーへの参加や、先進行政体を学ぶことにしています。

次、2番目でございます。健康なまちづくり計画の具体的取り組みについてのご質問でございます。

答弁として、健康増進法第8条に基づく広陵町健康増進計画は、昨年5月から本年2月にわたって、健康広陵21計画策定委員会委員及びワーキンググループに一般住民の参加をいただきました皆さんのおかげをもちまして、「笑顔で80広陵21」を合い言葉に、栄養、運動、休養に関する行動計画を策定させていただきました。

特に山村議員には策定委員会の委員長としてご尽力いただき、心から感謝いたしております。まず本年度は、今月29日に本計画の啓発のための公開シンポジウムや、9月と2月に健康増進会の開催を実施します。また本計画書の概要版を作成し、各イベント等で頒布しPRにと努めてまいります。

さらには、本年度は初めての取り組みとして、基本健康診査時にメタボリックシンドローム、いわゆる内臓肥満症候群です。この把握のために腹囲測定の実施、相談事業の強化など肥満予防に重点を置いた事業を展開し、これらをもとに住民の生活習慣改善に向けて、事業実践してまいり所存であります。

3番でございます。マタニティマークの活用について、町の考え方をご質問をいただきました。

答弁として、21世紀の母子保健について、厚生労働省が提唱しております国民運動計画である「すこやか親子21」の課題の一つに、妊娠出産に関する安全性と快適さの確保が掲げられております。マタニティマークにつきましては、これを達成するために妊産婦自身が提示して、妊娠初期からの母子への配慮を社会全体に求めるために、公募によって選ばれたマークと認識しております。

本町では、さわやかホールカウンターにチラシの設置やポスターの掲示を初め、マザークラス等を通して啓発しており、さらにポスターやパンフレットを公共施設などに配置し、多くの人にマークを認知していただくほか、町独自で標語を添えたステッカーを作製し、今後、母子健康手帳の交付時に提供して、命を育む妊産婦を支え合う社会の構築に取り組んでまいります。

次に、4番でございます。企業の協賛などによる子育て支援について、なららちゃんカードによるご質問でございます。

答弁としてなららちゃんカードは、奈良県次世代育成支援行動計画の一つで、平成17年8月から実施されております。

本町も県からカードの普及の依頼を受け、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布などにより、啓発を行っているところであります。ことしの5月末現在で、49所帯がカードの交付を受けておられます。今後も児童手当の申請時等の機会をとらえ、多子世帯、多くのお子様のお世帯であります。この方に対して、より一層制度の周知を行い、カードの普及に努めたいと考えております。

5番につきましては教育長がお答えを申し上げます。

議 長 教育長！

教 育 長 山村議員の、小学校での英語教育についてご答弁させていただきます。

小学校の英語教育の導入については、文部科学省、奈良県教育委員会も導入に向け準備をしていることも承知しております。

導入に当たっての課題は、教育課程内での位置づけ、またその内容、対象学年、教師の指導力等が考えられます。しかし、時代の流れ、社会の要請から、法整備をしながら実施されると推測されます。

本町でも本年度試験的導入を考えている学校があります。具体的には全校体制の中で国語

教育の充実、すなわち読む、話す、聞く、表現することに重点を置きながらも、英語を3年生以上の学年に、総合的な学習の時間の中に位置づけし、国際理解の一環として国際語である英語の導入を図る予定です。今はただ、英語になれ親しむのみを考えています。講師としては、県・町内のALT、保護者等をゲストティーチャーとして迎える予定です。一方、英語を義務化している中学校でも、聞く、読むを重視したホニックスの指導も取り入れていきます。

以上です。

議長 それでは2回目の質問を受けます。 3番議員！

3番議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、1番目の住基カードの利活用についてですが、広陵町は162枚で、人口比が0.48、所帯比は1.53となります。奈良県は5,725枚で0.40、所帯費で1.08、全国は91万4,755枚、人口比0.72、所帯比1.82という、少し奈良県平均よりは広陵町の方が高い数値になっておりますが、全国的には非常に低い方に位置づけされます。私もこの窓口でこのパンフレット、住基ネットで行政サービスが変わりますとの、いただいたんです。平成15年8月から交付されるのに対して環境整備をされての出発だったと思います。これを読ませていただいたら、非常に行政側に対しても住民の方に対しても、すごくいいシステムなんだなというのを思うんですね。住民負担の軽減で手数料や市町村窓口に行くことが不要になったり、現況届けを提出することが不要になると。また、行政側から言えばコスト削減、郵送代や職員の手間が不要になったり、年金の過払いの防止になったりという、これを見ただけでもすごく経費節減というか、いいものなんだなというのを思われますけれども、今まで3年はなりませんけれども、2年半ぐらいかかって162枚という交付枚数というのは少し少ないかなと、住民間の人口から言えば少ないかなと思いますけれども、今までどういうふうに住民への周知というか方法をされてきたのかということと、これからどうして周知方法をとっていかれるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

議長 ご答弁。 住民生活部長！

住民生活部長 ご質問にお答えをいたします。

これまでの周知の方法といたしましては、窓口におけるPR、広報への掲載程度のPRでございます。今後につきましては、いろいろご提案もいただいておりますので、検討をしてみたいと考えているところでございます。

議長 3番議員！

3 番議員 ありがとうございます。

先ほども読ませていただきましたけど、平成15年11月に電子広陵町推進指針の中にある項目ですね、自動の交付機を置くとかありますけれども、その住民票、窓口証明書の自動交付機の設置について具体的にお考えがあるのかどうか、いつまでにされるのかとか、こういうふうにして進めてるんやとか、そういう具体的なことがあれば教えていただきたいなと思います。

先ほど名前を出しました宮崎県の宮崎市も非常に交付率が高くなってますけれども、これは自動交付機とか印鑑登録証、また図書館カードと一緒にされてるんですね。そのときに印鑑登録証と交換する住基カードは無料で交付されていて、それ以外は住基カードは500円、印鑑登録をしている住民に交換のお知らせを通知したということです。富山県の南砺市もすごく普及率が高いところですが、これも印鑑登録証、図書館カード、成長記録紹介とか、高齢者介助というさまざまなサービスをされております。平成18年度予定で証明書自動交付サービスもされると、住基カード、市民カード、南砺カードというんですけれども、これも無料交付ということにされております。この住基カードというのは、500円という手数料がかかります。住民の側からしましたら、500円を出してこのカードをつくっても、何ら価値がないというか、そういうふうにとられてるから、この発行枚数なのかなということも懸念いたします。そういうことをまたご検討いただいて、前向きに取り組んでいただけるという答弁もいただきましたので、視察研修していただくときにはしっかりと、うちの場合だったらどうできるかというのも考えて、お取り組みをいただけたらと思います。これは非常に今IT時代になりまして、ほんまにインターネットからすべての情報が得られるという便利な世の中になっておりまして、私たち、私も公明党の議員になりまして、これからはITの時代だと、議員がITを使えないではいけないということで、本当にまだ初心者なんですけれども、本当にそのおかげで、でもいろんなことができるように、まだ途中ですけれどもなりました。

だからやっぱり住民の方はもっともっと進んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、やっぱりこの未来に伸びゆく広陵町ですので、ぜひそういうことも、奈良県ではどこもまだ取り組まれているところがないというところから、先駆けて広陵町また取り組んでいただきたいなと思います。私この職員の人員削減の中、本当に厳しいという状態ですけれども、これをもっと有効利用すれば、むだがなくして、経費というか、行けるんじゃないかなと思うんですね。ただ、そのためには人材配置、専門性の知識を持った、またこれをやり遂げると

いう意欲を持った職員が必要じゃないかなと、人材が必要じゃないかなと思いますので、その方もあわせてお考えを、部長にあわせて、町長にもご答弁をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 答弁願います。 住民生活部長！

住民生活部長 まず自動交付機のことについてお触れをいただきました。現在、その検討については進展をしておらない状況でございます。特に広陵町は他に先駆けまして、郵便局あるいは五つの施設におきまして、サービスカウンターというもので大変効果を上げさせていただいたということも一つあるのかなと考えているところでございます。それと図書館カードあるいは印鑑登録証との連携の中で、いわゆる普及を広げたらどうかと、まことに当を得たご指摘だと思います。特に現場サイドで考えて議論をしておりますのは、印鑑登録証をこれに変えていくというか、そういうのが一番普及をする上でも、一本化ということでもいいのかなと。いろんないわゆる活用方法ございますけれども、それに対しての大前提と考えておりますのは、やはり住民の相当多くの方がそのカードをお持ちをいただくということが、やはり基本になるのかなと。今現在の数ですと1%にも満たないという状況ですので、今後その辺のところ、取り組んでまいりたいと思います。

議 長 町長答弁されますか。 町長！

町 長 今、山村議員からITの時代ということで、役所の導入を力強く説明をいただいたところでございます。広陵町は何分狭い面積でございまして、郵便局を活用したサービスカウンターで本当に実績を多く上げていただいているところでございまして、特にこの面談をしながらいろいろ交付をさせていただき、まさにこの人の優しさを出しているのでございまして、窓口の対応、しっかりとさせていただいているところで、他の町ではもう自動交付機も余り使わないので撤去したということもあるようでございまして、我々はなるべくお客さんのお声がけをしながら交付をするというのもいいのではないかと思います。役所の窓口業務につきましても、非常に有効的なことでございます。その他の利用方策について1回目の答弁にもお答えしましたように、これからの施設利用者は他の町の人との区別をする場合、これはやっぱり住民基本台帳を500円要るけれども買っていただくと、手続をしていただくということに取り進めて、そのカードを見せれば何か優遇されるような、町民の証をしっかりとこのカードで示していきたいなど、いろんなサービスもあるようでございますが、しっかりと勉強をさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 3番議員！

3 番議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では2番目の健康づくり、健康なまちづくり計画についてですが、29日に計画の啓発のための公開シンポジウムを開催していただくと、前向きに着々と取り組んでいただいている様子を聞かせていただきました。ことしの基本健康審査時にメタボリックシンドロームの把握のために腹囲を計るという、新しく項目を加えていただきました。このメタボリックシンドロームというのは、非常に今、注目されておりまして、テレビでも本当に数多く取り上げられております。

その中で自治体でもいろいろなお取り組み、その改善方法が栄養というか食事と運動ということで、私は運動についてもう少し言わせていただきたいんですけども、奈良新聞には奈良市がウォーキング手帳交付ということで新聞に載っております、40歳以上に無料で配布されると。そこにはいろいろ1万歩以上、1日1万歩以上が好ましいという思いで、筋肉トレーニングとかどうやって歩いたらいいのかとか、また手帳ですので何歩歩いたとかいつつけていくようになったり、またいろんなイベントも開催されたりするということが紹介されております。早速ちょっと見本をいただきまして、担当部長にお渡ししております。また参考にさせていただけたらと思います。

もう一つおもしろい記事を見つけまして、健康増進へ「貯筋通帳」というて、貯金の「金」というのが、ためる筋肉なんですね、「貯筋通帳」ということを同じようなウォーキング手帳ですけども、四国の阿南市というところで作られて、それをこういう阿南健康完歩マップということで、12の公民館があるんですけども、その公民館を取り巻くウォーキングコースをそれぞれにマップとしてつくってあるんですね。1回回って判子押して、その貯筋の、あそこは四国ですので遍路というか、西国のああいう巡礼というか、そういう土地柄ですので、そういう感覚で判子を押しながら、全部たまったら表彰状を受けるという、またそれぞれの公民館にスタンプが置いてますので、違った公民館の方々とも触れ合うことができたりとか、住んでいる地域とは違うところを散策しながら歩いていただくということで、町内の隅々の名所旧跡というか、施設とかそういうこともわかって大変いいという好評な貯筋通帳というのをつくっておられるところもありますので、ぜひ広陵町でもこういうことを取り入れていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございます。運動というふうなことでいろいろとご提案をいただきました。一応この計画は5年の計画ということでございます。本年の取り組みを見据えて

評価して、また来年度の実施計画を策定していくわけでございます。今ご提案いただきましたことについても、十分に社会体育とかそういう部門とも連携を図りながら、協議しながら考えてまいりたいと。特に運動と栄養というようなことで、山田議員さんにも食事の、食育というふうなことも質問がございました。そういうことについても何かの形で実施していきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 3番議員！

3番議員 非常に私いろいろな視察行かせていただいたときに、欲張りなもので、何か参考になるものはないかなということで、上富田に今年行かせていただいたんですけども、上富田町で、そこはごみのカレンダーのところに健康づくりの項目もあわせて載せてあるんです。だからカレンダーというのは毎日毎日見ますので、毎日毎日ごみのことも気にしながら、健康のことも気にしていくという、広陵町で国民健康保険でつくっていただいているのは、食生活のカレンダーを今年つくっていただけてますけれども、またそういうことも健康のことも取り入れて、国保の医療費の節減のためにも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。それは答弁は結構でございます。

3番目のマタニティマークの活用については、ステッカーを町独自で標語を添えたというステッカーを作製していただくということで、非常にこれは感謝しております。やっぱり町独自で取り組んでいただけるということに、本当に町当局の皆様の意欲というか、優しさを感じる次第でございます。この新しいマークというのは、なかなか定着するまでに時間がかかるというのが現状なんです。私もさまざまなマークを、耳マークとか、ハートプラスマークとか、いろんなマークを提案させていただきましたけれども、やっぱり使う方も大事ですけれども、使っても周りの方たちがだれも知らない状態では守れないという状態ですので、このマタニティマークについても本当にみんなが、地域の方々、社会の方々みんなが温かく妊婦を見守るためにも、また周知徹底をよろしくお願ひいたします。そういうことで見守る側の優しさが妊婦さんに伝わっていくと思いますので。ある哲人が叫ばれた言葉にあるんですけども、母を大切に、母が笑顔でいる日々、その一日一日こそが最良の日であり、最善の日であるというね、哲人が叫んだというお言葉がありますので、どうかお母さんが笑顔でいられるように、また皆さんの優しさでもって見守られるように周知徹底をよろしくお願ひいたします。それはもうご答弁は結構です。

続きまして、企業の協賛などによる子育て支援についてということで、なららちゃんカードを昨年から実施されているんですけども、まだまだこれも認識されないかなという状態で

す。現実にはしましては、4人のお子様を持つお母さんというのは、家計の負担が少しでも軽減されてうれしい、なららちゃんカードが利用できるお店がもっとふえてほしいという今後のさらなる広がり期待を寄せておられます。現実、なら子育て応援団のインターネットから取りましたら、広陵町でどれだけ応援団員がいてるかなと思ったら、3件なんです、3店。リフォームのところかな、創造工舎フラン真美ヶ丘とか、ファーマシー木のうた真美ヶ丘店と、保育サポート「ほっとハウス」という、そういう三つだけしか応援団が今のところないんです。49所帯の方がカードをお持ちなんですけれども、どこでも奈良県中は使えますけれども、もっともっと広陵町でも利用できるお店がふえたら、もっとありがたいなと思いますので、この事業というのは町の財政的措置というのは一個も要らないんです。行政がもうちょっと後押ししていただいて、例えば元気な広陵の商品券の利用店とか、もうちょっと商工会とか後押しをしていただいたら、もっともっと利用できるお店がふえるんじゃないかなって思いますので、その辺についてどうでしょうか。よろしくをお願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今ご質問をいただきました、なら子育て応援団、企業、店舗、NPOとか、こういう方がサービスをされておるわけでございます。我々のデータ、ちょっと古いので、登録は115企業というふうなことで、広陵町でも我々のデータではちょっとなかったんですけども、議員の方はデータが最新でびっくりしておるわけでございます。これにつきましては町も県と連携をしながら、町の商工会、また担当課であります地域振興課と十分に協議しながら推進に図ってまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。

本当に子供を、子育て支援、私たち公明党の女性局でもアンケートを取らせていただいたんです。そんな中でもやっぱり子育てには経済的支援が一番必要という項目がありましたので、ぜひまたご支援をよろしく願いいたします。

では最後の英語教育について、教育長のご答弁の中でのホニックスというのがあって、私ちょっとホニックスについては存じ上げないので、ちょっと教えていただけたらと思います。本年度から取り組む学校があるということですが、何校ぐらいか、またそれは全校に波及していくものなのかということも、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議 長 答弁をお願いします。 教育長！

教育長 まずホニックスの件なんですけども、実のところのことを知ったのは、私のことの初めでした。

これは何と言うかという名前を、実のところ中学校の方に聞いたら、ホニックス指導だと、こういうことを聞いたんですけども、要は何をしているかというのと、正しく発音する、正しく聞ける、こういうことを重点にやってるわけなんですけども、ホニックスという、字というのはご存じのように、漢字は象形文字ですので、字自身に意味があるわけなんですけども、英語というんですか、そういうほかの文字というのは、象形文字で、結局は話すことが文字化してると、こういうことですから、正しく話せば正しく書ける、また反対に正しく書ければ正しく発音できるということなんですけども、実のところ我々もそうですけど、私自身は英語を習ってきたときには、「あいうえお」に匹敵する「ABC」ですか、それを習ってきたんですけども、実際に英語を見たときには、例えばAはAであって、Aはどのように発音するかということについては、「え」というのと「あ」というのもあることもご存じだろうと思いますし、例えばそのほかにEとAを打ったらどのように発音するか、それをTとやってしまえば、お茶のTEAと、こうなるわけですね。

そういうようにして、例えばCHとか、THはどのように発音するかとか、そういうように最初に英語を勉強するときに、カルタみたいにそれを勉強するわけなんですよ。そうしたときに、やっぱり正しく聞ける、正しく発音できる、それが先ほど議員がおっしゃられたように、小学校のときからそういうのになれ親しんだら、英語というのはもう少し身近になるんじゃないかなと。私の英語は実のところは見る英語で、字を書いているのを見ないと私はわかりません。その一番いい例が、例えばライトはどのように発音したってライトしかできません。というのは、右のライトなのか、光のライトなのか、書くとかそのライトは、絶対私の発音ではできないだろうと思います。

そういうことで、例えば中学校、ことしの春の訪問のときに行ったときに、真美ヶ丘中学校も広陵中学校もそのちょうど授業を見せてもらって、これやってんねんな、これはいいことやなと思って、そのことを聞いたときに、この質問があったわけなんですけども、本当にそれは英語を身近に感じるのには私はいいと思うし、もう一つはやっぱり正しく発音できることは、そのことの積み重ねは正しく聞けるということで、私は先ほどホニックスと言いましたけど、これがもし正しく発音されてたら、ホニックスというのはローマ字でかけるはずなんですけどね。私は実のところそのこと聞いたときに、中学校の英語の先生に、これで発音合うてあんのかと聞いたら、丸をいただいたので、うまく聞けたんじゃないかなと、この

ように思っております。

それから今その小学校でことしすると今言っている学校は、1校です。というのは、やっぱりすぐに導入というのは、教育課程の中でどこに位置づけるかということになってきたときに、大変難しい問題があるわけですのでね。それとやっぱりもう一つは指導者、本当に言葉が悪いかわかりませんが、本当にきれいに発音できる者でなかったときに、ただただジャパニーズイングリッシュを発音できる者であったら、私はやっぱり危険だろうと思いますので、そういうところで、今、広陵高校のALT、それから町のALTも活躍しながら、もう一つはその地域には外国で長く暮らしたお母さんがおられて、そういうことをしようと思ったときには、学校にお手伝いに行きますよと、こういうことを言っていたので、それをやろうと思っております。それはほかの学校は、そのことをことしはずっと見守っていると思います。それがやっぱりうまくいけば、それは広がっていくだろうし、それと同時にもう一つは、私は先ほど言ったように、その指導者の確保というのには、大変難しいなど、こういうように思っております。

一つ余談なことなんですけども、例えば同じ英語を勉強するときに、イギリス流の英語をするか、アメリカ流の英語をするかとなってきたときには、ことしは大変難しいなど、こんなことも思っております。そのところはまた学校に課せられた課題であろうと今思っております。全部答えられましたかな。

以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。

議 長 最後の質問ですよ。

3番議員 本当に前向きに取り組んでいただくということで、本当にまたこれから、本当に広陵町から国際的な子供たちが育っていくということを念願しております。ある本の中にだれもが持っている生きる力が自然に伸ばされていくような教育の制度と環境を用意することこそ優先課題のはずである。子供を苦しめ、ゆとり、生きる力を奪っているのは学校中心の価値、学校一元的な価値観である。学校の成績ですべてがはかられ、家に帰っても勉強しなさい、いい学校に行きなさいと言われる。大事なことは学校の価値観を相対化すること、世界が多様な価値観に満ちていて、充実した人生を送るさまざまな生き方が可能であることを教えることだ。学校の勉強が数ある大事なことのひとつであると理解できて、初めて学業に目的意識を持って取り組める。価値観の多様化を図らない限り、ゆとりも生きる力も戻ってくる

ことはないだろうという本を読ませていただいたときに、本当に自分の中でも何か画一的な教育、そこから外れることはいけない子だ、本当に子供たちの可能性をもっともっと信じてあげて、教育というのは取り組まなければいけないということを思った次第です。

本当にこの英語教育についても、英語教育は本当に大好きという子供たちがたくさんいらっしゃると思うんです。うちは一番下が高校生ですけれども、やっぱり高校でもそういう体験という体験留学、短期のですけども、それを募って生徒たちを先生が連れて行っていただくという、授業があります。ただ30万円以上もなりましたら、親の負担というのは、はいどうぞというのはちょっと言いにくいというのが、希望すれば何とか行かせてあげたいというのがありますけれども、やっぱりその中でこれはまた違う観点からですけども、やっぱり国際交流といいますと、やっぱり体験するというのが、町長のお米づくりの体験ということもありますけども、そういう異文化に触れる、外国の文化に触れる、また人たちに触れる、考え方に触れるということが、本当に大きな体験になると思うんです。できましたらそういうことも広陵町の交流というか、外国へもという思いもあったり、また、社会福祉協議会でも満中陰のときにいろんな寄附が集められますけれども、それがどうっていうのは私はちょっと法律的にはわからないんですけども、そういう中に、高齢者の方の福祉のために使うものも、分野もあっていいし、またその中で教育分野への寄附を募るという項目があれば、そういうことにもまた使っていけるんじゃないかなということも考えられますけれども、町長、済みませんがご答弁、最後によろしくお願いいたします。

議 長 町長！

町 長 いつもいいご質問をいただいているわけでございまして、最後の社会福祉協議会のことにもそうございます。教育分野についても、やはり手を貸すというのか、支えるということが大事ではないかと思えます。教育は町の責務でしっかりとさせていただいてるわけでございますが、予算の突発的なときは、やっぱり社協から皆さんの善意のお金を投入することによって、より効果的な面があれば実践をしていきたいなと、これから考えてまいりたいと思えます。

議 長 以上で、山村議員の一般質問は終了いたしました。

しばらく暫時休憩いたします。

(A. M. 11 : 42 休憩)

(P. M. 1 : 19 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、寺前君の発言を許します。 寺前君！

6 番議員 それでは一般質問をさせていただきます。

まず最初に住民アイデアを事業に生かすという、これは予算編成のあり方について他の議員も質問してきたことがありますけれども、その一例としての質問です。

町民予算展開事業、これは各自治体によって名前が違いますので、こういう仮称の名前になっていますけれども、住民から事業アイデアを提案してもらい、採択された事業について、例えば個人住民税の1%を限度に予算化するという住民参加型の執行を行っている自治体があります。この制度を取り入れる考えはないか。広陵町でもそれによく似てあらずのところの問題は、自治会や大字・区が予算執行するというやり方が新しく生まれていますけれども、一層住民参加の予算編成を行う一例として質問をしたところであります。

2 番目の学童保育の充実についてであります。

これは広陵町では留守児童対策事業ということで、当初真美ヶ丘ができた時分には、広陵町にはなかったわけなんですね。それは香芝市に、あの当時は香芝町ですかね、香芝町には留守宅児童対策、いわゆるその時分から学童保育というような言い方も出ていたわけですが、あって、広陵町にそれがないので、香芝でストックしているという状況があって、議会でそのことを取り上げた中で、留守対策ということ自体がわからなかったと。そしてその後、民生委員の方が全校区についてのアンケートを行って、ようやく留守宅児童対策事業が生まれてきたわけであります。そういう流れがある中で、今回、今は広陵町の五つの校区にすべてあるわけですが、その中身について、今回、厚生委員会に議論をしていただくための資料づくりで、意見書を提出しているわけですが、広陵町においても各クラブが公平な施設で保育される必要があると。埼玉県の基準を参考に、親が安心して預けられるクラブを目指すために、改善の計画をつくるべきだと思います。また通学路とは別の安全対策が必要ですが、その手だてはいかに。シルバー人材センターの活用を行っている自治体もあり、積極的な取り組みを望む。現在については、お迎えが中心になっているようですが、それに該当しない子供たちもいるわけで、そのことについての問題であります。

3 番目に、議会権限の強化についてであります。

地方分権の動きに合わせ、議会の議決の範囲を広げ、審査機能を強化する動きが全国町村議長会で強められています。町基本計画や、重要な計画について、請負金額の議決条件の引き下げなど、町はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

また入札制度の改善が進められてきたわけですが、その後の取り組みについて報告

をしていただき、一層の改善に取り組む決意をお伺いしたいと思います。

4番目に予防接種の取り組みであります。

予防接種で三種混合など集団接種については、当日受けられない場合、町外ならば他日に接種でき、町内であくまで集団でしか受けられないシステムは、先生方の要望だというように聞いておりますが、なぜなのか。受けられない問題点を明らかにしていただき、改善の余地がないのかどうかお伺いしたいと思います。

5番目に少人数指導の充実と少人数学級の実施についてであります。

少人数指導は、広陵町でも行っていただいているわけですが、成果を上げているというように、おとし総務委員会で学校訪問をしたときに、いろいろお伺いをしたところでありました。これをさらに広げるためには予算措置が必要なわけですが、教育委員会としてはどのように考えているのか、さらに発展させて少人数学級を計画的に取り入れる考えはどうかということでもあります。問題は最終的には、やはり少人数学級を設置する、このことが全国的な流れになっているわけですから、その設置の問題を念頭に入れた対策が必要ではないかということでもあります。

6番目に安心・安全な学校に。

3月議会で、安心・安全な通学路について質問したわけですが、その後の取り組みについて進展したものがあるのかないのか。文部科学省の委託事業として、地域ぐるみの学校安全対策整備事業があるわけですが、スクールガードリーダーとの連携や、学校安全マップづくりなどの取り組みがあります。3月議会での延長線上のものと考えてはありますが、目に見える安全対策の取り組みとして、PTAや地域住民、関係者などで構成する、学校安全対策委員会を設置し、安全対策の強化につなげる考えはあるかどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま寺前議員から6項目についてご質問がございました。順を追ってお答えを申し上げます。

まず初め、住民アイデアを事業に生かすとして、町民予算展開事業などいろいろご提案をいただいていたところでございます。

答弁として、町政はすべての町民の皆様に行行政サービスを提供するための予算を通し、運営が図られるものであります。広陵町には、町に対する協力者として一人一役で行政に参加

いただいている方々が、実に1,500名以上に上っています。そしていろいろな人たちの声を聞いています。そんな中で、行政のすべての分野における意見や投書、提案などを町民の声としながら、議会の場で審議、ご議論をいただいていることで、住民参加は果たしているのではないのでしょうか。

また、議会の皆さんにおかれましても、町民の声を町政に、そして先進地視察等を通じ、日々町政に対するアイデアやご提案をいただいています。今後も一人でも多くの住民の方々のご意見を拝聴できますよう努力するとともに、職員についてもいろんな先進地での研修、研究に励むよう、督励しているところであります。

2番目の学童保育の充実でございますが、児童育成クラブは専用施設及び既存の公共施設を活用していることから、施設の広さや設備に多少の差は生じておりますが、事業を行うための環境は整っているものと考えております。

指導員の複数配置、障害児に対する加配も実施しており、児童の安全管理とクラブの充実に努めております。

設置・運営基準につきましては、全国の一部の自治体で独自の基準を策定されておりますが、国・県からは何ら示されておられません。現在、厚生労働省が行う放課後児童クラブと、文部科学省が行う地域子ども教室を一本化した、放課後子どもプランが来年度創設されます。事業運営を教育委員会主導で全国の小学校区に広げ、場所も原則小学校内とのことでございます。本町でもご質問の設置・運営基準をも含めて、この事業を進めてまいりたいと考えております。

また、帰宅時は保護者が必ず迎えに来ていただくことになっており、児童が一人で帰ることはございませんが、子供が犠牲になる事件が全国で多発していることから、地域の皆さんや関係機関・団体とも連携し、安全なまちづくりになお一層努めてまいります。

次に、3番の議会権限の強化についてでございます。一層の改善に取り組む決意はどうかというご質問でございました。

町行政を運営する中であって、議員は住民の代表であり、議会は最高の議決機関であることは言うまでもありません。これまでも、法律や条例に従い、議会に付すべき事案、議案だけではなく、町政の全般にわたる方向づけや方針につきましては、議会の権能の中で、ご協議を申し上げているところでございます。

今般、請負金額の議決条件の引き下げをご提案いただいておりますが、現状におきましては、条例の定めを遵守してまいりたいと考えております。入札制度の改善策につきましては、

今般、財政健全化価格なるものを独自で設定することについて、随時、入札参加者に対し説明を加え、4月の入札執行より導入をいたしております。このことから、入札結果公示のとおり、落札率は低下しております。今後も常に正当な競争原理を働かせるための方策につきまして、さらなる研究、改善に取り組んでまいります。

次、4番目でございます。予防接種の取り組みについてでございます。

子供の予防接種の集団接種につきましては、ご質問のような接種日に発熱などの体調不良で受けられない場合にも配慮し、三種混合は年13回実施しており、接種期間である生後3カ月から7歳半までに終了できるよう便宜を図っております。かかりつけ医が町外の場合は、個別接種できるように対応しております。

また、町内医師の協力で従来の麻疹、風疹の予防接種に加え、平成17年度からBCGを個別接種に切りかえてきています。町内には小児専門の医療機関が少ないため、受け入れ可能な医療機関で対応していただいておりますが、三種混合については乳幼児1人につき4回と接種回数が多いこと、また感染症の関係もあり、予防接種の乳幼児だけを受け入れる時間帯を設定するのが望ましいこと。さらには、町の基本健康診査の受診者が年々増加していることなどから、医療機関の受け入れ体制も十分とは言えない状況です。今後、医療機関や小児専門医の増加など、受け入れ体制が十分になった時点で個別接種に切りかえていきたいと考えております。

ポリオワクチンにつきましては、1人用ワクチンが市販されていないこと、ワクチンの性質などから一定期間に一斉接種するのが望ましいため、当分の間は集団接種で対応をいたします。

5番、6番は教育長が答弁いたします。終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 寺前議員の、少人数指導の充実と少人数学級の実施についてのお答えをさせていただきます。

町内すべての小・中学校の少人数加配教員を配置しています。その内容は、少人数学級指導2名、少人数指導11名、計13名を配置実施しています。各校で、少人数学級指導、少人数指導は、児童・生徒・学校の実態に即した創意工夫により、教育課程を編成し、学習効果を上げながら学級指導も円滑に運営しています。このような実態に対して、PTA、地域の人々から理解と賞賛を得ています。

町費負担教員としては、各校に障害児支援スタッフや教科講師の配置を願い、より一層の

教育効果を上げていきたいと考えております。

次に、質問6番目、安心・安全な学校についてであります。

児童・生徒の安心・安全については、3月議会で答弁したとおりで、新年度から各学校・PTAが中心となり、新通学路マップづくりを通して、保護者を初め各校区の実態に即した各種団体・グループ・ミニサークル・個々のボランティア等に働きかけ、学校全体で取り組んでいただいています。その中で積極的にPTA・大字等が学校と連携を深め、地域の安全マップづくりを考えていただいている学校もあります。

時間をかけ、各学校・PTA・自治会等々の自主的な活動を見守っていききたいと考えています。ご提案の、学校安全対策委員会等の設置は考えておりません。しかし、学校の中で学校安全対策委員会という名で活躍されることは、やぶさかではありません。

文科省の委託事業である、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業については、防犯の専門家や警察官OB等からなる地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を置き、学校安全ボランティア（スクールガード）に対する指導を実施し、効果的、継続的な安全体制の確保に努めていることは承知しています。導入に当たっては今後の課題としながらも、地域の安全については、近々導入いたします青色パト3台を強力に啓発させたり、現在行っている高田警察署等関係機関との連携を初め、青少年健全育成協議会等々により一層の協力関係を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 それでは2回目の質問を受けます。 6番議員！

6番議員 この質問は、一つは町の予算の編成にどのようなインパクトを与えていくのかというのが主眼であります。答弁していただいているいろんな方々の知恵、あるいは行政参加していただいている方、また議会、その他については、当然従来からも同様のことでありますので、この問題の意識ではないわけです。要は山田議員も以前質問しているわけですが、予算の透明性を図っていくという考え方から、逆に町民の力を引き出すための予算編成をやる。これはもちろん効果的な予算の活用ということにつながっていくわけですから、私は積極的にこのようなものを扱っていてもいいのではないかというふうに思うんですね。身延町では、これでは住民から募集をして、そのアイデアを公募町民などで構成される町民予算検討委員会で審査して、実現できるものについては予算化をしていくと、こういうような取り組みもされているわけですね。

私は広陵町で各大字自治会が、大字ぐるみで予算を活用していくという点についても、一

つの過去の実績から議会視察等でも行ってきた中での流れに沿ったものだというように思うんですけども、こういう問題を一步進めていくことが予算を本当に、税金を活用できる、最も住民の力をかりながら住民参加を強力に進める手だてになろうというように思うんですけども、そういうようなことが全国各地で進められてきているということから踏まえても、この町民のアイデアを募集し、そしてそのアイデアを採択した場合については、その予算の執行のための手だてをとるということをやっていくというのは、達見ではないのかというように思うわけであります。それは町民の行政参加にうってつけの施策になるのではないかととも思うわけですし、税金の1%であれば1%をそういう予算に振り向けていくという点でも、予算編成の民主化、住民参加を広げていく過程、契機になるのではないかと思うわけなんです。その点については、これは職員と町長との考え方が大きな影響を及ぼすと思いますので、町長の考え方としてはどのように住民参加の取り入れを考えておられるのか、この答弁の1回目の答弁の、今まで従来の枠を超えた内容だという意識のもとにご答弁をお願いしていただきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、住民参加の考え方、従来の枠を超えて、新しい方策を取り組む気があるかどうかということのお尋ねだと思います。

私は今日まで、いろんなこの町内の組織団体、または個人から、または町外からの、いろんな人たちから声をいただいた、また文書をいただいたのであります。中にはいいものがたくさんございまして、そんなことを事業化をしている点も数多くあるわけでございます。これを制度化をせよと、このようにおっしゃってるのではないかと思います。この意見のある人はどんどんお出しをいただくということを、私は大いにこれからPRをしてまいりたいと思いますが、これを制度化といいますか、になりますと、どちらかというアイデア、提案、文句を言うというのか、これをもう趣味になさってるお方も随分あるわけでございまして、何か役所に意見広告を出せば褒美をもらえるというような、そんな人も随分馬見の方にもございました。もう、私は卑近な例で申し上げて恐縮ですが、押し入れにその文書が山ほど積んであったんを見えています。そういう人もおいでございまして、私は広く声を聞いていただくのは、やっぱり議会議員さんそのものでございます。また職員も事務事業のプロフェッショナルでございまして、常に考えていることで、その補足的な事項につきましては、町民の皆様のアイデアを募集するということにしていきたい。広報等で今後は訴え続けてまいりたいと思っているところでございます。

議 長 6 番議員！

6 番議員 これは、一つは地方分権の流れの中での重要な住民参加の考え方があるわけですね。町長がおっしゃっているような、趣味にしている方、そんな方もおられるでしょうけれども、要はそういう内容を採用できるかどうかということですからですね、大いにそういう趣味の持っておられる方もどんどん参加していただいて、その人が有効な、それに商品なり粗品を与えるわけじゃないわけですから、それで生かされるものがあれば採用をしていくということは、趣味にしているしていないは関係なく、広陵町民に役立つ施策であれば、取り入れていくことがやぶさかではないのではないかと思いますというように思うわけですね。これは制度化していく前に当たっての勉強やその他いろいろあるでしょうけれども、まずPRをしていくと、アイデアを募集するとかそういう点については賛意を示されているわけですから、そういうPRしていくための募集などから出発していくということであってもいいと思うんですが、ぜひそのような内容を広報等で周知徹底させていただきたいというように思います。

そういう点で一つこれの質問するきっかけになったのは、ある大字の靴下組合の方が、靴下組合のメンバーで議論をして、近くの公園等で事業を行うというようなことについてはどうなんだろうかというような考えを披露されていたんですね。これは一人や二人の意見ではなくて。そういう点では、上位の広陵町の靴下組合に相談して、そして町に上げていくということで、大いにそれは積極的な意見と違いますかというような話をしたんですけども。そういう方法も当然あるし、またアイデアを町に直接どこどこ大字靴下組合、これは赤部もあります、大垣内もありますし、その他もあるわけですけども、それが集まって広陵町の靴下組合ができてるわけなんですけども、そういうようなところでのアイデアについても、積極的に取り入れていっていただくということの、そういう制度化というよりも以前にPRの広報等での呼びかけについてはやっていただけるとのことなのかどうか、その点まず確認して、それだけ確認しておきたいと思います。

議 長 答弁。 助役！

助 役 通常、今の予算もそうなんですけども、町民の方あるいは役職者の方からご提案いただいた事項を内部で十分検討させていただいて、必要なものについては予算計上させていただいているということでございます。ただいまおっしゃっていただきました靴下組合の方からも、今年度靴下の看板の設置等についても、組合の方からもご要望いただいたものを予算として編成をさせていただいて、反映させていただいているところでございますので、今後予算編成についてのアイデア募集の方法については、内部で十分協議をさせていただきたいと

思います。

議長 6番議員！

6番議員 2番目に移りたいと思います。学童保育の充実についてであります。

先ほど放課後子どもプランの創設というようにおっしゃってるわけですがけれども、これは学童保育の全国協議会では制度の目的が違うということで、それと混同するような形にならないような意見も上がってるわけなんですね。そういうことをまず大前提にしながら、学童保育の問題についてお伺いしたいと思います。

これは全国学童保育連絡協議会が厚生労働大臣にあてた要望書なんですけれども、この一説にこういうものがあります。今後の日本に深刻な影響を与え、これは去年の5月に要望したものです。今後の日本に深刻な影響を与える少子化の急激な進行は、今、抜本的な対策をとらなければ、10年後、20年後では対応できないと言われていています。経済界も仕事と子育ての両立支援の強化が少子化対策に効果的、抜本的な財政措置が必要と指摘しています。厚生労働省も社会保障費のわずか4%しか、子育て支援関係予算の実態を変えていく必要性を強調しています。今だれもが安心して子供を産み、育てながら働ける社会をつくっていくことが強く求められていますという一説があるわけです。その中では仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策、そして子供子育て応援プラン、これは政府がやっているやつですね、応援プランが大きく後退する心配があるというような形で、財政問題のところで言うておられるわけです。この中で提案しているのは、私たちが求める学童保育の設置運営基準ということの中に、指導員の常時複数配置が必要、あるいはまた学童保育の適正規模、あるいはまた衛生及び安全が確保された施設等だけでなく、毎日の生活の場にふさわしい広さや設備とすることが必要。学童保育の運営について、適切な遊びを与えてという表現や、活動内容という表現を遊び及び生活の場を変えていくという法律の趣旨に沿って、生活の場という視点を明確にしていきたいということとか、働きながら子育てしている保護者を支える視点を明確にしていきたいと、こういう内容なんですね。これは本当に理想の話ではなく、今、働いている方々が少子化を本当に憂いている、そういう中で上がっている意見です。

この意見の中心は、何と言っても、資料で示したわけなんですけれども、平成17年10月20日に、これは特別委員会ですね、国会の特別委員会で、参考人として全国学童保育協議会の事務次長が招致されて、そこで証言しているわけなんですけれども、この中で私は真剣に考えていただきたいのは、私どもの計算では年間1,600時間、子供たちが学童保育で生活しております。1,600時間という数字ですが、小学校の低学年の子供たちは、学校

にいる時間が1, 100時間ぐらいだという数字です。ですから小学校低学年の子供たちにとってみれば、小学校にいる時間よりも学童保育で生活している時間が500時間も長いということになります。放課後のわずかな時間の問題ではないということ、まずご理解いただきたいということで、真剣にこの問題の解決を迫っておられるわけなんです。

そういう点で広陵町でも5カ所の学童保育が運営されているわけですがけれども、その中でやはり一つの大きな問題は北校区にあるくすのきですね。これは幼稚園を間借りして行っているわけですがけれども、この点についての設備等の問題ですね、クーラーあるいはまた、それから東小学校は、今回、東体育館から小学校に移転をされて少し変わったわけですがけれども、ここには電話をすると小学校しか出てこない。学童保育に直接連絡する方法もない。指導員の方が携帯を持っておられる場合は、そういう形で連絡をされているかもしれませんがけれども、実際に今後ファクス等を活用するというのもできない。こういうような状態があるわけなんです。

だから結局は、なぜこういうことになるかという、結局まちまちな、基準がないということから来る、その不徹底さなんです。基準を必ず守らなければならないという問題は、非常に予算の伴うことですから難しい面がありますけれども、少なくとも私は五つ共通の最低の基準はつくってみる。こういうことが学童保育を真摯に行政が責任を持って考える。法律に従って、法律ができたわけですから、それに従って考えていくという契機につながると思うんです。だからそういうことがないために、現在でも障害児の子供を預かっている、しかし学童指導員の方々が不足している。学童指導員の方を応募しても、その連絡・連携が現実問題としては伝わらない。少ないままで指導員の方に大きな負担を及ぼしている。こういうことが今の実態なわけですから、こういうようなことを解消していくためには、やはり設置基準、運営基準をつくって、そしてその不足分については絶えず事務方においても積極的な考え方を頑張って努力していただく。こういうことがなければ、事務方が努力する基準がないんですね。そういう、個々には努力していただいていると思いますよ。しかし、基準がないためにその努力は現実の問題として徒労に終わっている。こういう問題になっているんだというように思うんです。

ですから、現在の広陵町の五つの学童保育のそれぞれ違いが非常に大きく、また矛盾も大きいわけですがけれども、そういう点を改善していく指針としても、その設置基準が必要ではないかということをお尋ねするわけですがけれども、ぜひその点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

そしてこの問題については国・県の責任も非常に大きい事情はわかっております。ですから、私たちは今度、県に対して学童保育の設置基準を設ける意見書を提出させていただきたいと思うわけですが、議員諸公の方々の同意がなければ通りませんが、こういう内容についても積極的に取り組んでいただく、あるいは理事者や町が、県や国に対して意見を上げていくというのは当然のことですので、そのこともあわせてお聞きしたいと思っております。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 寺前議員さんには、いろいろと埼玉県の運営基準とか、国の特別委員会の議事録をいただいて、いろいろ私も勉強させていただいたわけでございます。

今おっしゃいましたように、施設の方の設置それから運営基準、5カ所やっておりますけれども十分と、ある程度はできていると。まず埼玉県とか、それからこれは全国の学童保育連絡協議会の方からの設置基準とか、そういうことが示されておるわけでございますが、まず開設日とか保育時間については十分対応できていると、このように思っているわけでございます。ただ、設備とか設置その辺につきましては、施設的な問題がございます。いろいろと台所から冷暖房とか屋外の遊び場とか、屋外の遊び場については十分に対応できていると思っております。冷房につきましても、今申されましたように、北でも冷房はやっておりますので、その点は問題ないと思っております。

ただ、職員数とかというふうなことでいろいろとあるわけでございますが、本町の場合は一応人数の多いところには3人の指導員を配置しております、通常は2名、それから障害者につきましては、軽度の方につきましては複数で、何人かで一人の指導員ということですが、ほとんどが障害者の場合には1人の指導員がついて対応させていただいておるわけでございます。

まだ一番の問題点は、次世代の構造計画にありましたように、今一応1年生から3年生までの対応というふうなことで、一応6年生まで国は積極的に進めなさいというふうなところで、非常に施設的な問題が一番苦慮しているところでございます。先ほど町長が申しましたように、国の方でも一応、今まで文部科学省、厚生労働省でいろいろ事業をやっておりましたのを一本化して、そういうプランを作成していきたいと。この中で、当然、国の方からもいろいろ基準的なものは示されると思っております。町といたしましても、それに基づいていろいろ検討はしてまいりたいと思っております。

それと我々といたしましても、施設整備とか人件費など財政的な補償がなければ、自治体の努力だけでは計画がなかなか進まないというふうなことで、今後は国・県につきまして財

政的な補償の充実を求めてまいりたいと、このように思っております。どうぞその点につきましては、議員もご協力お願いをいたします。

議 長 6 番議員！

6 番議員 今の話の中で、設備についても十分進んできているということですが、やはりばらばらの状態ですね。今、西小学校では建築時にロッカーについても設置をしているわけですが、その他は仮のロッカー使ったり、いろいろされてる。努力はされているという点ではわかるんですけれども。問題は基準がないためにばらばらの状態のものを、統一して考えるというところになかなか行かない。だから、指導員の問題にしても人数の問題で、障害者の方がいるけれども、本当はローテーション組むためには8名の指導員が要るけれども7名だったり、常時同じ方が一生懸命人数が少ないために配置しているというような状況は今でもあるんですね。これはその努力されているんでしょうけれども、結局は伝わらない。指導員のところにも伝わらないというようなことになっているのではないかという不安を持つわけなんです。

そういう点で、私は今おっしゃった内容というのは、一つの設置基準を持っておられるわけですね。要は考えとして持っておられるわけなんです。例えば50人、学童の場合については40人を超えるクラスについては、二つに分けていただきたいということ言われています。これは真美ヶ丘と西では、60何人と50人超えてるんですね。そういうところでは学童保育のクラブを二つに分類するとかいうことになるんですけれども、そうなってくると大変な準備が必要だというように思います。しかしそういう基準がなければ、結局は迎えるけれども、学童を本当に生活の場として大事に、放課後の子供を健全に育てていくという環境づくりができないわけなんですから、そういう基準というのは少なくとも、今、頭で説明、障害児については1人、軽度については2人という形で持っておられるわけですから、そういうようなものについては、やっぱり基準として明示する。そしてそこで指導員の方と協議を重ねていくということが必要ではないのかというふうに思うんです。今ないというのではなくて、一定持っておられるわけですから。だから、備品にしてもそういうものについては備えつけておられるわけですが、これも基準として明確にさせるということで、どこが不足してどこが不十分なのかということも現れるわけですから、改善の余地も生まれてくるわけですね。そういうことについて、やはり文書で設置基準をつくっていくという一歩を踏み出す必要があると思うんですけれども、そういう点については、今、頭で考えておられる、あるいは今までやってきた問題、現実にやってきたわけですから、それをやは

り不十分ですけれども、まず第一歩として基準としてつくっていくということができるわけなんですけれども、その点はいかがでしょうか。できると思うんです、今、頭の中でおっしゃったことがそのとおりなんですから。

それともう一つは、40人以上になれば分割していくという方向性も必要ではないかというように思うんです。

もう一つは、広陵町では保護者との対話が本当にできないんですね。それは指導員の研修や、指導員が忙しい、いろいろ大変な状況もあるということと、指導員と行政との話し合いも年1回しか設けられていない。そういうような中での努力を一層広げていくという位置づけも必要だというように思うんですけれども、そういう点について再度お伺いしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 設置運営基準につきましては、ペーパーで示しているわけじゃなく、結局、今までの積み重ねで基準的なものは設けているということでございます。ただ、問題点はやはり施設の館、これがやっぱり違うわけです。それに合わせた設備の内容とか備品というふうな形になってきますので、まずその辺を一つ解決が必要やと思います。それから、いろいろな基準ができていけると、統一ができると、この辺で今一番施設の問題で苦慮しているということで、十分この辺はご理解を願いたいと。

それから、指導員につきましては年1回とかいうことでございますけれども、これにつきましては担当の係の方とも十分に話し合いの機会は持っていきたいと、このように思っております。

それから、40人を一つの学童保育と、40人を超えると2クラブにというふうなことでございます。これも全国的に見ましたら、やはりマンモス化してるんですね。50人以上というところが非常に多いという中で、こういう設定をされましたら、本町の場合でも対応できるところも十分あるわけです。しかし、対応できないところ、これもやはり施設の問題というふうなことで、今、国の方で小学校単位に学校の中で、例えば空き教室とかそういうところを利用していけばというふうなことが、今、提案されて、いろいろとこれから、今、現に文部科学省の方からもいろいろと調査の内容が来ておるわけでございます。そういうふうな中で、議員さんのおっしゃっています基準等についても十分に考えてはいかなければならない。当然のことだというふうな認識はしておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 6番議員！

6 番議員 施設は、東のところについてはとにかく改善をしていただいたという点で努力していただいているその姿は写っているわけなんです。また今度は第一小学校区ですね、西体育館の集会所のところというのは、現在も葬式があれば使えないというような状況も続いているわけですから、これも施設の問題、矛盾は非常に認識されておられるというのもよくわかるわけなんで、この点については集中して考えていただくということをお願いしたい。

もう一つは東小学校区内につくったところについては、電話については、少なくとも直通の電話を設置していただきたいという点を要望しておきたいというふうに思うんです。ないんです、ないんです。

議 長 次行ってください。

6 番議員 続いて、3 番目に移りたいと思うんです。

議会の権限強化についてであります。これは今回の議会開会中に、活性化研究会の報告書を議員全員が受け取ったわけですね。そういう中で、これも同じことなんですけども地方議会人の5月号に書いている内容で同じことなんですけども、私はここでやはり地方分権の流れの中で、非常に重大な重要な問題が指摘されているわけなんです。先ほど言った問題がそうなんですけれども、これは報告の意義と背景ということで、6点指摘している中の第3に、一向に収まる気配のない議員定数削減の嵐を食いとめるためには、明治以来一貫して町村政の脇役に甘んじた町村議会が議会制民主主義の主役の地位を確立し、その地道な活動を通して、必要不可欠性を立証していくほかないということであるということ、議会の、地方議会の重要性という問題を第3に挙げているわけなんです。

それから21世紀の議員像として、四つ挙げているということになってるんですね。何よりもまず、民主的自治制度において、議会がすべての根幹であることをしっかりと認識するという事。

2番目には地域の中で多様化する住民の意思を反映させ、討論を通じて町村の統一的意思にまで高めることができるのは議会だけだということ。

第3番目には、万事世の中の動きが早まる中で、先例や慣行にとらわれることなく、新たな試みをやっていこうということ。

4番目には、行政機構拡大強化の中で、法規万能から住民への対応が冷たくなることに思いをいたし、北欧などのオンブズマンに見られる温かみのある町村政を目指すべきという形で、この指摘をされている問題があります。

そういう中で、中間報告は2001年にあったわけなんですけれども、その後、最終議会

の中身で、一つは現行二元代表制化で極めて重大な議会と町の関係で、中間報告同様、不信任と解散、再議、議会招集権、専決処分を取り上げているということで、この問題についてはやはり議会の権限強化に必要だということで、専決処分については非常に問題点を指摘しているところです。

それと5番目になるわけなんですけれども、議会活動への積極参加の促進という課題で、この点についてもやはり議会事務局の充実で、中間報告でも論究したが、報告ではこれまでの発想を思い切り転換して、いわゆる議会事務局の、議員の政策立案能力を補助するための機能を強化すると、こういう形でこの改革がどうしても必要だというようにうたっています。

それから、この議会の機能というところで続いているんですけども、第96条第1項の議会の議決事件を、もう3分の2世紀も前に概括例示主義から転換した制限列举と見るのはもはや行政の変換に適応しないし、また第2項の条例制定の対象、従来は狭く解釈して町の執行を前提にした事件に限定すべきだと活用を控えてきた態度を根本的に改めていくと、こういう形で議会の権能を強めていこうと、こういうこともうたわれています。

こういうような形で、本当に議会が地方分権の流れの中で非常に重要だということがこの地方議会人の中で論議をして、報告書がつけられました。今、広陵町でも議会活性化検討委員会を設けて、この趣旨に沿った形での議論が必要だというように思うわけなんですけれども、そういう点で再度お聞きするわけですが、96条のいわゆる町の議決事件の中で、基本構想については従来からあったわけなんです。現在は基本計画についても、議決事件にすべきだということろが全国の自治体の大体30%近くになってきていると。その他マスタープラン、町の重要なマスタープランについても、議会の議決事項にすべきだということも上がっている。こういう点については、どのように考えるのかということをお聞きしたいと思います。

また入札の請負額の5,000万円については、これは別の機会にもう1回するとして、その2点について条例事項という形になっている中での理事者側の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

議長 答弁願います。 助役！

助役 地方自治法の96条の議決事件は、我々も勉強する中で、制限列举方式ということの説明を受けてきたわけでございます。そんな中で、今、法そのものは守らざるを得ないというふうには思っておりますが、いずれ改正時期も見て改正されるということもあろうかと

思います。町としては、基本構想は今まで議決をお願いをしております。基本計画、マスタープラン、この2点をお尋ねでございますが、常にやはり議会の方に情報提供をして、内容についてはご説明を申し上げ、基本構想の議決のときも、基本計画もお示ししながら議決をいただいているということでございますので、実質そのように進めさせていただいております。今後条例で定められるという事項については、十分検討してまいりたいというふうに思います。

議 長 6番議員！

6番議員 地方自治法の改正で、いわゆる条例によってその権限、議会の議決事項を追加することができるというようになっているんですね。あるいはまた、常任委員会制度は今現在、1人1常任委員会になっておりますけれども、これも現在はそれを変更することもできるというようになっているわけで、かなり自治法自体も変わってるということで、地方分権の流れが非常に大きなところまできているわけなんですね。これは議会の条例提案でできることなんですけれども、私はやはり理事者とともにこの問題についてはきちんとしていく必要があると、課題だというように思うんです。

だからそういう点では、理事者側についても96条第1項の議決事件について条例でできる部分が広がっているということから、こういう基本計画や各種マスタープランについての議会の議決、今まで報告していただいているというのは、基本計画についてはそのとおりだと思っておりますけれども、マスタープランについては、それはもうかなりまちまちな状態なんですね。議会に報告していただけてないやつもたくさんあります。そういう点でマスタープランというのは重要な、あるいはまた土地基本計画なんかもっと重要な内容になる、基本計画以上に重要な問題だというように思うんですけれども、その問題について議決事件とするということの認識を持っていただくかどうかという点については、もちろん条例改正案その他は今後の問題ですけれども、その点での理事者側の現在の地方自治法改正に伴った認識について再度お聞きしたいと思います。簡単で結構です。

議 長 助役！

助 役 法律が改正されるということは、議会の権能を強化しようという趣旨に基づいているというふうに思います。町といたしましても、その方向で検討を進めていきたいというふうに思います。

議 長 6番議員！

6番議員 4番目飛ばして、5番目に移りたいと思います。少人数指導の充実と少人数学級の

実施についてであります。

非常にこの問題については財源が伴う問題で、県にも国に対して大きな声を上げています。現実問題としては昨年から、いわゆる裁量の範囲が非常に変わったと、もちろんそのための義務教育費国庫負担が2分の1ですか、一般会計財源化になったということに伴った内容もあるわけなんですけれども、ここに学級編成及び教職員定数の現状と課題ということで、全国都道府県教育長協議会第4部会の報告書が、平成18年3月の分として上がってきてるわけなんですけれども、ここでやはり少人数学級編成を、引き下げを希望状況から今後一層、少人数学級編成を実施する都道府県のふえることが予想されるという形で、認識とらえられているんですね。これは奈良県の場合にも非常にその歩みが、全国と比べると非常に弱い。本当に遅々たるものになっているわけなんですけれども、そういう点も含めて、さらにこの報告書の中では地方自治体、市町村の権限強化、いわゆる市町村及び、もちろんそこには、教育委員会及び学校の権限強化という形で指摘されてるんですね。

そういう点からいって、やはり財源問題が非常に伴うものであるということは強く認識できるわけなんですけれども、その部分について教育委員会としても、やはり本当に少人数学級、少人数指導についての成果をもとに、少人数学級の実施が必要だと、もちろん今の学級編成の実態は40人学級になってるけれども、実態は中学校やその他のところは別として、非常に少ない人数になってるわけなんですけれども、本当の少人数学級編成というものをつくっていくことになれば、先生の確保がどうしても必要だということになるわけなので、やはり地方分権の進んだ中での教育委員会の考えとして、これがすぐにできるかどうかという問題については、財源問題が深くかかわってくるわけなので、この問題についての先の見通しというのは非常に憂えるわけなんですけれども、県・国の力をかりなきやならないという問題があると思うんですが、教育委員会として本当に少人数授業の成果、ここの数字にも非常に大きな数字として挙がってるんですけれども、あるいは少人数学級の効果を踏まえていくと、この問題はやっぱり実行していくということが必要だと思うんですけれども、教育委員会としての考えをお聞かせ願いたいというように思うんです。

議 長 教育長！

教 育 長 今おっしゃられたとおり、奈良県の方の少人数学級指導の方については、国から言えば確かに、進みぐあいと言っていいんですか、そういうものはおこなっていると、私自身もそのように思います。それから本町で行っている学級指導、また教科指導の方についても、いろんな効果を上げていることもご存じだろうと思います。そういう意味から言いますと、

やっぱりそのことについては、私自身は賛成なんですけども、しかし現実問題としてご存じのように、今、国の、学校に教員の配置数というのは、ご存じのように学級数によって決まっているということ、これは標準法というのがあるのはご存じだろうと思いますけれども。そういうところで実際に、そしたらそれでカリキュラムは組めるかと言ったらそれは組めないのが現実だということもご存じだろうと思います。

そういうところで、やっぱり町費負担の方の、例えば教科の講師とか、小学校にも今入れていただいておりますし、中学校の方にも入れていただいております。それからまた、実際に運営していくときに、障害児の加配もいただいております。そういうところでやっぱり、まずそこらの方も、町の方が、一番町の実態に合うところにしてほしいと。しかし大きなところと言っていいんですかね、基本的なところ、学級の数に、またそれが県費の先生であれば、やっぱり今の基準が例えば35人とか30人とか言われてる、そういうところの基準値というものは、私自身は緩和するようにやっぱり持っていただきたいなど、そういうような気持ちは持っております。

以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 平成16年から、いわゆる義務教育費国庫負担制度において、総額裁量性が導入されているわけなんです。そういう中で、学級編成の弾力化と相まって、全国的には40人を下回る学級編成が進んで、平成17年度には45都道府県において、全学年または一部の学年で少人数学級が実施されていると。これは平成17年10月3日の教職員配置等のあり方に関する調査研究協力者会議ということで、これは文科省の出している内容であります。

こういうことからその効果についても、具体的に本当に学力の向上が進んでいるということがうたわれているわけなんです。こういうような状況の中で、奈良県では教育改革進行中という、2006年というのを発行していると。あるいはまた子供も自立した社会人という形での、こういう冊子もこの間5月31日の教育長の講演の中での資料として配布して、教育長持っておられると思うんですけども、こういう中で本当に学ぶ意欲や基礎学力の定着を図りますということで、フィンランドが断トツで一番になってるんですね。学力世界一が数年続いているということの一つは、やっぱり少人数学級というのが物すごく効果を発起しているということも研究報告にうたわれているわけなんです。

そういう点で、私は学校の先生方あるいはまたおとし訪問したときにも、本当に少人数授業については効果をてきめんにかけているという説明、先生も一緒におられたときに先生

方から話を聞いてるわけなんですけれども、そういう点でやっぱり問題は財源なわけですね。

町長にお聞きしますけれども、財源問題のところなんで町長にお聞きしますけれども、県の教育委員会もそういう点でかなり積極的に、将来ビジョンというのが。

議 長 発言時間が来てますから、答弁できませんよ。もらえませんが。

6 番議員 教育長、財源問題はこんななんですけども、少人数学級についての考えを一言聞かせていただきたいと思います。

議 長 途中で切りますよ。 町長！

町 長 やっぱり子供がしっかりと学校で勉強していただくと、果たして30人がいいのかわかるか、これが問われるわけで、大勢いた場合もいい場合もありますし、少人数の場合でも効果ある場合もありますし、私はこの30人を上回るという一つの基準がありますが、なるべくならば一定の基準でいけるよう頑張っていきたいと思います。

議 長 発言時間が終了いたしましたので、以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

次、続きまして乾君の発言を許します。 10 番議員！

10 番議員 青木議員の議長のご就任おめでとうございます。

議 長 ありがとうございます。

10 番議員 さて、青木議長のお許しを得て、登壇し、一般質問いたします。10 番、乾浩之です。

一般質問の本題に入る前に、少し時間をいただきますが、何とぞお許し下さい。私は議会活性化検討委員会にも所属しています。先日、広正クラブ創刊号を拝見して、広陵町議会だより第51号9頁目、委員の窓の会派届け以上に問題点が多く出てきましたので驚きました。

その理由の1点目は、奈良県下の町村議会のどこにもない会派がなぜ本町にだけできたのか、この不自然さ。2点目は県下の公党でも現在7党で、県下の市議会でも5会派以上あるのに、本町は会派の不自然さ。3点目は定数24名の市議会でも、1会派5名が最多数なのに、本町では過半数の1会派で10名の不自然さ。4点目は、一つの考えですが本町議会は10名で活動できそうだが、今後の定数削減のよい試金石になるのではと住民の声もあります。5点目は、そもそも会派は議会運営上定数の多い議会に自然発生的にできるものなのに、本町の場合だと全般的に反対方向に意図的に、場合によれば圧力集团的、利益集团的にも見られ、多くの関係機関や委員会などの本質や存在に大いに関係するものだから、会派についてはもっと研究を要するものと考えます。6点目は、広正クラブの会報創刊号の記事編集にも、もう少し町政スローガンの優しい精神であってほしい。あえて言えば、区別主義や排他

主義を助長するような誤解を生む箇所が5カ所もあり、重要な本質的な町政にかかわる事柄ですので、当初4項目めに広正クラブ創刊号に関してとして一般質問しようとしたのですが、よく考えれば議員での協議、討議すべき内容ですので省き、問題提起として時間をいただき、耳ざわりな点や、質問点も多くあったこと、何とぞご容赦ください。

それでは、身勝手ながらこれから本題に入ります。通告しておきました3項目め、7点につきましてご答弁よろしくお願いたします。

まず1項目めは、地域住民の足、すなわち交通問題に関して2点質問します。

1点目、18年度のコミュニティバス導入などを考えていただくための調査委託費100万円を計上していただき、夢と希望と勇気が持てて行政当局のまじめで熱心な対応に感謝しています。できましたら今後の調査項目や年間計画などの具体的な計画を示していただきたい。

また、障害者、要支援者、要介護者など、公共交通機関利用が困難な移動制約者の対象の中和8市町村広域区域福祉有償運送共同協議会の準備会の協議などにつき、具体的な説明を聞きたい。

2点目は、現時点で広陵町独自の地域交通活性化協議会の設立の考えの有無を聞きたい。

2項目めは、入札に関して2点質問します。

1点目、地元業者育成のために、町当局はきょうまで入札につき種々改善していただき業者も感謝されていますが、納税者の血税による入札ですから、落札予定価格を厳正に設定していただいています、耐震偽装設計などが出てこない対応策を立てたり、各種検査段階での厳正な調査をしていただいて、よい仕事をしてもらっているのか。なお、虚偽申請のチェック体制とその対応についても聞きたい。

2点目は、昨年末におきました収税不祥事件に関して、惹起しました町内水道業者と責任者との贈収賄事件について、詳細な報告を聞いていませんが、現時点での説明をお願いたします。

3項目めは、地域活性化のために2点質問します。

1点目は、去年の第3回定例会で、百済公園の整備についてのご答弁で、まち再生まると支援事業交付金を受け18年度より設計予定とのこと。その後の進捗状況をお聞かせください。

2点目は1点目と同じ定例会でのご答弁で、まちづくり交付金事業広陵東部地区の提案事業として協議中とありました、生活交通維持確保対策研究会のその後の進捗状況を知りたい。

3点目は、百済73号線と県道田原本広陵線の整備事業の進捗状況を聞きたい。

以上、3項目7点につきまして、聞き苦しい点も多くあったと思いますが、長時間ご清聴ありがとうございました。壇上での質問を終わります。

議 長 それでは、ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま、乾議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まず初めには、地域住民の交通問題に関して、具体的な説明をせよとのことでございます。そしてまた、地域交通活性化協議会の設立の考え方、聞きたいということでございまして、お答えを申し上げます。

公共交通問題に際しましては、都市再生整備計画の中で、本年度まちづくり交付金を受けて、公共交通運行システム導入調査を実施してまいりたいと考えています。具体的には、地域におけるニーズ調査といたしまして、住民アンケート調査、団体施設等のヒヤリング調査、現地調査など実施してまいります。その調査終了後におきまして、費用とその効果等をさまざまな角度から検討を加えながら、運行計画を策定いたしたいと考えております。

なお、地域交通活性化協議会の設置につきましては、種々の調査結果を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

また、中和地区福祉有償運送共同運営協議会についてでございますが、平成18年3月23日に中和圏域の橿原市、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村及び広陵町が共同で設置し、事務局は輪番によって平成18年度は大和高田市となっております。

対象となります移動制約者は、要介護者である高齢者や障害のある方であり、運行する車両につきましても、車いす対応のリフトや必要な機能を備えた福祉車両であることを要するものとなっております。

この協議会は、中和地区におけるNPO法人等による道路運送法の許可を得て行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、移動制約者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するものでございます。

次に、入札に関して厳正な検査をしているのか、また虚偽の申請のチェック体制はどうか、さらにまた、昨年度の事件の報告と説明をお願いしますという内容でございました。答弁といたしまして、建築物の設計前に、設計委託している建築士事務所に対して、構造計算を担当する建築士事務所が信頼できる一級建築士事務所であるかどうかを確認しております。

現場においては、鉄筋工事が終わりコンクリートを打つ前に配筋検査を行い、図面と現場の施工が一致しているか、鉄筋量を減らしたり鉄筋サイズを小さくする等の不正が行われて

いないかどうかなど、現場監督員が確認を行っております。

また、構造計算に使用する計算プログラムが国土交通大臣の認定を受けたものであるかの確認をするとともに、構造計算を担当する一級建築士事務所の信頼性を調査するなど、今後も厳正に虚偽申請に対するチェックをしていく所存であります。

なお、本町におきましては、現時点で虚偽申請による事象は発生しておりません。

2番目の、水道事業の贈収賄事件につきましては、収賄をしたとされる元水道局工務課長が、町水道局指名業者から金銭を受けたことが警察の調べで明らかになり、5月12日に収賄罪で起訴されたものであります。業者から受けた額は、5万円から20万円で、昨年4月から8月にかけて受け取り、本年2月に逮捕される直前にすべて返済しています。

業者につきましては、贈賄罪で書類送検されましたが、いずれも起訴猶予となりました。

公務員であり、ましてや管理職である課長が取引のある業者に金銭を求めるということは、まことに遺憾であり、厳しく責任を問わなければなりません。また、町内部におきまして、これを機にみずからが公務員であるとの自覚認識を徹底させたところであります。

なお、今回の収納事務横領事件、水道事業贈収賄事件にかかわる者の懲戒処分につきましては、一部の職員は執行いたしておりますが、その他関係職員についても、私も含め厳正に処分をいたす所存でございます。

今後は二度とこのような事件を引き起こすことのないよう、徹底した防止策に努めてまいりたいと考えております。

次、3番目でございます。地域活性化に関しまして、その進捗状況をお聞きをいただいております。

百済寺史跡公園は、昭和58年に約90アールを都市公園として計画決定し、そのうち約39アールは整備を終えており、残り約51アールについても交渉を重ねてまいりましたが、取得に至らず未買収の土地として残っております。そのうち、約45アールを平成18年度まちづくり交付金事業で用地を取得し、設計まで行いたく、今回提出の補正予算でお願いしているところでございます。このため、4月28日付で、現在交渉中の土地所有者に対し、契約の基本事項を提示いたしました。今月中には最終協議をすることになっています。地元地域の皆様が囑望されている百済寺公園の整備は、議会とそして地元大字とご相談しながら事業を進めたいと考えております。

次に、地域活性化に関して、生活交通維持確保対策研究会のその後の進捗状況をお聞きをいただいたところでございます。

答弁として、ご質問の生活交通維持確保対策研究会につきましては、現在、生活交通対策連絡協議会として会議がなされておりますが、昨年の実績としては、6月6日の幹事会、6月22日の総会として開催されています。この中で、16年度国庫補助の結果、17年度奈良県における生活交通路線維持確保30年計画、18年度政府予算要望について協議が図られています。

また、桜井市のコミュニティバス運行事業についての事例報告を受けたところであります。

さらに奈良交通株式会社の平成17年3月期決算の報告もなされ、経営状況の悪化を訴えられ、廃止路線も今後増加する中で、行政が主体となって運行するコミュニティバスの検討の必要性について、意見交換がなされたところであります。

平成18年度におきましても、近々開催されると思いますが、新しい方針案を模索しながら研究してまいりたいと考えております。

次は、地域活性化に対して、百済73号線と県道田原本広陵線の整備事業の進捗状況でございます。

この事業は曾我川から高田川までの東西約4キロを、まちづくり交付金による道路改良事業と交通安全等施設設備事業とで行うものです。今まで難航しておりました場所につきましては、地権者との協議の中で、町に協力させていただくという返事をいただきました。この土地の地権者の松村彦治さんがお亡くなりになり、ただいま相続手続をいたしております。この手続が完了しましたら、契約をお願いするものです。

また、県道田原本広陵線の進捗状況でございますが、奈良県の施工により、東小学校から東へ約540メートル、百済の信号までの距離で、車道幅員6メートル、歩道幅員2.5メートルを設置し、全道路幅員9.75メートルとする道路拡幅工事でございます。17年度で地権者に立ち会いをお願いし、ただいま丈量図および地図訂正図面等の作成をしております。これができ次第、高田土木事務所は地元地権者へ用地交渉に入る予定であります。

事業年度は、平成17年度から平成20年度の計画でございます。

以上のおりでございます。

議 長 10番議員、2回目の質問を受けます。

10番議員 町長ありがとうございました。

いつも毎回、私、言いますように、1番目の地域住民交通問題ということで、バスの復活を希望しておるんですけども、この広陵町の清掃センター絡みで百済地域要望事項の中にも、その他の中にも、この最寄り駅バス路線の確保ということで、地元住民との合意書があるよ

うに、一日でも早くバス路線の復活をよろしく願います。それでもうその1点目は、今後ともよろしく願いしときます。

2点目に入ります。

入札に関連しまして、今、町長の答弁の中で、業者の方が水道業者ということを知りまして、業者の数、件数、業者の何件という数を聞き取れなかったんですけど。それとそういう水道局ですか、それと今の建設課、下水道課といろいろある中で、なぜか水道局は別の世界にあるような感じにとれるんですわ、水道局いうところは。だからそれを今後検査段階でも、建設は建設、水道は水道としないで、たまには水道の方が建設の管理をするとか、そういうのをできないのかと。それとうわさによりますと、水道業者が設計段階で水増しして、業者からキックバックのようなことをしているといううわさは、あくまでもうわさですねんけど、そういうことを周りの方から聞きましてんけども、そういうことの、うわさやからないと思うんですけど、そういうことのないようにするにはどうしたらいいか、またその辺はそれも聞きたいです。

それから設計から設計の金額出て、それから最後には町長の判をいただいて発注するという流れがあると思うんですけど、その辺の、どういういきさつでその設計段階で、そこでもうちょっと次の人がもっと管理をしていたらよかってんけど、流れが勝手にずっと流れていって、最後には町長の判をつけて発注するというような形になってんねんけど、その流れのいきさつも教えていただきたい。まずそこまで、ちょっとよろしく。

議 長 助役！

助 役 水道の業者数でございますが、元工務課長が金銭を求めた業者数は5者でございます。そのうち4者が書類送検をされまして、4者が起訴猶予となったわけでございます。それから水道局の事業につきましては、町と十分協議をさせていただいております。今回の事件の反省も含めまして、今回、検査体制、その他設計協議等について、町と十分協議を行うということで進めてまいりたいと思います。もちろん、水道局の職員、技師はずっと水道局勤務というわけではございませんで、人事交流も行っております。そういった面での適正化も図っているところでございます。

それから設計水増しのキックバックというご指摘がございましたが、今回の事件の中ではそのような事例は見受けられませんでした。特に警察の方で問題にされたのが、随意契約を取り上げられておりました。随意契約をするということが特に利益を与えたのではないかという警察の判断でございまして、これが事件の背景にあったというふうに思っております。

す。ただ、随意契約につきましても、内容、詳細に検討いたしました。特に問題は、発注方法等についての問題はなかったように思っております。ただ、いろいろな疑惑で見られておりますので、そういった部分についても随意契約を極力避ける、それから検査員の検査体制も複数で検査を行う、あるいは水道局だけの職員で検査をしないといった体制をとってまいりたいというふうに思います。

それから設計につきましても、水道局は水道事業管理者であります町長決裁を受けて事業を進めるわけでございます。金額に応じて決裁区分が決まっておりますので、そのあたりも十分精査を、水道局だけでなしに、町内部の規定もあわせまして見直しをしていきたいというふうに思います。

議 長 10番議員！

10番議員 今後、そういう業者の入札の中でペナルティですか、世間では3カ月間指名停止とか、ランクの格付を一つ落とすとか、そういう風潮を私も耳にしたことがあるんですけど、町としてはどういうお考えをしているのかをお聞きしたい。今後、このような二度とないような事件を起こしてもうたら困るんですけど、町としては今回これで終結になってもらいたいんですけど、なったと思うんですけど、もう完全にこの話は終わったのか。引き続きまた何かが出てきてるのか。まだあるのかと、そういうのも今現時点ではどうなってるかを教えていただきたいと。それと、これはもう全体責任ということで私も思ってるんですけど、町長のお考えは今後業者にはペナルティやと、そんなら町長の、町自体はどういうふうなことをして、今後やっていくのか、そういうのをお聞きしたい。

議 長 助役！

助 役 水道業者につきましては、先ほど申し上げました5者について、3カ月間の指名停止を6月1日付で決定をいたしております。まだ業者さんにはその通達をいたしていませんが、近く通達をさせていただきたいと思っております。

職員の処分等につきましては、町にございます懲罰委員会で協議をいたしております。ただ事件はこれをもって終結ということで捜査当局からは連絡をいただいておりますが、まだ裁判が6月15日に第2回目の公判がございまして、その公判を確認をさせていただいて、最終判断をいたしたいというふうに思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 そういうペナルティを業者にして3カ月入札に参加できなかつたら、業者もこれからは生活苦しいと思うけども、罪を憎んで人を憎まずですか、またそういうこともあるし、

中には善意の第三者の方もおられると、そういうのも聞いてんねんけども、罪は罪ということで、今後またこういうことのないように、また業者の関係言うんですか、なれ合いですか、そういうことのまた徹底してやね、職員の方もまたやっていただきたいと思います。

それで次は、最後になるんですけど、百済73号線、それと、73号線は拡幅が話が遺産相続でうまくいったら至急できるということで聞いたんですけども、あの道が拡幅になってからその後どういうふうな態勢にあの道がなっていくのか、あそこが開通したらどう、南郷の方に向けていくという話は聞いてるんですけども、これは、その辺は事実ですか。ひとつお願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の百済73号線でございますが、いわゆるまちづくり交付金をやる部分につきましては、広陵東地区を限定といたしておりますので、東地区の範囲の中ではまちづくり交付金で施工していくというつもりでございます。それより西のいわゆる東地区を越える部分につきましては、答弁書にもありますように、交通安全施設という形で、今、百済赤部線が改良されておりますような形態で歩道を設置と。幸いもともこの路線につきましては、いわゆる農面道路という形で、十分道路の幅員も確保されている現道でございますので、そこに西側のエリアにつきましては、交通安全施設で歩道を設置していくと。そこまでの間は、広陵東地区の間は改良工事としてまちづくり交付金でやっていくと、こういう計画でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 それと、そういうふうに今後、今回はそういうことで終わって、いずれかは南郷の方に抜けて交通が便利になっていくというようなことを聞いているんですけど、そういうぐあいになってもうたらありがたいんですけど。それと工事に当たりまして、今かぐや姫から別の話ですけれども、かぐや姫から新清掃センターの間に道路工事をしてもらっているんですけども、両側で工事されるとどうしても渋滞を招くと、危険度、事故率が高いと。今後、田原本広陵線の工事でも幅員が広がって、工事するに当たっても発注する段階として、右左より一本を長くして、発注して、こういうぐあいにうまいこと、交通渋滞にならないような発注の仕方でやってもらうことはできるんですか。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご迷惑をおかけしている部分がございますが、乾議員ご指摘がありましたように、いろんな方法が考えられると思います。安全を第一に基本としてやっていかななくてはな

らないという、基本を大事にしたいとは思っておりますので、いろんな今ご指摘いただいたような方法も加えまして、安全を第一にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 それでは、以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 2 : 54 散会)

平成18年第2回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成18年6月19日

平成18年6月19日広陵町議会

第2回定例会会議録（最終日）

平成18年6月19日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 谷 上 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書記 上 田 勝 代

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|--|
| 1 | 議案第28号 広陵町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について |
| | 議案第29号 公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| | 議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第32号 平成18年度広陵町一般会計補正予算（第1号） |
| 2 | 議案第31号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて |
| 3 | 議員提出議案第8号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について |
| 4 | 議員提出議案第9号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書について |
| 5 | 議員提出議案第10号 学童保育事業の「設置・運営基準」の制定を求める意見書について |
| 6 | 議員提出議案第11号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について |

議長 まず日程1番、議案第28号、29号、30号及び32号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果についてを報告願うことにいたします。 総務文教委員長、吉岡君！

総務文教委員長 おはようございます。

総務文教委員会は、本会議において付託されました4議案につきまして、6月13日に委

員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第28号、広陵町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、指定管理者制度の導入において、業者選定委員会の設置の考えはどの質問に、規則で別に定めるとなっており、その内容について設置に向け精査中とのこと、従来の管理委託制度から指定管理者制度へ、官から民への施策の転換をどういうふうに町に生かすかとの質問には、直ちに指定管理者を公募するということではなく、現在広陵町の場合、民間団体との形で、サービス公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会、保育所の福祉会に一部あるいは全部委託している施設について機能が十分生かされているか、民間への移行がいいかどうか、各施設の業務内容も見直す機会ととらえているとの説明を受けましたが、官から民へ移行するという1番の目的は経費の削減ではないか。現状のどこを削減することになるか、民になってサービス向上には不安の方が大きいとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第29号、公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、この制度導入に当たり、収入がある施設とない施設についてどういう取り扱いになるかとの質問に、今回の22カ所の施設には利益の出るものはないが、葛城市のプールの管理運営のように利益に対して割合を決め、業者と自治体が折半されているところもある。一般財源を投入している施設では損失補てんの額を決め募集するなど、施設によって条件がそれぞれ変わってくるとの説明、現在団体に管理委託をしている施設と職員の数については、サン・ワーク、グリーンパレス、西保育園、真美北保育園、さわやかホール、グリーンドームで職員は社会福祉協議会へは3名、サービス公社へ3名を出向している。これらの施設では既に管理委託しているので、9月から直営か指定管理者を指定するか結論を出さなければならない。指定管理者を指定するとなれば8月に臨時議会の開催をお願いしたいとの説明を受けましたが、議案第28号の関連議案であり、住民サービス向上の具体案がなく、低下のおそれもあり、職員の身分保障の面においても反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第30号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについては、窓口業務の職員の休憩時間の確保について、業務に支障がないよう交代で1時間の休憩をとっているとのこと。また、事務所で弁当を広げるのは住民の来客側立場からも、職員の立場からもどうなのかとの質問には、昼食場所については、今後改善を検討していきたいとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第32号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第1号）についてですが、百済今市・広瀬林口の集会場増改築工事予算について、工事請負費から補助金に振りかえになった理由、百済寺公園の用地取得費、移転補償費の根拠について詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第28号、広陵町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

これは、地方自治法の改正でやむを得ないという説明を受けているわけですが、やはりこの指定管理者制度は、今までの公共サービスを大きく変質させていくものになっていきます。この、今回終わりましたけれども、今国会の中でもその後市場化テスト法とか、それから行革の中でも、また新たに法律が通ってきているわけなんですけれども、行革推進法についてはその委員会ですね、市場化テスト法は市場化どんどん進めていく法律らしいですけども、これは財界の日本経団連が強く要望してきた法案が、もう可決されたんですね。

それから市場化テスト法も、推進してきたのは規制改革の民間開放推進会議の議長はオリックス会長というようなことで、国家公務員純減の具体化を検討していたりとか、大体財界主導で、今、公務員の削減、そして業務の切り捨てがされてきているというのが今の状態なんです。そういう部分では、国の方がそういう法律を出してきて、やらなければいけないとはいえ、きちっとした国に対する抗議が必要だと思います。そういう部分では、国が出してきたからということで、出されてきたという点は問題があると思います。

それから、私は総務委員会の中で、たとえどうしてもしなければいけないのであれば、この地方自治法には明記されていますけれども、この目的の中にも公正・適切・平等の原則のもとでそこで提供されるサービスを通して、住民福祉の増進が図られるということを目的に入れてほしいと言いましたが、残念ながらこれについては否定されたわけです。

さらに、今回の条例の中には、第4条の2項にその管理にかかる経費の縮減が図られるものであることということになっていますから、やっぱり財政の縮減が最大の目的であるということは明白でありますから、そうすればどうなるかということは目にわかっているわけです。公共サービスは住民に対するサービスですから、もうかるものではありませんので、そういうところで経費の縮減ということは、もし民間に委託されましたときには、やはりサービスの低下あるいは、そしてそこで働く職員といいますか、従業員といいますか、働く人々の身分保障が不十分になる、これはもう既にそういう事態があちこちで見受けられるわけですから、このような条例には到底賛成することはできません。よって、反対です。

議長 ほかに討論ありませんか。 8番議員！

8番議員 議案28号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

広陵町の公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例ということでございますが、これは地方自治法の改正により、その必要が生じておるということでございます。これのタイムリミットが9月末と聞いております。そこまでに、この条例を制定しておかなければそういうことができないというふうに聞いております。私自身、やはりこれは大枠を決める条例でございますので、まずそれを決めておくと、今これを決めなかったら選択の範囲を狭めてしまうと、結局、直営でしかできないという形になるわけでございます。

ですからその大枠は当然決めておいて、そして個々の問題については指定管理者の指定を、その事業というか、その施設に対して行うときに、それが適切であるのかどうか、それはそのときに十分議論して進めていけばいいと。それすらできないような、この条例を否定するようなことであってはならないと、このように思うわけでございますので、私は、ちょうど9月ということで、この本議会、6月議会で適正ではないかということで賛成いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 一番大事な点は、条例に対する町の考え方、町長の考え方であります。条例、法律が制定され、それに従うというところのものについては種々考え方がありますけれども、まず何よりもその法律に対する考え方がどのようなものを持っているのかということでもあります。そしてそのことを通じて、議員が住民の立場に立った議論を深めていくと、このことが必要であります。そういう点で、今、山本議員は、法律が、地方自治法が改正されてやむを得ないということで賛成されているわけです。その指定管理者にするかどうかは、そのときに態度を決めればよいということですがけれども、そもそもこの条例によって町の考え方が表明されなければならないにかかわらず、本来町は一方では広陵町では指定管理者制度は適切

でないと言いながら、一方では経費の削減その他民間活力を活用するものには有効だという、根本的に矛盾した態度をとっているわけであります。こういうことに対して議会がどのような立場で審議するのかということ抜きにして、議会の責任を全うするということとはできないと思います。

そういう意味で、先ほど松野議員が言ったこの条例及び法律の趣旨、及びその問題点が明らかに、私たちはなっていると思うわけですから、それに対して議員諸公がどういう態度を取るのか、理事者がどういう態度を表明するのかというところの問題を抜きにして、この条例を通すというわけにはまいらないというように思います。矛盾点については、先ほど松野議員が言ったので、再度述べませんが、議会としての審議は町長の法に従う立場と、その法に対する考え方をあいまいな形で今、置いているわけですから、その点についてはきちんとした態度表明が必要であったというように思います。

ちなみに条例では、基本的には公募を行わなければならない、そして第5条は例外規定を三つ設けていて、その場合には公募を取りやめることができるということですが、現実はこの三つの公募において、第3条の規定による申請がなかったとき、2は全条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な団体がなかったとき、3、町長が公の施設の適正な管理を確保するため、特に必要と認めるときというこの三つについては、全く恣意的な運用を強いることになって、条例自体を空文句にさせるということになってしまっているわけですから、この法の不条理が町長の答弁でも出てくるわけですから、私たちは町長のこの問題をもう少し明確に、法の趣旨に対する3万人足らずの自治体の指定管理者という問題については、大きな矛盾をはらんでいる、このことをきっちりと説明すべきであったと思います。

そういう点で議会は、議会として、この法及び条例の矛盾点を明確にする立場を取らないというのは、住民に対する、先ほど松野議員が言った住民福祉の増進に役立つための地方自治体の任務を放棄することになるということで、今の山本議員の賛成討論は賛成討論に当たらないというふうに思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようでございますので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第28号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

それでは次に議案第29号、公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。基本的にはさっきの条例に対する反対理由と同じでございますから、その点は省きます。

さらにこれを具体的に広陵町に当てはめていこうという、そういう条例なんですけれども、結局民間になったら、例えば、具体的に前も言いましたように、図書館の例を出しましたけれども、具体的になってくると深刻に問題がわかってくると思います。さらに一方、町の方も例えば公社の方を委託という形じゃなくて、指定管理者にしていくとなれば、今、公社の方に出向されている職員さんがどうなるのかと、そういう問題も出てくるということもお聞きしておりますが、本当にこの指定管理者制度についてはプラスの部分が、住民にとってプラスの部分がないばかりか、役場の職員さんにとってもプラスの部分がないという条例であるということが明らかになりました。その点は大きな反対の一つとしたいと思います。

さらにいろいろな委員会の議論の中で、ある委員さんが民間とのパートナーシップということいい方向になるということをご期待述べておられましたけれども、今、公務員と民間と癒着しないように、入札とかですね、厳しく線引きをすることが強く求められている中で、どういうパートナーシップを築くことができるのか、私は到底理解できないわけですが、そのような状況になることはさらに一層まずいことになるのではないかと懸念が頭をよぎるわけでありまして。ですから、やはり、今、公務員と民間が違うのは、仕事に対して金銭的な対価を求めないで、本当に住民の役に立つサービス、公共の福祉を増進するということが公務員の仕事であって、民間と全く違う部分なんです。それを民間に渡していくということについては、やっぱりその部分が一番大きな問題になるので、私はやっぱりこの条例について反対をしたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。 8番議員！

8番議員 議案第29号につきましては、賛成の立場から討論いたします。

先ほど議案第28号は、共産党の2名の方を除いて賛成多数で可決されたわけでございます。それに伴う各施設の条例の改正でございます。当然、さきの条例が可決されて、それに伴う条例の改定というのは必要でございますので、当たり前の話ではないかと思えます。

つけ加えて申し上げておきたいと思えます。これは全国で恐らく市町村でこの条例は提案されていると思えます。どこか提案されていないようなところ、あるいは否決されたようなところがあれば、後日教えていただきたいと思えます。

なお、反対することの責任ということは、私は当然あると思うんです。賛成することだけが、賛成者だけが責任を持つべきというのではない、もしこれを反対して否決して、その責任というものも当然あるわけでございますので、ひとつこの辺考えて、議員諸氏よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありませんか。 6番議員！

6番議員 先ほど言ったところの問題について、賛成の議論を本来議会で深めていくということが必要だったというふうに思うんです。私はこの条例で、先ほども言いましたけど、矛盾があると。というのは、公募によって指定管理者を募集しなければならない、こういうのが基本なわけですから、町は指定管理者とする現在の施設で適切などころがないという考え方に基づいているわけですから、条例制定の必要性と、そしてその上位法における町長の態度という問題の、この矛盾を議会がどう対処するのかということだと思えます。

もちろん反対をして、あと理事者及び町が、この上位法についての矛盾、あるいは広陵町での矛盾について明確になされてくれば、その地方自治法にのっとった形での議会の審議が行われることは当たり前だというように思えます。

そういう点で、やはり問題となるところについての議論が深まっていく、これは、今、議会活性化委員会で議論をする必要のある重要なところですけども、そのような議会の討議を強く求めるものであります。

そういう点で先ほどの同様の形で反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。採決します。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第29号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 賛成多数です。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

次に議案第30号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決します。

議案第30号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

次に議案第32号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員!

12番議員 私は総務委員会で保留いたしましたので、ここで態度を明らかにしておきたいと思えます。まず、総務委員会の中では単価の問題、またあるいは経緯の問題等、疑問点もあったわけですが、委員会終わった後から地元の方の状況を確認いたしまして、地元の方はぜひ推進してほしいという、そういうことを確認いたしましたので、賛成をしたいと思えます。

それから、本当に地元の要望ということは大切なことだという認識のもとに賛成するわけですが、今朝も北5丁目の自治会の方で、住民の皆様がアパート建設反対ということで、70人ぐらいでしょうか、集まっておられました。やはり住民の合意ということは、まちづくりの基本ですので、どうか住民の意見を今後も尊重していただく、そういうまちづくりを進めていただくことをお願いして、賛成といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、これにて討論を打ち切ります。採決をいたします。

議案第32号は委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

議長 次に日程2番、議案第31号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにいたします。

厚生委員長、竹村君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました1議案について、6月13日委員会を開き、慎重に審議いたしましたので、その結果について報告いたします。

議案第31号、広陵町廃棄物の処理及び再処理に関する条例の一部を改正することについて、ごみ指定袋を45リットル、30リットル、20リットルの3種類としたことについて、少人数の所帯も考慮して、もう少し小さい袋もあった方がいいのではとの質問に、既に有料化を実施されている周辺自治体の使用実態は、大きい袋が65%、中が30%、小が5%の割合となっており、大きい袋に詰め込んで利用される傾向にあるとのことや、その料金を各45円、30円、20円に設定した根拠についても、周辺自治体の料金体系を精査し、その同じ額での1リットル当たり1円としたこと、また、袋はごみ減量推進委員会や各地域でのプライバシーに関しての要望から半透明を採用することと伺いました。

有料化の実施を11月1日に設定したことについては、建設中の新施設の引き渡しは来年3月1日となっており、そのためことしの12月ごろには試験稼働のスケジュールとなっており、その際には有料化の統一袋で持ち込めるような体制が必要であるとの説明を伺いました。

また、今回のごみ有料化は税の二重取りにはならないかとの質問では、地方自治法第227条、廃棄物及び清掃に関する法律の解釈から、この特定の者に、ごみの排出者が該当するとの認識で、合法である。全国では既に約6割以上もの自治体が有料化しており、今後も有料化の路線がますます全国的に広がっていく状況にあり、税の二重取りには当たらないとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長の報告に対し議案審議をいたします。

議案第31号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて

てを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員！

6番議員 厚生委員会を傍聴させていただいて、このごみ袋有料化についての議論を深めていただいたというふうに思います。そこでなお、矛盾が浮き彫りになったということのように、私は意見を述べられなかったわけですが、その議論を聞いて、その感をより深くしたところであります。

一つはやはりこの問題は、決め方の問題が問われると思います。有料化について、ごみ袋の有料化ぐらいだったら、減量化やまた公平を意図するというので、賛成されている方もおられます。しかし、現実はこの問題を決める方法は、平成11年から12年にかけて1,200名の方にアンケートをされたわけです。そのアンケートの中では、一定分量までは無料化を望まれる方を含めて、かなりの方が反対をされました。これは本会議で数字を挙げていますので、有料化が望ましいという方は、ごく少数だったわけであります。

こういうことから、有料化に対する取り組みは、住民の意見が反映された過程の中で、今までそのままにされてきたわけですが、今回はこの問題を町自体で決めてしまう。こういうことは、住民の意見を聞いて、やはり議論を深めて、その中で、有料にするか無料にするかを含めても、減量化、分別やその他のごみの前進にとってプラスになるという姿勢の中で行われたとは思えない。こういう点で有料化の決め方の過程が不十分であると、こういう点に対して、反対せざるを得ないと思います。

それからもう一つは、税のあり方の問題であります。

これは、山田議員がいみじくも委員会で無理に押しつけても227条しかないかなという思いだと、こういうことでこの内容についての理解を示されました。そして、今、委員長報告では、地方自治法227条とともに廃棄物処理法の例を挙げたわけですが、これはおかしな話だと思います。本会議で町長も述べているように、1999年に今まであった廃棄物処理法の、市町村は収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより手数料を徴収することができるという条例があったんですね。ところが1999年にこれが廃止されているんです。こういう中での税のあり方の問題が問われなければならないのに、わざわざこの廃棄物法の条文も根拠の一つに挙げるのというのは、いかんせん委員会報告としては矛盾

のるつぼにはまる問題だというように思います。

それから、もう一つ問題ですけれども、これは目黒区における検討の背景ということで、確かに全国的に有料化が進んできています。しかし、有料化を進めるに当たって、目黒区でもその他の議論の中で進んでいるところは、一つ特徴的なところは227条に抵触するかどうかというところの意識が相当働いてるんですね。目黒区ではどういう形でこの問題をクリアしているかといえば、これは私はクリアという意味で言ってるわけで、賛成しているわけではありません。区民のごみの分別が非常に進んできた。平成10年には6割強あったものが、14年には8割まで、いわゆる新聞チラシなどの分別が進んだ。その進んだということが定着してきているということからいって、ごみの排出者である区民にとっては、要らなくなったものを、ごみでなく資源として取り扱うオプションが整えられたと考えることができる。そういう点で、前提に立って、だから不要物を出す区民には、いわゆるごみを出さない、出た不要物はごみではなく資源として有効利用するという責任感が課せられていると言える。資源化オプションがあるにもかかわらず、ごみとして排出するものは、応分の負担を求めることが妥当であるという形で、不要物を出すという者に対する有料化の問題でクリアしてるんですね。この目黒区やその他の進んだ自治体ではですよ。それは、前提は分別の作業がずっと進んできたという中での取り扱いなんです。

ところが広陵町でこの問題を議論するに至っても、この問題でのいわゆる227条に抵触しないという議論が進んだとは言えない。なぜかと言えば、不要物を出す者に対しての責任となってくると、先ほど言った紙おむつ、赤ちゃんの紙おむつや、その他の問題についてリサイクルがきちんと行われる過程があるということが、一つの論議になるんです。本会議でも私は、いわゆる責任の公平化といったときに、なぜそしたらどうしても燃焼物として、捨てなければならない方に対する免除やその他の問題が意識されていないのかという議論をしました。しかしそれは答弁されてなかったわけですけれども、こういうところについても、一步踏み込んだとしてもこの部分に対する227条で手数料取るということには適さないんだというのが、私は古い部長や課長の方々から見れば、条例化で取れるということと、その手数料の制度、問題については認識されてるはずだと思うんですね。だからそういう点では、もっと具体的な議論が必要であり、公平化ということに関して言えば、さらに問題点として考えなければならない。

それから全国各地でも、いわゆる山本議員は困窮者という言葉でくくれとおっしゃいましたけど、全国各地で低所得者に対する減免措置という内容がうたわれているんですね。ここ

にも旭川の例の文書を持っているんですけども、それも省きますが、そういう問題に対する税の二重取りということに対しての、いわゆる町の一步下がった認識もあるわけなんです。こういうところについても、結局この条例制定の過程の中でその問題がきちっとまとめてなされていない。厚生委員会が終わった後、町長は生活保護世帯については新たにできる費用については、追加するようになってるはずだというようにおっしゃってましたけども、これは生活保護の権限が町にないということの内容を意識されてなかった結果で、逆に言えば生活保護者については町長はこの費用については負担しようという意識があったのかというように思うわけですけども、そういうような内容であります。

ちなみに、地方自治法第227条について読み上げてみますと、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。228条は、そのためには条例化されなければならないという条文であります。そしてこの中には手数料は特定の者に提供する役務に対してその費用を補うため、または報償として徴収する料金である。特定の者のためにするものとは、身分証明書、印鑑証明、公簿の閲覧と、一私人の要求に基づき、主としてその者の利益のため行う事務を言い、その事務は一私人の利益または行為の、作為不作為のため必要となったものであることを要し、専ら公共団体の行政上の必要のためにする事務については手数料は徴収できない。これは何かと言えば、本会議でも述べたように、ごみの収集義務は、自治体の固有の事務だということになっているところからいって、ここに書かれているように、行政上の必要のためにする事務については手数料は徴収できない、これは行政実例の解説であります。

さらにこの地方分権一括法が制定された後の内容も、これは逐条地方自治法の文書ですけども書かれています。それは別に問題はないので省いておきます。

さらにわざわざ公共団体の事務であって、特定のための事務でないという理由で、手数料の徴収ができない例として次のようなものがある。これは国民保険受領証の再交付手数料は取ってないですね、自治体も。あるいはまた、その他例示された形で行政実例で挙がっております。

こういうところからいっても、227条の法律から、手数料、ごみ収集手数料を取るという論理には当たらないということでもあります。こういうような内容は、各自治体でも意識されている要求の中で、国が後押しをして手数料を取れということの状況が広がっていった中で、この問題が出てきたというわけであります。

そういう点で私はもっとこの問題については、住民の意見を集約して、やるということに

なれば住民の意見を集約して行っていく。あるいはそのことの姿勢抜きにして、税の二重取りというのは、非常に困難な問題だというように思うわけであります。この各地でもやっているわけですが、いわゆる市民意見公募、パブリックコメントの結果についてとかですね、これは各地でこのごみ手数料をやる場合に、住民の意見を相当形成しながら、繰り返し繰り返し分別やその他やりながらやっていると、これは一自治体の例ですけれども、藤沢市廃棄物減量等推進審議会の中であります。これについても、これはインターネットで各地でやっている内容でありますので、簡単に手に入る問題であります。

そういうことも含めて、この手数料の問題について、徴収するという根拠というのは私はないと思います。強引にやろうとする場合については、やっぱり住民の意見をもっともっと聞いた中でやっていくと、こういうことがさらに必要であったというように思います。

それからやっぱり各自治体でも悩んでいるのは、排出者責任を明確にしていくということですね。事業系ごみの問題であります。事業系ごみの問題についても、この審議の中で一定議論が出たわけですが、私はこの条例の中で有料化するという場合についての、一方の議論として明確にさせる必要があるというように思います。

それから負担の公平という点については、税の関係で、一定量無料が町のいわゆる手数料を取るという論理に立った場合でも基本的な考え方として、とらなければならない立場だというように思うんです。それが先ほど言った不要物の排出者責任というところで、一定ごみ袋の無料化というものを、そこでクリアしている自治体が非常に多いということが、その論理であります。こういうことの問題が、やっぱり実行するに当たってもできていっていると。

もう一つは、やっぱり何と言っても不法投棄がふえると。これは2, 300万円の実質利益が上がる、利益というか利益ですね、上がるとおっしゃっているわけであります。ところがこれの使い道についての議論というのは、結局は現在の新しい焼却場の大きな費用負担の一環に使われていくと、あるいはまた不法投棄にさらに使わなければならない事態に生じてくるわけです。

こういうようなことからいっても、私は有料化するとしても、もっと町民の議論を深める中で分別の徹底、そしていわゆる不要物の排出の軽減などの意識を今まで以上に行っていくべきだというように思います。それが町の不十分な、ごみ袋手数料を取るに当たっての取るべき態度であったというように思います。そういう問題を含めて、この中身の問題で、やはり一番大きな問題は、低所得者やまた負担の公平という観点からいっても、免れない負担をされる方々に対する配慮という点も欠落しているというのが決定的な問題だというように思

います。そういう点で、この有料化については、まだ十分に熟していなかったと言わざるを得ないと思います。そしてさらに、11月までに町民に徹底できるのかという質問も厚生委員会ではあったわけですが、それについての努力するということがありますが、そのタイムスケジュールについても、具体的にこの条文が通ってからということであったわけですから、私はそういう点では、11月という点で本当に徹底しようとする事になれば、分別収集の問題についても、大きな問題がかかってきます。厚生委員会でその他プラについての有料化について、疑問の声も上がりました。これはなぜかと言えば、プラも有料化の袋にする、結局は生ごみの中に入れていくということになれば、町が目指すいわゆるRDF炭化のところでの、その他プラを排除していくという姿勢に根本的に抵触するわけなんです。どちらも有料化であれば生ごみに入れていくという流れが生じてしまうと、こういう点について町も、その点については議論をしたとおっしゃっているわけですが、結局はRDF炭化の施設に生ごみ、その他プラを入れていくという装置が備わってしまった可能性があると言わざるを得ないということでも、町の議論について不十分だというふうに思います。

そういう意味で反対いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

2番議員 長々といろんな反対論をいただきまして、ありがとうございます。

私は簡単に賛成討論といたします。議案第31号につきましては、賛成の立場で討論いたします。

私はごみ指定袋有料化のこの条例に賛成いたします。一口にごみと言いましても、生ごみ、粗大ごみ、缶、瓶、ペットボトル、新聞紙、段ボール、雑誌及び紙類、古着等、牛乳パック、トレイ、その他プラスチック、乾電池、蛍光灯、割れ物等とありますが、これらのうち、リサイクル素材は一部は拠点改修で、指定の場所等、またはスーパー等に持っていく、また子供会、老人会、婦人会、PTA等が行う資源リサイクルに頼むのもあります。これらの分別収集に対して、町は十分とは言えないまでも、受け皿を持って実行してこられたと思います。住民はもっともっと努力して、この分別を実行すれば、ごみは必ず減ると思います。

広陵町にあっては、ごみの収集からの処理費用は1キログラムに約46円かかり、今回は住民の皆様に負担していただくのは、9分の1程度だと聞いておりますので、キロ単価5円ぐらいでしょうか、約3,500万円程度の費用を住民の皆様に負担してもらうわけですから、これが1回1割、2割、3割と減量できれば、極端に5割だとすれば節減分は約2億5,000万円程度になります。この経費の節減と手数料収入等を合わすと、まだ多くなると思

いますので、かなりの経済効果を生み出すことができるものと思います。分別が進むことで新聞紙、段ボールなどのリサイクル資源による収入源もあるはずで。

もちろん問題があります。人件費は削減できるだろう。機械や設備の償却費は、修理費はどうか。それに減量といってもごみの量も時には減ったりふえたりしますから、人も機械も減らすわけにはいかないなどと、しかし可能性があるわけですから、行政は工夫、努力しなければならぬと思います。ほかに財源を見出せない中、大事なお金ではないでしょうか。ごみの減量化、資源のリサイクル、そして負担の公平さという点、これは私は行政に言ってもらいたいんです。住民の皆様にご理解、ご協力をいただきたいとお願いするものであります。

以上、賛成討論といたします。

先ほどから、低所得という言葉と新清掃センターという問題が出ておりますが、低所得者というのは、前回の本会議にも出ましたけども、私は低所得者という人は車に乗ったり、本当にそれに乗らないで税金を納められないのなら生活、山本議員がおっしゃったように生活困窮者とかえるのがしかりだと思えます。

それで賛成討論を終わります。

議長 ほかにありませんか。 12番議員！

12番議員 詳しく賛成討論していただきましたけれども、理論的には全く賛成の内容にはなっていないと思えます。

まず、簡単なところ、最後に言われた困窮者の問題は、前の本会議で山本議員が指摘をされたので、私もその後は困窮者と置き換えておりますし、今回の反対討論で、今も寺前議員も困窮者と言っておりますので、その点については、松浦議員、ちゃんにご理解をしておいていただきたいと思えます。困窮者って言ったな、最初な。うん。（「どっかのところは低所得者と書いてると意味や」の声あり）

議長 続けてください。

12番議員 基本的にはそういう形で、低所得者と困窮者の違いというのは余りないと思うけれども、でもその方が正確かなと思うので、今後、困窮者と言うように努力していきたいと思えます。

それから、本論の方になるわけですが、ごみといってもいろいろリサイクル量はあって、リサイクルの方の部分については無料なんだということで、分別すれば必ずごみが減ると、極端に言えば2分の1に減ると、とんでもないんですよ。分別が、特にペットボトルはプラ

スティックで別に分別するようになりました。それが始まってから逆に、ペットボトルはごみ量が大幅増大しているんですね。そういう形で言えば、分別すればごみは必ず減るということにはならない。努力できるのは、生ごみで家庭から出す生ごみを減らそうということは、努力の中でできると思うんですが、それ以外の包装、容器包装ごみとか、またプラスチックとかは、各個人が努力しても、そういう商品を企業はどんどん生産するわけですから減らすことはできません。だからこれを減らそうとすれば、生産者のところでストップをしていく方法が大幅大事なんですけども、そのところが欠落しているわけですね、政策的に。リターナブル方式でやればいいのに、最近ビールもワンウェイスタイルになってきていますし、これはごみ減量化、環境問題に大幅逆行するなというふうに私は思います。

それと先ほどのペットボトルにおきましても、リサイクル始まってから、大きさサイズがどんなサイズでも出せるようになって、今、小さいの持ちやすいものですから、もっとペットボトルの利用がふえて、ごみがふえているわけですから、そういう部分の生産者の責任をもっときちっと明確にしていくということが、まずもってごみの減量には最大の効果を生むということをご理解をしていただきたいと思います。

それから生ごみも有料化にして減るかという、そうではないんです。前も五條の例を出して言いましたけれども、これは町長の方でもごみの減量化ということを理由に挙げることでできないということを確認しておりますので、まだいまだに松浦議員が、有料化によってごみが極端に言えば2分の1までなるかもしれない、そんな夢みたいな賛成討論はあり得ないということを指摘したいと思います。

それから、先ほど寺前議員が227条の地方自治法の件を言いましたけれども、これはやはり別法で条例をつくれれば大丈夫だという、そういう説を流しておられる方もいらっしゃるんですけども、この問題については条例化をすることそのものも違法性が強いということは、指摘をせざるを得ないわけですね。227条に抵触するから条例をつくることはおかしいと、違法性があるということなんです。これは先ほど寺前議員もかなり言いましたので、繰り返しませんけれども、環境省はそういう形で有料化を進めてるけれども、総務省はこの問題に関しては従前どおりの方針をとっていて、環境省の有料化についてそれは正しいとか認めるということは一切しておりませんから、だから今も厳然としてこの状況では、いやいや総務省の方で確認してるんですね。どういうふうに言っているかといいますと、この227条に、本書いてある方なんですけれども、この方が環境省の言っていることおかしいので、総務省に行かれましたら、どう言ってたかな、どっかに書いてましたが、環境省はそうやっ

て言っているが、ありました、環境省K氏の論理に同意したか否かを尋ねたら、総務省のN氏は、総務省としては自治課長、昭和24年3月14日回答以外のことは一切申し上げていないということです、これは政府の方でも重大な矛盾をはらんでいるということも、指摘をせざるを得ない、こういう状況になっているわけですね。

このごみ問題を本当に解決しようとするれば、ものの流れとお金の流れを一致、整合性持たせなきゃいけないんですが、ものが手に入ったらお金が出ていく、だから行き来があるわけですけれども、ごみの方はごみをほってお金も出すということですから、これはものとお金の流れが全くバランスがとれない、おかしい状況になっているわけですから不法投棄も出てくるんですね。ですからこれを解決しようと思ったら、やはり拡大生産者責任をきちっとやっていくということが大事です。それと先ほど言いましたように、企業の方でもリターナブル制度とか、ペットボトルのサイズとか、排出の禁止とか、そういう形できちっとやっていかないと、我々広陵町住民は本当に一生懸命皆さん努力しているのに、そしてごみを一生懸命減らすように努力しているのに、絶対に減らすことできないということですから、この有料化によってごみを減量化しようという松浦議員の論理は全く破綻しているということを指摘して、反対いたします。

議長 ほかに。 1番議員！

1番議員 議案第31号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思っています。

先ほど寺前議員の方から、この料金改定について決め方に問題があると、そして平成12年のアンケートをもとに、いろいろ述べられました。そのときはこの有料化について、反対化が多かったとの数字を示されたわけではありますが、やはり今、平成12年といえば今から6年前であります。今の広陵町の環境と大分差があるのではないかと。そのときから見ると、そりゃごみの有料化、無料化、それは有料化の方は要らんというのが圧倒的な数字ではなかったかなと思っています。しかし、今、地元合意、私たちの地元、広瀬、古寺、中、百済等々の4カ大字とこうした協定を結ぶにつれて、やはりこの大きく毎日毎日建物が建つ環境を見ると、やはりごみを処理するには金が要ることが第一だと思っています。それだけにやはり私たちも無料化の方がいいに決まっているわけではありますが、こうした多額の町民の皆さんに負担していただくのには、少しでもごみのこの公平化等を含めて、この有料化についてお話ししたところ、やむを得ないのではないかと、それはやはり金額においても、周りの市町村等々見てもこれぐらいだったら納得できるのではないかとという話も

ありまして、こうした私たちもこの議案について苦慮した結果、賛成をさせていただいたところでもあります。

それから、新清掃センターの建設の工程も順調に進んでいるようで、来年春には試運転で、いよいよ本格的に動き出そうとしている、この新清掃センターに多くのお金を投資させていただいている町民の皆様に感謝したいと思っていますのであります。

広陵町においても、周辺地域も何が一番の関心事かと言えば、この新清掃センターが安全で安心して環境に優しく動くことだと思われています。先日、我々、町民の代表と現場を見学させていただいて、強く皆が感じられたことであり、またごみの減量にもっともっと協力をしなければならないということも、話の中で出ていたことを報告させていただいておきたいと思っています。

反対討論の中に、有料化には税金処理されているので税の二重取りになるとか、家庭によってごみ質が違い重さで判断できない。三つ、有料化で減ってもまたふえると。四つ、有料化の法的根拠も問う声もあるようであるがどうかとの疑問も、委員会で私は質疑をやってきたところでもあります。地方自治法は、有料化を導入する自治体は条例で定めなければならないとしている。自治体が有料化の法的根拠としてきたのが、廃棄物処理法の町の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を定めることができる、第6条の2第6項とする規定でしたが、しかし2000年に地方分権を進める観点から、この項目は削除され、自治体は地方自治法の町の事務で特定のためにするものにつき、手数料を徴収することができる、第227条で行うことができる。今、共産党の議員のおっしゃったこの第227条であります。有料化に反対する側からのごみ手数料は全員から取るのだから、特定の者からの徴収を定めたこの条文は適用できないとの主張、今もおっしゃいました。

地方自治法を所管する総務省は、何が特定な者に当たるかは、個々の自治体が判断すること。廃棄物処理法が手数料の徴収を禁止していない限り、自治体が条例を定めることに問題はないとの説明を、地方行政課がしているのであります。こうしたことも含め、町もこれを採用して、今、条例化しているようであります。単純重量制を導入して、期待できる効果として、一つ、ごみ管理の公平化に結びつく。二つ、ごみ分別の徹底に結びつく。三つ、ごみ減量の推進に結びつく、四つ、ごみ収集の安全化に結びつく、五つ、ごみステーションの美観の確保に結びつくことが期待される効果として挙げられておるのであります。

また、有料化するときには住民に情報を公開し、情報を得る。二つ、減量効果のある施策を行う。三つ、事業系ごみの料金や処理体制を見直す。四つ、有料化で町に入ったお金の使

い道、透明化など検討するように、委員会で質問し回答を得たところであります。そして、委員会としても了解をしたところであります。委員会でいろいろ質問した点を理事者側が真摯に受け、頑張ってもらうことを希望して、賛成としたいと思っています。

なお、低所得者の軽減については、有料化に、（「生活困窮者言わな、松浦さん言うとなやない」の声あり）困窮者の軽減については、有料化に伴っての効果をも5点提示し、町民の義務としての責務を全うしてもらいたいと思うし、軽減についても生活保護を受けてる人も少人数であり、1所帯についても少額であると思っています。今は考えることもないと思っています。これから将来のこともあり、こうしたことは動きながら考えてもよいと思っておりますので、この点についてもいろいろ質疑してまいったところでございます。

ですから、結果としてこの議案に対しては賛成いたします。

以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論をこれにて打ち切ります。採決をいたします。

本案に反対者がおりますので、起立により採決します。

議案第31号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立多数であります。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議 長 それでは次に日程3番、議員提出議案第8号、脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書については、山田君から提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 それでは本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いいたします。 山田君！

1番議員 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書であります。朗読をもって、趣旨説明とさせていただきたいと思っています。

まず初めに、脳脊髄液減少症について、どんなものか。脳脊髄液減少症についてはどういふものか、ちょっと説明させていただきたいと思います。脳脊髄液減少症とは、脳や脊髄の周囲を循環している脳脊髄液が強い障害を受けることによって、これらを包んでいる硬膜から漏れ出し、その結果、脳が沈み、頭痛やめまい、思考力低下、倦怠感など種々の症状を引

き起こす病気であります。起立すると症状が強くなり、横になると和らぐ特徴がある。この脳脊髄液減少症は、以前は低髄液圧症候群と呼ばれていたが、低髄液圧ではない患者もあり、最近では脳脊髄液が漏れ出て減少することが本体であることから、脳脊髄液減少症と呼ばれるようになったようでございます。

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって、脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感、疲労感等々のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性の、いわゆるむち打ち症の原因として注目されております。

しかし、この病気はこれまで原因が特定されていない場合が多く、なまけ病、あるいは精神的なものだと判断されたため、患者の肉体的、精神的苦痛はもとより、患者は家族等の苦労も計り知れなかった。近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより、新しい診断法、治療法、ブラッドバッチ療法などの重要性が報告されている。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつある。長年苦しんできた患者にとって、このことは大きな光明となっている。しかしながらこの病気の一般の認知度はまだまだ低く、患者数など実態も明らかになっていない。また全国的に、この診断、治療を行う医療機関が少ないため、患者、家族等は大変な苦労を強いられている。よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

一つ、交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者、脳脊髄液減少症患者の実態調査を実施するとともに、患者、家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。

二つ、脳脊髄液減少症について、さらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドバッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。

三つ、脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドバッチ療法等の新しい治療法に対して、早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り採決いたします。

議員提出議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長 次に日程4番、議員提出議案第9号、教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書については、松野君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。朗読させます。

局長 朗読。

議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。松野さん！

12番議員 では、提案をさせていただきたいと思います。

この教育基本法は、今国会16日に閉じたわけですが、その中では継続審議ということになっておりますので、ぜひこの広陵町議会の中で、廃案を求める意見書を可決していただきますように、まず最初をお願いをしておきたいと思います。

今回、とりあえず意見書の方を読ませていただきます。

本年4月28日、政府は教育基本法改正法案（以下法案）を閣議決定し、国会に提出しました。今、状況これ変わってます。この反対の、次①から行きます。法案は徹底した平和主義と、個人の尊重を基本とする日本国憲法に真っ向から反しているわけです。本案は教育の目標として、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を養うことを明記しています。法案の方では2条の5項です。これは教育現場において、愛国心の押しつけを行うことの公式な宣言であり、戦争する国づくりを目指す改憲を先取りするものです。のみならず、愛国心を押しつける教育は、現憲法が保障する国民の内心の自由を侵害するものです。しかも法案は、現行法前文の憲法の理想の実現は、根本において教育の力に待つべきであるとの文言を削除して、平和憲法と一体の関係を断ち切っています。そして現行法前文が、真理と平和を希求する人間の育成を期するとしていたのを、真理と正義を希求し、公共の精神をたっとび豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するに変更し、かつ現行法1条の教育の目的から個人の価値をたっとびという文言を削除しています。正義の名のもとに行われる戦争

を肯定して、個人の価値よりも公益や国益を重んじる立場を明確にするものです。

二つ目は、法案は義務教育の基本理念である平等や機会均等を変質させ、能力主義の徹底や、競争のさらなる激化に道を開くものです。法案は、義務教育について9年間という文言を削除して、法律による義務教育の複線化や期間の弾力化に道を開くものとなっています。

三つ目、法案は教育の主人公を国民から国家に切りかえ、国家が教育に介入し、統制することに道を開くものです。法案は現行法10条1項の教育は国民全体に対し、直接の責任を持って行われるべきものであるとの文言を削除し、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであるとしました。その上で国が教育に関する施策を総合的に策定し、実施するものと規定しています。そして政府及び地方公共団体に対して、教育振興基本計画の策定を義務づけています。行政の責務権限を一気に拡大するものであり、日の丸、君が代の強制に代表されるような、行政による教育への介入、統制に拍車をかけるものです。

主にはこういう反対の理由で、教育基本法の改正案には廃案を求めるものなのですが、今、条文の方なかなか解釈が変わったというか、解釈が難しいかというふうに思いますけれども、現実に日の丸、君が代の掲揚そして斉唱については、今、罰則までつけ加えてやっているという、大変重大な自由の侵害、内心の自由を侵害することが、国が中心になって地方の自治体に押しつけてきている。これはもう皆さんの目に見えている、十分に目に見えているところなんですね。こういう形で、内心をどんどん変化させていって、前回世界大戦が行われたわけですから、内心の自由を保障するということは、平和を守ることにも大変重大な問題なんです。ところが今このような形で、戦前と同じようなやり方が教育介入されてきていることに対して、大変大きな危惧を覚えるものです。

とりわけ、国家の介入というところでは重大問題なんですけれども、日本教育法学会というものが、私も初めて知りましたが、この学会が5月30日に国会内で記者会見をして、教育基本法改悪法案の廃案を求める会長声明を発表したそうです。この学会というのは、教育学者とか法学者など600人で構成していて、それでこの会の総会で、この会長声明を、廃案を求める会長声明を採択したということなんですけれども、このような日本教育法学会が政府に対して、このような声明を出したことはいまだかつて一度もなかったんですが、今回はもう本当に大きな不安だということを出しているんですけども、この中で一番重大なのは、法律の力によって教育を統制しようという思考があらわれていると、これは見過ごすことのできない大変な重大な問題であるということを指摘をしているわけです。

そして、学問的に見てもこの改正案は妥当ではないと、だから学会としては純粋に学問的

に見ても、重大な問題があるので放置できないということを言っているんですね。教育の秩序から自由と平等がなくなってしまう、内心の自由を拘束し、そして国家介入が行われたら、今、自由と平等がなくなってしまう。そういう教育が押しつけられていったら、この先、日本の国がどうなるかは本当に暗たんたるものであるということは、今でも皆さんご理解できるのではないかと思います。

そして、長野県内ではこの教育基本法改悪に対する運動が本当に大きくなってきているわけです。幾つかの議会でこの廃案を求める意見書とか、いろんな意見書が採択をされてきているという、こういう状況があります。しかし残念ながら、これはどこの町でしょうか、長野県の富士見町では、これは富士見町じゃないかな、どこの議会ででしょうか、いろんな文教委員会の中で、これは読んだらわかるんですけども、いやいやそれで、わかった、公明党だけが反対の討論をしたと、教育長が、教育委員長でもおかしいということもいうような状況の中で、自民党も賛成しているにもかかわらず、長野県ではあちこちで公明党だけがこのような意見書に反対しているという状況があるそうです。ですから、公明党以外の皆さんは十分にわかったと、山田議員もおっしゃってますので、理解をしていただける範囲だと思います。そして、広陵町の安田教育長は、長く教職の現場にも携わっておられまして、本当に良心的に教育行政をなさってきたというふうに思いますが、恐らく立場的に声には出せないけれども、大変胸を痛めていただいているのではないかというふうに推測をいたしております。ですから、ぜひ皆さん、今回の廃案を求めるこの意見書に賛成をしていただきますように、よろしく願いをいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、討論に入ります。討論ありませんか。 3番議員！

3番議員 意見書に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

現行の教育基本法は、前文と11条からなる簡潔な法律でございますが、教育の憲法とも言われる重要な法律であり、改正には慎重な議論が求められてきました。このため、1947年の施行以来、一度も改正されていませんでしたが、約60年がたち、高校や大学への進学率は飛躍的に上昇、さらに不登校や学級崩壊、児童虐待、ニート、フリーターの増加など、青少年を取り巻く社会環境と教育現場が大きく変わったため、新時代に即応した教育基本法を目指し、全面的に見直すことになりました。これまで2000年には、首相の私的諮問機関、教育改革国民会議が基本法見直しを含む17項目を提言、中央教育審議会も改正すべき

との答申を2003年3月にまとめました。これを受け、拙速な判断を避けるために、与党で約3年間の議論を経て作成された最終報告に沿って、政府の教育基本法案がまとめられました。前文と全18条で構成される教育基本法案は、現行法の骨格となる理念は堅持しつつ、時代の変化に対応した新しい項目を盛り込んだのが最大の特徴です。

公明党は、現行法のうたう個人の尊厳や、人格の完成などの理念を高く評価、また国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を三原則とする憲法を、普遍的で優れたものとして基本法との関係を明確に位置づける憲法にのっとりという表現も、現続させるよう主張してきました。

改正案では、こうした理念は堅持しつつ、教育の目標の条文では勤労や公共の精神、生命の尊重、自然や環境との共生などの概念が反映されています。さらに生涯学習の理念、大学、私立学校、教員、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力、教育振興基本法の八つの条文が盛り込まれました。いずれも教育の現在の課題を明確に位置づけしたものです。義務教育については、将来の社会状況の変化に対応できるよう、9年の年限規定を削除しました。また、教育の機会均等の条文では、障害者への配慮を明記するとともに、政府として教育振興の施策を総合的に推進するための教育振興基本計画を策定するよう規定されています。生涯学習では超高齢社会の到来も見据え、あらゆる機会、場所で学習ができ、その経過を生かすことができる社会の構築を掲げ、大学は学術の中心として専門性を高めるとともに、成果を社会に還元することが盛り込まれました。家庭教育については、父母など保護者の第一義責任がうたわれています。教育の理念を示す教育法としては、将来の教育改革に十分対応できるものだと言えます。

公明党は、教育は国家のためという手段ではなく、人格を完成させるという目的であるとの観点から、教育法改正に取り組んできました。このため、戦前の軍国主義、国家主義を想起させるものではないよう、強く訴えました。与党内で検討を重ねてきた結果、焦点となっていた愛国心をめぐる表記については、国の3要素である国土、国民、統治機構の中で、法案で言う国の概念には、統治機構は含まないということが共通認識として熟成されました。こうしたことから、法案では伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うという表現になりました。国家主義な意味合いが強くなるネーションステートではなく、カントリーに近い国の表現とすることで、国家主義の懸念は払拭できたと考えております。

ですので、今の松野議員の意見書については、反対いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。討論がありますか。 6 番議員！

6 番議員 今述べられたところで、非常に大きな問題は、一つは教育基本法が制定されて以来、1947年に制定されて以来、一度も改正されていないということを挙げられています。しかし、教育基本法の本来の目的の条文が風化した、あるいはまた今の時代に合っていないということの意見はどこからも出ていないんです。それを、わざわざ一度も改正していないということを強調されている。そしてもう一つは、社会の大きな変化というのは、これは当然であります。時代が変われば変化がしていく、当たり前のことでありまして、それを全面的に理解をするということについて、教育基本法と現在改正しようとする教育基本法との関係を一切述べていない。こういうところも問題であります。

それから何よりも、個人の尊厳と人格の完成を目標としているところについては、何ら揺らぎがない。公明党はそのことをやってきたと言っているわけですが、一つの改正の大きな問題点が、いわゆる個人の尊厳の条項であります。これが大きく変化されようとしているのが、今回の教育基本法改正の目玉の一つだと言っても言い過ぎではないのに、このことを取り上げている。人格の完成についても同様であります。これは現在、世界的にも、教育の問題に取り組む場合に、日本の教育基本法を見本にするというように流れが大きく出ています。その一つが個人の尊厳と人格の完成という、その記述であります。こういうことを考えていくと、一方で公明党はその言葉をちらつかせているわけですが、基本的な改正案に対する問題が含まれていないというところを無視した形で賛成討論を行っているのが、賛成の特徴であります。

一つは国家とは何かというところで先ほどいわゆる愛国心との関係で、伝統と文化を尊重し、それを育てていた我が国と郷土を愛するという言葉に変えさせたということをおっしゃっているわけですが、これについても、結局はこの言葉がどのように使われるかということに対して、大きな懸念が出ています。

それは、これはことしの6月8日の朝日新聞で、国家とは何かというところの、いわゆる議論が行われているわけなんです。この中で、民族、国民がせめぎ合うという形で述べられていて、郷土あるいは愛国心との関係ということと言うと、結局は公明党の言っている問題は、要は突き詰めていけば、条文のその他の条項、教育の目標のところの部分や、あるいは前文のところ、公共の精神をとうとび、伝統を継承し新しい文化の創造を目指す日本国憲法の精神にのっとりという、この言葉の中に載せられていることを考えると、一目瞭然になってまいります。そういうところの部分について、その他については本来的な言葉をかえて

いるところが多いわけなんですね。結局は、変えたのは前文と1条、教育の目的、それから教育の方針の第2条、そして教育、第10条ですね、これも非常に大切な条文だと言われています。先ほど言った個人の尊厳という問題の部分で出てくる中で言えば、不当な支配ということはおっしゃっているわけなんですから、これを法律及び他の法律に定めるところによりということに置きかえているんですね。個人の尊厳と人格の完成という問題に対して、法で規定していない問題をこの改正案は法律によって何事もできるというように改めてしまったんです。こういうところの部分というのは、先ほど山村議員が言っている中身とは大きな矛盾を来しているんです。これは教育、法律によってすべてが実行できるということになったんですね。このところでは第10条は、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して責任を負って行われるべきものであるということ、この意見書の中身に書かれてあるような問題であります。ところが改正はそのような形を全く投げ捨ててしまっている。法律によってやられるということでは、憲法及び準憲法というように山村議員もおっしゃったわけですから、法律によってそれがすべてやられるということであれば、準憲法的な要素というのはいないでしょう。そういうような内容であります。こういう問題がかかわられている問題について、なお強引にこの、いわゆる基本法については、憲法を遵守しているようにおっしゃっているわけなんですから、私たちは一例としてこういう内容を説明しておきたいと思うんです。

一つは、教育基本法の9条の改悪の問題は、教育は不当な支配に屈せず、直接人間対人間の関係において、責任を負って行われるべきだという根本を大きく改変するものになっているんですね。

もう一つは、先ほどから出ている国を愛する態度を盛り込まれていると、これは先ほど言ったように、国を愛する心というのは私たちも否定してないんです。当然国を愛すること、愛国心というのは、私たちの中にもあるわけですから、この問題について踏み込んで、いわゆる内心の自由に踏み込んで条文化することの問題点は何なのかということが、過去も現在も問われているにもかかわらず、教育基本法は一度も改正されなかったからこういうところについても見直す必要があるんだという言い分であります。

ちなみに共産党が、市民道徳の10カ条ということを提案した中で、その一つの中に、他国を敵視したり、他民族を蔑視するのではなく、真の愛国心と諸民族友好の精神を培うと、こういう形で私たちは、国民にとっての道徳心、市民道徳の問題について提案をしています。これは現在の教育基本法の精神から当然出てくるものであって、法律によってそれをつくり

変えていくという代物ではないんだということのあらわれであります。そういうこともつけ加えておきたいと思います。

それから先ほど言った愛国心の問題で言えば、国家主義の懸念を払拭しているというようにおっしゃっているんですけども、実際にこれは毎日新聞の広島版ですね、教育基本法改正に伴うシンポジウムが行われて、この中で、同法案に我が国と郷土を愛する態度を養うとの文言が盛り込まれたことに関連して、県内の公立学校で君が代斉唱時に起立しなかった教職員が、県教育委員会で処分される問題に触れて、起立してる人を邪魔してはいけないのと同様、起立していない人を邪魔してはいけない、多様性を求めることが大事だと話している問題が、新聞で紹介されてるんですね。

これは何かと言えば、先ほどの言った個人の尊厳という問題に対して、今度はこの郷土を愛する心と、いわゆるこの部分が、国と郷土を愛する心という部分が、先ほど国家とは何かという問題で議論がなされているんですけども、わざわざ、いわゆる支配機構の類型に、範疇に入らないということをやわざわざ述べているにかかわらず、この条文の全体はそのことを否定しているんです、全体は。そういうことがあなたが今言ったそういう個々一つ一つの問題の中身を、いわゆるごまかすために用いてる言葉にしかすぎないというように思います。

そういう内容の一つは、5月26日にテレビの生中継が廃止になった、行われなかったときの自民党の議員がどういう質問をしているかという、戦前では修身科という正式の教科として、きちんと道徳を教えていた。教育勅語は実に自由で寛容、平等主義でかつ謙虚、教育勅語を参考にして新しい道徳律を。こういうことを、この改正案に対する取り組みの重要な問題として質問してるんですね。こういう問題について出てくる余地というのは、今回の教育基本法の改正案なわけでありまして。こういうようなことを実際に述べている問題を、先ほどいろいろな条文を引用しながら言っているわけですけども、基本法の中身には全く触れられていないと言わざるを得ません。

そういう点で、ここの意見書の提案されている部分をもう一度読んでいただいて、ここの問題についての具体的な議論をやっていただいて、この問題に対するかみ合った議論の中で賛成する立場を表明していただくならば、そのことを表明していただきたかったわけでありまして。もしそれが不十分というなれば、次に賛成する山田議員の答弁にも出てくるでしょうけれども、残念ながら私たちはこれ以上の賛成討論、反対の意見が出てきますが、賛成討論ができないわけですが、そういう点で私は先ほど言った現憲法を完全に継承しているということや、また個人の尊厳と人格の完成という問題を言っているということに対しての大きな

問題があるんだということをつけ加えておきたいと思います。

それから最後に実際にこの中で、前文の中で出ている問題は、日本国憲法で、民主的で個性豊かな文化の創造を目指すというところについては、公共の精神をとうとびというような改正案になっているということとか、また個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないという、この第1条の目的の部分でも先ほどとは裏腹に、意見書にも述べているところですが、部分が無視されています。人格の完成という言葉は残ったわけですが、先ほどこの後の分は無視されているということもあわせて、条文の逐条解釈にはならないわけですが、述べておきたいと思います。それから。

議長 寺前議員、何回も同じことの繰り返しの討論になってますのでね、時間もありませんから、適当にきちっとまとめて、反対のいわゆる、それも賛成討論も終わってますよ、もう。

6番議員 それから、先ほど出てきた教育基本法、教育振興基本計画第17条ですが、これについては、これに対応する問題は、先ほど言った教育の目的を遂行するために、必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならないという第10条の目的が、今度は基本計画、これは先ほど言った法律にすべてが決められるという内容をここに写しているわけですが、要はいわゆる基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、考慮しなければならないという、こういう内容で、基本計画で現在の指導要綱や現実に講師の教育権を侵す内容を、今度はどうどうと法律で実行しようとするものになっております。

それから最後に言っておきますけれども、憲法の解釈の問題で言えば、最高裁判決があります。最高裁判決ではこの問題でどのように言っているかということと教育養成機関が、これらの教育する場において、教育基本法第10条に言う不当な支配ということに対する問題も述べられております。これは教育基本法改正批判という形で、日本教育法学会が編さんして、その流れを今述べてきた問題ですので省きますけれども、現実問題として先ほど山村議員が文書を読み上げられた内容についても、その重要な部分が示されています。こういう点について、私は公明党がもっとしっかりと現憲法と教育基本法の改正の必要性があるならば、どこが必要なのかということを書いてやるべきであって、この改正案の中身が具体的に変わっているということを書いて、基本原理だけを言っているということについては、非常に説明が不十分、かつこの改正案のその目的を隠していると言わざるを得ませんので、そのこともつけ加えて、意見書採択に同意することを提案したいと思います。

議長 ほかに。討論ありませんか。 8番議員！

8 番議員 私はこれに反対の立場から討論いたします。

長々とやっていただきましたが、できたのが47年ということですから、昭和22年ですね、これね。23年は憲法発布ですか。だから多分同時にこれはできていると、憲法と同時にできていると思うんですよ。そしたらあの時分は、学校の先生、教育の先生とか、昔の軍隊による支配によって、その教育を行った。それで戦争に負けた。そのときには物すごい反省があったと思うんです、先生方に。大変なことをしてしまったと、子供に対して。そういう反省からできた。そして、やはりどんな国を治めるにしたかて、教育を支配する、これは当たり前なことなんです。これもできたのはマッカーサーがやったんだと思いますよ、僕は。

（「これは完全に違いますよ」の声あり）だから、そういう手続はそうしてるけれども、占領時代の話、だからそういうときに出された問題。だからこれ、マッカーサーもまず教育を支配しなきゃならんということでやった。

それともう一つは、共産党ほんまに国のことを言うてますけど、国家、国民、国民と言うてますけど、一番教育を支配しているのはどこか言うたら、共産主義国家なんです、違いますか。そうでしょう。その次に宗教国家、これが一番教育を支配してますよ。宗教によって支配しているんですからね、片一方は。片一方は、日本共産党とは言っても、日本共産党は国をよう支配してませんから、そういうことはできません。しかし、共産党が支配している国は、全部教育を支配している。これは間違いのことであります。

議 長 ご静粛に。

8 番議員 あなたも十分好きな討論されているんですから、黙って聞いていてください。

それと、まずその次に何が起こったか。日教組、高教組、これを支配したのはどこか、支配したというか実質支援したのは日本共産党、日本社会党でしょう。それ果たして、日教組、高教組が公平な立場で教育を行ったのかどうか。そうでしょう。その反省も僕は十分あると思うんですよ。そこにおいて、この公明党さんの協議でこういう文面に変えられましたけれど、愛国心でいいと思うんです、僕は。そんなややこしいこと言わなくても。ただこれは与党の協議ですから、それ以上のことは申し上げられませんけれども。

その次に、じっと考えてみたら、非常に今の社会も乱れてきたんは一体何かと。そういうことも考えなきゃならない。権利の主張ばかりで、昔は権利を主張できなかったから、権利の主張を教えるということも大変大事だったと思うんです。義務の教育が行われてたと、少なかったと。そして権利ばかりの主張をやったと。それが度が過ぎてるわけなんですよ。何でも真ん中というところがあるんです。だからその辺のところを、ある程度、今これ

改正しようということで、僕はこれで何ら問題はないと思いますよ。

それと共産党さんもよう言われてますけど、国民のため、住民がどうか言うてますけど、共産党さんもそうでしょう。不破さんの言ってること、不破さんから出たこと、一般の下ものは全部理解できますか。まず、それを讀んでる人が何パーセントいますか。そういうことだと思いますよ、僕は。そういうことでね、いつから全部自分らが正しいというのは間違っていると。

以上でございます。

議長 ほかには討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第9号は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。よって、議員提出議案第9号は否決されました。

暫時休憩いたします。

(A.M. 11:49 休憩)

(P.M. 1:32 再開)

議長 休憩を解き再開いたします。

議長 次に日程5番、議員提出議案第10号、学童保育事業の「設置・運営基準」の制定を求める意見書については、竹村君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 それでは本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。 竹村君！

16番議員 学童保育事業の「設置・運営基準」の制定を求める意見書をただいまよりやります。

現在急速は少子化が進んでおりますが、我が国の経済面、社会面に与える影響はとても深刻なものとなってきました。そんな少子化の歯どめとして、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法により、平成16年度に広陵町次世代育成支援行動計画を策定したものであり、奈良県下の自治体すべてにおいて策定されているところであります。学童保育は、

1997年の児童福祉法の改正で、放課後児童健全育成事業として法制化されたもの。厚生労働省の実施要領では、養護学校などの小学部、児童や小学校4年以上も対象にできる活動内容は、1番、児童の健康管理や安全確保、2番、遊び活動への意欲と態度の平静、3番、遊びを通じて自主性、社会性、創造性の育成、4番、放課後の児童の活動状況を把握と家庭の連絡、5番、家庭や地域での遊びの環境づくり、支援、6番、その他児童の健全育成上、必要な活動としている。

厚生労働省調査では、昨年5月1日現在、1万5,184カ所で65万4,823人の児童が登録されている。しかし少子化対策としては、重要な施策にかかわらず、国においては設置・運営基準が設けておらず、全国設置運営基準の制定が求められている。2004年3月に、埼玉県放課後児童クラブ運営基準が策定され、東京都や昨年度は石川県が運営基準をつくっている。政府でもその動きがつくられているようだが、国会でも昨年10月20日、青少年で招致し、論議されるに至っている。この中で年間1,600時間、子供たちが学童保育で生活している。学校にいる時間が1,100時間ぐらいというよりも、学童保育で生活している時間が500時間も長いということになります。ですから、放課後のわずかな時間の問題ではないということをもまずご理解いただきたいというように述べられている。

学童保育は、共働き家庭の増加、少子化対策への子育て環境の整備など、ますます重要になっている。親が安心して預けられる施設づくりには、どうしても最低の設置、運営基準は必要です。奈良県においては父母の指導員、関係者の意見が反映された学童保育の設置、運営基準を早急に策定するよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第10号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されま

した。

議長 次に日程 6 番、議員提出議案第 1 1 号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書については、吉岡君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 それでは本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。 吉岡君！

1 3 番議員 それでは、提案の説明をさせていただきます。

これは、クレジット、サラ金、商工ローンの高金利を引き下げようというものであり、出資法という法律で、貸金業者に認められている上限金利は徐々に引き下げられてきたものの、現在は年利 2 9. 2 % であります。さらに日掛け金融、電話担保金融については、年利 5 4. 7 5 % という特例金利が認められております。

一方、日本で金利として民事上有効と認められているのは、利息制限法による利率が最高 2 0 % であります。つまり出資法の上限金利と、利息制限法の制限金利という二重構造が問題であり、この出資法の高金利が不況、生活苦の中で犯罪等の被害を引き起こす深刻な社会問題である要因の一つとも考えられます。こうした厳しい経済情勢の中で、一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、いわゆるグレーゾーン、これは民事的には無効であります、罰則がないゾーンのことであり、これをなくし、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利までに引き下げることが必要と思われま。

そこで、1 番、出資法第 5 条の上限金利を利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること。2 番、貸金業規制法第 4 3 条のいわゆるみなし弁済規定を撤廃すること。3 番出資法における日歩貸し金業者及び電話担保金融に対する特例金利を排出すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、別紙意見書を提出します。

議員皆様の賛同をよろしく願いをいたします。

議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成18年第2回定例会をこれにて閉会をいたします。

(P.M. 1:45閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成18年 6月19日

広陵町議会議長 青木 義 勝

署 名 議 員 笹 井 正 隆

署 名 議 員 竹 村 博 司